

韓国特許庁 知識財産白書 2005

目次

第1編 知識財産政策の概観

第1章 知識財産政策の推進方向と最近の動向

第1節 知識財産政策の推進方向及び成果

1. 概観..... 31
2. 2004年主要推進成果..... 34
3. 2005年の政策推進方向..... 38

第2節 知識財産分野における国際的な動向及び対応方案

1. 知識財産における国際動向..... 42
2. 対応方案..... 46

第2章 知識財産の出願・登録及び審査・審判の処理 現況

第1節 出願

1. 産業財産権の出願動向及び今後の展望..... 47
2. 権利別・産業部門別の出願現況..... 57

3. 内・外国人別出願現況.....	60
4. 公共機関及び大学による特許出願現況.....	65

第2節 PCT 国際出願

1. PCT 国際出願動向.....	68
2. 韓国出願人による PCT 国際出願動向分析.....	75
3. PCT 国際出願の 2005 年展望.....	80
4. 出願人の PCT 活用力量の強化.....	81

第3節 登録

1. 新規設定登録現況.....	83
2. 産業部門別特許・実用新案における新規登録現況.....	84
3. 個人・法人及び内・外国人別新規登録現況.....	84
4. 年次登録現況.....	86
5. 登録・消滅・存続権利の現況.....	86
6. 国際商標（マドリッド）の登録現況.....	88
7. 消滅した権利の回復制度の導入.....	88
8. 登録税（地方税）統合徴収の実施.....	89

第4節 審査

1. 総括.....	91
------------	----

2. 特許及び実用新案.....	92
------------------	----

3. 商標及びデザイン.....	96
------------------	----

第5節 審判

1. 審判請求及び処理現況.....	99
--------------------	----

2. 特許法院訴提起及び判決現況.....	108
-----------------------	-----

3. 最高裁判所上告提起及び宣告現況.....	109
-------------------------	-----

第2編 迅速かつ正確な審査・審判体制確立

第1章 組職改編及び評価体制の効率化

第1節 職制の弾力的運営

1. 審査チーム制及び審査官等級制施行.....	85
--------------------------	----

2. 審査人材増員及び職制改正.....	87
----------------------	----

3. 審判人材増員推進.....	89
------------------	----

第2節 審査評価制度の効果的運営

1. 審査評価制度の運営.....	91
-------------------	----

2. 審査評価規定及び指針書の制改正.....	93
-------------------------	----

3. 審査の質指数の科学的管理.....	96
----------------------	----

第3節 審査官及び審判官の士気高揚

1. 優秀審査・審判部署の褒賞.....	101
2. 優秀審査事例褒賞.....	102
3. 2004 年度公務員叙勲実績.....	103

第 2 章 審査・審判の先進化

第 1 節 審査・審判の専門性強化

1. 特許・実用新案分野.....	105
2. 商標・デザイン分野.....	106
3. 審判分野.....	109
4. 訴訟分野.....	111
5. 審査官及び審判官の海外訓練実施.....	114
6. 国際知識財産研修院の教育訓練現況.....	114
7. 公務員教育訓練実績.....	122
8. 次世代成長技術の保護のための審査基盤構築.....	126
イ. 生命工学 (BT) 分野.....	126
ロ. ナノ技術 (NT) 分野.....	132
ハ. 環境技術 (ET) 分野.....	137

第 2 節 審査・審判の生産性向上

1. 先行技術調査外部用役の拡大.....	141
-----------------------	-----

2. 国際特許分類（IPC）業務のアウトソーシング実施	143
3. 商標審査業務のアウトソーシング推進	144
4. 審査・審判の効率性向上のための制度改善	146
イ. 特許・実用新案施行令及び施行規則の改正推進	146
ロ. 地理的表示保護のための商標法改正推進	147
ハ. デザイン制度の改善	150
ニ. 審判制度の改善	151

第3節 審査・審判基準及び指針整備

1. 特許・実用新案審査指針書の改正	155
2. 商標及びデザイン分野	156
3. 審判分野	158

第3章 審査制度の Global Standard 化推進

第1節 国際協約加入拡大及び関連制度整備

1. 特許法条約（PLT）の主要内容及び加入方案	171
2. 特許協力条約（PCT）の改革議論及び展望	173
3. 商標法条約（TLT）の加入及び改正議論に積極対応	175
4. 標章の国際登録に関するマドリッド議定書国内制度整備 .	178
5. 商品・サービス業の分類体系改編推進	183

第2節 国際傾向を反映した知識財産権制度改善

1. 特許実体法条約議論の動向及び対応方案..... 186
2. 商標・デザイン審査制度の国際化..... 188

第3編 未来指向的特許行政情報システムの開発・運営

第1章 特許行政情報システムの高度化

第1節 未来型特許行政情報システム開発推進

1. 次世代特許ネット「KIPOnet II」の構築推進..... 193
2. 知能型検索システム開発推進..... 196
3. 国際特許電子出願システムの構築推進..... 198
4. 中央行政機関による情報化水準評価最優秀行政機関に選定 200

第2節 特許ネットシステムの安定的・効率的運営

1. 特許ネットシステムの委託運営..... 202
2. 特許ネットシステムの安定的・効率的運営..... 204
3. 電算装備増設及び常用 S/W の持続的なアップグレード... 207
4. 特許ネットシステム利用者支援チームの運営..... 208
5. 特許ネットサービス水準の向上..... 210
6. 特許ネット情報保護体系の整備..... 211

7. 知識管理システムの運営活性化.....	213
------------------------	-----

第2章 特許情報提供サービス強化及び活用促進

第1節 特許技術情報のDB拡大及び品質管理

1. 検索DBの持続的拡充.....	215
2. 特許文書電子化センター運営.....	218
3. データ管理センター運営.....	219
4. 韓国特許英文抄録発刊及び普及.....	221
5. インターネット公報発刊.....	224

第2節 特許技術情報活用のためのインフラ拡大

1. オンライン特許技術情報サービス（KIPRIS）の強化.....	226
2. サイバー国際特許アカデミーの運営.....	229
3. 特許情報の国家的活用のための制度的基盤構築.....	233

第3節 特許技術動向調査の活性化

1. 事業推進の背景.....	236
2. 主要事業の推進内容.....	238
3. PM結果物の普及及び活用促進.....	242

第4節 電子出願制度の定着

1. 権利別及び出願人別の電子出願現況.....	246
--------------------------	-----

2. 多様な電子出願使用者支援制度の運営	248
----------------------------	-----

第5節 電子民願の高度化

1. 証明書類のオンライン申請及び即時発給体制の構築	250
2. オンライン手数料納付機関拡大	251

第4編 汎国民的な知識財産創出基盤の拡充

第1章 発明家の育成

第1節 地域的に均衡のある発明教育インフラの構築

1. 発明教室運営の活性化	255
2. 発明研究試験校の支援	258
3. 発明指導者の育成	259

第2節 優秀な発明人材の養成

1. 発明奨学生を選抜	262
2. 発明行事の開催	263
3. 大学生の発明活動の活性化	266
4. 知識財産教育センターの建設推進	269

第2章 知識財産創出の促進

第1節 知識財産権に対する中小企業の認識の向上

1. 推進背景..... 270
2. 全国巡回説明会の開催..... 270
3. 業種別団体への説明会開催..... 271

第2節 権利化の為の支援強化

1. 海外での知識財産権獲得の支援..... 272
2. 中小企業に対する産業財産権の診断支援..... 276
3. 地方自治体ブランド・デザインの権利化の支援..... 277

第3節 地域知識財産の創出基盤助成事業

1. 推進背景..... 279
2. 地域知識財産センターの事業概要..... 279
3. 地域知識財産センターの事業内容..... 286
4. 事業推進実績..... 288

第3章 女性の発明活動に対する支援強化

第1節 女性の知識財産権の認識向上事業の展開

1. 女性の発明活動及び知識財産権に対する認識向上..... 297
2. 女性発明情報誌(月刊『発明する人々』)の持続発刊.... 299

第2節 女性が発明しやすい環境への助成

1. 女性発明団体の自立基盤強化..... 300
2. 女性発明コンテストの開催..... 300
3. 女性発明の優秀事例発表会の開催..... 300
4. 女性発明家への褒賞（報奨）などの優待..... 301

第3節 女性発明の事業化促進の支援

1. 女性発明家に対する特許技術事業化協議会の資金支援拡大.... 302
2. 女性用品及び発明品の博覧会開催..... 302
3. 関連機関との有機的な協調体制の構築..... 303

第4章 職務発明の活性化

第1節 職務発明制度の概観

1. 職務発明の意義及び重要性..... 304
2. 職務発明制度の運用目的及び趣旨..... 306
3. 我が国の職務発明法制及び政府施策の状況..... 306

第2節 職務発明活性の為の法制度改善の推進

1. 職務発明褒賞制度の改善方案整備（'04. 6. 15
国務会議の報告）..... 308

- 2. 職務発明法制の統一的な整備着手..... 309
- 3. 公務員の職務発明褒賞規定の改正により、褒賞金の大幅増額.. 313

第3節 民間の職務発明活性化の誘導

- 1. 研究開発主体別の職務発明創出条件分析..... 314
- 2. 民間職務発明の実態調査..... 319
- 3. 民間職務発明活性化の施策推進..... 322

第4節 国有特許権の活用

- 1. 国有特許の概念..... 327
- 2. 国有特許の登録状況..... 327
- 3. 国有特許の実施状況..... 328
- 4. 国有特許の登録・処分補償金の支給状況..... 329
- 5. 国有特許の処分褒賞金の大幅拡大..... 329

第5章 発明振興の為のインフラ構築

第1節 発明ブームを助成する為の国民的な努力の展開

- 1. 「第39回発明の日」記念式の開催..... 331
- 2. 各種発明行事を通じた発明文化の発達（発明の月の行事）.... 332
- 3. 大衆媒体を通じた発明重要性の広報..... 333

第2節 知識財産権研究機能の拡充

1. 知識財産権政策研究の遂行..... 334
2. 知識財産権研究活性化の為のインフラ構築..... 338
3. 知識財産権関連シンポジウムの開催..... 341

第3節 顧客便宜の増進

1. 「総合民願室」の機能強化..... 345
2. 「特許顧客コールセンター」運営の充実化..... 348
3. 特許顧客の為の案内及び広報冊子の発刊・配布..... 351

第4編 知識財産権の保護強化

第1章 知識財産権保護の為の取り締まり及び教育の強化

第1節 知識財産権保護の為の広報及び教育の強化

1. 知識財産権保護に関する認識を高める為の広報..... 355
2. 知識財産権の侵害を取り締まる公務員の教育..... 356

第2節 偽造商品流通根絶の為の取り締まり活動強化

1. 偽造商品に対する合同取り締まり実施..... 358
2. 偽造商品通報センターの運営..... 359

第2章 知識財産権の徹底的な保護

第1節 特許法率救助事業の推進

1. 特許法率救助事業の概要..... 360
2. 特許法率救助事業の運営細則改正及び運営強化..... 360
3. 特許法律救助事業の広報強化及び支援実績..... 361

第2節 産業財産権の紛争調整制度運営の充

1. 制度の概要..... 363
2. 運営実績..... 364
3. 紛争調整制度の国民への広報強化..... 365
4. 紛争調整制度の改善..... 366

第3節 営業秘密保護制度の定着

1. 我が国の営業秘密保護制度の沿革..... 367
2. 営業秘密保護制度の広報強化..... 368

第4節 弁理士制度の合理的な運営

1. 2004年度弁理士試験実施..... 370
2. 受験生の便宜などを考慮した制度改善の推進..... 371
3. 受験環境の変化などによる対応..... 374

第5節 半導体配置設計権の保護及び振興

1. 推進経緯.....	376
2. 「半導体配置設計技術振興事業」推進状況.....	377
3. 半導体配置設計権の設定登録状況.....	384
4. 今後の計画.....	386

第6編 特許技術の取引移転及び事業化の促進

第1章 特許技術取引活性化の支援

第1節 特許技術取引システムの多様化

1. 特許技術の活用実態.....	391
2. インターネット特許技術市場（IP-MART）サービスの 基盤強化.....	394
3. 特許技術常設市場の設置・運営.....	396
4. 特許技術取引システム間の相互活用体系構築.....	399
5. 特許技術移転需要の常時発掘体制の構築及び 民間投資誘致活動の展開.....	399
6. 特許技術移転の促進.....	401
7. 特許技術事業化の成功事例発表会の開催及び事例集の発刊....	404

第2節 特許技術の客観的価値評価の基盤構築

1. 概要..... 405
2. 発明評価手数料の支援及び実績..... 406
3. 発明評価機関の指定..... 407
4. 技術価値教育プログラムの運営など..... 409

第2章 特許技術事業化の支援拡大及び多様化

第1節 特許技術事業化の資金支援財源の確保

1. 「特許技術事業化協議会」資金支援の拡大..... 411
2. 特許技術事業化投資組合（2号）の結成..... 414

第2節 優秀特許技術保有中小・ベンチャー企業の創業支援

1. 特許技術の試作品製作支援..... 416
2. 特許出願中の技術に対するベンチャー企業確認支援.... 417
3. 中小企業の優秀特許技術に対する優先購買支援..... 418

第3節 優秀特許製品の流通促進

1. 大韓民国特許技術展の開催..... 420
2. ソウル国際発明展の開催..... 421
3. 優秀特許製品百選の選定及び広報..... 422
4. 特許製品の電子商取引システム構築・運営..... 424

第7編 積極的な国際知識財産協力の遂行

第1章 知識財産分野の国際協力強化

第1節 他者間及び両者間の協力事業の推進

1. 東北アジアの特許協力体制構築..... 429
2. 主要国家との特許庁長会談の開催（中国、日本等の
主要国家との両者協力の深化）..... 432
3. 知識財産権の国際規範形成論議に対する積極的対応.... 434
4. 韓・WIPO間知識財産権の業務協力の強化..... 438
5. 低開発国（LDCs）の知識財産権の確立・強化の為の
閣僚会議の開催..... 440
6. WTO/TRIPS 知識財産権論議への対応..... 448
7. FTA 知識財産分野の交渉対応..... 450
8. APEC 地域内での知識財産権分野の協力強化..... 454
9. 産業財産分野の南北交流協力の推進..... 457

第2節 知識財産権の国際動向の収集・伝播

1. 海外知識財産権の動向収集及び伝播..... 461
2. 国内の知識財産権ニュースの海外伝播..... 462

第3節 海外進出企業の知識財産権保護

- 1. 海外知識財産権保護の必要性..... 464
- 2. 海外知識財産権の侵害状況..... 465
- 3. 「海外知識財産権保護センター」の運営..... 467

第2章 Global 特許情報ネットワークの強化

第1節 情報化分野の国際役割増大及び多者協力の拡大

- 1. 特許ネット技術移転の為の多者協力の推進..... 469
- 2. 主要国の特許庁と情報化協力の強化..... 472
- 3. 知識財産権の情報化技術標準の制定参加..... 474

[表 の 目 次]

<表 I-2-1>	最近5年間権利別出願の現状	48
<表 I-2-2>	内外国人別出願の現状	50
<表 I-2-3>	法人・個人別出願の現状.....	51
<表 I-2-4>	女性及び学生出願の現状.....	52
<表 I-2-5>	代理人有無別出願の件数.....	53
<表 I-2-6>	主要国の最近5年間の特許出願現状.....	54
<表 I-2-7>	最近5年間韓国の主要国に対する特許出願現状.....	55
<表 I-2-8>	産業部門別の特許・実用新案登録出願の現状.....	57
<表 I-2-9>	産業部門別のデザイン登録出願の現状.....	59
<表 I-2-10>	Nice分類別の商標登録出願現状.....	60
<表 I-2-11>	内国人の地域別出願現状.....	61
<表 I-2-12>	国内10大多出願業者出願の現状.....	62
<表 I-2-13>	外国（法）人の国籍別出願の現状.....	63
<表 I-2-14>	外国人の10大多出願業者別出願の現状.....	64
<表 I-2-15>	公共機関特許出願現状.....	65
<表 I-2-16>	公共機関の多出願順位.....	66
<表 I-2-17>	大学の特許出願現状.....	67
<表 I-2-18>	大学の多出願順位.....	67
<表 I-2-19>	国際調査機関及び国際予備審査機関指定の現状 ...	70
<表 I-2-20>	外国人のPCTを通じた国内特許出願現状	71

<表	I-2-21>	3極及び韓国のPCT国際出願の現状	74
<表	I-2-22>	国内の10大PCT多出願企業（法人）の現状	76
<表	I-2-23>	個人出願対法人出願の現状	76
<表	I-2-24>	技術分野別の出願現状	77
<表	I-2-25>	国内言語別のPCT国際出願の現状	78
<表	I-2-26>	多出願10位代理人別現状.....	80
<表	I-2-27>	新規設定登録の現状.....	83
<表	I-2-28>	産業部門別登録の現状（特許・実用新案）	84
<表	I-2-29>	個人・法人及び内・外国人登録の現状.....	85
<表	I-2-30>	外国人（国家別）登録現状.....	85
<表	I-2-31>	年度別年次登録現状.....	86
<表	I-2-32>	権利別の登録・消滅、存続権利の現状.....	87
<表	I-2-33>	国際商標（マドリッド）の国家別登録現状.....	88
<表	I-2-34>	権利別審査処理現状.....	91
<表	I-2-35>	特許出願の1次審査処理現状.....	92
<表	I-2-36>	特許出願の審査終結処理現状.....	93
<表	I-2-37>	旧実用新案出願の1次審査処理現状	94
<表	I-2-38>	旧実用新案出願の審査終結処理現状.....	94
<表	I-2-39>	実用新案先登録出願の審査現状.....	95
<表	I-2-40>	PCT国際調査及び予備審査件数.....	96
<表	I-2-41>	商標登録出願の1次審査処理現状.....	97
<表	I-2-42>	商標登録出願の審査終結処理現状.....	97
<表	I-2-43>	デザイン登録出願の1次審査処理現状.....	98
<表	I-2-44>	デザイン登録出願の審査終結処理現状.....	98

<表 I-2-45>	審判請求及び処理件数現状.....	99
<表 I-2-46>	R&D投資と出願・審査・審判請求の現状.....	101
<表 I-2-47>	研究主体別R&D投資と審判請求現状.....	102
<表 I-2-48>	審判請求人別審判請求現状.....	103
<表 I-2-49>	内国人・外国人間の権利別審判請求現状.....	104
<表 I-2-50>	国内企業・外国企業間審判請求現状.....	106
<表 I-2-51>	中小企業・大企業間の審判請求現状.....	107
<表 I-2-52>	年度別の審判処理期間現状.....	107
<表 I-2-53>	特許法院における訴提起及び判決現状.....	108
<表 I-2-54>	大法人における上告提起及び宣告現状.....	109
<表 II-1-1>	審査官の等級現状.....	86
<表 II-1-2>	主要国の審査評価制度運用現状.....	91
<表 II-1-3>	特許・実用新案の審査誤謬率.....	93
<表 II-1-4>	審査変数別増減比率.....	99
<表 II-1-5>	2004年度優秀審査・審判部署補償実績.....	102
<表 II-1-6>	2004年度優秀審査事例補償実績.....	103
<表 II-1-7>	2004年度公務員授賞実績.....	104
<表 II-2-1>	決定系審判事件に対する訴訟事務遂行現状.....	112
<表 II-2-2>	2004年度公務員課程の教育訓練現状.....	117
<表 II-2-3>	2004年度民間人課程の教育訓練現状.....	118
<表 II-2-4>	2004年度発明進行課程の教育訓練現状.....	120
<表 II-2-5>	2004年度外国人課程の教育訓練現状.....	121
<表 II-2-6>	2004年度国内教育現状.....	124
<表 II-2-7>	2004年度長・短期国外訓練現状.....	126

<表	Ⅱ-2-8>	世界高付加産業の市場規模.....	126
<表	Ⅱ-2-9>	年度別政府部門の生命工学への投資額.....	128
<表	Ⅱ-2-10>	最近7年間生命工学分野の特許出願現状.....	129
<表	Ⅱ-2-11>	国家研究開発による国内特許出願の技術分野別 分布.....	130
<表	Ⅱ-2-12>	主要国の2003年度NT投資予算.....	133
<表	Ⅱ-2-13>	ナノ技術関連のIPC分類表.....	134
<表	Ⅱ-2-14>	最近国内ナノ技術出願の現状.....	135
<表	Ⅱ-2-15>	最近5年間国内環境分野の特許出願現状.....	138
<表	Ⅱ-2-16>	最近5年間国内再生エネルギー分野の特許 出願現状.....	139
<表	Ⅱ-2-17>	年度別先行技術調査の外部発注事業推進現状....	142
<表	Ⅱ-2-18>	日本の年度別先行技術調査外部発注事業の 推進現状.....	143
<表	Ⅱ-3-1>	マドリッド国際出願の推移.....	180
<表	Ⅱ-3-2>	マドリッド国際出願の外国指定推移.....	180
<表	Ⅲ-1-1>	2003年に推進完了した開発事項.....	194
<表	Ⅲ-1-2>	2004年に推進完了した開発事項.....	195
<表	Ⅲ-1-3>	年度別の投入人員及び契約現状.....	203
<表	Ⅲ-1-4>	システム運営の達成レベル.....	205
<表	Ⅲ-1-5>	主要電算設備現状.....	208
<表	Ⅲ-1-6>	年度別業務支援現状.....	209
<表	Ⅲ-1-7>	主要保安システム保有現状.....	213
<表	Ⅲ-2-1>	特・実検索DB構築現状.....	216

<表 III-2-2>	デザイン検索DB構築現状.....	217
<表 III-2-3>	商標検索DB構築現状.....	217
<表 III-2-4>	特許文書電子化センターの書面書類の電子化実績 .	219
<表 III-2-5>	データ管理センターの処理現状.....	221
<表 III-2-6>	韓国特許英文抄録作成現状.....	223
<表 III-2-7>	韓国特許の英文抄録国内外配布現状.....	224
<表 III-2-8>	2004年度公報発刊件数.....	225
<表 III-2-9>	インターネット公報のメーリングサービス加入者 及びメール発送件数.....	225
<表 III-2-10>	年度別KIPRIS（特許技術情報サービス）提供 情報現状.....	228
<表 III-2-11>	年度別KIPRIS（特許技術情報サービス）の 利用者現状.....	228
<表 III-2-12>	サイバー国際特許アカデミーコンテンツの 細部内訳.....	231
<表 III-2-13>	2004年度PM課題名及び作成機関.....	245
<表 III-2-14>	年度別電子出願率.....	247
<表 III-2-15>	2004年権利別電子出願現状.....	247
<表 III-2-16>	2004年提出人別電子出願率現状.....	248
<表 IV-1-1>	年度別設置現状.....	255
<表 IV-1-2>	市・都別設置現状.....	256
<表 IV-1-3>	学校級別設置現状.....	256
<表 IV-1-4>	年度別発明教室の教育人員.....	256
<表 IV-1-5>	全国発明教室設置現状.....	257

<表 IV-1-6>	‘04年度発明研究試験学校指定現状	258
<表 IV-1-7>	全国教員発明教育研究大会開催現状.....	261
<表 IV-1-8>	大韓民国学生発明展示会開催現状.....	264
<表 IV-1-9>	全国大学発明クラブの現状	268
<表 IV-2-1>	外国出願費用の融資条件.....	274
<表 IV-2-2>	海外出願費用補助事業申請及び支援現状.....	275
<表 IV-2-3>	海外出願費用融資事業申請及び支援現状.....	275
<表 IV-2-4>	外国特許出願の所要費用.....	275
<表 IV-2-5>	産業財産権診断事業運営実績.....	277
<表 IV-2-6>	地域巡回説明会の回数及び参加者数.....	278
<表 IV-2-7>	事業参加機関別の役割.....	281
<表 IV-2-8>	運営主体別の事業遂行機関.....	281
<表 IV-2-9>	設置運営の現状.....	283
<表 IV-2-10>	‘04年の予算支援現状.....	288
<表 IV-2-11>	特許情報サービス提供現状.....	289
<表 IV-2-12>	センター別特許情報サービス提供現状.....	290
<表 IV-2-13>	知財権に関する総合相談現状.....	291
<表 IV-2-14>	センター別の知財権総合相談提供の現状.....	292
<表 IV-2-15>	無料弁理相談室運営及び専門家コンサルティング 提供の現状	293
<表 IV-2-16>	開催現状.....	294
<表 IV-2-17>	地域別知識財産説明会開催現状.....	294
<表 IV-2-18>	関連機関とのNetwork形成推進の実績.....	295
<表 IV-2-19>	特許出願支援事業など各種支援事業（地方自治体	

	及び関連機関の支援)	295
<表	IV-2-20>	展示会及びコンテスト開催などの現状.....	296
<表	IV-3-1>	女性産業財産権の出願現状.....	298
<表	IV-4-1>	最近韓国の職務発明推移.....	305
<表	IV-4-2>	研究主体別に使用した研究開発費の推移.....	305
<表	IV-4-3>	主要先進国の職務発明制度比較.....	307
<表	IV-4-4>	日本特許法第35条第4項及び第5項の新旧条文の 対比表.....	312
<表	IV-4-5>	出願人別の出願件数及び占有率 (1990~2001)	315
<表	IV-4-6>	主要大学の特許出願件の推移.....	318
<表	IV-4-7>	職務発明補償制度実施による効果.....	320
<表	IV-4-8>	職務発明補償制度未実施の理由.....	320
<表	IV-4-9>	職務発明補償の類型別平均支給金額.....	321
<表	IV-4-10>	職務発明補償の活性化のための政策的支援課題..	321
<表	IV-4-11>	職務発明コンテスト開催実績.....	323
<表	IV-4-12>	職務発明コンテスト授賞の現状.....	323
<表	IV-4-13>	職務発明コンテストの受賞者リスト.....	324
<表	IV-4-14>	職務発明巡回説明の開催機関.....	326
<表	IV-4-15>	年度別国有特許保有現状.....	328
<表	IV-4-16>	年度別国有特許実施現状.....	328
<表	IV-4-17>	国有特許の登録・処分報償金の支給現状.....	329
<表	IV-5-1>	知財権研究活性化事業による年度別研究課題数...	335
<表	IV-5-2>	最近3年間の「知財権研究活性化事業」による研究	

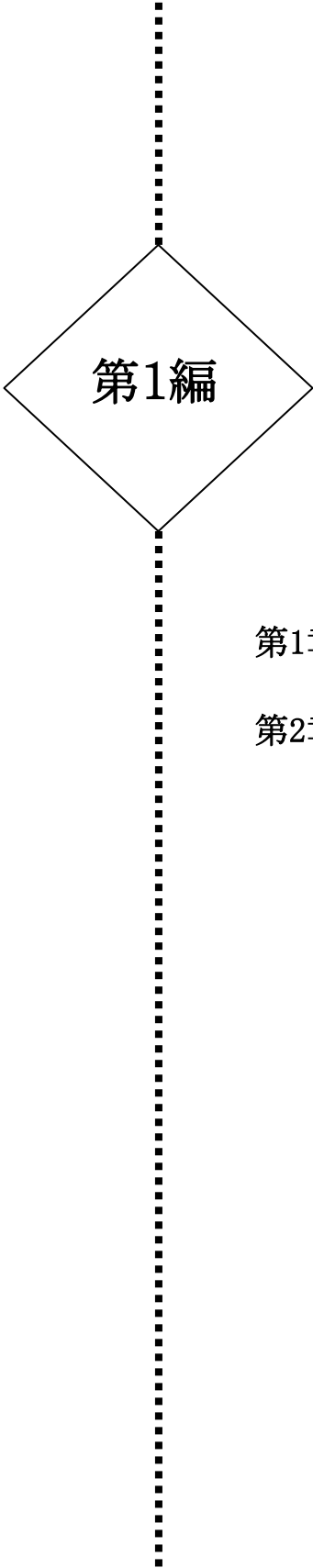
	報告書の目録.....	336
<表	IV-5-3> 知財権研究フォーラム開催の実績.....	340
<表	V-1-1> 偽造商品の取締公務員への教育実績.....	357
<表	V-1-2> 偽造商品の取締及び措置内訳.....	358
<表	V-1-3> 主要品目別取締実績.....	359
<表	V-2-1> 年度別事業推進実績.....	362
<表	V-2-2> 産業財産権紛争調停現状.....	364
<表	V-2-3> 弁理士試験施行現状.....	370
<表	V-2-4> 半導体配置設計技術施行事業推進の実績.....	379
<表	V-2-5> 海外設計財産の標準及び取引所の現状.....	381
<表	V-2-6> 研究分野及び研究機関現状.....	384
<表	V-2-7> 内外国人別設定登録現状.....	385
<表	V-2-8> 機能別設定登録現状.....	385
<表	V-2-9> 機関別設定登録現状.....	386
<表	V-2-10> 年度別・分野別事業推進目標及び内容.....	387
<表	VI-1-1> 特許事業化実態調査の実施現状.....	392
<表	VI-1-2> 大学及び公共研究機関の技術移転率.....	393
<表	VI-1-3> 年度別休眠特許現状.....	393
<表	VI-1-4> インターネット特許技術市場DBの構築現状.....	395
<表	VI-1-5> 権利別技術移転実績.....	398
<表	VI-1-6> 類型別技術移転実績.....	398
<表	VI-1-7> 特許技術市場開催実績.....	398
<表	VI-1-8> 融資条件.....	402
<表	VI-1-9> 最近7年間発明評価手数料支援実績.....	407

<表 VI-1-10>	発明評価機関指定の現状.....	408
<表 VI-2-1>	2004年特許事業化資金及び支援条件.....	412
<表 VI-2-2>	特許技術事業化協議会を通じた支援実績.....	414
<表 VI-2-3>	最近5年間試作品製作支援実績.....	417
<表 VI-2-4>	年度別ベンチャー企業関連証明賞発給実績.....	418
<表 VI-2-5>	ベンチャー企業の出願に対する優先審査実績.....	418
<表 VI-2-6>	優秀発明品の優先購買の推薦実績.....	419
<表 VI-2-7>	大韓民国特許技術大展の出品現状及び観覧者数...	421
<表 VI-2-8>	ソウル国際発明展行事内訳	422
<表 VI-2-9>	100大優秀特許製品の選定現状	423
<表 VI-2-10>	特許製品の電子商取引システム運営実績.....	425
<表 VII-1-1>	LPC会議の国内外参加者現状	442
<表 VII-1-2>	低開発国参加者リスト	443
<表 VII-1-3>	地域別被侵害現状 (2000～2004)	465
<表 VII-1-4>	権利別被侵害現状 (2000～2004)	466
<表 VII-1-5>	類型別被侵害現状 (2000～2004)	466
<表 VII-2-1>	主要国特許庁との今後の計画.....	474
<表 VII-2-2>	情報化技術標準のための今後の計画.....	478

[図 の 目 次]

<図 I-1-1>	2004年度特許政策推進の体系.....	33
<図 I-2-1>	最近5年間出願の推移.....	49
<図 I-2-2>	主要国の最近5年間特許出願の推移.....	54
<図 I-2-3>	韓国のPCT国際出願の動向.....	69
<図 I-2-4>	世界PCT国際出願の現状.....	72
<図 I-2-5>	各国別PCT出願の順位.....	72
<図 I-2-6>	3極及び韓国のPCT国際出願の推移.....	73
<図 I-2-7>	世界言語別PCT国際出願の現状.....	79
<図 III-1-1>	年度別利用者満足度調査結果.....	211
<図 III-2-1>	PM事業の推進体系.....	239
<図 IV-2-1>	海外出願費用融資の手続.....	274
<図 IV-2-2>	推進体教育.....	280
<図 IV-2-3>	運営主体別事業遂行機関の分布図.....	282
<図 IV-2-4>	地域別事業遂行機関分布の現状.....	282
<図 IV-2-5>	地域別事業遂行機関の分布図.....	283
<図 IV-2-6>	特許情報サービス別の分布図.....	289
<図 IV-2-7>	知財権総合相談の分布図.....	291
<図 IV-2-8>	開催回数別及び参加者別分布図.....	294
<図 IV-4-1>	企業規模別研究開発投資の比重.....	315
<図 IV-4-2>	研究主体別、学位別研究院の分布.....	317

<図 V-2-1>	保護・流通D/Bシステムモデル.....	383
<図 VI-1-1>	融資手続き.....	403



第1編

知識財産政策の概観

第1章 知識財産政策の推進方向と最近の動向

第2章 特許情報提供サービス強化及び活用促進

第1章 知識財産政策の推進方向と最近の動向

第1節 知識財産政策の推進方向及び成果

政策広報管理官室 財政企画官室 書記官 金ミョンソプ

1. 概観

経済のパラダイムが変わっている。知識と情報が富の手段からそのものが富の源泉になり、知識基盤経済に速く転換されると共に、従来の投入主導型経済体制において重視されていた土地や資本などの類型資産よりは、技術力、ブランド、デザインなどの無形の知識財産が競争力の核心要素として登場してきている。

このような時代的な潮流を反映するように主要国々では知識財産による国家競争力の確保に総力を傾けている。

アメリカでは 21 世紀に入ると同時に、特許重視 (Pro-patent) 政策に転換し、また 21 世紀戦略計画の設置によって組織の弾力性 (Agility) ・力量 (Capability) ・生産性 (Productivity) の向上という 3 つの目標の下で、審査官の増員、審査手続きの改善、電算システムの構築などの具体的な実践課題を推進すると共に、審査待機期間、電子出願率、審査エラー率など、10 つの成果指標により徹底的に管理している。

日本も長期的な景気低迷を突破するために「知識財産立国」を国家目標に定めて、総理大臣を本部長とする知識財産戦略本部を設置することで、汎政府次元での知識財

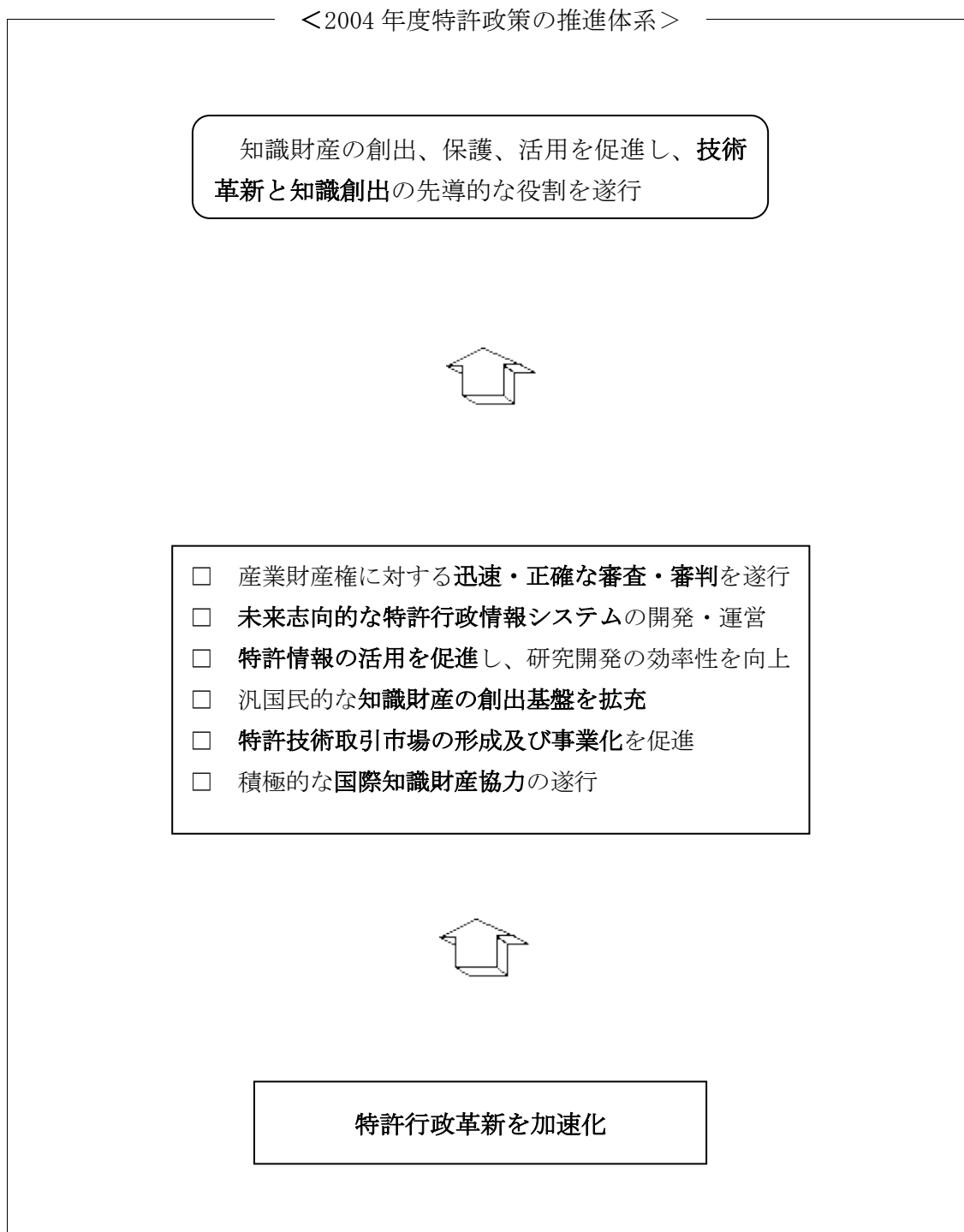
産の創造・保護・活用を行うなどの知識財産関連政策を発掘・推進している。一方、新しい新興工業国と呼ばれている BRICs の一つである中国でも「科教興国」を核心政策として採択して科学技術による国家発展戦略を設けて推進している。

このように、主要国々が国家競争力を向上するための核心手段として知識財産分野の政策を強化する傾向にある。もはや我々も先進国によって作られた技術を追撃して改良する追撃型技術戦略では無限競争において生き残ることができなくなった。

次第に厳しくなる国際競争環境では新技術経営による革新主導型経済体制という新しい競争パラダイムが必要である。核心・源泉技術の確保と保護、事業化という知識財産の先循環体系が確保されなければならないが、これが即ち特許経営である。

特許専担人材の補強によって核心技術分野別に特許地図を作り、特許情報を分析して R&D 力量を結集することで新技術を開拓していく特許経営は、核心源泉技術という差別化された価値創造により新しい市場を切り開き、需要を独占する「ブルーオーシャン戦略」と言える。

<図 I-1-1> 2004年度特許政策の推進体系



2. 2004 年主要推進成果

2004 年は、証券市場の沈滞や持続的な高油価行進、労使間の葛藤・対立などの厳しい経済与件下でも特許行政の革新を加速化し、多様な知識財産政策を推進することで顧客が体感できる可視的な成果を収めた。迅速かつ正確な審査・審判の実施、特許情報の活用促進による国家 R&D 事業の効率高揚、知識財産の創出基盤拡充などの六つの大課題と、約 30 個の詳細実践課題を順調に推進することで、「知識財産の創出、保護、活用を促進して技術革新と知識創出の先導的役割を果たす」という 2004 年度の特許行政の目標を果たしている。

まず、審査期間の短縮及び審査の質向上により顧客に一步近付くことができた。特許出願・審判請求の持続的な増加にもかかわらず、審査官の増員と協議審査の強化及び先行技術自動検索システムなどによる審査業務の効率化は、特許・実用新案・意匠・商標などの産業財産権の全分野において審査・審判処理期間を短縮することで、国内産業の技術革新及び産業高度化を裏付けることができた。

特許審査については、2003 年に比較して 1 ヶ月短縮された 21 ヶ月、特許審判については 2 ヶ月短縮された 12 ヶ月であった。これと同時に審査誤謬率や無効審判の引用率の減少などによって審査品質も高まったが、2003 年より 5.05 ポイント上昇した 122.1 を記録している。

また、2006 年末を目途に特許審査処理期間 10 ヶ月、特許審判 6 ヶ月を達成し、世界で最も迅速な審査・審判水準に到達するために合計 248 人の人材増員を決定したことも注目するに値する成果である。

第二、世界最高水準の特許行政情報化システムの開発によって 24 時間 365 日の運営体制を構築し、またオンライン在宅勤務環境の具現などの未来型特許情報システムの開発を本格的に推進する一方、世界最高のオンライン出願及び知能型検索システムの開発で審査の効率性を画期的に改善することで費用を大幅に節減した。韓国電算院の調査結果によれば、電子出願などの特許行政情報化システム（KIPOnet）の運営によって特許顧客が支払わなければならない年間 2,650 億ウォンの民願費用や、430 億ウォンの行政費用を節減し 44 中央行政機関の中で情報化最優秀機関（1 位）に選定されるなど、電子政府の具現に率先している。

第三、特許情報の活用による、国家 R&D 事業を効率化する機会を用意することで、科学技術中心の社会構築を先導している。国家 R&D 事業の企画段階で特許動向を調査し、課題選定段階で先行技術の調査方案などの国家研究開発事業を効率化するための特許情報活用拡散計画を樹立して第 16 次国家科学技術委員会に報告した。また、120 先端技術分野に対する特許地図を作成して産業界に普及した一方、3 千万件に達する全世界の特許情報をオンラインで提供し、科学技術者向きの特許情報教育や知識財産権オンライン相談センターの運営など、特許情報活用教育を拡大することで民間研究開発の基盤を造成するための知識財産権情報の活用基盤を拡充している。

第四、知識財産の創出及び事業化基盤の拡充による知識強国の足場を用意した。

知識財産の創出基盤を拡充するための事業として地域発明教育の拠点である「発明教室」を設置拡大（2003 年、126 箇所→2004 年、142 箇所）して発明夢の木（発明において有望な子供）を育成し、発明体験教育の産室である知識財産教育センターの建立を推進しており、大学・研究機関の支援及び専担組職の構成などにより発明の重要性に対する社会底辺の認識を拡散させることで技術革新を誘導している。

これと共に公務員の職務発明に対する処分補償額を処分収入金の10～30%から50%に大幅上向き調整して民間部門への拡散を誘導し、特許技術の事業化支援を拡大（2003年1,788億ウォン→2004年1,831億ウォン）しており、民官合同で100億ウォン規模の特許技術投資組合（第2号）を結成するなど、事業化するための基盤を拡充している。

第五、知識財産権保護対象の拡大や知識財産権分野の国際協力を強化することで、一流知識財産国に行く礎石を設けた。商標法及び意匠法を改正し、地理的表示登録制を導入して郷村に至るまで地域特産物のブランド化促進による地域の知識財産創出基盤を拡大し、書体（Typeface）をデザイン保護対象に含ませることで、より多くの人々が一つの字模様からも知識財産マインドを涵養するようにした。

一方、日本と、両国の共通特許出願について相互に早期審査制度を導入することに合議し、モンゴルやシンガポールのPCT国際出願に対する国際調査及び国際予備審査を代行すると同時に、シンガポールで韓国特許権が無審査で登録できるようにするなど、主要国家との審査結果の相互活用及び我が国特許審査システムの国際的活用基盤を大幅に拡大している。

ひいては、特許庁と世界知的財産権機構（WIPO）共同で25ヶ国約80人の閣僚級の人士と知識財産行政関係者らが参加した「第3回世界低開発国知識財産閣僚会議（10.22～24、ソウル）」を開催し、経済を先導した成功モデルとしての知識財産システムを世界に知らせ、韓国特許庁の位相を確認する機会を用意した。

最後に革新インフラ構築と革新参加の拡大で組織の活力を高揚している。課長級以上の職務成果契約制及び個人別成果管理システムを導入するなど、成果中心的な機関運営基盤を構築しており、ユビキタス研究会、ナノ技術研究会など全職員及び外部専門家が参加する内実ある学習組織（43 個）を運営して 2004 年革新優秀部処に選定（国務総理賞受賞）された。

しかし、不十分な点もあった。

まず、審査・審判処理期間を短縮することはできたが、アメリカの 4 倍程度に達する審査業務量の過多により依然に審査処理に長期間が必要となり、機会費用の損失による莫大な社会的費用をもたらして技術革新の阻害要因として作用した。

第二、国家 R&D 事業遂行に特許情報が部分的だけで活用されたという指摘である。3 千万件の特許情報 DB を無料で提供しているが、政府及び民間研究者の活用が不振であったことや、政府の技術開発課題の遂行において特許情報の活用が不十分から不必要に重複研究される事例も頻繁であった。

第三、知識財産の創出基盤及び特許技術取引・事業化の成果においても不十分な点がある。必要な財源の絶対的な不足で事業別実効性のある支援が困難であり、地域知識財産センター（26 箇所）の場合、相談中心の単純なサービスの提供や、広報の不足などで地域技術革新支援という機能が不十分であった。また、学生及び女性の発明活動への支援も関連予算の不足などで行事を支援する水準に留まる実情であった。

第四、知識財産権の侵害及び紛争に対する国家的次元の対応体制が不備であった。人材の不足と調査権限の制約によって偽造商品取締りに限界が見えており、また海外

での我が企業が保有した知識財産権の侵害と、頻繁な国際特許紛争に対する効果的対応が不十分であった。

3. 2005 年の政策推進方向

2005 年は 2004 年の政策推進実績と不十分な点を温故知新として国家革新体系（NIS）の中で特許情報を活用して知識財産を創出→保護→事業化する先循環体系を確立し、政府の革新主導型産業発展戦略を先導していくたろう。あわせて、成果中心の組織運営により政府運営の効率的模範事例を提示することで、2007 年知識財産分野における世界 6 強を達成するための牽引車の役割をする年にならなければならないだろう。

まず、国際特許が可能な先端技術の早期開発・活用が成功のカギとして作用するに伴い、審査・審判処理期間について最も迅速なドイツ水準に画期的に短縮し、審査品質を先進国水準に向上させるための対策を用意しなければならないだろう。

2006 年末まで世界で最も迅速な審査・審判（特許審査 10 ヶ月、特許審判 6 ヶ月）処理を目標とし、博士特採などの技術専門分野別で人材 248 人を充員し、持続的に先行技術調査などの審査のアウトソーシングを推進する一方、知能型検索システムの高度化などの審査・審判インフラを拡充して 2005 年末まで特許審査期間 17.8 ヶ月、特許審判期間 10 ヶ月を目途にしている。

また、審査ノート制と審査管理カードの導入、審査チーム制の活性化や審査評価システムの強化などを推進して審査の質向上にも一層努力する考えである。

第二、最尖端の U-特許庁の電子政府サービスを提供して韓国の知識財産の水準を一段階引き上げなければならない。国際的に特許が可能な核心源泉技術の研究開発が促進されるように国家 R&D 事業に対する特許動向や、先行技術調査の実施により研究開発の重複を避け、先端技術分野に特許情報の活用のために力量を集中する一方、特許成果が国家研究の開発過程に還流するように特許成果を分析して関連部処に提供しなければならない。また、持続的に世界最高水準の特許情報システムを発展させ、国際標準になるために世界知的財産権機構（WIPO）と共同事業を推進し、アメリカ、日本、ヨーロッパ特許庁と 4 極体制に発展させようとしている。

第三、国家的次元から持続的に知識財産を創出して効果的に活用できる技術革新システムの構築を先導するように知識財産の政策機能を強化しなければならない。学生・女性から全国民へ発明基盤を拡大し、すべての公司組織へ職務発明を活性化して産学研の協力により新成長動力など、技術分野において特許技術の事業化が促進されるようにしなければならない。このような一連の過程で汎政府的な方案が設けられるように産業資源部、中小企業庁などの事業化部処と緊密に協力しなければならない。

第四、我が国の製品とブランドに対する認知度の上昇によって、最近では海外での我が企業の保有する知識財産権に対する侵害が急増し、また頻発する特許紛争に伴い、知識財産分野での国際協力及び海外での知識財産権保護を強化する必要性が高まっている。

まず、国内・外での偽造商品による知識財産権の侵害を根絶するために取締りをする公務員に対する司法警察権の付与方案を推進し、『海外知識財産権保護センター』の機能を拡充する一方、日本と中国に特許官の新設を推進する考えである。

また、国際的な特許紛争に対応できる中小企業の力量を向上するため、紛争が予想される技術分野に対する特許分析を拡大する一方、国際特許紛争予報システムの構築・運営による特許紛争の予防及び解決活動を強化するなど、効果的な海外知識財産権保護活動を積極的に展開しようとしている。ひいては WIPO・APEC などの国際機関との情報化分野における共同協力事業を拡大して開発途上国の情報化支援と特許ネットの国際標準化を強化する。

最後に迅速かつ正確な審査・審判が特許顧客に対する最高のサービスという認識のもとで人事・組織・財政など、すべての特許行政インフラの革新により顧客の声に耳を傾け、また即時回答をする特許庁として生まれ変われるように、全面的な成果管理システムを構築・運営することで政府や企業など社会全体が成果主義へ行くのに先駆けになろうとしている。

特許庁では、すでに政府機関の最初で課長級以上の職務成果契約制を実施し、全職員の個人別成果管理が実時間で可能な BSC 成果管理システムを導入・運営している。また、高度の情報システムを活用した審査官の在宅勤務制実施と共に、分権型チーム制の活性化、博士などの外部専門家の活用など、オープンシステムを備えて革新的な組織に変貌している。

加えて、企業型組織の一つである責任運営機関への転換を推進している。競争による成果と補償という動機付与が顧客にもっと迅速でより多くのサービスを提供することができるという信念から総額人件費制度を示範的に導入し、特許管理特別会計を持続的に運営するなど、弾力的な組織運営方式である責任運営機関の基盤を磨いている。

現在、特許庁は革新の真っ只中にある。誰のための、何のための革新なのかに対するコンセンサスも用意されている。顧客に解答がある。企業と大学、研究機関という従来の特許顧客に加えて学生、女性、軍人・在監者などもっと多くの潜在顧客が知識財産の創出と保護、活用という知識財産サイクルにより知識強国の実現に同参することができるように知識財産関連法制を整備し、予算支援を強化して社会インフラを構築していく。これが特許行政第1のミッションであり、また革新の方向である。

第2節 知識財産分野における国際的な動向及び対応方案

産業財産政策局国際協力課行政事務官 金ホンジュ

1. 知識財産における国際的な動向

21世紀知識情報化社会が渡来することによって伝統的生産要素である労働と資本より知識が最も重要な生産要素として浮かぶようになり、富の源泉として知識と技術開発を巡る国家間の競争が熾烈に展開されている。このような傾向に応じて各国では知識財産権を創出するための基盤構築に努力すると共に、WIPO 中心の国際規範の形成において自国の理解を反映するために心血を注いでいる。

最近の主要国際動向としては WIPO 中心の知識財産権制度の統一化のための努力、開発アジェンダ (Development Agenda) を取り囲んだ先進国と後進国の対立、個別国家における知識財産権の創出及び保護活動の強化努力等が代表的な現象と言える。

現在、主要国家の特許庁では、特許出願の急増及び技術の複雑化に対応するため、対内的には機構の拡大、審査人員の拡充及び情報インフラの構築を行い、対外的には他国特許庁と先行技術共同事業を推進すると共に、審査結果の相互活用のための事前準備作業を進行しているが、審査処理期間の長期化による権利付与期間の遅延という共通的な限界にぶつかっている。

これらの特許重複出願による出願件数の増加への共同的な対処のため、WIPO では知識財産権関連国際規範の統一化を推進して 2000 年 6 月特許法条約 (PLT、Patent Law Treaty) を締結することで特許手続きに関する統一化を果たしており、さらに特許実体法分野において特許性判断基準を統一化するための特許実体法条約 (SPLT、Substantive Patent Law Treaty) の締結を推進している。特許実体法条約が妥結される場合、各国での特許性判断基準が統一化されて各国の審査結果が同一化されるため、まず審査した国の審査結果に対して他の国が別途の審査なしに認めることができるようになり、個別特許庁の審査負担を大きく軽減することができる。

このような特許実体法条約を妥結するため、WIPO では 2004 年 5 月まで 10 回の特許法常設委員会 (SCP) 会議を進行したが、先発主義と先出願主義、猶予期間 (Grace period)、特許対象などを取り囲んだ先進国間の対立と、遺伝資源及び伝統知識を利用した発明を特許対象として含むかどうかを巡る先進国と開発途上国間の対立で妥協点が見つかっていないため、条約の妥結が遅延している。

これと共にブラジルとアルゼンチンを含んだ 16 の開発途上国では先進国と開発途上国間の技術格差を解消するため、2004 年 9 月 WIPO 総会で「Development Agenda」を提案してこれが正式議題として採択されたが、これは科学技術の重要性にもかかわらず先進国と開発途上国間の技術格差が深化され、開発途上国において知識財産権分野を発展させるために WIPO がもっと多くの役割を担当しなければならないという主張であり、開発途上国が東アジェンダを特許実体法条約の妥結と連携して推進することで同条約の締結がさらに遅延しているのである。

これによって WIPO の活動は従来 WIPO の機能及び規範の範囲の中で「開発協力議題」を扱おうとする先進国と、新しい規範の定立が先行されなければならないという開発途上国間の政治的論争が WIPO で開催される各種フォーラムで核心的イシューとして台頭されている。

WIPO 内のこのような対立の中でアメリカ、日本など先進国たちは知識財産権の創出及び保護を国家力点事業として認識して長期計画を推進している。まず、アメリカは 20 年前から推進されてきた特許重視政策 (Pro-Patent Policy) を持続しつつ、2003 年 2 月に修正発表された「21 世紀戦略計画」 (The 21st Century Strategic Plan) によりアメリカの知識財産権政策の推進方向を提示している。同計画によりアメリカは自国の知財権システムが世界経済を主導するために、今後 5 年間で弾力及び力量のある、生産的な (agile, capable and productive) 組織を構築し、また 2004 年まで電子政府システムを実現して今後 5 年間で特許審査期間の短縮のために審査人材を大幅に増員することを目的に全国的な努力を傾けている。

米政府はこのように国内では「21 世紀戦略計画」に基礎した特許行政システムの革新を追求する一方、海外での不法複製防止による自国の知識財産権を保護するために 2004 年 10 月、法務部、税関、国土防衛庁、特許庁など、知識財産権関連政府組織を網羅して「STOP (Strategic Targeting Organized Piracy) プロジェクト」を推進しているが、これは海外における自国の知識財産権を保護するため、関連機関が共同対応して行こうとする戦略と言える。

日本も 2002 年、知識財産立国を目指して企業所有の知識財産権への戦略的保護及び活用のため、知識財産の創造・保護・活用及び人材の育成など四つの分野で約 50 の主

要政策が盛り込まれている「知的財産戦略大綱」を発表した。このような政策推進のために「知的財産基本法」を制定し、総理室に「知的財産戦略本部」を設置して関係省庁の施策を総合・調整し、知識財産推進計画を作成・推進する核心機構として運営している。同本部は「2003年知的財産の創出、保護及び活用に関する推進計画」を発表して日本の知識財産政策の骨格を設け、毎年その実践結果を点検・評価し、次年の計画に反映して発表しているが、2004年知識財産推進計画は海外市場での日本特許侵害対策及び中小企業支援戦略を主要骨子にしている。

また、日本は模倣品・海賊版への対策を日本外交上の重要施策に定めて外務省内に「知的財産権侵害対策室」を設置し、「知的財産権侵害対応マニュアル」を作成して海外公官に配布し、さらに関税定率法を改正して2003年4月から自国に輸入される特許権侵害物品に対処するために「特許権侵害物品の通関保留申請制度」を運営するなど、国内外で自国の知識財産権を保護するため努力している。

このようにアメリカ、日本等の先進国では、対内的に自国の知識財産権の創出及び保護を行うために努力すると同時に、対外的にはWIPO、WTO、APECなどの国際機関による持続的な知識財産権規範の統一化のために努力しているが、伝統知識、民俗工芸、生命多様性など、新しい形態の知識財産に対する保護を主張しているが、「開発アジェンダ」による先進国と後進国との知識格差を解消しようとする開発途上国の主張と今後も持続的に対立すると予想されている。

2. 対応方案

前述したように知識財産権分野の国際動向に対する我々の対応方案を模索して見ると、韓国の知識財産権分野における外交力量を強化し、現在進行されている統一の規範形成に能動的に参加し、主要国家で知識財産の中長期的総合計画を樹立して知識財産分野での競争力強化に注力しているように、我々も科学技術部・外交部などと一緒に知識財産の開発と振興のための長期マスタープランを作成して汎政府的な業務推進方案を模索しなければならないと見られる。

まず、特許実体法条約（SPLT）について我が国では、同条約の妥結は韓国に有益なものになるであろう。その妥結のため努力しながら韓国の立場が反映されるように 3 極の特許庁との協力体制の強化に努力しなければならない。あわせて、「開発アジェンダ」についての開発途上国の主張に対して 2004 年から始まった Korea Trust Fund 事業により当庁の対開発途上国の位相が高まっていることを考え、国際舞台で先進国及び開発途上国間の仲裁者または調整者の役割ができるように知恵を集めなければならない。

次に、わが国の場合も知識財産の保護のためにさらに努力をしなければならないと考えられる。まず、我が企業における迅速な発明の事業化のため、審査処理期間を大幅に短縮し、先進国水準の審査水準を確保すると共に 2004 年の我が企業と日本企業間の特許紛争や、中国で頻発している知識財産権侵害に対応するため、外交部等の関連部処と協力体制を構築し、知識財産権分野の専門家を該当国家に常在させるために当庁の職員を中国と日本に、駐在官を派遣する方案を積極模索しなければならない。

第2章 知識財産の出願・登録及び審査・審判の処理現況

第1節 出願

情報企画官室出願書ビス担当官室行政事務官 ハ・ソングテ

1. 産業財産権の出願動向及び今後の展望

イ. 2004年度産業財産権出願動向

1) 産業財産権出願の増加傾向維持

2004年度産業財産権出願件数は合計327,516件で2003年度の306,001件に比べて、7.0%（21,515件）増加しており、前年対比権利別出願増加率は特許出願が18.1%増加、実用新案登録出願が7.5%減少、デザイン登録出願が9.5%増加、商標登録出願が0.4%減少している。

＜表 I-2-1＞ 最近5年間権利別出願の現状

(単位：件、%)

区 分	2000	2001	2002	2003	2004
特 許	102,010	104,612	106,136	118,652	140,115
	(26.5)	(2.6)	(1.5)	(11.8)	(18.1)
実用新案	37,163	40,804	39,193	40,825	37,753
	(21.2)	(9.8)	(△3.9)	(4.2)	(△7.5)
デザイン	33,841	36,867	37,587	37,607	41,184
	(4.4)	(8.9)	(2.0)	(0.1)	(9.5)
商 標	110,073	107,137	107,876	108,917	108,464
	(26.0)	(△2.7)	(0.7)	(1.0)	(△0.4)
計	283,087	289,420	290,792	306,001	327,516
	(22.5)	(2.2)	(0.5)	(5.2)	(7.0)

注) 1. () は前年同期比の増減率である。

2. 多意匠、多類商標出願の場合、それぞれ1件として集計した。

各権利別主要出願動向を見ると、特許出願は140,115件で、電気・通信及び機械分野、内国人出願の増加で前年対比18.1%増加しており、実用新案登録出願は37,753件で、各分野別推移が全般的に減少して前年対比7.5%減少している。

デザイン登録出願は41,184件で、電気・電子、機械・通信及び住宅設備用品などの出願が増加し、日本・ドイツなどの外国人出願が増加して前年対比9.5%増加しており、商標登録出願は108,464件で、サービス業、機械類、家具類、貴金属などの出願減少及び外国人の出願減少で前年対比0.4%減少している。

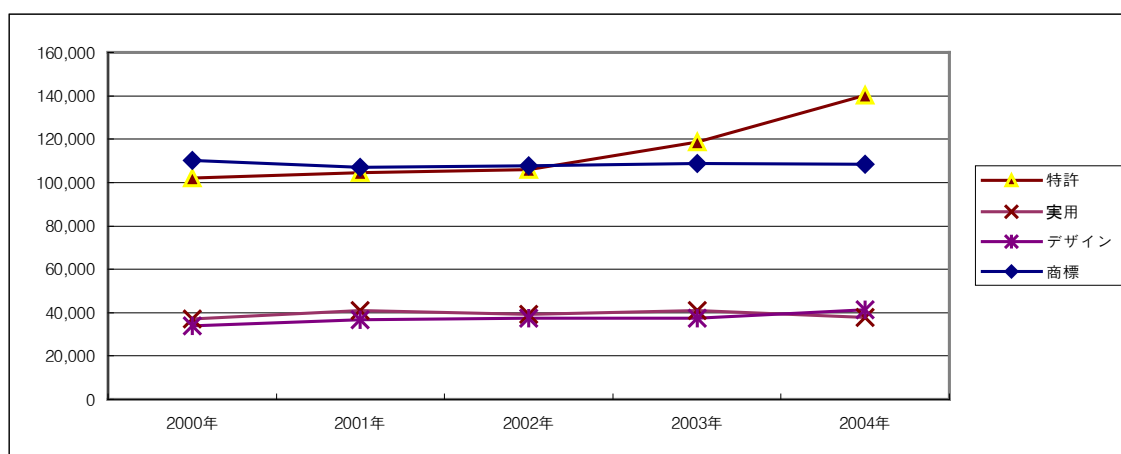
このように特許・デザイン出願に増加推移が見られるのは、全体出願の40%前後を占めている国内企業らが差別化した技術と品質、先端デザインのプレミアムブランド

戦略を広げるなどの企業経営方式の転換もそのまま特許及びデザイン出願に反映されていると判断できる。

また、産業財産権の年度別出願傾向を見ると、2000年度には283千件、2001年度には289千件、2002年度には291千件であり、特に2003年度には306千件、2004年度には326千件が出願され、産業財産権出願300千件時代を迎えている。最近3年間の全体産業財産権出願は国内GDP成長率（2002年7.0%、2003年3.1%、2004年4.6%）を遥かに上回る増加傾向を見せており、特に特許の場合は<表I-2-1>から見られるように最近3年間の平均増加率が10.5%を示すなど、IMF以後低迷していた特許出願増加率が急増しているものと示している。

今後、国家競争力順位の上昇¹に伴い国家経済が回復し、産業財産権出願が持続的に増加すればやがて500千件時代を迎えるものと予想される。

<図 I-2-1> 最近5年間出願の推移



¹ IMD(国際経営開発研究員、スイス)で発表した「2005年世界競争力年鑑」によれば、60個調査対象国家中韓国は順位を6段階上げ、29位に上がった。

2) 外国人総出願の減少

2004年度外国人総出願は55,123件で、産業財産権全体出願327,516件対比16.8%を占めている。そのうち特許及びデザイン登録出願は前年対比各々23.0%、20.3%増加した反面、実用新案及び商標登録出願は前年対比各々7.5%、0.1%減少して外国人全体出願は前年対比14.5%増加した。

実用新案と商標出願の小幅減少にもかかわらず、特許とデザイン出願の比重が高いのは外国企業で自体開発した技術とデザインを、我が国でも保護を受けるために極力国内出願をしていることに起因したように見える。

＜表 I-2-2＞ 内外国人別出願の現状

(単位：件、%)

区 分	2003		2004		前年対比 増減率	
	件 数	比率	件 数	比率		
特 許	内国人	90,313	76.1	105,250	75.1	16.5
	外国人	28,339	23.9	34,865	24.9	23.0
	計	118,652	100	140,115	100	18.1
実用新案	内国人	40,174	98.4	37,167	98.4	△7.5
	外国人	651	1.6	586	1.6	△10.0
	計	40,825	100	37,753	100	△7.5
デザイン	内国人	34,994	93.1	38,041	92.4	8.7
	外国人	2,613	6.9	3,143	7.6	20.3
	計	37,607	100	41,184	100	9.5
商 標	内国人	92,368	84.8	91,935	84.8	△0.5
	外国人	16,549	15.2	16,529	15.2	△0.1
	計	108,917	100	108,464	100	△0.4
計	内国人	257,849	84.3	272,393	83.2	5.6
	外国人	48,152	15.7	55,123	16.8	14.5
	計	306,001	100	327,516	100	7.0

3) 法人・個人別の出願現況

2004年度法人出願は217,913件、個人出願は109,603件で前年対比各々7.2%が増加、1.1%減少した。

法人の場合、特許及びデザイン登録出願、商標登録出願が前年対比21.2%、15.8%、1.0%増加した反面、実用新案登録出願は前年対比10.7%減少して、全体出願は11.6%増加しており、個人の場合には特許出願及びデザイン登録出願が前年対比各々3.9%、3.7%増加しており、実用新案願及び商標登録出願は前年対比各々5.9%、2.6%減少しており、全体出願は1.1%減少した。

＜表 I-2-3＞ 法人・個人別出願の現状

(単位：件、%)

区分	法人			個人			全体		
	2003	2004	増加率	2003	2004	増加率	2003	2004	増加率
特許	97,377 (82.1)	118,011 (84.2)	21.2	21,275 (17.9)	22,104 (15.7)	3.9	118,652	140,115	18.1
実用 新案	13,505 (33.1)	12,058 (31.9)	△10.7	27,320 (66.9)	25,695 (68.1)	△5.9	40,825	37,753	△7.5
デザイ ン	18,095 (48.1)	20,949 (50.9)	15.8	19,512 (51.9)	20,235 (49.1)	3.7	37,607	41,184	9.5
商標	66,254 (60.8)	66,895 (61.7)	1.0	42,663 (39.2)	41,569 (38.3)	△2.6	108,917	108,464	△0.4
計	195,231 (63.8)	217,913 (66.5)	11.6	110,770 (36.2)	109,603 (33.5)	△1.1	306,001	327,516	7.0

注：（ ）の中は法人・個人別の構成比である。

4) 女性及び学生出願現況

女性及び学生の産業財産権出願を見ると、女性出願は14,294件、学生出願は2,900件で前年対比各々2.9%、24.9%が増加した。

このような女性及び学生出願の増加傾向を分析して見ると、女性の場合は「国民所得 2 万ドル」時代において女性たちの社会進出が本格化している環境変化と、女性企業優秀商品及び発明品博覧会、全国巡回知識財産権説明会、女性発明優秀事例発表会など、女性発明のための政策的努力の結果であると判断されている。また、学生発明の場合は出願料など各種手数料の減免拡大、優秀発明学生の大学特例入学の拡大、学生発明活動のための全国巡回講演の実施、学生発明競進大会など、従来の特許庁が推進してきた各種学生発明奨励事業の結果により学生発明出願の増加率も次第に増加傾向を見せている。

<表 I-2-4> 女性及び学生出願の現状

(単位：件、%)

区 分	2000	2001	2002	2003	2004
女 性	10,843 (19.8)	11,286 (4.1)	12,491 (10.7)	13,885 (11.2)	14,294 (2.9)
学 生	1,800 (78.0)	2,441 (35.6)	2,151 (△11.9)	2,322 (7.9)	2,900 (24.9)

注) () の中は前年比増加率である。

また、KIPO-Net による電子出願の実施及びインターネットによる各種民願サービスの拡充により、産業財産権に関する専門知識がない一般国民も複雑な出願手続きが容易にできるようにし、代理人を通さない直接出願の比率が従来 11～15%の水準から 2001 年度には 22.2%、2002 年度には 20.3%、2003 年度には 19.7%、2004 年度には 18.6%と平均 5～10%程度上昇し、20%前後を維持している。

<表 I-2-5> 代理人有無別出願の件数

(単位：件、%)

区 分	2000	2001	2002	2003	2004
代理人出願	222,888 (78.7)	225,266 (77.8)	231,745 (79.7)	245,790 (80.3)	266,508 (81.4)
直接出願	60,199 (21.3)	64,154 (22.2)	59,047 (20.3)	60,211 (19.7)	61,008 (18.6)
計	283,087 (100)	289,420 (100)	290,792 (100)	306,001 (100)	327,516 (100)

注) () の中は代理人有無別構成比である。

5) 主要国（アメリカ、日本、EPO、中国）の特許出願動向

今まで我が国の出願現況を内容別に紹介したが、これに加えて産業財産権の性格上の我が国の推移について国際的な推移の中で比較・分析して紹介すると、<表 I-2-6>の通りである。

産業財産権の主要 4 ヶ国（いわゆる産業財産権の 3 極+中国）における最近 5 年間の出願動向について特許出願動向から見ると、日本は最近 5 年間の平均特許出願件数が 426,650 件と最も多く、次いでアメリカ、中国そしてヨーロッパ（EPO）の順序である。

おもしろいことは日本が最も多くの出願件数を見せているが、出願増加率はバブル経済の影響により相対的に最も低い-0.78%前後とマイナス成長率を見せているという点である。一方、中国は経済の高度成長を反映するように出願増加率が 21.8%で主要 4 ヶ国の中で最も高い成長率を見せている。

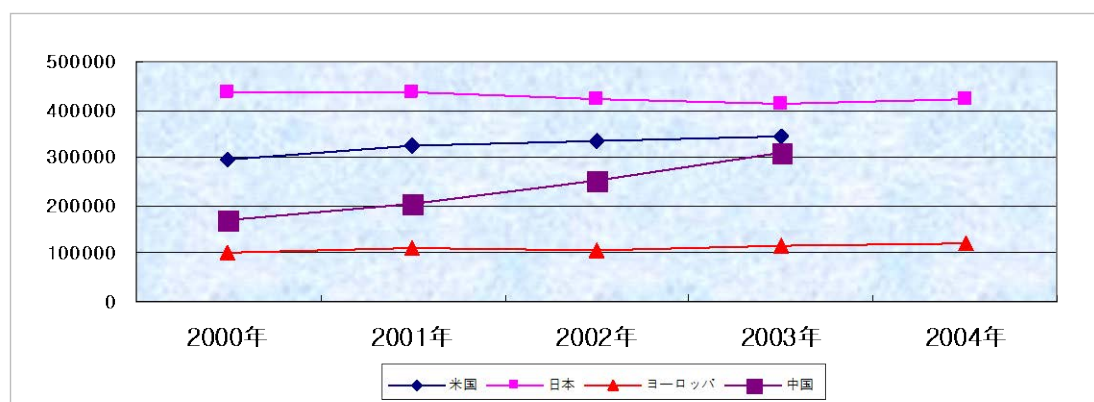
<表 I-2-6> 主要国の最近5年間の特許出願現況

(単位：件、%)

区分	2000	2001	2002	2003	2004
米 国	295,926 —	326,508 (10.3)	334,445 (2.4)	342,441 (2.4)	— —
日 本	436,865 —	439,175 (0.5)	421,044 (-4.1)	413,092 (-1.9)	423,081 (2.4)
ヨーロッ パ	100,692 —	110,025 (9.3)	106,243 (-3.4)	116,613 (9.8)	123,706 (6.1)
中 国	170,682 —	203,573 (19.3)	252,631 (24.1)	308,487 (22.1)	— —

注) 最近5年間各主要国の年報 (annual reports) による統計資料として、米国と中国は2005年8月現在、2004年の資料を公式発表していない。

<図 I-2-2> 主要国の最近5年間特許出願の推移



6) 我が国の主要国 (アメリカ、日本、EPO、中国) に対する特許出願現況

前述したように産業財産権の主要国の出願動向について特許出願推移により紹介した。ここでこれら国家に対する我が国の最近5年間の特許出願動向を見ると、<表 I-2-7>の通りである。

我が国の産業財産権の主要国に対する最近 5 年間の特許出願推移は全般的に増加傾向を見せていると言える。アメリカと日本そしてヨーロッパ (EPO) に対する我が国の特許出願増加率は <表 I-2-7> のように各々 22.3%、18.2%、32.1% で自国内の増加率である 5%、-0.78%、5.45% より高い。

最も著しい増加率を見せた国家は中国であり、出願増加率が 39.2% と主要国家のうち最も高い増加率を見せている。

<表 I-2-7> 最近 5 年間韓国の主要国に対する特許出願現状

(単位：件、%)

区 分		2000	2001	2002	2003	2004	平均増加率
米 国	韓国人 出願	5,705 —	6,719 (17.8)	7,937 (18.1)	10,411 (31.2)	— —	(22.3)
	米国 全体出願	295,926 —	326,508 (10.3)	334,445 (2.4)	342,441 (2.4)	— —	(5.0)
日 本	韓国人 出願	2,993 —	3,309 (10.6)	3,811 (15.2)	4,403 (15.5)	5,781 (31.3)	(18.2)
	日本 全体出願	436,865 —	439,175 (0.5)	421,044 (-4.1)	413,092 (-1.9)	423,081 (2.4)	(-0.78)
ヨーロ ッ パ (EPO)	韓国人 出願	959 —	1,165 (21.5)	1,408 (20.9)	2,075 (47.4)	2,871 (38.4)	(32.1)
	ヨーロッパ(EPO) 全体出願	100,692 —	110,025 (9.3)	106,243 (-3.4)	116,613 (9.8)	123,706 (6.1)	(5.45)
中 国	韓国人 出願	1,861 —	2,498 (34.2)	3,626 (45.2)	5,015 (38.3)	— —	(39.2)
	中国 全体出願	170,682 —	203,573 (19.3)	252,631 (24.1)	308,487 (22.1)	— —	(21.8)

ロ. 今後の出願展望

IMF 克服以後 1999 年～2004 年の最近 5 年間の産業財産権における出願推移は<図 I-2-1>のように、IMF 以前の水準以上に回復したと言え、特に産業財産権を象徴的に代表する特許においては 2002 年 106,136 件、2003 年 118,652 件、2004 年 140,115 件と最近 3 年間の出願件数が急上昇する傾向を見せている。

2004 年度は特許出願及びデザイン登録出願が前年対比 18.1%、9.5%と大幅に増加しており、実用新案及び商標登録出願は前年対比 7.5%、0.4%減少した。

このように最近 5 年間の産業財産権の出願推移に基づいて、2005 年度産業財産権出願は 2004 年度に続いて国内産業のうち電子、半導体、情報通信、機械などの IT 分野の出願は輸出好調と季節特殊、新製品の開発などから引き続き好調が見込まれるが、自動車、建設などは輸出増加傾向の鈍化、国内景気の沈滞及び高油価などから出願の急激な増加は難しいと予想され、相対的に低い増加率が見込まれる。

ただし、政府の雇用創出政策及び予算の早期割当などによる景気回復の期待感と国際経済を主導しているアメリカ経済の下半期での強い成長可能性²などによって出願増加の微小な増加傾向は持続的に維持されることと見込まれる。

² 毎日経済、2005.8.3、ウォールストリートジャーナル(AWSJ)は「アメリカの下半期の強い成長可能性」というタイトルの下に UBS、野村、JP モーガンなどのエコノミストなどがアメリカの国内総生産(GDP)成長率推定値を続々と上向調整していると発表しながらアメリカの下半期経済成長率は当初の予想より 1.5%高い 5%前後との予想を発表した。

2. 権利別・産業部門別の出願現況

イ. 特許・実用新案登録出願

特許出願の産業部門別構成比で内・外国人ともに電気・通信分野の出願が、それぞれ全体出願の大部分を占める 57.3%、50.9%と、なっている。

内国人の場合機械分野の出願比率が 15.9%と外国人の同分野出願比率 11.8%に比べて相対的に高い反面、外国人の場合には化学分野の出願比率が 17.5%と内国人の同分野出願比率 6.3%に比べ格段に高い点が著しい現象である。

実用新案出願の産業部門別構成比で、内国人は機械分野の出願が 23.0%で電気・通信分野 19.2%より高いことを示しており、外国人の場合にはむしろ電気・通信分野の出願が 48.3%で機械分野の出願比率 16.4%に比べて遥かに高いことを表している。

<表 I-2-8> 産業部門別の特許・実用新案登録出願の現状

(単位：件、%)

権利	国籍	機械	化学	繊維	電気	土木	採鉱	飲料	事務	農林	雑貨	その他	計
特許	内国	16,718 (15.9)	6,677 (6.3)	2,170 (2.1)	60,240 (57.2)	4,953 (4.7)	1,943 (1.8)	5,813 (5.5)	658 (0.6)	1,010 (1.0)	3,421 (3.3)	1,647 (1.6)	105,250 (100)
	外国	4,129 (11.8)	6,103 (17.5)	517 (1.5)	17,731 (50.9)	483 (1.4)	998 (2.9)	3,231 (9.3)	314 (0.9)	165 (0.5)	484 (1.4)	710 (2.0)	34,865 (100)
	計	20,847 (14.9)	12,780 (9.1)	2,687 (1.9)	77,971 (55.6)	5,436 (3.9)	2,941 (2.1)	9,044 (6.5)	972 (0.7)	1,175 (0.8)	3,905 (2.8)	2,357 (1.7)	140,115 (100)

権利	国籍	機械	化学	繊維	電気	土木	採鉱	飲料	事務	農林	雑貨	その他	計
実 用 新 案	内国	8,536 (23.0)	1,500 (4.0)	1,097 (3.0)	7,152 (19.2)	6,124 (16.5)	555 (1.5)	2,099 (5.6)	854 (2.3)	1,660 (4.5)	6,700 (18.0)	890 (2.4)	37,167 (100)
	外国	96 (16.4)	15 (2.6)	27 (4.6)	283 (48.3)	9 (1.5)	17 (2.9)	38 (6.5)	7 (1.2)	5 (0.9)	75 (12.8)	14 (2.4)	586 (100)
	計	8,632 (22.9)	1,515 (4.0)	1,124 (3.0)	7,435 (19.7)	6,133 (16.2)	572 (1.5)	2,137 (5.7)	861 (2.3)	1,665 (4.4)	6,775 (17.9)	904 (2.4)	37,753 (100)
計	内国	25,542 (17.7)	8,177 (5.7)	3,267 (2.3)	67,392 (47.3)	11,077 (7.8)	2,498 (1.8)	7,912 (5.6)	1,512 (1.1)	2,670 (1.9)	10,121 (7.1)	2,537 (1.8)	142,417 (100)
	外国	4,225 (11.9)	6,118 (17.3)	544 (1.5)	18,014 50.8	492 (1.4)	1,015 (2.9)	3,269 (9.2)	321 (0.9)	170 (0.5)	559 (1.6)	724 (2.0)	35,451 (100)
	計	29,479 (16.6)	14,295 (8.0)	3,811 (2.1)	85,406 (48.0)	11,569 (6.5)	3,513 (2.0)	11,181 (6.3)	1,833 (1.0)	2,840 (1.6)	10,680 (6.0)	3,261 (1.8)	177,868 (100)

注) () は比率である。

ロ. デザイン登録出願

2004 年度デザイン登録出願現況を見ると、内国人は住宅設備用品の出願比率が最も高く（15.4%）、次に土木及び建築用品（15.2%）、生活用品（12.9%）の順序であるとなっているが、これは建築景気が活性化したためであると判断される。

一方、外国人の場合には電気・電子・通信・機械機構分野の出願比率が 31.3%で、2003 年度に続き顕著に高いとされ、次に事務用品及び販売用品（10.0%）、生活用品（9.9%）の出願が相対的に高いとなっている。

＜表 I-2-9＞ 産業部門別のデザイン登録出願の現状

(単位：件、%)

区 分	内国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
製造食品及び嗜好品	128	0.3	6	0.2	134	0.3
衣服及びアクセサリ	3,159	8.3	304	9.7	3,463	8.4
生活用品	4,892	12.9	310	9.9	5,202	12.6
住宅設備用品	5,874	15.4	243	7.7	6,117	14.9
趣味・娯楽用品及び運動競技用品	1,178	3.1	104	3.3	1,282	3.1
事務用品及び販売用品	3,811	10.0	314	10.0	4,125	10.0
運輸及び運送機械	1,545	4.1	274	8.7	1,819	4.4
電気、電子機械器具及び通信機械器具	4,345	11.4	982	31.2	5,327	12.9
一般機械器具	1,276	3.4	196	6.2	1,472	3.6
産業用機械器具	1,927	5.1	290	9.2	2,217	5.4
土木、建築用品	5,782	15.2	27	0.9	5,809	14.1
その他基礎製品	3,509	9.2	53	1.7	3,562	8.6
その他	615	1.6	40	1.3	655	1.6
計	38,041	100	3,143	100	41,184	100

ハ. 商標登録出願

NICE 分類による 2004 年度産業部門別商標出願構成比率を見ると、内国人はサービス業が 28.9%、菓子・食品・飲料類が 13.8%、化学品・薬剤・化粧品類が 10.4%、機械・電気機械・輸送機械器具類が 10.0%で比較的高い出願比率を見せており、外国人の場合には化学品・薬剤・化粧品類が 19.1%、機械・電気機械・輸送機械器具類が 16.9%、菓子・食品・飲料類が 7.7%の順序で比較的高い出願率である。

<表 I-2-10> Nice 分類別の商標登録出願現況

(単位：件、%)

区 分	内国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
化学品、薬剤、化粧品	9,605	10.4	3,159	19.1	12,764	11.8
一般金属財（非金属類）建築材料、手動器具類	1,956	2.1	279	1.7	2,235	2.1
機械、電気機械、輸送機械器具	9,181	10.0	2,790	16.9	11,971	11.0
繊維、繊維製品衣類	7,761	8.4	1,037	6.3	8,797	8.1
家具、マット類、キッチン用品	2,822	3.1	245	1.5	3,067	2.8
貴金属、時計、皮革、カバン類	2,714	3.0	408	2.5	3,122	2.9
楽器、玩具、運動具類、タバコ	1,986	2.2	575	3.5	2,559	2.4
紙、文房具、印刷物	2,930	3.2	411	2.5	3,341	3.1
菓子、食品、飲料	12,672	13.8	1,280	7.7	13,952	12.9
ゴム、プラスチック材料	289	0.3	114	0.7	403	0.4
サービス業	26,587	28.9	1,167	7.1	27,754	25.2
多類指定	13,340	14.5	5,067	30.5	18,405	17.0
その他	92	0.1	2	0.0	94	0.1
計	91,935	100	16,529	100	108,464	100

注) 多類指定は2つ以上の Nice 分類を指定した件。

3. 内・外国人別出願現況

イ. 内国人出願現況

1) 地域別の出願現況

ソウル・仁川・京畿など首都圏での内国人出願比率は 2003 年度 75.5%、2004 年度 75.6%で前年対比 0.1%増加したとなっているが、これは中小企業の知識財産権への

重要性認識、電子出願の実施などにより首都圏の出願集中現象が昨年までは多少緩和されてきたが、再びソウル首都圏地域に集中化する傾向が表れたと把握される。

＜表 I-2-11＞ 内国人の地域別出願現状

(単位：件、%)

区分	特許		実用新案		デザイン		商標		合計		占有率	
	2003	2004	2003	2004	2003	2004	2003	2004	2003	2004	2003	2004
ソウル	38,944	42,261	13,091	11,696	14,626	15,848	52,557	51,312	119,218	121,117	46.2	44.5
釜山	2,032	2,184	2,408	2,452	1,630	1,612	3,527	3,485	9,597	9,733	3.7	3.6
大邱	1,504	1,678	2,080	2,088	2,020	2,193	2,556	2,479	8,160	8,438	3.2	3.1
仁川	2,081	2,220	2,445	2,297	2,355	2,259	3,050	3,213	9,931	9,989	3.8	3.7
光州	2,549	4,006	1,269	781	703	720	976	1,119	5,497	6,626	2.1	2.4
大田	4,192	4,510	1,310	1,123	528	571	2,221	2,145	8,251	8,349	3.2	3.1
蔚山	468	509	367	358	180	210	285	460	1,300	1,537	0.5	0.5
京畿	28,536	36,863	10,408	10,334	9,610	10,407	17,190	17,329	65,744	74,933	25.5	27.5
江原	418	496	552	425	192	243	852	798	2,014	1,962	0.8	0.7
忠北	856	2,101	736	758	471	691	1,357	1,386	3,420	4,936	1.3	1.8
忠南	1,605	1,687	996	890	562	757	1,799	2,038	4,962	5,372	1.9	2.0
全北	727	949	742	671	384	485	1,164	1,321	3,017	3,426	1.2	1.2
全南	650	666	539	540	309	274	821	926	2,319	2,406	0.9	0.9
慶北	3,405	2,878	1,263	1,229	689	782	1,621	1,547	6,978	6,437	2.7	2.4
慶南	1,903	1,818	1,837	1,409	675	894	1,930	1,851	6,345	5,972	2.5	2.2
済州	143	117	103	106	56	82	371	361	673	666	0.3	0.2
その他	300	307	28	10	4	12	91	165	423	494	0.2	0.2
計	90,313	105,250	40,174	37,167	34,994	38,041	92,368	91,935	257,849	272,393	100	100

2) 多出願メーカー別の出願現況

2004年度国内多出願企業中上位10大メーカーの出願件数は合計49,530件で内国人総出願の15.1%を占有しており、特に特許出願の場合には10大多出願メーカーの出願件数が45,251件で43.0%と高い占有率になっている。

また、多出願メーカーを見ると、三星電子、LG電子、三星SDIが各々1～3位を占めており、三星SDIは7位から3位に上昇した反面、ポスコは10位圏以下に調整されるなど、多出願メーカーの順位に若干の変動があった。

<表 I-2-12> 国内10大多出願業者出願の現状

(単位：件)

順位	業者名	特許	実用	デザイン	商標	計
1	三星電子	14,892	48	1,067	273	16,280
2	LG電子	11,474	215	500	142	12,331
3	三星SDI	4,209			3	4,212
4	現代自動車	3,849		310	48	4,207
5	ハイニックス半導体	3,081			11	3,092
6	大宇エレクトロニクス	2,573		301	25	2,899
7	LG・フィリップスLCD	1,834			1	1,835
8	東部亜南半導体	1,718				1,718
9	韓国電子通信研究院	1,521			5	1,526
10	株式会社太平洋	100	91	260	979	1,430
	計	45,251	354	2,438	1,487	49,530
	(内国人出願中占有率)	(43.0)	(1.0)	(6.4)	(1.6)	(15.1)
	内国人出願計	105,250	37,167	37,167	91,935	272,393

ロ. 外国人出願現況

1) 出願人国籍別出願現況

外国人の出願は2003年度と同様に日本とアメリカが外国人（法人含み）全体出願の半分以上を占有しており（2003年度67.8%→2004年度67.3%）、主な上位多出願国家の順位を見ると、オランダが7位から4位に上昇し、台湾が順位圏に進入し、スイスが8位に落ちた。2004年度多出願国家を見ると、2003年度に続き日本が1位、次いでアメリカが2位を占めている。

権利別では特許及びデザイン部分では日本が、実用新案及び商標部分ではアメリカが優位を見せているうち、日本・アメリカ・ドイツが外国人全体出願の 74.1%を占めている。

＜表 I-2-13＞ 外国（法）人の国籍別出願の現状

（単位：件、％）

順位	区分		特許	実用	デザイン	商標	計		' 02 順位
							件数	占有率	
1	日本	' 03	12,632	69	1,558	4,452	18,711	38.9	1
		' 04	14,794	67	1,747	4,899	21,507	39.0	
2	米国	' 03	7,575	140	374	5,844	13,933	28.9	2
		' 04	9,366	80	473	5,666	15,585	28.3	
3	ドイツ	' 03	2,475	6	149	989	3,619	7.5	3
		' 04	2,677	4	201	840	3,722	6.8	
4	オランダ	' 03	816	1	49	303	1,169	2.4	7
		' 04	1,961	0	68	328	2,357	4.3	
5	フランス	' 03	1,055		84	872	2,011	4.2	4
		' 04	1,311	2	136	862	2,311	4.2	
6	イギリス	' 03	513	1	49	658	1,221	2.5	5
		' 04	522	3	41	743	1,309	2.4	
7	台湾	' 03	303	379	51	265	998	2.1	8
		' 04	431	387	47	371	1,236	2.2	
	計	' 03	25,369	596	2,314	13,383	41,662	86.5	
		' 04	31,062	543	2,713	13,709	48,027	87.1	
	その他国	' 03	2,970	55	299	3,166	6,490	13.5	
		' 04	3,803	43	430	2,820	7,096	12.9	
	合計	' 03	28,339	651	2,613	16,549	48,152	100	
		' 04	34,865	586	3,143	16,529	55,123	100	

2) 多出願メーカー別出願現況

外国人 10 大多出願メーカーには日本会社が 7 社で大部分を占めており、アメリカ 2 社、オランダ 1 社が含まれている。

多出願順位を見ると、オランダのヒリッパスが1位を占めており、日本のソニー、松下、セイコーエプソンが各々2位～4位を占め、アメリカのマイクロソフトコーポレーションが5位を占めている。

<表 I-2-14> 外国人の10大多出願業者別出願の現状

(単位：件)

順位	出願人	国籍	特許	実用	デザイン	商標	計
1	コニクリケフィリップスエレクトロニクスアンド、ヴィ	オランダ	1,392	0	37	6	1,435
2	ソニー	日本	1,032	0	124	126	1,282
3	松下電器産業	日本	807	0	53	46	906
4	セイコーエプソン	日本	597	7	14	14	632
5	三洋電機	日本	533	0	40	15	588
6	マイクロソフトコーポレーション	米国	509	0	13	37	559
7	東芝	日本	366	1	32	19	418
8	3M	米国	340	1	19	0	360
9	キャノン	日本	331	0	3	25	359
10	シャープ	日本	293	2	52	8	355

4. 公共機関及び大学による特許出願現況

2004年「公共機関（国家機関、政府出資研究機関、国・公立試験研究機関、地方自治体含み）」及び大学の特許出願は5,441件と、全体特許出願140,115件に対する比率が3.9%に過ぎず、特許出願の比率が非常に僅かな状態である。

イ. 公共機関の特許出願現況

1) 公共機関の特許出願現況

公共研究機関の特許出願はIMFの影響で2000年には前年対比5.9%減少し、2001年以来には次第に増加傾向にあり、2004年には前年対比9.2%増加している。

＜表 I-2-15＞ 公共機関特許出願現況

(単位：件、%)

年度	1999	2000	2001	2002	2003	2004
公共機関特許出願	1780	1675	2024	2656	3185	3479
前年対比増加率	8.6	△5.9	20.8	31.2	19.9	9.2

2) 公共機関の多出願順位

1990年から2004年までで出願数1位の公共機関は表＜I-2-16＞から見られるように11,893件を出願した韓国電子通信研究院であり、全体公共機関出願の47.7%を占めており、次いで韓国科学技術研究院、韓国化学研究院、韓国原子力研究所、韓国機械研究院の順序であった。

<表 I-2-16> 公共機関の多出願順位

(単位：件、%)

順位	機関名	'90～2004 出願件数	特許占有率
1	韓国電子通信研究院	11,893	47.7
2	韓国科学技術研究院	2,895	11.6
3	韓国化学研究院	1,525	6.1
4	韓国原子力研究院	774	3.1
5	韓国機械研究院	730	2.9
その他	その他	7,096	28.5
合計	—	24,913	100

ロ. 大学の特許出願現況

1) 大学の特許出願現況

大学の特許出願は毎年増加して 2004 年には 1,962 件と前年対比 16.0%増加したが、2004 年全体特許出願における比重は 1.4%と非常に僅かという実情である。これらの理由には、大学での研究結果が事業化にすぐ結びついておらず、また大学の研究実績評価が相対的に配点の高い学術誌の寄稿・論文に置かれた結果、などに起因していると判断される。

<表 I-2-17> 大学の特許出願現状

(単位：件、%)

年 度	1999	2000	2001	2002	2003	2004
大学特許出願	480	627	711	957	1,692	1,962
前年対比増加率	46.8	30.6	13.4	34.6	76.8	16.0

2) 大学の多出願順位

1990年から2004年までで出願数1位の大学は1,739件を出願している韓国科学技術院（KAIST）で、全体大学出願の23.3%を占めており、次いで浦項工科大学である。注目すべきことは上位5位までの大学の占める比重が50.6%であり、知名度が高い一部の理工系大学に特許出願の偏重が見られる。

<表 I-2-18> 大学の多出願順位

(単位：件、%)

順 位	機関名	'90~2004 出願件数	占有率
1	韓国科学技術院	1,739	23.3
2	浦項工科大学	770	10.3
3	ソウル大学	528	7.1
4	光州科学技術院	428	5.7
5	仁荷大学	310	4.2
その他	その他	3,682	49.4
合計	—	7,457	100

第2節 PCT 国際出願

情報企画官室 出願書ビス担当官室 司書事務官 ホ・ジョンエ

1. PCT 国際出願動向

イ. 内国人の PCT による海外出願（受理官庁）

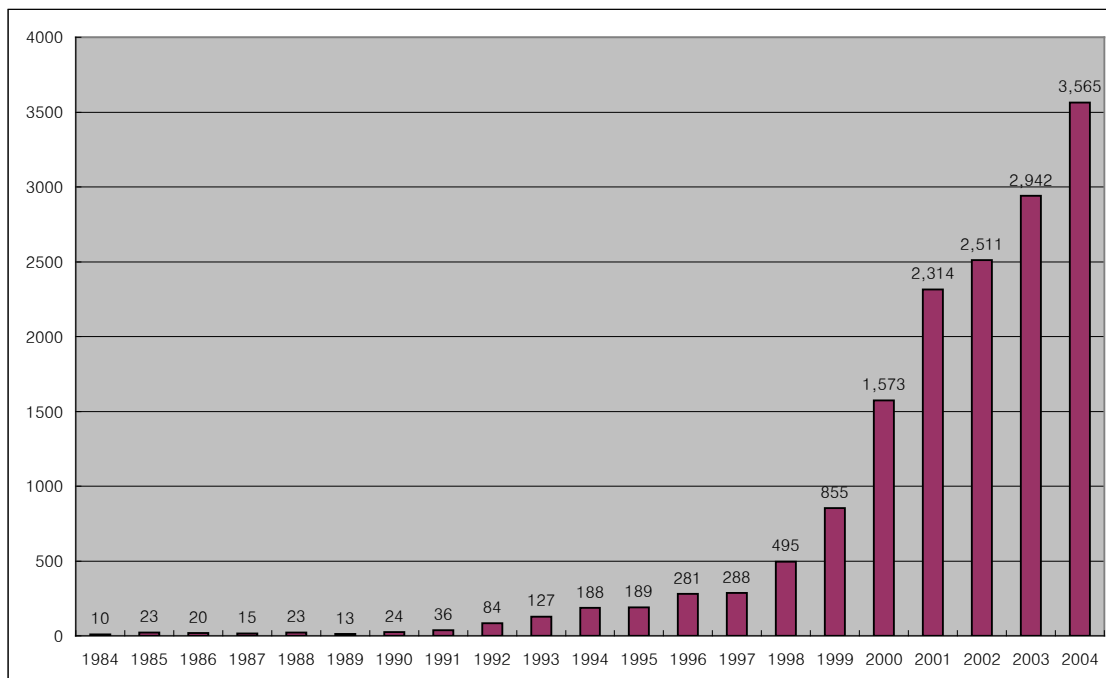
2004 年度に国内出願人が特許協力条約（Patent Cooperation Treaty:PCT）による国際出願制度を利用して海外に出願した PCT 国際出願は 3,553 件である。これは 2003 年の 2,947 件に比べ 20.6%の増加であり、PCT の 124 締約国のうち、2003 年に続いて 2004 年にも世界第 7 位を記録するなど、海外特許出願分野において我が国の高まった位置を分かることができる。

* WIPO 統計は国際事務局の受付日に準じたものとして、我が国の受付現況と少し差がある。

－ WIPO 統計基準：3,553 件、韓国特許庁統計基準：3,565 件

最近の高い PCT 出願増加率は、我が国民の海外技術保護に対する認識変化、海外特許獲得方法として PCT 制度の長所に対する理解が高まり、1999 年 12 月 1 日から特許庁の国際調査及び予備審査業務開始に伴う国内出願人の海外出願の便利性の向上などに起因していると分析される。

＜図 I-2-3＞ 韓国の PCT 国際出願の動向



ロ. 国際調査機関及び国際予備審査機関指定動向

特許庁が 1999. 12. 1 国際調査及び予備審査業務を開始して以来、韓国を国際調査・予備審査機関に選択する件数が着実に増加してきた。韓国を国際調査機関に選択した件数は 2003 年の 2,462 件から 2004 年には 3,109 件と 26.3%増加し、国際予備審査請求件数は 2003 年の 1,079 件から 2004 年には 928 件と 14.0%減少した 2004 年に国際予備審査請求件数が減少した原因としては、2003. 3. 12 から国際予備審査の請求可否と関係なしに、指定国の国内段階進入期間が優先日から 30 ヶ月に一括調整されたことによる影響と分析される。

＜表 I-2-19＞ 国際調査機関及び国際予備審査機関指定の現状

(単位：件、%)

区 分		年 度			
		2001	2002	2003	2004
国際出願	件数(A)	2,314	2,511	2,942	3,565
国際調査機関	件数(B)	1,939	2,224(13)	2,462(8)	3,109(9)
	比率(B/A)	83.8%	88.6%	83.7%	87.2%
国際予備審査機関	件数(C)	970	1,365	1,079	928
	比率(C/A)	41.9%	54.4%	36.7%	26.0%

※ ‘03年(8)件はフィリピン特許庁(6)及びベトナム特許庁(2)から‘04年(9)件はフィリピン特許庁から韓国特許庁(KR)に国際調査を依頼した件数である。

韓国特許庁が持続的に各国特許庁と業務協約を締結して、多数国の国際調査機関(ISA)及び国際予備審査機関(IPEA)としての役割を遂行することで、今後の国際調査及び予備審査件数の増大が見込まれ、業務協定締結現況は次のとおりである。

* フィリピン(2001)、ベトナム(2002)、インド(2003)、インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、ニュージーランド(2005)

このような国内外的状況に力づけられて、韓国特許庁は2003年度に続き2004年度にも国際調査・国際予備審査依頼件数基準で世界第5位及び第6位の国際調査機関、国際予備審査機関に成長して、韓国の国際的位相が高まったことが分かる。

ハ. 外国人の PCT による国内特許出願（指定官庁国内段階進入）動向

外国人の PCT による国内特許出願は最近 5 年間 11.4%の年平均増加率を見せてきた。2004 年度には 21,183 件で、これは国内特許出願（177,688 件）の 11.9%、外国人特許出願（35,451 件）の 59.8%に該当し、PCT 制度による外国人の国内特許・実用新案出願が漸次的に増加していることが分かる。2003.3.12 から国内段階進入期間が優先日から 20 ヶ月から 30 ヶ月に延長されたことで、2003 年には出願件数が前年対比 5.0%減少したが 2004 年には前年対比 24.7%増加し、最近 5 年間の年平均増加率（11.4%）を 2 倍以上も上回っている。

<表 I-2-20> 外国人の PCT を通じた国内特許出願現状

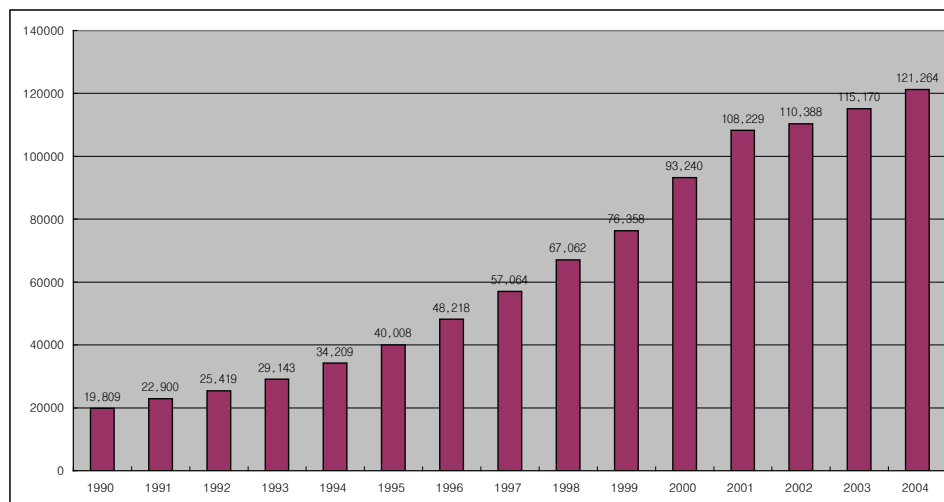
(単位：件、%)

年 度 区 分	2000	2001	2002	2003	2004
PCT を通じた 国内出願件数	15,133	16,690	17,874	16,981	21,183
増減率 (%)	19.7	10.3	7.1	△5.0	24.7

ニ. 世界 PCT 国際出願動向

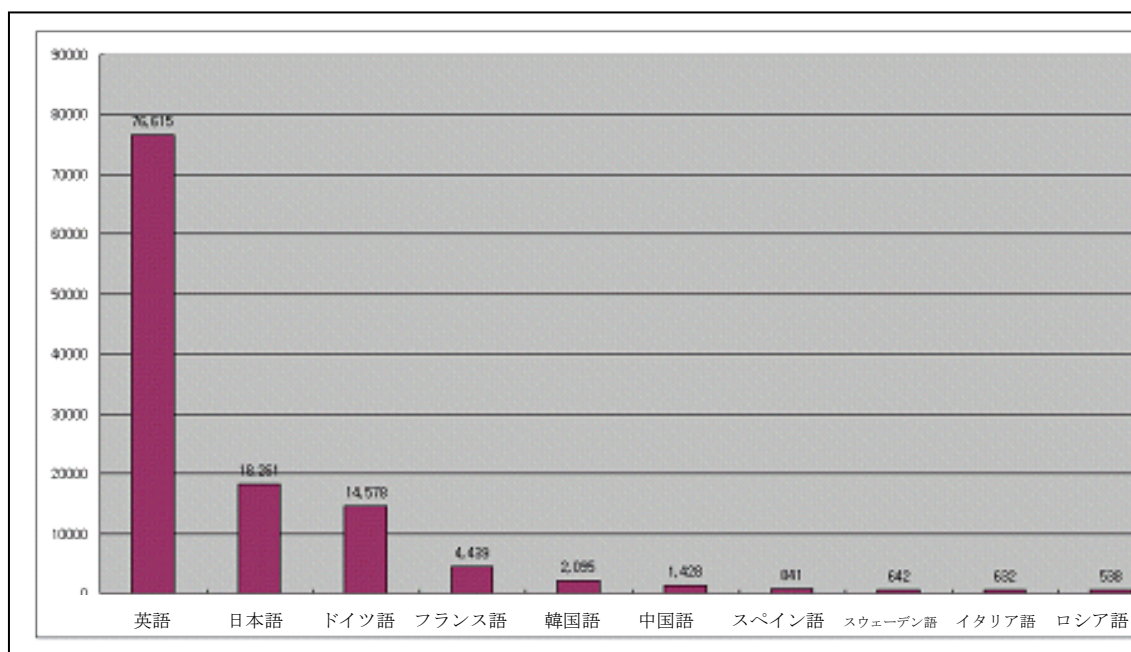
2004 年世界の総 PCT 出願件数は 121,264 件で 2003 年に比べて 6,094 件（5.3%）増加しており、韓国の 2004 年 PCT 出願比重は世界 PCT 出願の 2.9%（3,553 件）で 2003 年に続き 2004 年にも世界第 7 位を記録し、PCT 出願大国として位置づけられている。

<図 I-2-4> 世界PCT国際出願の現状



※ 出所：Yearly Review of the PCT 2004

<図 I-2-5> 各国別PCT出願の順位



※ 本統計は WIPO 発表資料に基づいたものであり、韓国特許庁自体の統計とは差がある。

— WIPO 統計基準：3,553 件、韓国特許庁統計基準：3,565 件

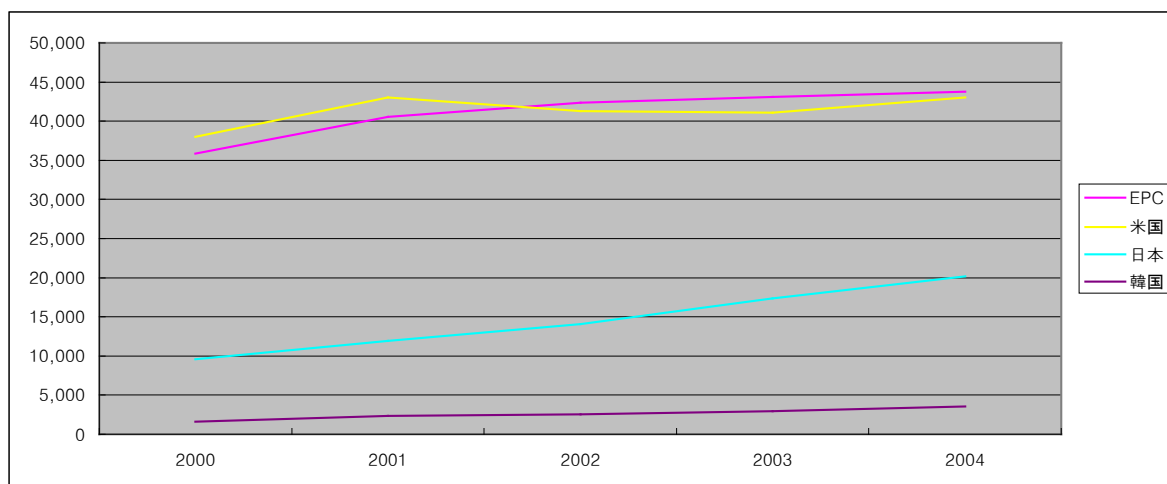
ホ. 3 極と韓国の PCT 国際出願動向比較

2004 年 3 極の PCT 国際出願件数は合計 106,938 件で同年の世界総 PCT 国際出願 121,264 件の 88.2%を占有しており、3 極が PCT 国際出願制度を主導的に活用していることが分かる。

最近 3 年間の 3 極の国際出願増加推移を見ると EPO の場合は 2002 年以後持続的に低調な増加傾向にあり、アメリカの場合は 2002、2003 年に減少しているが 2004 年に小幅回復して 4.8%の増加率を記録している。また、日本の場合は 2002 年以後減少と増加を繰り返したが、2004 年には前年対比 7.6%減少し、16.6%の増加傾向を見せている。

これに比べ、我が国の 2004 年度 PCT 国際出願件数は 3,554 件で同年の世界総 PCT 国際出願 121,264 件の 2.9%に過ぎないが、3 極とは異なって 2002 年以後持続的に増加して 2004 年には前年対比 20.5%と高い増加率を見せており、今後の内国人の PCT 国際出願制度を利用した海外特許獲得が増大すると期待される。

<図 1-2-6> 3 極及び韓国の PCT 国際出願の推移



＜表 I-2-21＞ 3極及び韓国のPCT国際出願の現状

(単位：件、%)

年度 区分		2000	2001	2002	2003	2004
		EPC		35,857	40,534	42,357
出願件数		35,857	40,534	42,357	43,117	43,739
増加率 (%)		—	13.0	4.5	1.8	1.4
PCT 出願件数中占有率 (%)		38.5	37.5	38.4	37.4	35.9
米国		38,007	43,053	41,293	41,065	43,026
出願件数		38,007	43,053	41,293	41,065	43,026
増加率 (%)		—	13.3	△4.1	△0.6	4.8
PCT 出願件数中占有率 (%)		40.8	39.8	37.4	35.7	35.3
日本		9,567	11,904	14,063	17,385	20,173
出願件数		9,567	11,904	14,063	17,385	20,173
増加率 (%)		—	24.4	18.1	23.6	16.0
PCT 出願件数中占有率 (%)		10.3	11.0	12.7	15.1	16.6
韓国		1,580	2,324	2,520	2,950	3,554
出願件数		1,580	2,324	2,520	2,950	3,554
増加率 (%)		—	47.1	8.4	17.1	20.5
PCT 出願件数中占有率 (%)		1.7	2.1	2.3	2.6	2.9

* EPC (European Patent Convention) の会員国は30カ国である

* 国別、年度別出願件数には当該国及びWIPOを受理官庁とした出願が全て含まれたものであり、当該国を受理官庁とした統計とは多少差がある

* 出所：PCT Annual Statistics 1978-2004

2. 内国出願人による PCT 国際出願動向分析

イ. 国内 10 大の PCT 多出願企業（法人）動向

2004 年 PCT 多出願企業の出願現況を見ると、10 大多出願法人の比重が増加しているとなっている。上位 10 大多出願法人の出願件数は 1,138 件で総出願件数の 31.9% を占め、2003 年 721 件に比べ 417 件増加しており、法人総出願件数（2,478 件）のうち出願数の多い 10 大法人が占める出願比率も 2003 年 40.4%（721 件）から 2004 年 45.9%（1,138 件）と 5.5%増加した。

このような現象は三星電子、LG 電子などの国内大企業が PCT 国際出願の長所を十分活用し、また先進国型海外出願戦略で活用していることを意味し、特に 2003 年を除いて最近 5 年間 1 位を守った三星電子（株）は 2003 年 220 件を、2004 年には 405 件を出願して 84%という高い増加率のもと 1 位を再奪還した。

2003 年度に 10 位圏内にあった韓国科学技術研究院・（株）メディーベンチャー（共同 8 位）、浦項製鉄・（株）コーロング（共同 9 位）は 10 位圏の外に押し出され、ユティスタコムコリア（有）、NHN（株）、韓国生命工学研究院、第一毛織（株）が新たに 10 位圏内に進出し、情報通信、生命工学分野での海外特許獲得における尽力がうかがえる。

<表 I-2-22> 国内の10大PCT多出願企業(法人)の現状

(単位：件、%)

順位	法人名	' 2000	' 2001	' 2002	' 2003	' 2004
1	三星電子(株)	112	87	185	220	405
2	(株) LG 電子	38	71	140	256	322
3	(株) LG 化学	30	19	39	38	104
4	韓国電子通信研究院	—	4	17	42	100
5	ユティスタコムコリア(有)	—	—	—	—	41
6	SK テレコム	7	3	16	27	30
7	NHN(株)	—	—	1	4	27
8	CJ(株)	4	6	17	31	25
8	LG 電線(株)	1	5	5	25	25
9	(株) LG 生命工学	—	—	6	16	20
9	韓国生命工学研究院	21	7	7	11	20
10	第一毛織(株)	—	9	3	7	19
	計	213	211	436	677	1,138

ロ. 個人対法人の出願の比率

2000年以後2002年まで減少傾向にあった個人出願の比率は、2003年一時的に小幅増加傾向になり、2004年に再び減少傾向(39%→30%)に転換し、法人出願の比率が増加傾向(61%→70%)にある。

<表 I-2-23> 個人出願対法人出願の現状

(単位：件、%)

年度 区分	' 2000	' 2001	' 2002	' 2003	' 2004
個人 (%)	711 (45%)	1,002 (43%)	893 (36%)	1,159 (39%)	1,087 (30%)
法人 (%)	862 (55%)	1,312 (57%)	1,618 (64%)	1,783 (61%)	2,478 (70%)
計	1,573	2,314	2,511	2,942	3,565

ハ. 技術分野別出願動向

IPC 分類に応じた技術分野別出願件数は、電気によるデジタルデータ処理が 242 件 (6.8%) で最も多く、次は送信 (transmission)、情報貯蔵、医薬・歯科・化粧品用剤材、画像通信、半導体装置などの順になっている。

＜表 I-2-24＞ 技術分野別の出願現状

(単位：件、%)

順位	技術分野	IPC	件数	占有率 (%)
1	電気によるデジタルデータの処理	G06F	242	6.8
2	伝送 (transmission)	H04B	216	6.1
3	情報保存	G11K	183	5.1
4	医学用、歯科用あるいは化粧品用製剤	A61K	145	4.1
5	画像通信 (例：テレビ)	H04N	120	3.4
6	半導体設備	H01L	98	2.7
7	デジタル情報の伝送 (例：電信通信)	H04L	85	2.4
8	微生物または酵素；微生物の保存、維持、増殖	C12N	61	1.7
8	情報通信技術中の選択 (selecting)	H04Q	61	1.7
9	異種原子有機化合物 (有機化学)	C07D	53	1.5
10	化学的エネルギー、電氣的エネルギーを直接変換するための方法または手段 (例：電池)	H01M	46	1.3
11	その他		2255	63.2
計			3,565	100.0

ニ. PCT-EASY (FD 出願) 及び E-filing (電子出願) による出願動向

PCT-EASY による出願は 2003 年の 2,535 件 (86.2%) から 2004 年には 1,310 件 (36.7%) と 49.5%減少しており、E-filing よる出願は 2004 年の初年度に 1,989 件 (55.8%) にも急上昇した。PCT-EASY (Electronic Application SYstem) 出願の際には国際出願手数料から 100 スイスフラン (約 85,000 ウォン) を、E-filing 出願の際には 300 スイスフラン (約 256,000 ウォン) を減免してくれることで出願人の費用節減効果が発生している。2005 年 2 月からはオンライン電子出願制度が施行されて E-filing による出願比率が次第に高まっている (2005.6 月現在 72.8%)

ホ. PCT 国際出願言語別現況

2004 年の PCT 国語出願件数は 2,088 件と総出願件数の 58.6%を記録したが、これは総出願件数の 60.0%であった 2003 年の 1,764 件と比較すると、件数は増加したものの比率面では 1.4%P 減少したことを表している。またこのことは 2003 年に比べて 2004 年の全体出願件数は増加したが、国語出願より英語出願比重の増加に起因すると分析される。

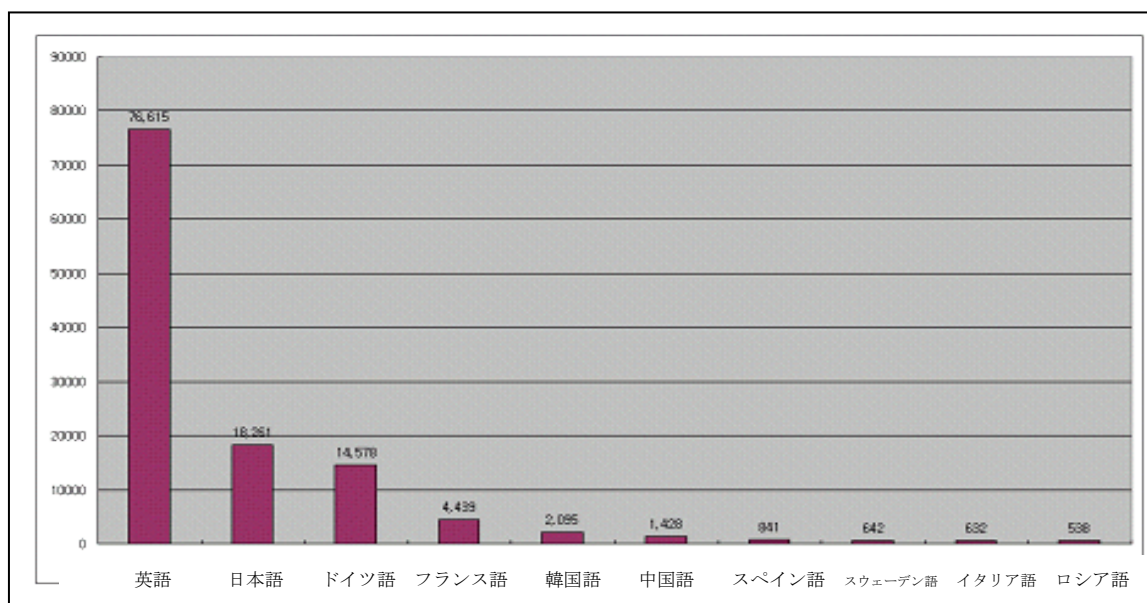
<表 I-2-25> 国内言語別の PCT 国際出願の現状

(単位：件、%)

言語別	国語	英語	日本語	合計
出願件数	2,088	1,475	2	3,565
占有率 (%)	(58.5%)	(41.4%)	(0.1%)	(100%)

韓国語は 2004 年に世界第 5 位の出願言語に成長した。韓国語出願が 1999 年 12.1 から始まったことを勘案すれば短期間に世界第 5 番目の出願言語になったことは驚くべき成果である。国語出願件数は出願時の便利性により、増加が続くと予想される。

<図 I-2-7> 世界言語別 PCT 国際出願の現状



へ. 多出願 10 位代理人別出願現況

2004 年度の代理人の選任による出願は 3,401 件 (95.4%) であるが、出願人による直接出願は 164 件 (4.6%) で、大部分代理人により手続きが行われた。このうち 10 大多出願代理人による出願比重は 30.1% (1,072 件) で 2003 年の 28.1% (826 件) に比べて 2.0%P 増加している。

＜表 I-2-26＞ 多出願10位代理人別現状

(単位：件、%)

順位	代理人	' 2000	' 2001	' 2002	' 2003	' 2004
1	李ヨンピル	87	76	99	189	252
2	バン・ヘチョル	—	12	41	63	144
3	李ゴンジュ	80	62	56	55	138
4	ユミ特許法人	65	140	214	129	129
5	ハン・サンヒョク	—	—	—	58	68
6	朴ジャンウオン	52	61	67	94	65
7	朴レボン	9	11	11	80	57
7	チョウ・サンギユン	—	—	—	20	57
8	李サンヨン	—	—	—	53	55
9	チャン・ジョング	32	37	67	61	54
10	特許法人シンソン	2	32	24	38	53
	計	327	431	579	840	1,072

3. PCT 国際出願の2005年展望

イ. PCT 国際出願予想件数

PCT 国際出願の最近5年間の年平均増加率は35.6%である。1999.12月から国際調査機関及び国際予備審査機関として我が国が業務を開始して以来、国語で国際出願が可能になり、またこれが継続的な増加要因として作用しているものと思われる。2005年の予想件数は2000年以後鈍化している増加率を考慮すると、今年も大幅の増加傾向を期待することは難しいと見られるが、大企業のPCT国際出願が増加していることを考慮すると約20%程度の増加である4,300余件に達するものと見込まれる。

ロ. 韓国特許庁に対する国際調査及び/または国際予備審査請求予想件数

2004年の総出願から韓国を国際調査機関に選択する比率は87.2%、国際予備審査請求率は26.0%を記録しており、2005年予想国際調査件数は総予想出願（約4,300件）から約87%である3,741件程度に推定され、国際予備審査請求件数はこのうち26%である約1,118件程度と予想される。

ハ. 外国人のPCTによる国内特許出願（指定官庁国内段階進入）

予想件数

2000年以後増加傾向は鈍化されて2003年にマイナス成長を記録したが、これは2003.3.12から国内段階進入期間について、国際予備審査の請求可否と関係なしに優先日から30ヶ月を適用することで、優先日から20ヶ月に国内段階を進入しなければならない出願件が10ヶ月遅延されたためであると分析されるが、それによって2004年には2003年対比24.7%の急激な増加を見せた。2005年の予想件数は、最近2年間の平均増加率を考慮すると10%程度の増加である約23,300件と予想され、韓国の経済規模が次第に拡大されるに伴って、PCTによる外国企業の国内技術への市場攻略がさらに厳しくなるものと予想される。

4. 出願人のPCT活用力量の強化

イ. PCT国際出願奨励のための冊子発刊及び配布

国内出願に比べ、手続きが複雑な PCT 国際出願制度の理解を助け、海外特許を獲得しようとする内国出願人の PCT 国際出願の奨励及び権利化のため、「PCT 国際出願ガイド」、「PCT 国際出願総論」などを発刊・配布している。

ロ. PCT 国際出願説明会開催

最近進行されている PCT 制度の改革動向と展望、PCT 国際出願戦略を紹介し、国際調査・国際予備審査の手続き及び活用の要領、PCT 電子出願制度などの PCT 出願実務を提供することで、内国出願人の PCT 活用量を強化するため、ソウル、釜山（プサン）、大田（テジョン）などの大都市を 3 回巡回して PCT 国際出願説明会を開催した結果、弁理士及び洞事務所職員、企業体職員、個人発明家などの 557 人が参加する盛況を成した。

第3節 登録

情報企画官室 登録サービス担当官室 書記官 ムン・セファン

1. 新規設定登録現況

2004年産業財産権の新規設定登録は165,375件で前年対比6.1%増加した。

産業財産権新規設定登録を各権利別に見ると、特許、デザイン、商標は前年同期対比各々11.1%、9.3%、11.0%の増加を見せた反面、実用新案の場合は8.3%減少した。

<表 I-2-27> 新規設定登録の現状

(単位：件、%)

年度別 権利別	2000	2001	2002	2003	2004
特 許	34,956 (△44.2)	34,675 (△0.8)	45,298 (30.6)	44,165 (△2.5)	49,068 (11.1)
実用新案	41,745 (27.0)	43,842 (5.0)	39,957 (△8.9)	37,272 (△6.7)	34,182 (△8.3)
デザイン	18,845 (△4.0)	18,650 (△1.0)	27,235 (46.0)	28,380 (4.2)	31,021 (9.3)
商 標	30,849 (△6.4)	33,683 (9.2)	40,588 (20.5)	46,023 (13.4)	51,104 (11.0)
合 計	126,395 (△14.7)	130,850 (3.5)	153,078 (17.0)	155,840 (1.8)	165,375 (6.1)

注) () は前年対比増減率

2. 産業部門別特許・実用新案における新規登録現況

2004年度の全体新規設定登録件数から技術発展の牽引車の役割を果たす特許・実用新案登録件数は83,250件である。これについて産業部門別登録現況を見ると、電気通信分野は37.1%、機械分野は9.9%であり、この両分野の占有率が57.0%で他産業分野に比べて高い比重を占めている。また他産業部門の占有率を見ると、土木建設10.1%、雑貨8.7%、化学8.4%となっている。産業部門別前年対比増減率を見ると、機械部門と雑貨部門が各々6.7%及び4.4%減少したものを除き、全部門で増加したものととなっている。特に、化学分野の増加率が11.1%で最も高かった。

＜表 I-2-28＞ 産業部門別登録の現状（特許・実用新案）

（単位：件、%）

区分	機械	化学	繊維	電気通信	土木建設	採鉱金属	飲料衛生	事務用品印刷	農林水産	雑貨	合計
登録件数	16,590	7,007	2,079	30,888	8,375	2,407	5,330	1,153	2,160	7,261	83,250
占有率	19.9	8.4	2.5	37.1	10.1	2.9	6.4	1.4	2.6	8.7	100.0
前年対比増減率	△6.7	11.1	0.5	6.2	4.4	1.3	7.8	0.4	2.0	△4.4	2.2

3. 個人・法人及び内・外国人別新規登録現況

2004年度の新規設定登録件数のうち、個人と法人の占有率を見ると、個人34.9%、法人65.1%として前年対比ほとんど変化がないが、次第に法人の比率が高くなるものとされており、内国人と外国人の占有率においても内国人84.4%、外国人15.8%とほ

とんど変化がなかった。また、外国人登録を国家別に見ると、合計 25,828 件のうち日本が 11,433 件 (44.3%)、アメリカが 6,242 件 (24.2%) でこれら両国の登録件数が多くの部分を占めている。

外国人登録件数について国家別、権利別上位国家を見ると、日本、アメリカ、ドイツは特許及び実用新案が相対的に多い反面、フランス、イギリス、スイスは商標登録が多いものとなっている。

＜表 I-2-29＞ 個人・法人及び内・外国人登録の現状

(単位：件、%)

区 分		2000	2001	2002	2003	2004	前年対比 増減率
個人 法人	個人	47,175 (37.3)	49,640 (37.9)	56,443 (36.9)	55,117 (35.4)	57,635 (34.9)	4.6
	法人	79,220 (62.7)	81,210 (62.1)	96,635 (63.1)	100,723 (64.6)	107,740 (65.1)	7.0
内外 国人	内国人	106,363 (84.2)	109,450 (83.6)	127,588 (83.3)	130,520 (83.8)	139,549 (84.4)	6.9
	外国人	20,032 (15.8)	21,400 (16.4)	25,490 (16.7)	25,320 (16.2)	25,826 (15.6)	2.0
合 計		126,395 (100.0)	130,850 (100.0)	153,078 (100.0)	155,840 (100.0)	165,375 (100.0)	6.1

＜表 I-2-30＞ 外国人（国家別）登録現状

(単位：件、%)

区 分	日本	米国	ドイツ	フランス	スイス	英国	その他	合計
登 録	11,433	6,242	1,974	944	717	587	3,929	25,826
構成比	44.3	24.2	7.6	3.7	2.8	2.3	15.1	100.0

4. 年次登録現況

産業財産権は、新規設定登録以後にも所定の年次登録料を権利の存続期間以内に納付してこそ権利として存続することができる。年次登録は権利者の産業財産権の保有・活用意志を見せる指標として2003年281,076件で前年対比7.6%増加しており、権利別には特許、実用新案が各々7.2%及び8.4%、デザインが7.4%増加となっている。

＜表 I-2-31＞ 年度別年次登録現況

(単位：件、%)

区 分	2000	2001	2002	2003	2004
特 許	67,438	103,780	143,550	154,575	165,648 (7.2)
実 用	35,919	61,310	79,620	85,776	92,952 (8.4)
デザイン	30,153	35,064	38,465	40,725	43,741 (7.4)
計	133,510 (27.9)	200,154 (49.9)	261,635 (30.7)	281,076 (7.4)	302,341 (7.6)

注) () は前年対比増減率である。

5. 登録・消滅・存続権利の現況

我が国の産業財産権登録は1948年11件(特許4件、実用新案2件、デザイン5件)を始め、2004年末現在合計1,836,390件が登録されており、このうち存続件数は1,204,172件で、存続期間満了・登録料未納・権利放棄・無効審決などで消滅した権利は632,218件で全体登録件の34.4%であるものとなっている。

これを内国人と外国人で区分して見ると、内国人の場合は合計 1,423,536 件のうち存続権利は 924,370 件、消滅権利は 499,166 件であり、外国人の場合は合計 412,854 件のうち存続権利は 279,802 件、消滅権利は 133,052 件である。

＜表 I-2-32＞ 権利別の登録・消滅、存続権利の現状

(単位：件、%)

権利	内国人		外国人		内外国人計		占有率			
	2004	累計	2004	累計	2004	累計	登録	消滅	存続	
特許	登録	35,284	272,237	13,784	174,275	49,068	446,512	24.3		
	消滅	11,674	55,669	9,294	59,441	20,968	115,110		18.2	
	存続	23,610	216,568	4,490	114,834	28,100	331,402			27.5
実用	登録	33,629	333,978	553	12,440	34,182	346,418	18.9		
	消滅	31,951	138,579	655	8,598	32,606	147,177		23.3	
	存続	1,678	195,399	△102	3,842	1,576	199,241			16.6
デザイン	登録	28,311	322,110	2,710	28,694	31,021	350,804	19.1		
	消滅	15,606	184,746	1,006	15,344	16,612	200,090		31.6	
	存続	12,705	137,364	1,704	13,350	14,409	150,714			12.5
商標	登録	42,325	495,211	8,779	197,445	51,104	692,656	37.7		
	消滅	12,990	120,172	4,893	49,669	17,883	169,841		26.9	
	存続	29,335	375,039	3,886	147,776	33,221	522,815			43.4
計	登録	139,549	1,423,536	25,826	412,854	165,375	1,836,390	100		
	消滅	72,221	499,166	15,848	133,052	88,069	632,218		100	
	存続	67,328	924,370	9,978	279,802	77,306	1,204,172			100

6. 国際商標（マドリッド）の登録現況

我が国がマドリッド議定書に加入して以来 2004 年 4 月 27 日、初めて国際商標を登録したが 2004 年 12 月現在、合計 653 件が登録されているとされている。国家別にはドイツ、フランス、スイスなどのヨーロッパ国家が大部分を占めている。現在は新規設定登録業務のみ発生しているが、今後の国際商標登録に係わった商標権の以前、変更、放棄などの諸般登録業務も発生してその数字も増加することと予想される。

<表 I-2-33> 国際商標（マドリッド）の国家別登録現状

(2004. 12 月)

区 分	ドイツ	フランス	ベネルククス	日本	米国	英国	その他	合計
登録	127	118	66	38	20	20	264	653
構成比	19.4	18.1	10.1	5.8	3.1	3.1	40.4	100.0

7. 消滅した権利の回復制度の導入

イ. 導入の背景

従来の消滅権利回復制度は、特許権者などが責任を負えない事由によって、追加納付期間及び保全期間以内に登録料を納付せず権利が消滅した場合、その事由が終了した日から 14 日以内に回復登録の申請をすれば権利が回復できるようにしているが、実際に登録権利者の無過失責任が立証しにくいため、現実的に適用した事例がなかつ

た。よって、特許権者などの権利を保護強化するため、過失による登録料未納で消滅した権利が実施中の場合には回復登録させる制度を追加導入することになった。

ロ. 主要内容

特許権者等が追加納付期間または保全期間内に年次登録料が納付できず実施中の権利が消滅した場合、その権利を回復登録するためには追加納付期間または保全期間満了日から3ヶ月以内に回復登録の申請を行い、正常登録料の3倍を納付しなければならない。同制度は2005年9月1日から施行する。

ハ. 期待効果

従来の責任を負えない事由の以外に、実施中の権利に対しても制限的に回復制度を導入することで個人または法人の経済活動活性化に寄与することが期待される。

8. 登録税（地方税）統合徴収の実施

イ. 導入背景

従来の商標権の設定及び特許権などの以前登録のためには、地方税法第145条及び第146条の規定による登録税を管轄市・郡・区に事前納付した後、その領収証を登録申請書に添付して特許庁に書面で提出するようになっているため、特許庁と金融機関

の重複訪問及び登録申請書のオンライン利用不可による民願人の不便さがあり、また登録公務員は登録後、登録税領収証を登録申請書から切取って 253 ヶ市・郡・区別に発送しなければならない煩わしさがあった。しかし特許庁長に登録税を特別徴収させることで民願人の不便さを解消して不必要な行政需要を減縮させようとした。

ロ. 主要内容

登録税を登録料と統合徴収させるように地方税法が改定され、2005 年 7 月 1 日から民願人が商標権の設定及び特許権などの移転登録をしようとする場合は、登録申請書を特許庁に提出した後、登録料と登録税を一括して金融機関に納付しなければならない。また登録申請書が受理され、登録になった場合、登録公務員は管轄市・郡・区に登録内訳及び登録税を送付する。

ハ. 期待効果

民願人の金融機関重複訪問の解消と登録税領収証添付義務の省略により、民願の問題が解消され、また登録税領収証の未添付により大事な権利が消滅されるのを防止し、オンラインによる登録申請書の提出が可能になることで民願人の満足度向上及び電子政府の実現が促進されるものと見える。さらに登録公務員の登録税領収証の確認とこれを市・郡・区別に発送する非生産的な業務が除去されることで行政需要が減少されることが期待される。

第4節 審査

1. 総括

機械金属建設審査局 特許審査政策課 技術書記官 金ウスン

2004年審査処理総件数は309,966件で、前年度300,901件より3.0%も増加した。これを権利別に見ると、特許99,826件、実用新案53,389件、デザイン40,541件で、前年対比各々6.8%、9.9%、1.1%増加した。反面、商標は116,210件で前年対比2.2%減少した。

このように審査処理件数が増加したことは、先行技術調査などのアウトソーシングを拡大し、また特許行政電算システムを高度化するなど、持続的な自救努力を強化すると同時に、2004年の内に特許審査官115人、6・7級の審査補助人力13人を増員したことに起因していることと分析される。

<表 I-2-34> 権利別審査処理現状

(単位：件、%)

区 分	特許及び実用新案			デザイン	商 標	合 計
	特 許	実用新案	計			
1998	86,364	58,619	144,983	31,176 (34,416)	117,432 (123,735)	293,591 (303,134)
1999	86,978	57,722	144,700	26,324 (28,553)	72,908 (93,427)	243,932 (266,680)
2000	68,338	68,779	137,117	27,540 (29,446)	83,358 (110,181)	248,015 (276,744)
2001	55,766	54,550	110,316	32,276 (33,645)	87,078 (123,067)	229,670 (267,028)
2002	79,414	49,307	128,721	38,631 (40,618)	100,020 (136,040)	267,372 (305,380)
2003	93,433	48,578	142,011	40,094 (42,419)	118,796 (157,800)	300,901 (342,230)
2004	99,826	53,389	153,215	40,541 (42,080)	116,210 (156,147)	309,966 (351,442)

- 注) 1. その他の処分(審査請求前の取下げ、放棄、無効など)含む
 2. '99年までは審査終結基準であり、2000年度以後は1次審査処理基準である
 3. デザイン・商標の場合、()は複数デザイン・多類基準である

2. 特許及び実用新案

機械金属建設審査局 特許審査政策課 技術書記官 金ウスン

イ. 特許出願審査

特許出願の1次審査処理件数は99,826件で前年対比6.8%増加しているが、このうち、20.0%に該当する19,952件について登録決定し、77.0%に該当する76,955件については意見提出通知をし、また1次審査に必要とした期間は審査請求日から平均21.0ヶ月として2003年の22.1ヶ月より1.1ヶ月短縮された。

<表 I-2-35> 特許出願の1次審査処理現状

(単位：件、%)

区分	計	登録決定	意見提出 通知など	取下げ、放棄	審査処理 期間
2004年 (構成比)	99,826 (100)	19,952 (20.0)	76,955 (77.0)	2,959 (3.0)	21.0ヶ月
2003年 (構成比)	93,433 (100)	19,505 (20.9)	71,526 (76.5)	2,402 (2.6)	22.1ヶ月
2002年 (構成比)	79,414 (100)	19,520 (24.6)	57,310 (72.1)	2,584 (3.3)	22.6ヶ月

審査を終結した物量は前年対比13.0%増加した合計90,397件であるが、このうち60.3%に該当する54,551件について登録決定し、34.8%に該当する31,424件について拒絶決定した。これは2003年と比較すると、登録決定率は0.2%増加し、拒絶決定率は0.3%減少したことであり、出願の取下・放棄・無効は4,422件で全体審査最終処理量の4.9%に当たり2002年に比べて0.1%増加した。

＜表 I-2-36＞ 特許出願の審査終結処理現状

(単位：件、%)

区 分	計	登録決定	拒絶決定	取下げ・放棄・無効
2004年 (構成比)	90,397 (100)	54,551 (60.3)	31,424 (34.8)	4,422 (4.9)
2003年 (構成比)	79,980 (100)	48,047 (60.1)	28,077 (35.1)	3,856 (4.8)
2002年 (構成比)	77,635 (100)	49,478 (63.7)	24,545 (31.6)	3,612 (4.7)

このように 1 次審査処理量より審査終決処理量が大きく増加したことは、顧客満足度向上のために処理が遅延されている中間書類を、迅速に処理したことに起因していることと分析される。

ロ. 実用新案出願審査

旧実用新案出願は、実用新案先登録制度施行（1999.7 月）以前に出願された物量の審査請求分に対して審査がなされたためにその物量が急激に減少して、2004 年に 1 次審査は前年対比 61.2%の減少である 866 件を処理しているが、このうち 27.5%に該当する 238 件について登録決定し、70.7%に該当する 612 件については意見提出通知などをした。

<表 I-2-37> 旧実用新案出願の1次審査処理現況

(単位：件、%)

区分	計	登録決定	意見提出 通知など	取下げ・放棄
2004年 (構成比)	866 (100)	238 (27.5)	612 (70.7)	16 (1.8)
2003年 (構成比)	2,230 (100)	701 (31.4)	1,509 (67.7)	20 (0.9)
2002年 (構成比)	3,879 (100)	1,538 (39.6)	2,168 (55.9)	173 (4.5)

審査を終結した物量は前年対比 47.8%減少の 1,298 件であるが、このうち 52.0%に該当する 674 件について登録決定し、46.8%に該当する 606 件について拒絶決定した。

<表 I-2-38> 旧実用新案出願の審査終結処理現況

(単位：件、%)

区分	計	登録決定	拒絶決定	取下げ・放棄
2004年 (構成比)	1,296 (100)	674 (52.0)	606 (46.8)	16 (1.2)
2003年 (構成比)	2,484 (100)	1,410 (56.8)	1,054 (42.4)	20 (0.8)
2002年 (構成比)	5,893 (100)	3,299 (60.0)	2,421 (41.1)	173 (2.9)

実用新案先登録出願は前年対比 18.7%の減少である 37,694 件に対する基礎的要件を審査しているが、このうち 78.2%に該当する 29,482 件について設定登録を依頼し、19.9%に該当する 7,502 件については補正命令などを通知した。

実用新案先登録出願の技術評価は前年対比 0.2%増加した 14,416 件を処理しているが、そのうち 67.2%に該当する 9,686 件について登録維持を決定し、32.8%に該当する 4,730 件について登録取消を決定した。

＜表 I-2-39＞ 実用新案先登録出願の審査現状

(単位：件、%)

区分	基礎的要件審査				技術評価		
	登録 依頼	補正 命令等	取下・ 無効	計	登録維持	登録 取下げ	計
2004年 (構成比)	29,482 (78.2)	7,502 (19.9)	646 (1.7)	37,694 (100)	9,686 (67.2)	4,730 (32.8)	14,416 (100)
2003年 (構成比)	37,096 (80.0)	8,742 (18.9)	510 (1.1)	46,348 (100)	9,483 (65.9)	4,907 (34.1)	14,390 (100)
2002年 (構成比)	36,632 (80.6)	8,289 (18.3)	507 (1.1)	45,428 (100)	11,288 (67.5)	5,444 (32.5)	16,732 (100)

注) ただし、技術評価で一部登録維持は登録維持に含まれる

ハ. PCT 出願審査

PCT 国際調査報告書は、前年対比 26.0%の増加である 2,932 件を作成しているが、このうち 56.7%である 1,297 件について見解書を作成した。PCT 予備審査報告書は、前年対比 26.6%の減少である 1,035 件を作成したが、このうち 43.3%である 448 件について見解書を作成した。

<表 I-2-40> PCT 国際調査及び予備審査件数

(単位：件、%)

区分	国際調査			予備審査	
	国際調査 報告書	非作成 宣言書	見解書	予備審査 報告書	見解書
2004	2,932	19	1,927	1,035	448
2003	2,327	12	—	1,310	543
2002	2,165	16	—	1,135	536

3. 商標及びデザイン

商標デザイン審査局 商標デザイン審査政策課 書記官 ソン・ビョンジュ

イ. 商標登録出願審査

商標登録出願の1次審査処理物量は前年度に比べて0.5%の減少である156,976件で、このうち49.8%に該当する78,142件については公告決定を、49.8%に該当する78,247件については意見提出通知をした。

1次審査処理期間は審査期間を短縮するための審査官の積極的な努力で2004年末基準9.6ヶ月として、2003年末基準10.7ヶ月より1.1ヶ月短縮されている。

＜表 I-2-41＞ 商標登録出願の1次審査処理現状

(単位：件、%)

区分	計	公告	意見提出	その他の通知	審査処理期間
2004年	156,976	78,142	78,247	590	9.6ヵ月
(構成比)	(100)	(49.8)	(49.8)	(0.4)	
2003年	157,800	79,633	77,762	405	10.7ヵ月
(構成比)	(100)	(50.5)	(49.3)	(0.2)	

注) 多類商標基準

審査を終結した物量は 162,413 件で前年度より 4.2%増加したが、このうち 69.8%に該当する 113,420 件について登録決定を、25.5%に該当する 41,455 件について拒絶決定を、その他(無効、取下、返戻など)が 4.7%に該当する 7,538 件だったが、登録決定率は 73.2%と前年度より 0.1%p 減少している。

＜表 I-2-42＞ 商標登録出願の審査終結処理現状

(単位：件、%)

区分	計	登録決定	拒絶決定	その他(取下げ等)	登録決定率
2004年	162,413	113,420	41,455	7,538	73.2
(構成比)	(100)	(69.8)	(25.5)	(4.7)	
2003年	155,869	110,815	40,415	4,639	73.3
(構成比)	(100)	(71.1)	(25.9)	(3.0)	

注) 多類商標基準、登録決定率はその他を除いて算定

ロ. デザイン登録出願審査

デザイン登録出願の1次審査処理物量は前年度に比べて 0.8%減少の 42,039 件であるが、このうち 65.3%に該当する 27,478 件は登録決定を、34.6%に該当する 14,554 件は意見提出通知をした。

1次審査処理期間は審査官の積極的な努力で2004年末基準6.8ヶ月と、2003年末基準7.3ヶ月より0.5ヶ月短縮されている。

<表 I-2-43> デザイン登録出願の1次審査処理現況

(単位：件、%)

区分	計	登録決定	意見提出	その他通知	審査処理期間
2004年	42,039	27,478	14,554	7	6.8ヶ月
(構成比)	(100)	(65.3)	(34.6)	(0.1)	
2003年	42,419	27,443	14,919	57	7.3ヶ月
(構成比)	(100)	(64.7)	(35.2)	(0.1)	

注) 複数デザイン基準

審査を終結した物量は43,771件で前年度より0.2%減少したが、このうち86.1%に該当する37,691件は登録決定を、11.1%に該当する4,840件は拒絶決定を、その他(無効、取下げ、返戻など)が2.8%に該当する1,240件だったが、登録決定率は88.6%で前年度より0.9%p増加した。

<表 I-2-44> デザイン登録出願の審査終結処理現況

(単位：件、%)

区分	計	登録決定	拒絶決定	その他(取下げ等)	登録決定率
2004年	43,771	37,691	4,840	1,240	88.6
(構成比)	(100)	(86.1)	(11.1)	(2.8)	
2003年	43,859	37,446	5,234	1,179	87.7
(構成比)	(100)	(85.4)	(11.9)	(2.7)	

注) 複数デザイン基準、登録決定率はその他を除いて算定

第5節 審判

特許審判院 審判行政室書記官 李ゼウ

1. 審判請求及び処理現況

イ. 権利別審判請求及び処理件数現況

審判請求件数は2004年10,779件で前年対比17.8%増加したが、権利別に見ると特許25.6%、実用新案4.9%、デザイン△5.3%、商標16.4%の増減率となっている。このように審判請求件数が全般的に大幅増加した原因としては、知識情報社会において知識財産の付加価値が高まることによって知識財産に対する関心度が高まっているためであると判断される。

一方、審判処理件数は2004年9,732件で前年対比23.8%増加したのとなっている。審判処理件数が前年対比大幅増加したことは、審判官の拡充、審判官1人当り審判処理目標の上向き設定、審判事務処理システムの改善など、人材補強及び革新活動の成果に起因したものである。

＜表 I-2-45＞ 審判請求及び処理件数現況

(単位：件、%)

区 分	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	
請求	特 許	2,277	3,298	1,994	3,004	3,376	3,821	4,798
	実 用	758	783	591	904	887	788	827
	デザイン	584	629	508	529	560	604	572
	商 標	2,762	2,703	2,787	3,048	3,675	3,936	4,582
	計	6,381	7,413	5,880	7,485	8,498	9,149	10,779

区 分		1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
処理	特 許	2,264	2,481	2,413	2,415	3,022	2,836	3,873
	実 用	1,137	729	550	608	766	728	1,052
	デザイン	1,091	696	535	548	458	576	601
	商 標	3,328	3,373	2,896	2,942	3,168	3,718	4,206
	計	7,820	7,279	6,394	6,513	7,414	7,858	9,732

ロ. R&D 投資と審判請求

知識、技術、情報などが新しい成長動力としての登場によって、企業などの経済主体は知識、技術、情報などの創出に多くの努力を傾けている。特に、先端技術を先占するため、R&D に対する投資を次第に拡大している。わが国の場合も例外ではない。前年対比 R&D 投資増加率（16.3%）は国内総生産増加率（7.4%）より2倍以上増加したものと示されている。

これと共に、知識財産権の紛争も多くの増加傾向を見せている。2004年の研究開発費は222千億ウォンと1998年対比95.7%増えており、知識財産権に対する審判請求件数も2004年10,779件で1998年対比68.9%増加している。特に、研究開発費投資に直接係わる特許と実用新案分野の審判請求件数は2004年5,625件で1998年対比85.3%増加している。R&D投資の増加傾向は今後とも持続されると見込まれるため、審判請求件数も着実に増加するものと見られる。したがって、審判請求の持続的な増加による審判処理期間の短縮と審判の品質を向上させようとする努力が必要である。

＜表 I-2-46＞ R&D投資と出願・審査・審判請求の現状

(単位：千億ウォン、件)

区 分	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	
国内総生産 ³	4,841	5,294	5,786	6,221	6,842	7,246	7,784	
研究開発費 ⁴	113	119	138	161	173	191	222	
出願 件数	特 許	75,188	80,642	102,010	104,612	106,136	118,652	139,198
	実 用	28,896	30,650	37,163	40,804	39,193	40,825	37,729
	計	104,084	111,292	139,173	145,416	145,329	159,477	176,927
	デザイン	25,155	34,589	35,678	38,522	39,952	39,346	42,874
	商 標	74,214	117,285	151,211	142,492	144,678	148,691	147,220
	計	99,369	151,874	186,889	181,014	184,630	188,037	190,094
	合計	203,453	263,166	326,062	326,430	329,959	347,514	367,021
審査 件数	特 許	86,364	86,978	68,338	55,766	79,414	93,433	99,826
	実 用	58,619	57,722	68,779	54,550	49,307	48,578	53,389
	計	144,983	144,700	137,117	110,316	128,721	142,011	153,215
	デザイン	34,416	28,553	29,446	33,645	40,618	42,419	42,080
	商 標	123,735	93,427	110,181	123,067	136,041	157,800	156,147
	計	158,151	121,980	139,627	156,712	176,659	200,219	198,227
	合計	303,134	266,680	276,744	267,028	305,380	342,230	351,442
審判 請求	特 許	2,277	3,298	1,994	3,004	3,376	3,821	4,798
	実 用	758	783	591	904	887	788	827
	計	3,035	4,081	2,585	3,908	4,263	4,609	5,625
	デザイン	584	629	508	529	560	604	572
	商 標	2,762	2,703	2,787	3,048	3,675	3,936	4,582
	計	3,346	3,332	3,295	3,577	4,235	4,540	5,154
	合計	6,381	7,413	5,880	7,485	8,498	9,149	10,779

※ 審判請求件は多類基準である

研究主体別 R&D 投資と審判請求の関係を見ると、まず、2004 年の各研究主体別研究開発費について、企業は 17 兆ウォンで前年対比 17.3%、公共研究機関が 3 兆ウォンで前年対比 12.9%、大学が 2.2 兆ウォンで前年対比 13.9%増加しており、また全体研

³ 統計庁ホームページ http://kosis.nso.go.kr/cgi-bin/sws_999.cgi

⁴ 科学技術部政策ブリーフィング資料 <http://www.most.go.kr/>, 2005. 7. 25.

研究開発費投資額から各研究主体の研究開発費占有率について、企業は 76.7%、公共研究機関は 13.4%、大学は 9.9%となっている。さらに、2004 年の審判請求件数について、企業は 4,532 件で前年対比 18.5%、公共研究機関は 86 件で前年対比 28.4%、大学は 59 件で前年対比 63.9%の増加であり、また全体審判請求件数から各研究主体別占有率を見ると企業は 96.9%、公共研究機関は 1.8%、大学は 1.3%となっている。したがって、研究主体による研究開発費の投資規模は、知識財産権に対する出願はもちろん審判請求にも相当な影響を及ぼしていることが分かる。特に、大学の審判請求件数が前年に続き 2004 年にも 60%以上の増加率となっているが、これは大学が知識財産権管理専担機構を設置するなど、積極的に権利保護に対応した結果であると見られる。

<表 I-2-47> 研究主体別 R&D 投資と審判請求現状

(単位：10 億ウォン、件)

区 分	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
総研究開発費	11,337	11,922	13,849	16,111	17,325	19,069	22,185
－ 公共研究機関	2,100	1,979	2,032	2,160	2,553	2,626	2,964
－ 大学	1,265	1,432	1,562	1,677	1,797	1,933	2,201
－ 企業	7,972	8,511	10,255	12,274	12,975	14,510	17,020
審判請求件数	2,262	2,638	2,201	3,088	3,425	3,929	4,677
－ 公共研究機関	54	58	41	77	50	67	86
－ 大学	2	18	12	25	22	36	59
－ 企業	2,206	2,562	2,148	2,986	3,353	3,826	4,532

ハ. 審判請求人別審判請求

最近 5 年間の総審判請求件数から請求人別審判請求の比率を見ると、国内企業は 40.3%、外国企業は 32.6%、個人は 24.2%を占有するとなっている。また、これら国

内企業、外国企業及び個人の審判請求件数は 2004 年 10,394 件で総審判請求件数の 96.4%を占有することを示している。

＜表 I-2-48＞ 審判請求人別審判請求現状

(単位：件、%)

区 分	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	
個人 (内国人)	特許	274	413	313	378	605	627	739
	実用	339	466	334	523	492	435	453
	デザイン	333	391	288	289	280	294	285
	商標	708	673	592	678	671	790	1,050
	計	1,654	1,943	1,527	1,868	2,048	2,146	2,527
国内企業	特許	847	1,170	693	1,145	1,274	1,601	2,230
	実用	373	297	236	371	374	342	355
	デザイン	203	210	185	213	240	252	253
	商標	783	885	1,034	1,257	1,465	1,631	1,694
	計	2,206	2,562	2,148	2,986	3,353	3,826	4,532
公共 研究機関	特許	50	58	39	62	50	66	83
	実用	—	—	—	3	—	—	2
	デザイン	1	—	—	—	—	—	—
	商標	3	—	2	12	—	1	1
	計	54	58	41	77	50	67	86
大 学	特許	1	16	7	25	18	34	49
	実用	—	—	—	—	—	—	—
	デザイン	—	—	—	—	—	—	—
	商標	1	—	5	—	4	2	10
	計	2	18	12	25	22	36	59
外国法人	特許	1,088	1,601	903	1,348	1,388	1,464	1,641
	実用	26	15	16	7	13	7	12
	デザイン	46	26	29	22	47	49	34
	商標	1,191	1,034	1,106	1,013	1,475	1,405	1,648
	計	2,351	2,676	2,054	2,390	2,923	2,925	3,335
外国人	特許	17	22	11	15	12	18	24
	実用	3	2	3	—	3	1	3
	デザイン	1	—	3	2	—	1	—
	商標	16	35	21	40	21	20	44
	計	37	59	38	57	36	40	71
その他	特許	—	18	28	31	29	11	32
	実用	17	3	2	—	5	3	2
	デザイン	—	2	3	3	—	8	—
	商標	60	74	27	48	32	87	135
	計	77	97	60	82	66	109	169

※ その他：国家、自治団体など

二. 内国人・外国人間審判請求

2004年度当事者系⁵審判の請求件数は合計3,419件であるが、このうち内国人と内国人間の審判請求件数は2,524件(73.8%)、内国人と外国人間の審判請求件数は805件(23.6%)、外国人と外国人間の審判請求件数は90件(2.6%)である。また、増減率を見ると、外国人と外国人の間の審判請求件数は前年対比△23.7%減少した反面、内国人と外国人間の審判請求件数は前年対比18%の増加傾向を見せている。

表I-2-49のように、内外国(請求人が内国人であり、被請求人が外国人である場合)の場合、特許に対する審判請求件数が89件で、外内国(請求人が外国人であり、被請求人が内国人である場合)の4件より格段に多いことを示しているが、これは我が企業の知識財産に対する認識が非常に高まっているためであると考えられる。

<表 I-2-49> 内国人・外国人間の権利別審判請求現状

(単位：件、%)

区 分		1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
内内国	特 許	170	215	303	324	377	421	509
	実 用	258	403	385	559	632	552	539
	デザイン	349	413	317	381	395	436	410
	商 標	507	722	600	712	713	939	1,066
	計	1,284	1,753	1,605	1,976	2,117	2,348	2,524
内外国	特 許	37	52	58	54	52	60	89
	実 用	1	2	1	3	4	—	1
	デザイン	9	10	3	5	—	3	2
	商 標	165	177	192	194	241	183	210
	計	212	241	254	256	297	246	302

⁵ 無効審判、商標登録の取消審判のように、登録された権利に係わる当事者間の紛争

区 分		1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
外内国	特 許	17	33	21	22	37	35	4
	実 用	3	1	9	3	12	2	5
	デザイン	11	7	17	12	33	36	14
	商 標	335	318	307	313	360	363	480
	計	366	359	354	350	442	436	503
外外国	特 許	—	1	6	5	8	5	13
	実 用	—	1	—	—	—	—	—
	デザイン	—	—	—	—	—	—	—
	商 標	54	90	74	56	100	113	77
	計	54	92	80	61	108	118	90

※ 内内国：請求人は内国人、被請求人は内国人

内外国：請求人は内国人、被請求人は外国人

外内国：請求人は外国人、被請求人は内国人

外外国：請求人は外国人、被請求人は外国人

ホ. 国内企業・外国企業間審判請求

2004 年度国内企業と外国企業間の審判請求件数は合計 450 件であるが、このうち審判請求人が国内企業の場合は 214 件、外国企業の場合は 236 件で同じ水準であり、権利別に見ると、商標に対する審判請求件数が 357 件で圧倒的に多くの比率（79.3%）を占有しているものとしている。著しい特徴としては、審判請求人が国内企業の場合、2004 年度特許分野の審判請求件数が 81 件で前年対比 62%の増加傾向となっている。

このように国内企業による特許分野の審判請求件数が大幅増加したことは、我が企業の技術水準が着実に向上していることを表しているものであると言える。

<表 I-2-50> 国内企業・外国企業間審判請求現状

(単位：件、%)

区 分			1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
請求人	被請求人	権利別							
国内企業	外国企業	特 許	36	44	49	41	46	50	81
		実 用	1	2	—	2	5	1	2
		デザイン	7	5	—	4	—	2	—
		商 標	98	102	140	103	171	115	131
		計	142	153	189	150	222	168	214
外国企業	国内企業	特 許	—	—	2	5	9	10	2
		実 用	1	—	3	2	6	1	2
		デザイン	2	1	3	3	1	11	6
		商 標	205	182	165	175	201	163	226
		計	208	183	173	185	217	185	236

へ. 中小企業・大企業間審判請求

中小企業と大企業間の審判請求件数は 2004 年の場合、合計 225 件で前年対比 25.7%の増加率となっているが、最近 5 年間の権利別審判請求件数の比率は商標 70.8%、特許 12.2%、実用新案 9.5%、デザイン 7.5%の順となっている。他の場合のように中小企業と大企業間にも商標関連争いが最も多いことがわかる。

＜表 I-2-51＞ 中小企業・大企業間の審判請求現状

(単位：件、%)

権利別	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
特許	13	11	21	17	27	27	18
実用	5	7	14	26	20	10	16
デザイン	18	13	10	15	9	20	14
商標	71	101	77	125	140	122	177
計	107	132	122	183	196	179	225

ト. 審判処理期間

審判処理期間は 2004 年末基準で特許・実用新案が 12.0 ヶ月、商標・デザインが 5.4 ヶ月となっており、特に、特許・実用新案の場合は前年対比 14.3%が短縮されたものである。このように審判処理期間が短縮された要因としては、審判官の拡充、審判官 1 人当たり処理目標の上向き設定、審判事務処理システムの改善などをあげることができる。しかし、審判処理期間を画期的に縮めるためには、持続的な審判業務革新の推進はもちろん、量的に急増する審判請求件数に応じる審判官の増員が非常に至急な課題である。

＜表 I-2-52＞ 年度別の審判処理期間現状

(単位：月)

年度	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
特許・実用	15.1	7.4	8.1	10.0	9.6	11.1	14.0	12.0
商標・デザイン	12.9	7.9	5.1	5.0	5.3	5.7	5.6	5.4
計	13.5	7.8	6.0	7.1	6.8	7.8	8.7	8.2

2. 特許法院への訴提起及び判決現況

特許法院開院（1998年3月1日）以来、特許審判院の審決に対して訴を提起した件数は年平均809件で訴提起率が年平均22.7%に達しており、2004年の場合は訴提起率が19.1%と年平均に比べて多少減少したものとなっている。

一方、特許審判院の審決に対して特許法院で取消した比率（審決取消率）は、2004年25.6%で2002年30.4%、2003年27.4%に比べて多少減少傾向となっている。これは審判の質的向上のため、審判官の専門性を向上させる審判官職務教育課程の運営、審判業務の効率性向上のため、審・判決文DBの構築などを積極的に推進した結果であると見られる。

＜表 I-2-53＞ 特許法院における訴提起及び判決現況

（単位：件、%）

区 分	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
審判院審決	7,820	7,279	6,079	5,995	6,890	7,120	8,875
訴提起可能審決	3,559	3,823	3,204	3,069	3,293	3,605	4,580
訴提起	685	995	797	726	840	747	873
提訴率（%）	19.2	26.0	24.9	23.7	25.5	20.7	19.1
判決件数	662	911	791	796	776	752	857
取消判決	176	235	188	217	236	206	219
取消率（%）	26.6	25.8	23.8	27.3	30.4	27.4	25.6

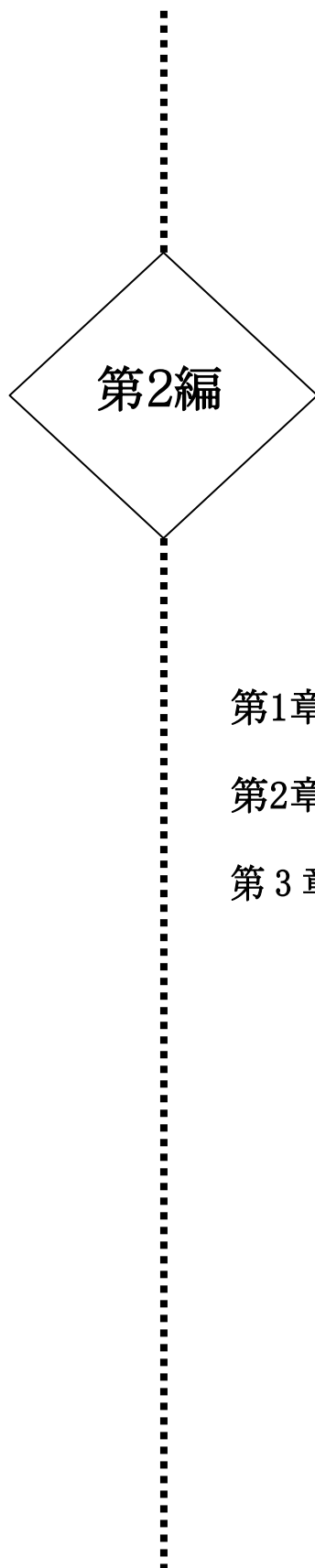
3. 最高裁判所への上告提起及び宣告現況

特許法院の判決に不服を申し立て、最高裁判所に上告した比率は、2004年 42.4%で前年（39.9%）対比多少増加したとされた。このように2004年度上告件数が多少増加したことは、知識財産権に対する認識が高まっていることに起因したと見られる。一方、このような増加傾向にもかかわらず、上告審において特許法院の判決を破棄した比率は2004年 10.7%と前年対比多少減少したとなっている。

＜表 I-2-54＞ 大法人における上告提起及び宣告現況

(単位：件、%)

区 分		1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
特許法院の判決		662	911	791	796	776	752	857
上 告	件 数	311	316	393	355	308	300	363
	上告率 (%)	47.0	34.7	50.0	44.6	39.7	39.9	42.4
大法院の宣告		283	241	365	461	368	283	383
破 棄	件 数	35	24	27	66	61	32	41
	破棄率 (%)	12.4	10.0	7.4	14.3	16.6	11.3	10.7



第2編

迅速かつ正確な審査
・ 審判体制確立

第1章 組織改編及び評価体制の効率化

第2章 審査・審判の先進化

第3章 審査制度の Global Standard 化推進

第1章 組織改編及び評価体制の効率化

第1節 職制の弾力的運営

1. 審査チーム制及び審査官等級制の施行

イ. 審査チーム制

機械金属建設審査局 特許審査政策課 技術書記官 金ウスン

審査官の増加により審査担当官の業務負担を軽減させ、審査業務の討論を活性化するため、技術分類別に審査官を4～5名ずつグループ化して運営する審査チーム制を2000年に導入して以来、2004年には合計92の審査チーム（審査2局32、審査3局24、審査4局36）に拡大運営している。これにより、所管技術分野別で特許要件の判断について研究・討論する一方、PCT国際調査及び国際予備審査結果について審査チーム員が共同で検討することで審査誤謬を防止し、経歴審査官の審査ノウハウを伝授して審査の効率性極大化を追求している。

ロ. 審査官等級制

機械金属建設審査局 特許審査政策課 通信事務官 グアック・ズンヨン

審査官等級制は技術内容の把握及び法規定適用に熟練された審査官に果敢な意思決定権を委任して業務の効率性を高めており、審査経歴と能力を考慮して等級別に報告段階を差別化することで審査業務の生産性を向上するために2000年11月から導入した。

2001年1月（毎6ヶ月ごとに昇級）に初めて審査官の審査経歴及び能力によって等級化した。7年以上は首席審査官、5年以上は責任審査官、3年以上は先任審査官、3年未満は審査官という4段階に区分し、首席審査官には最終処分以外の審査関連通知事項を審査担当官に報告せずに独自の施行できるようにしており、責任審査官には意見提出通知、協議通知などの決裁権を委任し、先任審査官には審査官名義の補正命令などの決裁権を委任している。

＜表 II-1-1＞ 審査官の等級現状

等級 年度	計 (人)	首席審査官 (人、%)	責任審査官	選任審査官	審査官
2001.1	384	18(4.7%)	26(6.8%)	189(49.2%)	151(39.3%)
2002.1	412	31(7.5)	7(1.7)	217(52.7)	157(38.1)
2003.1	417	34(8.2)	174(41.7)	112(26.9)	97(23.2)
2004.1	476	44(9.2)	135(28.4)	111(23.3)	186(39.1)
2004.7	492	51(10.4)	142(28.9)	65(13.2)	234(47.5)

※ 等級別人員変動は局・課長昇進、退職、新規増員などが原因

2. 審査人材増員及び職制改正

政策広報管理官室 行政法武担当官室 行政事務官 崔ビョンロク

イ. 推進方向

特許、実用新案、デザイン、商標出願が 2003 年 306 千件で毎年持続的に増加して、従来の審査官増員及び特許行政電算化などの自救努力にもかかわらず、特許審査処理期間が 2003 年 22.1 ヶ月に留まっており、これを 2007 年までに 12 ヶ月以内に短縮して審査官 1 人当りの審査物量を 240 件に減縮し、審査の質を向上するため審査所要人材の拡充と共に、審判処理期間の短縮とマドリッド議定書による国際商標審査業務、先端技術を審査する次世代審査局の新設など、審査・審判処理期間の短縮と、急変する新技術及び知識産業環境に体系的に対応する組織を構築するのに重点を置いて職制改編を推進した。

ロ. 審査及び審判人材増員推進

特許などの知識財産権の出願及び審判請求件数が持続的に増加して審査及び審判待機期間が長くなることにより、これを短縮するために審査人材及び審判官を増員し、特許政策及び企画業務の力量を強化するために必要な人材を増員する一方、変化する特許環境に応じて効率的に審査業務を行えるように、発明政策局を産業財産政策局に、商標意匠審査局を商標デザイン審査局に、機械金属審査局を機械金属建設審査局に名

称を変更する「特許庁機構改編及び人材増員要求（案）」を行政自治部に提出し、関連部署

との協議及び審査を終えて 2005 年（2 月 7 日）公布・施行する予定である。

ハ. 職制改正

国民が特許庁所管事務についてよく分かるように、審査 1 局・審査 2 局・審査 3 局及び審査 4 局の名称を各々商標意匠審査局・機械金属審査局・化学生命工学審査局及び電機電子審査局に変更し、また開放型職位を効率的に運営するために開放型職位である情報資料官を産業資源部令が定める課長またはこれに相当する課長級 1 職位に代替する一方、政策及び企画業務の力量を強化するために現在の定員範囲内で特許庁本部（5 級+6、6 級-6）及び所属機関（6 級+1、7 級-1）の一部職級を調整した。

また、参与政府の国政課題である政府革新を推進するため、企画管理官の下に庁内の行政革新業務の総括・支援、組織・定員の管理、行政制度の改善及び審査評価業務を遂行する革新人事担当官を設置して参加政府の主要国政課題である政府革新を推進している。

青年失業の問題が大きな社会問題になるに伴い、政府部門での働き口創出により失業問題を一部解消し、出願の持続的な増加で審査待機期間が長くなることにより、これを短縮し、また特許行政サービスを拡充するために必要な人材 80 人を増員して、特許・実用新案審査官（5 級）55 人、商標審査官（5 級）10 人、政策及び行政支援分野（5 級）5 人、審査補助人力（6 級）10 人を配置した。

一方、公務員研修機関整備計画によって1999年から行政自治部の国家専門行政研修院所属国際特許研修部に統合・運営されてきた研修院を再び特許庁に移管し、その名称を国際知識財産研修院に変更して特許庁の所属機関にした。したがって、知識財産権に関する自律的な専門教育の実施基盤を設けることになった。定員は、34人（2級1、4級4、4・5級2、5級8、6級以下19）を特許庁に移管し、これとともに特許庁革新業務推進の効率性を向上するために一人の革新担当人材（5級1）を増員している。

3. 審判人材増員推進

特許審判院 審判行政室 書記官 イ・ゼウ

知識財産権に対する認識向上などにより特許審判請求件数は持続的に増加している。2004年には10,779件と前年対比15.1%増加した。これに対して審判処理期間は2003年に、特許・実用新案は14ヶ月、商標・デザインは5.6ヶ月であったが、2004年に特許・実用新案は12ヶ月、商標・デザインは5.4ヶ月を所要している。特に、特許・実用新案の場合は科学技術係・産業界の要求水準である6ヶ月以内審判処理期間には著しく達していない実情である。

特許審判院では、このような特許審判処理期間の長期化問題を解決するため、2004年の内部的な構造調整によって、商標・デザイン分野審判部と、特許・実用新案分野審判部の構成比を従来の7:6から5:8に調整し、さらに審判官の構成比を13:15から12:16に変更することで特許・実用新案分野における審判部及び審判人材を補強した。また、審判処理期間を短縮するための根本的な解決策として、審判人材の増員を積極的に推進しているが、2003年12月に2つの審判人材を増員し、また2004年には行政自治部など関係機関との協議により8人の審判官を増員・確定し、2005年に早期

充員して特許・実用新案審判分野に配置する予定である。特に、科学技術系・産業界の要求水準である6ヶ月以内の審判処理期間を達成するため、2006年度に審判人材を大幅に増員する方案を関係機関と推進する計画である。

第2節 審査評価制度の効果的運営

1. 審査評価制度の運営

政策広報管理官室 審査評価担当官室 技術書記官 ジュ・ヨンシク

イ. 目的

審査評価制度は、審査評価規定（特許庁訓令第 324 号、2001. 3. 8）に基づいて、特許・実用新案・商標・デザイン登録出願に対する審査の質を向上するため、事前モニタリングによる不実審査の防止や改善事項の発掘及び伝播を行うことで、審査官の審査品質を向上させて顧客に良質のサービスを提供するためのものである。

<表 II-1-2> 主要国の審査評価制度運用現状

国家	主要運用現状
米国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査評価担当部署（OPAQ）の評価担当者及び該当部署内の審査評価者が審査エラー率の算定及び各種審査品質の改善のための各種対策を樹立 ・ 処理物量の3%程度を標本抽出し、欠陥の軽重により3範疇に区分して評価
ヨーロッパ特許庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 13人の評価官で構成された常設組織である評価担当部署（DHQ）から審査評価業務を遂行 ・ 登録決定出願に限り、標本抽出（処理物量の約5%）して評価
英国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常設組織である選任審査官及び審査課長で構成したパネルで審査評価を遂行 ・ 欠陥の類型は顧客に対するサービス品質が許容可能な範囲ではない場合と一定な手続を遵守できなかった勧告レベルの2範疇で区分して評価

ロ. 審査評価計画

半期別（6ヶ月）に、特許・実用新案の場合は審査官1人当たり4件（登録決定2件、拒絶決定2件）をサンプリングして審査評価を行い、商標・デザインの場合は審査官1人当たり12件（登録決定8件、拒絶決定4件）をサンプリングして審査評価を行っている。サンプリング方法については、審査官が登録/拒絶決定書を作成した後、出願人に発送する直前に電算で無作為に抽出することを原則としている。評価官は、商標・デザイン分野2人、機械・金属・建設分野3人、化学生命分野3人、電気電子分野5人の合計13人により構成されている。

ハ. 審査評価結果

1) 上半期審査評価結果

特許・実用新案の場合は394人の審査官を対象に1,296件を評価したが、総評価件数対比4.4%である58件の瑕疵事項が発生して再検討するように通知した。

商標・デザインの場合は77人の審査官を対象に862件を評価したが、総評価件数対比2.9%である24件の瑕疵事項が発生して再検討するように通知した。

2) 下半期審査評価結果

特許・実用新案の場合は437人の審査官を対象に1,361件を評価したが、総評価件数対比2.8%である38件の瑕疵事項が発生して再検討するように通知した。商標・デザインの場合は82人の審査官を対象に1,052件の審査包袋に対して評価したが、総評価件数対比1.1%である12件の瑕疵事項が発生して再検討するように通知した。

＜表 II-1-3＞ 特許・実用新案の審査誤謬率

年 度		' 01 年	' 02 年	' 03 年	' 04 年		
					上半期	下半期	平均
審査誤謬率 (%)	韓国	6.0	4.3	3.8	4.4	2.8	3.6
	米国	5.4	4.2	4.4	—	—	5.3

注1) 審査誤謬率：再検討依頼件数／全体審査評価件数

二. 審査評価結果活用

審査評価結果は審査部署にフィードバック（feed back）させて勤務評定または成果給の支給時にこれを反映するように誘導しているが、優秀審査官及び審査優秀部署への褒賞時に選定資料としても活用している。また、審査評価結果が不十分な事例に対しては定期的に事例集を発刊、配布して審査の質向上を誘導しており、国際特許研修院に「審査評価事例」課程を新設して新規審査官などの教育資料として活用している。

2. 審査評価規定及び指針書の制改正

政策広報管理官室 審査評価担当官室 技術書記官 ゼ・スンホ

イ. 制・改正背景

同じ手続きを重複して規定していた特許・実用新案と商標・意匠に対する審査評価手続きを一体化し、また 2005 年から実施される PCT 国際出願の審査評価の根拠を用意し、なお審査評価の公正性を確保するための協議審査評価制の運営を明文化するため、多くの意見を幅広く集めて 2004. 12. 29 審査評価規定を全部改正（特許庁訓令第 398 号）するに至った。

これとともに、審査評価指針書においても特許・実用新案部門を一部改正することで、2003 年の一部改正後、約 20 ヶ月間の運営結果による改善事項及び、最近に改定された審査指針書の内容を反映し、商標・意匠部門を新たに追加することで、公正で客観的な商標・意匠登録出願に対する審査評価のための具体的な基準と手続きを確立しており、また国際段階にある PCT（以下「PCT」という。）部門も含ませることで、2004 年の PCT 国際調査・予備審査ガイドラインの改正・施行に伴う当庁の PCT 品質経営システム（QMS）の核心的な役割を担当することになった。

ロ. 主要制・改正の内容

1) 審査評価規定の改正

まず、産業財産権登録出願の審査評価手続きを一体化した。従来に「特許・実用新案審査評価」及び「商標・意匠審査評価」という、別途の章（Chapter）に規定された審査評価手続きを「産業財産権登録出願の審査評価」という一体化された章（Chapter）に統合して、特許・実用新案・意匠・商標において審査評価手続きが等しく適用されるようにした。また、PCT 部門も事後評価という点を除き、産業財産権登録出願の審査評価とあわせて、審査評価結果の異意申請期間 15 日、審査瑕疵 3 つ範疇の運用及び審査評価結果調整委員の資格要件などにおいて、いずれも等しく適用されるに至った。

第二、PCT 国際出願の審査評価根拠を用意するに至った。2004 年に改正・施行される PCT 国際調査・予備審査ガイドラインの第 21 章の審査品質 (Quality) で規定している、PCT 品質経営システムの核心活動である PCT 審査結果に対する内部審議 (Internal Review) を充実に遂行するため、これを今回の改正に反映した。PCT 審査評価は、事前評価を実施する産業財産権登録出願の審査評価とは異なり、審査報告書の作成機限が決められているため事後評価で実施することになった。

第三、協議審査評価制に対する運営根拠を用意した。従来公正な審査評価業務を確保するため、重大であり且つ再審査が必要な審査瑕疵に対しては、必ず審査評価官などの協議によって決定されてきたが、今回このような実情を明文化したものである。

第四、その他規定内容を現実的に調整した。①総則規定の各条項を優先順位に応じて再調整し、用語を統一した。②頻繁に使われる用語である「審査評価表」の正義規定を用意した。③別途の章 (Chapter) で各々規定していた「審査評価対象の出願書類の引継・引受」、「処理期間」及び「面談制度」が共通事項であるため、これを総則規定に反映した。④同規定に別紙書式になっていた各種審査評価様式を無くし、該当各審査評価指針書の別紙書式にした。⑤改定された職制名などを反映した。

2) 特許・実用新案登録出願の審査評価指針書改正

第一、評価項目を一層強化した。新規性・進歩性判断の際に、優先権を主張した出願の出願日認定に関する判断の瑕疵と、引用発明の公知時点のみならず、文献名などの特定に係わる瑕疵を追加している。

第二、評価内容を一層明確にした。評価項目別関連法規定を明確にし、最近の審査指針書改正による内容を反映している。

3) 商標・意匠登録出願の審査評価指針書制定

第一、商標・意匠登録出願に対する審査評価の詳細事項を規定した。従来慣行的に施行されてきた審査評価の原則を明文化し、また審査評価の基準・原則、評価項目別評価方法及び審査評価結果作成方法などを詳しく記述した。

第二、重要度に応じて審査瑕疵を分類した。従来の特許・実用新案登録出願の審査瑕疵分類方法である3つ範疇に応じて分類して、各3つ範疇19個評価項目)。

第三、審査瑕疵分類表を設けて審査瑕疵の範囲及び基準を明確にしており、審査評価結果を容易に分析できるように評価項目別でコードを付与した。

4) PCT 国際出願の審査評価指針書制定

第一、PCT 国際出願に対する審査評価に対する基準・原則、審査評価項目及びその項目別評価方法、さらに審査評価結果作成方法などを詳しく記述した。

第二、重要度に応じて審査瑕疵を分類した。従来の特許・実用新案登録出願の審査瑕疵分類方法である3つ範疇に応じて分類し、各範疇別評価項目を設定した。(3つ範疇22評価項目45瑕疵類型)

第三、審査瑕疵分類表を設けて審査瑕疵(評価項目)の範囲及び基準を明確にしており、審査評価結果を容易に分析できるように評価項目別でコードを付与した。

3. 審査の質指数の科学的管理

政策広報管理官室 審査評価担当官室 技術書記官 金チャングボム

イ. 意義

審査の質とは、審査に対する出願人の満足度、拒絶決定不服審判請求率、異議申立率など多様な変数などに関連があり、いずれか一つの変数のみでは全体審査の質を表すことは難しい。

審査の質指数はこのような審査の質を代弁するすべての変数を抽出して各々の変数にその影響度に応じて加重値を付与して計量化したものととして、前年度対比当該年度の上記計量化された審査品質の増減を一つの数値で表示して審査の質の改善可否を把握し、ひいては審査評価政策の樹立に活用するため開発された。

ロ. 算出方法

審査の質指数分析のために使われる変数は、①審査評価表の平均得点、②アンケート調査結果、③拒絶不服審判の取消還送率、④異議申立の原決定翻意率、⑤無効審判の引用率など合計5種類である。

このうち、主要変数は審査評価表の平均得点であり、審査の質の向上可否は審査評価担当官室で作成した審査評価表が最も客観的な資料になるため、審査評価表に表した全体審査官が獲得した点数を平均して、これに最も多い比重を置いて反映したものである。

ハ. 分析結果

2004年度審査の質指数は2003年度対比4.12%の減少となっている。このような減少要因としては、肯定的影響を代弁する変数のうち審査評価の平均得点が1.13%増加した反面、アンケート調査結果が4.5%減少しており、また否定的影響を代弁する変数のうち拒絶決定不服審判の取消還送率が57.5%減少した反面、異議申立の原決定翻意率と無効審判の引用率が各々66.1%、17.5%と大きく増加したことからその理由を見出すことができる。

アンケート調査結果について見ると<審査過程>レベルに対する各項目別満足度及び重要度を考慮した満足指数は52.6点で、7レベルのうち最も低い満足指数である。審査過程を各項目別に見ると「審査官の態度」が60.1点で最も高く、次に「審査官の専門性」(56.8点)、「結果の公正性」(56.6点)、「審査処理予想期限」(56.5点)、「審査結果通知内容の履行容易性」(52.8点)、「進行過程に対する説明」(48.0点)、「意見提出通知から受領までの所要時間」(41.7点)、「審査所要時間」(37.8点)の順であった。特に、「進行過程に対する説明」の項目は重要度対比満足度が低いため至急な改善が要求される分野と分析されており、項目別にはく出願>過程と同様に「審査所要時間」に対する満足度が最も低いものとなっている。現在審査過程において重要度対比満足度が最も低い「進行過程に対する説明」という項目は「審査所要時間」とかみ合わせて説明されるため、民願人に最も至急な問題は時間が長くかかるという問題より、進行過程についての説明が何よりも重要であることを認知し、過程についての詳しい説明を随時しなければならず、同時に審査基準に明確性と公正性を期して審査結果を民願人の納得するようにしなければならない。一方、審査評価表の平均得点が多少増加しているが、その要因として、多数の新規審査官の採用にもかかわらず平均得点が上昇したことは、新規審査官が処理した件の場合には指導審査官との共同審査結果によって審査の適正性がある程度保障されたものと見られる。

＜表 II-1-4＞ 審査変数別増減比率

(単位：%)

審査の質を表す変数		反映率(A)	増減率(B)	A*B
肯定的 変数	審査評価表の平均得点	40	△1.13	0.45
	アンケート調査結果	15	▽4.5	0.67
否定的 変数	拒絶決定不服審判の取消返送率	15	▽57.5	8.6
	異議申請の元決定反復率	15	△66.1	9.9
	無効審判の引用率	15	△17.5	2.6
		計	▽4.12 %	

二. 今後の補完及び活用対策

1) 審査処理期間の短縮方案模索

アンケート調査結果、顧客が最も不満足であると感じている審査処理間の問題を解決するため、審査処理期間を短縮するための方案模索が必要である。当庁は審査処理期間を短縮するため、2005 年末までに 205 人の審査官及び 43 人の主務官を採用する計画であり、2006 年末までに FA 処理期間を 10 ヶ月に短縮していく計画である。

2) 登録決定された件に対する審査評価の強化

登録決定された件に対する評価サンプリング件数を増加させると同時に、登録決定された件に対する審査評価時の異議申立事由と無効事由を前もって遮断できるように審査評価を厳格に強化していく計画である。

3) 技術分野別（IPC 別）審査評価の内実化

異議申立ての翻意率及び無効審判での引用率が高い特定技術分野（IPC 星）に対する審査評価を強化する必要がある。

4) 審査の質向上のための環境造成及びシステム構築

審査官 1 人当たり処理件数の適正化及び、審査チーム制の活性化を行うことで、研究する審査雰囲気を作成し、また審査官の法律知識と技術知識などの専門知識を体系化して審査官の業務力量を内実化する必要がある。

5) 優秀審査担当官室褒賞基準に審査処理期間の反映

現行審査の量と品質のみを各々50%ずつ反映させていた従来の褒賞基準に審査処理期間変数を反映させ、褒賞基準に審査処理期間も反映されるようにする必要がある。

第3節 審査官及び審判官の士気高揚

1. 優秀審査・審判部署の褒賞

政策広報管理官室 審査評価担当官室 技術書記官 金ヨンジョン

当庁で審査・審判業務は最も基本的で重要な業務であり、審査・審判の迅速な処理と同時に審査の適正性と公正性が要求される。

審査・審判の処理期間を短縮するために先進主要国より多量の審査・審判を処理しており、また審査の質向上のために審査官の審査を評価するなどの努力を傾けている。

優秀審査・審判部署の褒賞は、審査・審判官の士気高揚とともに組職員間の善意の競争を誘導するために優秀な審査・審判部署を選抜して褒賞する制度である。

優秀審査・審判部署の褒賞は半期別で年2回実施し、優秀審査部署の選定は審査局別に分けて評価し、審査処理量に応じる審査担当官室別順位及び、審査評価結果から得られる審査の質に応じる順位を総合して審査評価担当官室で優秀審査担当官室を選定するが、優秀審判部署の選定は審判部別審判処理量及び審判の質などを評価対象として選定している。2004年には半期別最優秀5部署、優秀5部署、奨励5部署の年30部署に対して褒賞を実施した。

優秀審査・審判部署の褒賞は、部署内では共同の目標提示による団結及び和合が形成され、また部署間では善意の競争が誘発されることで審査の質向上と迅速な審査処理という二つの目標を同時に達成することに寄与している。

＜表 II-1-5＞ 2004年度優秀審査・審判部署補償実績

所 属	補償区分（上半期/下半期）				補償金(万ウォン)			備考
	最優秀	優秀	奨励	計	上半期	下半期	計	
審判院	1/1 部	1/1 部	1/1 部	3/3 部	600	600	1,200	最優秀： 300万ウォン 優秀： 200万ウォン 奨励： 100万ウォン
商標デザイン審査局	1/1 課	1/1 課	1/1 課	3/3 課	600	600	1,200	
機械金属審査局	1/1 課	1/1 課	1/1 課	3/3 課	600	600	1,200	
化学生命工学審査局	1/1 課	1/1 課	1/1 課	3/3 課	600	600	1,200	
電気電子審査局	1/1 課	1/1 課	1/1 課	3/3 課	600	600	1,200	
計	5/5 部署	5/5 部署	5/5 部署	15/15 部署	3,000	3,000	6,000	

2. 優秀審査事例褒賞

政策広報管理官室 審査評価担当官室 技術書記官 金ヨンジョン

優秀審査事例褒賞は審査官が特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査過程で関連法規や規定を遵守することはもちろん、より良質のサービスを提供した優秀な審査事例を選抜して該当審査官に褒賞をする制度である。

優秀審査事例褒賞は半期別で年 2 回実施するが、審査局別に優秀審査事例の推薦を受け、各審査局別に優秀審査事例選定委員会を構成し、特許要件判断、通知書記載、先行技術調査などの項目を対象に評価して最優秀・優秀・模範事例を選定した。2004年には最優秀 8 件、優秀 18 件、模範 42 件で合計 68 件の優秀審査事例に対して褒賞を実施した。

優秀審査事例褒賞は審査官に審査の質向上のための動機を誘発し、士気を培い、優秀な審査事例により関連知識を拡散させるとともに、教育資料として活用するなどの

審査の質を向上することで、究極的には国民に対して特許行政の満足度を高めることに寄与している。

<表 II-1-6> 2004年度優秀審査事例補償実績

所 属	補償区分（上半期/下半期）				補償金(万ウォン)			備
	最優秀	優秀	模範	計	最優秀	優秀	奨励	
商標デザイン審査局	1/1 件	2/2 件	5/5 件	8/8 件	470	470	940	最優 100万 優 60万 模 50万
機械金属審査局	1/1 件	2/2 件	5/5 件	8/8 件	470	470	940	
化学生命工学審査局	1/1 件	2/2 件	5/5 件	8/8 件	470	470	940	
電気電子審査局	1/1 件	3/3 件	6/6 件	10/10 件	580	580	1,160	
計	4/4 件	9/9 件	21/21 件	34/34 件	1,990	1,990	3,980	

3. 2004年度公務員叙勲実績

政策広報管理官室 革新人事企画官室 行政主事 ジョン・ヒョンゴン

公務員に対する褒賞は、国家観及び使命感が透徹すると同時に誠実で創意的な姿勢で業務発展に寄与した公務員に授与するものであるが、褒賞勲章別の種類を見ると、勲章、褒章、大統領表彰、国務総理表彰、機関長表彰などに大きく分けることができる。褒賞は在職公務員のみならず退職公務員に対しても授与することができる。

2004年度当庁の叙勲受賞者現況を見ると、庁長表彰が122人、優秀・模範公務員褒賞が22人、退職者褒賞が22人、その他機関長表彰7人で合計173人が受賞した。

このように叙勲の目的は、業務実績や態度などが優れた職員への褒賞のみならず、人目に付かない所で黙々と誠実で創意的に業務を遂行して功績を立てた有功者を積極

的に発掘して、褒賞からもれることがないようにすることで、該当公務員への士気振興及び自負心の鼓吹により、究極的に特許行政の発展を図ることにある。

＜表 II-1-7＞ 2004年度公務員授賞実績

区 分	勲章	補償	大統領 表彰	国務総理 表彰	庁長表彰	その他機関長 表彰	計
優秀公務員	1	1	7	7			16
模範公務員				6			6
退職者補償	10	3	3	6			22
特許行政有功					54(62)		54(62)
その他有功			1	2	68(86)	4	75(86)
計	11	4	11	21	122(148)	4	173(148)

※ () の中は民間人に対する庁長表彰の授与実績である

第2章 審査・審判の先進化

第1節 審査・審判の専門性強化

1. 特許・実用新案分野

機械金属建設審査局 特許審査政策課 技術書記官 金ウスン

2004年には、特許行政の最優先の順位を審査の生産性及び専門性向上に置き、これを達成するため、担当技術分野の難易度などを考慮して審査官の自律により審査目標を設定するという自律審査制度を推進すると同時に、審査の専門性を強化する各種施策を推進した。

まず、先行技術検索及び特許要件判断などのような審査段階別事例中心の教育プログラム運営と、類似技術分類別に審査基準の一貫性の維持とともに審査の質及び処理速度が一緒に向上するように、審査担当官室や審査チーム単位の学習プログラムを設けることで仕事と勉強が同時にできる学習組織を構築した。

これにより審査官相互間の情報共有及び研究雰囲気の造成が行われ、知能型ロボット特許研究会など26研究会で総137回の研究会を開催しているが、審査官別審査ノウハウを収集・整理して審査マニュアルを発刊し、また初任審査官に対する審査実務教育の実施による審査の質的水準向上に努力した。

なお、審査官に最新技術を教育するため、ソウル大学の半導体技術課程などの専門教育機関に対する委託教育の規模を2003年89人から2004年183人に拡大して急激に発展する技術を持続的に習得できる体制を設ける一方、情報技術（IT）、生命技術（BT）、ナノ技術（NT）などの新技術習得のため、関連技術分野の外部専門家を招待して総46回のセミナーを開催した。

一方、審査官の専門知識を活用して民間部門に対する支援を強化するため、技術分野及び業種別に造船技術研究会など産・管協議会を構成して特許情報を支援するなど多様な協力方を模索している。

2. 商標・デザイン分野

商標デザイン審査局 商標デザイン審査政策課 書記官 ソン・ビョンジュ

イ. 新規審査官教育プログラム運営

1) 背景

商標・デザイン初任審査官は審査事務取扱規定によって経歴審査官の指導下に共同で審査をすることになっている。

しかし初任審査官の審査業務を指導する経歴審査官の業務負担加重で、商標またはデザイン審査全般に関する体系的な指導に困難があり、これを解消して審査官の審査力量を強化するため、商標デザイン審査局にOJT教育プログラムを開設して2000.5.9以後から施行している。

2) 教育方針

商標・デザイン初任審査官は、審査環境に適応する期間を短縮するために OJT 教育の履修を義務付けられており、また経歴審査官が審査事例と現場中心の講義を実施し、紛争事例及び民願が頻発する分野をたくさん紹介するなど、初任審査官が早期に審査能力を培養できるように教科課程を編成・運営している。

3) 運営実績

2004 年末まで総 21 回にわたって合計 91 人に対して教育を実施しているが、「デザイン転入審査官教育プログラム」の場合には、デザイン分類体系、デザイン関連法令及び審査基準、デザイン無審査制度、デザイン審査事務処理システムの使用要領などを中心として第 9 次教育を実施している。

一方、2004 年 10 月からは、従来に審査局の自体教育であったものを、国際知識財産研修院の正規教育課程に含めて実施することに決定したが、これは審査局の自体教育から生じる多少緩い教育雰囲気を一変して、審査全般にわたった総合的で体系的な教育ができるようにすることで、全体的には審査の専門性向上に寄与できると判断したため、このように変更することになったのである。

ロ. 審査官合同会議開催

1) 背景

審査官間の審査関連知識の共有・拡散により審査の専門性を向上させて、商標・デザイン審査関連イシューに対する討論の機会を設けることで、審査の一貫性を確保するために商標及びデザイン審査官の両方が参加する審査官合同会議を開催している。

2) 開催実績

2000年1月に第1回審査官合同会議を開催した以来2004年末現在総20回の会議を開催して審査の専門性及び一貫性確保を追求している。

2004年3月に開催された商標・デザイン審査官合同会議では、「審査の生産性・専門性の向上、商標・デザイン審査官の審査能力の向上」などを主題として各分任別に熱い討論が行われた。

ハ. 商標・デザイン制度改善研究会運営

1) 背景

商標・デザイン審査の公正性・一貫性・専門性を維持して審査結果の質的向上を図り、審査業務の発展と躍動的な審査環境を造成するため、2000年3月から商標・デザイン制度改善研究会を構成して運営している。

商標・デザイン制度改善研究会は審査関連業務のうち審査の一貫性及び統一性の維持が必要な事項、最高裁判所及び特許法院判例のうち審査への反映が必要な事項、審査基準の解釈を統一するための事項、商標・デザイン審査制度に係わる事項、その他審査制度の発展に寄与できる事項について研究・討議する役割を遂行する。

2) 運営実績

商標・デザイン制度改善研究会が構成された以来2004年12月まで約81回の会議を開催したが、同会議で決定した主な事項は商標・デザイン保護法改正及び審査制度改善に反映した。2004年度には商標権・デザイン権と著作権間の衝突問題、商標・デザ

イン制度の中長期発展方案、書体デザイン制度の導入方案など、多様な主題で研究会を開催することで商標及びデザイン制度の改善に寄与した。

3. 審判分野

特許審判院 審判行政室 書記官 イ・ゼウ

イ. 審判官職務教育体系確立及び職務教育課程運営

従来には、新規審判官の養成を目指して国際知識財産研修院で審判官課程、審・判決例研究課程を運営したが、審判官に任命されるまで教育終了以降平均 4 年程度が所要されるため、審判院に転入して来た場合、審判業務関連再教育の必要性が発生した。したがって、審判官の専門性を向上するための審判官職務教育課程を用意した。ただし、知識財産専門研修機関である国際知識財産研修院との役割・機能の再確立が必要になり、国際知識財産研修院では知識財産権法・制度などの理論中心の教育を実施し、特許審判院では審・判決例などの審判実務中心の教育を実施するものとした。特許審判院の自体開設の職務教育課程としては、新規転入審判官（長）を対象に審・判決例の研究・分析、審決文の作成方法などについて教育する短期（1～2 週）教育課程の「審判官実務教育課程」、転入審判官（長）を対象にした長期（3 ヶ月）教育課程の「審判官指定教育課程」、分期別に在職審判官を対象に最新判例動向及び審決取消判例などを研究・分析する教育課程の「審判官補修教育課程」がある。

審判官職務教育課程の開設元年である 2004 年には、3 回にわたる審判官実務教育課程を開設して、合計 50 人の審判官（長）、審判研究官、訴訟遂行官を対象に、特許審判一般、商標・デザイン審判、特許・実用新案審判（機械金属、化学生命工学、電気電子分野）、特許訴訟一般分野について教育を行い、1 回の審判官指定教育課程を開設して 2004 年 10 月から 3 ヶ月間審判・判決例研究調査などについて教育を実施し、2004 年 10 月に 1 回の審判官補修教育課程を開設して在職審判官を対象に機械、化学、電気・電子、商標、デザインなどの分野別判例教育を実施した。

また、2004 年 6 月「政府部門週 40 時間勤務制度」の全面的施行による持続的な学習雰囲気造成のため、「学習する土曜日」教育プログラムの一環として、外部講師により、2004 年 6 月から 7 月まで（総 26 時間）、財産法の根源である民法の基礎理論及び判例、知識財産権法との比較などを内容にする「民法教育」を実施し、2004 年 8 月から 12 月まで（総 64 時間）民事訴訟法理論及び判例などを集中研究する「民事訴訟法教育」を、2004 年 8 月から 9 月まで（計 6 時間）審決文及び通知書作成時に正しいハンゲル綴字法の用語を使用することで、民願人が容易に理解できると同時に審判に対する信頼を向上するための「国語教育」を実施した。

ロ. 判例調査研究報告会開催及び判決文要旨集など発刊

従来の事例調査中心の資料調査研究会を廃止し、審判・再審に重大な影響を及ぼす、または参照になる代表的な判例や、法院で敗訴した判例などを集中研究・分析して敗訴原因などを共有することで、審判誤謬を最小化するため 2004 年 5 月に「判例調査研究会」を新たに構成した。判例調査研究会の構成員は、分野別（商標・デザイン、機械金属、化学生命工学、電機電子）審判長、審判官、全体審判研究官であり、毎月判

例調査研究報告書を提出して分期別に判例調査研究発表会を開催することにした。また、判例調査研究発表会で審判の争点事項及び関連判例などを調査・研究して発表した資料を集めて分野別判例（商標判例、デザイン判例、特許実用新案判例）を発刊・配布した。

なお、審判及び訴訟業務への活用や審判制度への研究のため、2003年度及び2004年度の特許法院及び最高裁判所の判例を分析・要約・整理した「商標判決文要旨集Ⅴ、Ⅵ」を発刊・配布した。

4. 訟務分野

特許審判院 審判行政室書記官 イ・ヨンラク

イ. 訟務遂行専担チームの設置

効率的な訟務遂行のため、特許審判院に多年間審査・審判業務に携わって経験が豊かな審査官などで構成された訟務遂行専担チーム（訟務チーム）を設置して特許法院及び最高裁判所の特許など、知識財産権関連訴訟事件のうち特許庁長を被告にする決定系事件に関する訴訟業務を専担している。

ロ. 効率的な訟務遂行のための量的・質的努力

現在決定系訴訟事件の推移を見ると、2004年特許審判院で処理した全体決定系事件5,734件のうち1,848件が棄却審決され、そのうち10.8%に該当する199件が特許法院に提訴されたが、これは1998年対比35.4%増加したものである。

＜表 II-2-1＞ 決定系審判事件に対する訴訟事務遂行現状

□ 特許法院

区 分		1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
審判請求棄却審決		1,070	1,567	1,281	1,208	1,177	1,342	1,848
訴提起	件数	147	284	250	206	193	194	199
	提訴率(%)	13.7	18.1	19.5	17.1	16.4	14.5	10.8
特許法院の判決		63	245	245	209	216	198	183
棄却判決	件数	54	208	191	161	174	160	129
	棄却率(%)	85.8	84.9	78.0	77.0	80.6	80.8	70.5
審決取消	件数	9	37	54	48	42	38	35
	取消率(%)	14.2	15.1	22.0	23.0	19.4	19.2	19.1

□ 大法院

区 分		1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
特許法院の判決		63	245	245	209	216	198	183
上 告	件数	20	85	82	58	56	71	66
	上告率(%)	31.7	34.7	33.5	27.8	28.6	37.8	28.1
大法院の宣告		5	41	59	70	53	65	65
破 棄	件数	—	1	2	7	6	12	5
	破棄率(%)	—	2.4	3.4	10.0	11.3	18.5	7.7

このような訴訟事件の増加に応じて特許審判院設立（1998.3.1）初期の訴訟遂行者6人（デザイン・商標分野3人、特許・実用分野3人）により運営してきた訟務チーム人員は、2004年末現在12人（デザイン・商標分野4人、機械・金属分野2人、化学・生命工学分野4人、電気・電子分野2人）に拡大された。

一方、訴訟遂行者の専門性を高めるため、大韓弁理士会で主観する「民事訴訟実務課程」、国際知識財産研修院で実施する「訴訟遂行者実務課程」、また検察庁の「民事訴訟実務課程」など、各公共機関で実施する教育課程は勿論、民間団体などで主催する技術関連セミナーと教育課程に参加し、さらに訴訟遂行者が遂行した特許法院及び最高裁判所事件のうち審査・審判に重要な影響を及ぼす、または業務遂行に参照になる判例を中心に「訴訟実務研究会」を構成して月2回開催することで、訴訟遂行の専門性向上にも注力している。

ハ. 評価及び今後の計画

訴訟遂行者の増員と専門性向上のために努力した結果、2004年決定系事件の審決取消率は19.1%（183件のうち35件と当事者系事件の審決取消率（27.3%）より低いものとされた。

今後、変化する関連制度及び判例傾向に応じる持続的で体系的な訴訟業務の開発及び、業務処理指針などの改善によって特許訴訟業務の深度のある発展を図る一方、円滑な対外業務遂行のために訟務チームを別途の組職として独立させる方案を持続的に関係機関と協議していく考えである。

5. 審査官及び審判官の海外訓練実施

産業財産政策局 国際協力課 行政事務官 チァ・ヒョンリョル

当該特許庁が特許協力条約（PCT）による国際調査・国際予備審査機関（ISA/IPEA）業務を遂行（1999.12月）するようになり、商標法条約（TLT、2002.11月加入）、標章の国際登録に関するマドリッド議定書加入（2003年1月）など、一連の国際条約加入に応じて審査、審判の国際化が必要になるとともに、遺伝工学、ナノ技術、情報通信などの新技術分野の特許出願が増加するに応じて、これに備えた審査官及び審判官の専門性向上が大きな 이슈となっている。

ここで、当庁は USPTO、EPO などの先進国の知識財産権研修プログラムへの参加、先行技術共同調査事業の支援、実務部署の推薦課題、主要国との審査官交流など、多様な形態の審査官及び審判官海外訓練事業を 2001 年から行っている。2004 年には合計 242 百万ウォンの事業費を確保して合計 35 回にわたって 70 人の審査官及び審判官に対して訓練を実施したが、主要訓練国家としてはアメリカ、日本、イギリス、フランス、スペイン、イタリア、スイス、オーストリア、中国、EPO、OHIM などがあり、WIPO セミナーにも参加している。

6. 国際知識財産研修院の教育訓練現況

国際知識財産研修院 企画総括課 行政事務官 ユン・ビョンチョル

国際知識財産研修院では社会各分野から 21C 知識基盤社会を先導して行ける知識財産権専門人材の養成、発明振興による将来の科学技術人材の育成、地球村時代を先導する国際専門人材の養成、競争力ある教育訓練機関としての役割向上を目指して、公務員及び企業体等の知識財産権業務担当者・各学校の教師及び学生・開発途上国の公務員などを対象にする多様な知識財産関連教育課程を運営している。

これを教育需要者の特性に応じて公務員課程・民間人課程・発明振興課程・外国人課程などの院内教育と、各学校を巡回して実施する員外教育に大きく分けることができるが、2004 年度には合わせて 53 院内教育課程を運営して総 81 回にわたって 4,194 人を対象に知識財産権分野の研修を実施した。また、合計 102 初・中等学校などを巡回して学生 18,125 人を対象に発明教育を実施した。

また、国際知識財産研修院は、2005.1.1 から行政自治部の国家専門行政研修院から特許庁に還元された。

イ. 公務員課程

2004 年度には 29 公務員課程を運営して合計 2,085 人に対する研修を実施したが、このうち共通専門課程は 6 課程に 547 人、選択専門課程は 23 課程に 1,538 人が教育を履修している。

公務員課程の教育運営の目標は「世界第一の審査・審判人材養成」と「中央及び地方政府の知識財産権関連公務員に対する職務遂行能力強化」にあり、2004 年度にはこれらの目標を効率的に達成するために教科課程を教育需要者の中心に、より専門化・多変化している。すなわち、課程別必修課目の再調整により教育期間を短縮する代わりに、教科編成を専門分野別に細分化して教育実施回数を増便する一方、できるだけ教

育対象者の職級制限を緩和してより多い数の公務員が便利な時期に教育を受けられるように教育機会を拡大している。

従来に編成された 6 共通専門課程のうち「新規審査官課程」と「審判官課程」は事例研究、役割実習などによる問題解決能力の向上に重点を置き、教育対象者を職務及び技術分野別に分班して討論式教育を実施した。選択専門課程のうち一部類似教育課程を統廃合して課程別教育内容を差別化する一方、教育評定点数を上方修正して教育需要の創出拡大及び教育需要者の便宜を図っている。

特に、地方化時代を迎えて、地方自治体の特産品に対する固有ブランド及びデザイン開発を支援するため、『地方自治体の商標・意匠権利化課程』、産業財産権法令改正などによる審査官特別教育など、特許庁の政策需要に応じるためのオーダーメイド型特別教育課程を運営している。

その他にも、知識財産権関連権利、特許権、商標権、地理的表示、意匠、植物栽培士の管理、不公正競争及び国際登録システム関連などの内容を外国語で受講することで知識財産権に関する国際的視野の拡大を目的として、WIPO・WWA（World Wide Academy）で運営するサイバー教育プログラムの一つである DL101 課程を上・下半期に総 2 回にわたって特許庁公務員 65 人を対象にオンライン教育を実施した。

このように、各種公務員教育課程の効率的な運営によって、特許庁職員を始めとする関連部処公務員の知識財産権関連業務遂行能力を向上させるとともに、対国民審査・審判サービスの質的向上にも寄与した。

<表 II-2-2> 2004年度公務員課程の教育訓練現状

(単位：回、名)

課程名	研修対象	実績	
		回数	人員
審査官養成	特許庁5級昇進審査の対象者	1	8
新規審査官	審査官新規任用予定者	2	195
中堅審査官	新規審査官課程履修後一定期間経過者	2	70
審判官	中堅審査官課程履修後一定期間経過者	2	72
産業及び技術行政実務	特許庁及び他部処6級以下公務員	3	108
産業財産権実務	〃	2	94
小計		12	547
知識財産権	5級以上公務員(特許庁除外)	2	78
知財権指導要員	通関、輸出入、検・警察、自治体公務員	3	152
知財権関連法	員	2	63
特許法	特許庁公務員	1	22
商標法	〃	1	22
PCT	〃	2	90
訴訟遂行	〃	1	31
自治体商標意匠権利化	〃	1	49
審決判例研究1(特実)	地方自治団体公務員	1	24
審決判例研究2(商標意匠)	特許庁公務員	1	17
情報化能力開発(HP作成)	〃	1	17
新規任用者	〃	2	77
初任審査官補修1(特実)	〃	1	64
初任審査官補修2(商標意匠)	〃	1	13
コンピュータ活用課程	〃	1	42
インターネット情報検索	〃	2	70
統計表作成(エクセル)	〃	1	15
パワーポイント	〃	2	50
ホームページ作成	〃	1	40
WWA連携1(サイバー)	〃	2	65
特許法(サイバー)	〃	常時	287
商標法(サイバー)	〃	常時	185
デザイン保護法(サイバー)	〃	常時	65
小計		29	1,538

合 計

41

2,085

ロ. 民間人課程

民間人課程では企業体・研究所・特許法律事務所などの知識財産権関連業務従事者及び弁理士試験合格者を対象に合計 14 課程 1,066 人に対する研修を実施した。

このうち、基礎課程では 2 課程を運営し、439 人を対象に知識財産権全般の基礎理論を教育したが、特に団体研修課程は特定企業の注文による教育需要者主導型教育課程として教育施設の開放による民間との知識財産権教育システム共有はもちろん、企業体役職員に知識経営の重要性を浮上させる機会として活用された。

専門課程では『マドリッドシステム課程』を始めとして合計 12 課程を運営し、627 人を対象に知識財産権各分野に対する深化教育を実施することで、企業体、研究所などの民間部門の知識財産権専門人材養成による知識財産権の創出及び管理能力の向上に寄与している。

<表 II-2-3> 2004 年度民間人課程の教育訓練現状

(単位：回、名)

	課程名	研修対象	実績	
			回数	人員
基礎 課程	産業財産権課程	企業、研究所、弁理士事務所職員など	6	322
	団体研修	企業役職員など	4	117
専門 課程	弁理士実務修習	弁理士試験合格者	1	203
	特実課程Ⅰ(情報加工)	企業、研究所、弁理士事務所職員など	2	52
	特実課程Ⅱ(明細書)	〃	2	79
	特実課程Ⅲ(意見書等)	〃	1	18
	特実課程Ⅳ(紛争事例)	〃	1	21
	特実課程Ⅴ(PCT)	〃	1	25
	商標	〃	1	50
	意匠	〃	1	20
	外国の知財権制度	〃	1	38
	生命工学特許	〃	1	38
	マドリッドシステム	〃	2	51
特許訴訟事例Ⅰ	〃	1	32	
合 計			25	1,066

ハ. 発明振興課程

発明振興課程に関連して国際知識財産研修院では、全国家的発明の雰囲気拡散政策の一環として、2004年度には合計8教育課程を運営した。まず発明教育者課程を見ると、小・中・高校の校長・教頭・奨学官などを対象にする『教育管理課程』では4回462人、発明班指導教師対象の『学校発明指導者課程』では2回132人、『大学教授課程』では1回27人の総995人に対する研修を実施したが、各学校学生の発明意欲を鼓吹するための体系的な発明教育技法などを伝授し、また発明教育の在り方の定立と学校発明教育の活性化を図っている。

一方、夏休み期間を利用して、小・中等学生を対象に1回『学生発明キャンプ』を運営し、これに102人が参加したが、発明工作実習と科学館の見学・夜間天文観測活動などの体験学習プログラムを通じ、学生達をして発明有望な人としての基本的素養である創造的思考力と問題解決能力を涵養できる契機が設けられた。また、各大学発明サークル会員を対象にする『大学発明サークル課程』には224人が参加して発明アイディアの権利化などに関する多様な情報を交換した。その他にも創造的女性企業人及び発明家のための『女性発明家課程』、企業体・大学・研究所等の研究員のための『職務発明課程』を新設して、彼らが開発した技術の権利化・事業化に必要な知識財産権関連知識を提供した。発明振興のためのこのような一連の教育課程は、究極的には全国家的知識財産権の創出基盤を造成するための人的インフラ構築にも寄与するようになるだろう。

＜表 II-2-4＞ 2004年度発明進行課程の教育訓練現状

(単位：回、名)

課程名	研修対象	実績	
		回数	人員
教育管理者	小・中・高校長・教頭、科学担当奨学官(士)	4	462
学校発明指導者	小・中・高発明指導教師、科学担当奨学官(士)	2	132
大学教授	大学(専門大学含む)教員	1	27
大学発明Ⅰ	大学発明クラブ学生及び一般大学(院)生	1	123
大学発明Ⅱ	大学発明クラブ学生	1	101
発明キャンプ	発明工作教室設置の小・中学生	1	102
女性発明家	女性企業人、個人発明家	1	24
職務発明	企業職員、大学(教員)、研究所研究員など	1	24
合 計		12	995

二. 外国人課程

1987年、WIPO(世界知的財産権機構)の資金支援下に設立された国際知識財産研修院はアジア・太平洋地域開発途上国公務員に対する知識財産権専門研修機関として毎年3回以上の外国人教育課程を運営してきている。2004年度には3課程を運営し、合計48人が参加した。

2004.10.11から10.13まで3日間開催した『知識財産権と遺伝資源、伝統知識と民間伝承戦勝物に関するWIPOアジア地域セミナー』は、参加数は比較的少なかったが、真剣で水準の高い講義と質問によりすべての参加国に有益な時間になり、また遺伝資源、伝統知識及び民間伝承物に関する論議は現在WIPOで最も論難になっているのみならず、特に開発途上国で多くの関心を持っている知識財産権分野の 이슈としてセミナー期間中、熱い雰囲気の中で多様な意見が提示され、また、遺伝資源及び伝統知

識に対する能力培養（capacity-building）や各国の立法措置について特別な論議と各国の伝統知識及び遺伝資源に対する経験紹介（country report）によりお互いの情報・経験を共有する機会になった。

なお、2004.6.5 から 6.18 まで 14 日間開催された『韓国の知識財産権制度パートナーシップ課程』には、アジア・太平洋地域 12 ヶ国の知識財産権公務員を対象に韓国の知識財産権及び産業・文化紹介と参加国間の国際的紐帯強化及び知識財産権分野で相互協力を図ることができる機会になった。

<表 II-2-5> 2004 年度外国人課程の教育訓練現状

（単位：回、名）

課程名	研修対象	実績	
		回数	人員
WIPO アジア・太平洋地域セミナー	アジア・太平洋知識財産権関連業務公務員及び従事者	1	21
知識財産権制度パートナーシップ課程	アジア・太平洋途上国の知財権関連公務員	1	12
韓-シンガポール知識財産権制度課程	アジア・太平洋地域国家の知財権関連公務員及び従事者	1	15
合 計		3	48

ホ. 学生発明巡回教育課程

学生発明活動促進巡回講演会は 10 万発明有望な人材養成事業の一環として持続的に 1987 年から実施してきているものであり、初・中・高等学校及び職業専門学校、技能大学校学生などを対象に、発明教育による学生たちの創意力開発と科学的考え方の涵養を教育目標にしている。

2004 年度には合計 102 校を選定して巡回講演を実施したが、特に、学生発明活動を促進するためには指導教師と父兄の関心と配慮が重要であると判断し教育対象を教師と学生の父母に拡大し、その結果合計 18,125 人の学生が講演会に参加した。

7. 公務員教育訓練実績

政策広報管理室 革新人事企画官 室行政事務官 パン・ヒョンギ

イ. 公務員教育訓練概観

公務員教育訓練は公務員たちに国民全体の奉仕者として揃えるべき精神的姿勢と、引き受けた職務を効果的に遂行できる技術と能力の培養を目的にしている。

特許庁では、上記のような公務員教育訓練法上の教育目的を達成して、21 世紀知識基盤時代を迎えて『知識財産の権利化』や『知識財産の事業化』を体系化するため、審査・審判遂行及び審査官資質向上のための教育プログラムの運営と職務分野別専門性強化に重点を置いて教育訓練を実施している。

このような特許庁の教育訓練は一般的に国内教育と国外教育に区分され、国内教育は再び精神教育・職務教育及び委託教育に、国外教育は長・短期国外訓練に分けて実施されるが、2004 年度分野別教育訓練実績は次のとおりである。

ロ. 国内教育訓練実績

国内教育訓練は全職員を対象にする精神教育、職務との関連性が高い職務教育、外部機関に公務員教育を委託させる委託教育などに区分されている。

1) 精神教育

精神教育には政府施策を全公務員らに教育させる施策教育と、セクハラ予防教育など分野別に公務員が揃えるべき基本素養を教育させる素養教育がある。

2004年度には2回にわたり延べ2,050人を対象に政府施策教育及びセクハラ予防教育を実施しており、素養教育は9回にわたり延べ3,027人を対象に実施した。

2) 職務教育

職務教育は公務員が職務を担当しながら新しい知識を習得して、従来の職務関連知識を向上させる教育課程であり、基本教育、共通専門教育及び選択専門教育に区分されている。2004年度には基本教育97人、共通専門教育360人、選択専門教育768人に対して職務教育を実施した。

3) 委託教育

委託教育は国内大学院や研究所などに公務員教育を委託させる教育課程をいう。2004年度には研究所などの委託教育及び、忠南大学校特許法務大学院、漢南大学校行政政策大学院、ベゼ大学校法務大学院など、当庁では自主的に実施する委託教育など延べ151人に対して教育を実施した。

＜表 II-2-6＞ 2004年度国内教育現状

区 分		教育課程数 (教育回数)	教育実績(名)	備考
精神教育	施策教育	2 (2)	2,050	
	素養教育	9 (9)	3,027	
職務教育	基本教育	2 (7)	97	
	共通専門	13 (22)	360	
	選択専門	110 (159)	768	
委託教育	大学院・研究所など	—	151	
計	—	136 (335)	6,453	

ハ. 国外教育訓練実績

公務員の国外訓練はその実施期間が6ヶ月以下の短期国外訓練と、6ヶ月以上の長期国外訓練に区分されている。短期国外訓練にはチーム制訓練、短期個人訓練などがあり、長期訓練には学位課程と職務訓練課程がある。

特許庁では審査・審判の専門性確保と特許権/実用新案権/意匠権/商標権などの産業財産権の国際的な流れを把握し、また急変する新技術動向を把握して審査・審判に反映させるため、毎年20人内外の公務員を対象に公務員国外訓練を実施している。

1) 短期国外訓練

2004 年度国費短期の国外訓練実績として 6 人の審査官をイギリス、アメリカ、ドイツ、日本などに派遣し、

- － 国有科学技術（特許など）の事業化政策研究
- － アメリカ内部の先進企業の特許管理戦略及び模範事例研究
- － 化学物質特許の特許要件に関する研究
- － ドイツの特許管理活用と関連制度及び事例研究
- － 侵害訴訟管轄集中とこれによる審判員の役割研究
- － 国際技術標準と特許権者の相互抵触研究

などによって国政改革課題などの知識財産権分野の懸案課題解決に活用している。

2) 長期国外訓練

2004 年度長期訓練課程にはイギリス、アメリカ、日本、イタリア、ドイツ、中国などに 10 人を派遣し、

- － 新知識財産権の国際的論議方向及び保護方案に関する研究
- － アメリカの特許技術価値分析及び活用システムに関する研究
- － ヨーロッパの産業財産権統一化傾向に対する対応戦略研究
- － 知識財産権の国際規範化動向及び紛争解決方案研究
- － サイバー空間における産業財産権保護制度及び政策方向研究
- － 国際特許プールのロイヤルティー交渉戦略に関する研究
- － 知識財産権侵害及び紛争事例に対する研究
- － ドイツ連邦特許法院の技術判事制度及び運営に関する研究
- － 日本特許庁の特許技術事業化運営実態調査及び改善法案研究
- － 韓国と中国の特許権侵害及び紛争事例比較研究

などに対して研究することにした。

＜表 II-2-7＞ 2004年度長・短期国外訓練現状

区分	課程	対象職級	人員(名)	訓練国家	備考
長期訓練	学位課程	4～7級 経歴職	7	4	
	職務訓練課程	〃	3	3	
短期訓練	個人訓練課程	〃	6	4	
計	—	—	16	—	

8. 次世代成長技術の保護のための審査基盤構築

イ. 生命工学 (BT) 分野

化学生命工学審査局 生命工学審査担当官室 化工事務官 ウォン・ゾンヒョク

1) 概観

生命工学 (BT) 分野は情報技術 (IT) に代わる新しい世界経済の成長動力として、技術革新により医薬、農業、環境など多くの分野で産業的応用が急速に広がっており、多様な新産業が創出されている技術分野の一つである。生命工学を利用したバイオ産業は医学、農業、電気・電子、エネルギー、食品など産業全般に莫大な潜在的価値を持つ産業として評価されているが、その世界市場規模が毎年約 24%以上ずつ成長して 2008 年には 1,250 億ドルに達するものと見込まれている。

＜表 II-2-8＞ 世界高付加産業の市場規模

(単位：億ドル、%)

区分	1997年	2000年	2003年	2008年	年平均成長率
バイオ産業	313	540	740	1,250	24.9
情報通信産業	7,070	9,210	12,340	13,200	12.6
半導体	1,470	1,480	2,125	3,701	16.8

資料出所：Dataquest, Ernst & Young, LLP, KISDI

2002 年人間誘電体研究 (Human Genome Project) が完成された以来、世界はポストゲノム (Post-genome) 時代への転換がなされており、それから機能誘電体学とタンパク質体学 (Proteomics) などの応用技術が先端分野として目立っている。すなわち、確保された遺伝序列情報に基づいて各々の遺伝子が持つ機能を明らかにして産業的に応用するための研究が活性化している。

また、基礎研究と応用/産業研究の間の区分が曖昧になるにつれ、実験室の研究成果がすぐ産業化につながる傾向が次第に拡がっており、情報技術 (IT)、ナノ技術 (NT) などの他技術との融合化がなされるに伴い、生物情報学 (bioinformatics) のような大容量の生物情報データを扱う技術や生命物質を原子・分子水準で操作、制御する技術などの発展がなされている。

特に、2004 年には数多くの難病・不治病患者たちに希望を持たせる胚芽幹細胞関連研究が科学技術系の最大 이슈に浮かび上がった。この分野はソウル大学ファン・ウソク、ムン・シンヨン教授などが中心になって世界最初で人間胚芽複製幹細胞生産に成功するなど、我が国が全世界国家の中で技術的優位を占めている分野の一つである。まだ基礎技術段階で、政府の長期的ロードマップによる集中的な R&D 投資が必要であり、開発研究成果に対しては力強い特許保護政策により国内産業発展を誘導する必要性が台頭されている。

生命工学分野を将来の成長動力の一つとして、その重要性を認識した我が政府でも 1998 年以来年平均投資増加率が 37%に達するなどの大規模投資を持続しており、科学技術部、産業資源部などの政府 7 部処で主要力点事業として推進している。

＜表 II-2-9＞ 年度別政府部門の生命工学への投資額

(単位：億ウォン)

1 段階 (' 94 - ' 97)	2 段階 (' 98 - ' 01)	3 段階					
		' 02	' 03	' 04	' 05	' 06	' 07
3,865	8,658	4,500	5,665	7,380	9,306	11,169	13,600

資料出所：科学技術部など7部処、「2003年度生命工学育成施行計画」

生命工学分野は長期間の投資により特許が算出されるが、盗用が容易に可能な領域であり、保護の強度を高めなければならない分野の一つであるため、源泉技術に対する確保と、そのための長期的投資が競争力の核心となると見込まれる。また、技術の先進化・複雑化を反映するように、生命工学分野特許出願の発明内容と水準もますます複雑化・多様化している傾向にあるため、それに応じる審査の質向上と着実な制度変化が要求されている。これによって特許庁は生命工学審査担当官室を中心に生命工学分野技術開発推移に応じて審査の専門化を図り、さらに優秀特許の権利保護に力を尽くしている。

2) 特許出願動向

生命工学分野特許出願は2004年度に2,909件で、出願が本格的に増加した1998年以来年平均10.1%の増加傾向を見せており、国内生命工学産業が着実に発展しているため全体出願から内国人の出願比率は62.5%に達してしる。ただし、最近になっては特許出願件数自体はそのまま維持されているが、これは量的な増加から質的な増加への転換がなされた結果と見られる。

＜表 II-2-10＞ 最近7年間生命工学分野の特許出願

(単位：件)

区分	' 98年	' 99年	' 00年	' 01年	' 02年	' 03年	' 04年
内国人	857	998	1,550	1,896	1,983	1,938	1,817
外国人	773	826	1,042	1,110	963	998	1,092
計	1,630	1,824	2,592	3,006	2,946	2,936	2,909

国家科学技術委員会で韓国科学技術企画評価院に依頼して作成した「BT 分野国家研究開発深層分析及び評価に関する研究報告書」によれば、生命工学分野で1998年～2002年に出願された国家研究開発事業によって算出された国内特許は1,462件に達している。部署別では科学技術部が65.9%（936件）を占有しており、その他保健福祉部が13.3%（195件）、産業資源部が12.0%（175件）の順になっているが、それら3部処が総出願件数から91.2%を占有することと分析された。

国家研究開発事業による生命工学分野国内特許について研究開発主体別に分析してみると、産業体が全体から38.5%を占めて最も高い比率を見せており、個人（30.3%）と国公立研究所（18.6%）、学界（12.5%）の順となっている。

詳細技術別では、OECDのBT分野国際特許分類に基づいて設けられた技術分類に含まれない「その他技術」が延べ1,282件の42.8%を占めており、その他には誘電体技術、生物医薬開発技術、タンパク質技術、生物資源探索技術などの技術分野に特許が集中していることが分かる。この中からその他技術に分類された出願について分析してみると、一般医薬が29.9%、有機化学物質が24.5%、医療機器または医療用品が11.2%となっており、まだ我が国で国家研究開発による生命工学分野特許技術は先端生命工学技術というよりは一般医薬（generic drug）に近い分野に対する出願件数が多いとされた。

＜表 II-2-11＞ 国家研究開発による国内特許出願の技術分野別分布

区 分	件数	比率 (%)	比率(%、その他除外)
生物資源探索技術	75	5.9	10.2
動植物細胞培養技術	17	1.3	2.3
酵素工学技術	30	2.3	4.1
遺伝体技術	208	16.2	28.4
タンパク質技術	87	6.8	11.9
抗体利用技術	14	1.1	1.9
生物工程技術	45	3.5	6.1
測定診断技術	71	5.5	9.7
生物医薬開発技術	139	10.8	19.0
生物農薬開発技術	6	0.5	0.8
形質転換動植物開発技術	25	2.0	3.4
発酵食品開発技術	5	0.4	0.7
環境生物学技術	11	0.9	1.5
その他	549	42.8	—
合 計	1282	100.0	100.0

資料出所：韓国科学技術企画評価院「BT 分野国家研究開発深層分析及び評価に関する研究」（2004.9.）

3) 審査対処努力

イ) 審査インフラの拡充

特許庁は生命工学分野の特許出願増加に効率적으로対処して審査専門性を向上するため、該当分野専門審査人材を持続的に採用しており、2004年12月末現在、生命工学技術専門審査人材は該当分野博士学位所持者26人を含む約33人を確保している。

生命工学分野出願技術の審査に対する標準運営手続きを確立するため、1998年に生命工学分野産業部門別審査基準を制定した以来、急速に発展している生命工学分野の新しい技術を保護する一方、生命倫理問題の判断基準を提示している世界的な傾向に応じて審査基準を改正しており、またアメリカ・日本・ヨーロッパ特許庁などの主要先進特許庁との審査協働体制を構築するなど、審査の一貫性と合理性を向上するために多方面で政策を推進している。

また、遺伝子序列リストを含む発明の効率的な審査のために2004年7月、韓国生命工學研究院と業務協定を締結して、特許出願された遺伝子序列データを韓国生命工學研究院に提供し、審査官用遺伝子序列検索システムを提供受け、検索機能及び速度が飛躍的に向上した検索システムを確保した。

微生物寄託業務に対する改善対策を推進してブダペスト条約及び規則に違反していた一部微生物寄託機関の内部規定を改正し、また寄託機関別に相違であった書式を統一化する作業を遂行した。また、申請者の便宜中心として微生物分譲手続きを簡素化し、オンライン申請体系を用意して特許庁ホームページでオンライン上に申請ができるように措置している。

ロ) 学習組職の運営

技術間の融合化現象が進んでいる生命工学分野について審査するためには多様な分野の最新技術の習得が必須である。このために生命工學研究院において毎年200以上の小主題で開催されるセミナーであるKRIBB・Conferenceを、審査官が新技術習得の

機会に活用できるように推進しており、年人員 190 人が参加して最新生命工学技術動向に対する情報を収集した。

なお、国内外に関心が集中されている生命工学分野の最近論議を点検して、技術及び特許動向を分析するため、庁内外の関連分野人士に構成された『バイオ特許研究会』を運営している。バイオ特許研究会では庁内会員は勿論、外部の研究または知識財産権分野専門家を招待してセミナー及びシンポジウムを開催することで、最新技術と情報を習得・交流する機会を用意しており、年間活動報告書を発刊・配布するなどの審査の質向上と生命工学技術の伝播にも積極的に努力している。

特に、幹細胞などのように特別に争点になる重要分野や国内の研究成果が大きな分野の場合には特別支援チームを運営しており、また優秀技術保有特許出願者には要請があれば支援チームによる特許出願の支援を行っている。

さらに、最近 이슈になっている遺伝資源及び伝統知識の保護問題に係わっては『遺伝資源・伝統知識研究会』を結成・運営し、庁内外担当者及び専門家に構成された実務作業組を中心に国内外の関連懸案を研究・検討して WIPO で開催される政府間委員会に参加するなどの対外活動を強化している。

ロ. ナノ技術 (NT) 分野

化学生命工学審査局 無機化学審査担当官室 化工事務官 イ・ヨンゼ

1) 概観

1991 年日本 NEC の Ijima 博士によって発見された「炭素ナノチューブ」(Carbon Nanotubes) から発展したナノ技術 (Nano Technology) は、IT (Information Technology)、BT (Bio Technology) 及び ET (Energy Technology) などの技術分野

と融合されて 21 世紀技術開発の核心分野として登場した。それで先進国ではナノ技術を先点するために基礎技術基盤拡大とともに財政的支援に総力を傾けている。

〈表 II-2-12〉 主要国の 2003 年度 NT 投資予算

(単位：US 百万 \$)

区 分	米国	日本	ヨーロッパ	台湾
予 算	774	873	200 (推定)	91

※ NT 特許分析報告書 (2004)、p. 9、特許庁発行

財政的な支援とともに国家次元の政策的な支援も続いている。アメリカは 2000 年 1 月クリントン (W. J. Clinton) 大統領が「国家ナノ技術開発戦略 (National Nanotechnology Initiative)」を発表しており、日本は 2001 年総合科学技術会議で「ナノ技術材料分野推進戦略」を樹立した。我が政府も去る 2001 年 7 月に樹立された「ナノ技術総合発展計画」に続き、2002 年 12 月「ナノ技術開発促進法」を公布した。「ナノ技術開発促進法」で定義したナノ技術は、原子や分子水準で発現される現象に対する理解と応用に関する科学と工学を意味する。

ナノ技術の歴史が日浅してナノ技術を利用した製品の商用化がまだ初期段階にあるが、各国政府の支援によって技術開発の発展速度はより一層加速化しており、これによる特許出願も急増するものと予想される。

2) 出願動向

前述したように、ナノ技術は IT、BT 及び ET と融合されて発展しており、このような現象は特許出願動向にも見られる。特に、国内 IT 関連技術の発達と共に化学分野

のみならず、電子管/放電ランプあるいは白熱ランプ関連特許出願とディスプレイ応用特許出願が増加している。

＜表 II-2-13＞ 名の技術関連の IPC 分類表

IPC セクション	クラス	内 容	サブ クラス	内 容
A 生活必需品	A61	衛生学、医学または獣医学	K	医学用、歯科用または化粧品用製剤
B 処理操作	B01	物理的または化学的方法または装置一般	J	化学または物理的な方法（例、触媒、コロイド科学及び関連装置）
	B82	ナノ技術	B	ナノ構造及びその取り扱い及び製造
C 化学、冶金	C01	無機化学	B	非金属元素及びその化合物
			J	完成、一般的な混合法
			K	無機または高分子有機物質の配合成分として使用など
			L	高分子化合物の造成物
H 電気	H01	測定及び試験	J	電子管または放電ランプ
			L	白熱ランプ
			M	化学エネルギーを電気エネルギーに直接変換させる方法及び手段

※ ナノ技術年鑑 2004（2004）p. 302、韓国科学技術情報研究院発行。

ナノ技術分野の特許出願は 1990 年代後半までは微小したが、2000 年から出願件数と出願増加率が急激に増加して 2000 年から 2004 年までは年平均 59% の出願増加率を

見せている。ナノ技術関連全体出願件のうち内国人と外国人の出願比率は各々82%、18%と国内のナノ技術関連研究活動が活発であることが分かる。

＜表 II-2-14＞ 最近国内ナノ技術出願の現状

(単位：件)

区 分	' 97	' 98	' 99	' 00	' 01	' 02	' 03	' 04
全体出願数	31	33	68	156	241	343	581	996
国内人	17	15	34	120	184	288	477	879
外国人	14	18	34	36	57	55	104	117

※ 韓国特許庁ナノ技術研究会提供、2004年12月末まで公開及び未公開資料基準

国内ナノ技術関連出願について技術分野別で見ると、国内出願は2000年までは炭素ナノチューブ中心の基礎素子の開発に集中されたが、2001年からナノ複合材料及びナノ粉末など制限された応用分野の出願が増加している。これに比べて、外国人出願は炭素ナノチューブ、ナノ繊維、ナノデバイスなどその分野は多岐に渡っている。

以上のナノ技術関連特許出願動向から見ると、国内のナノ技術関連研究活動が活発であるが、先進国との格差を減らすためにはナノ技術の多様な応用分野への発展が至急な課題であることが分かる。

3) 審査対処努力

急増しているナノ技術関連特許出願の迅速かつ正確な審査のために当庁では多様な努力を競走しており、特許審査の他にもナノ技術の底辺拡大と特許情報の活用のために以下のような活動をしている。

イ) 『ナノ技術研究会』運営

自発的な学習組織形態として、2000年3月に形成された特許庁ナノ技術研究会は当庁審査官の専門性確保のため、2004年末まで8回の専門家招請セミナーの開催、9種類のナノ技術研究集の発刊及び、2回のオンライン上の外部委託教育の実施、研究会定期情報誌（Nano Monthly）発行などの活動をしており、ナノ技術の底辺拡大と産・学・研・管とナノ技術関連特許情報の共有のためにナノ技術の特許出願動向に対して韓国化学工学会発表及び4回の庁外セミナー発表などの活動をしている。

また、オンライン上で運営されている研究会ホームページ（<http://www.kipo.go.kr/wiz/user/nano>）は会員数1,684人（2004年現在）の膨大な組織であり、大学、研究所、企業などの多様な背景に基づき幅広い知識共有により特許審査の専門性強化に大きく寄与している。

当庁では審査専門性の確保のためのパンフレット発刊、セミナー開催などの従来の活動の他にも、これからはナノ技術関連特許情報の重要性を広く認識させるため、ホームページを利用した情報伝達とともに学会及びセミナー参加による多様な広報を通じ、オンライン/オフラインを並行した特許情報拡大に寄与する計画を持っている。

ロ) 『協議審査制度』活用及びナノ技術専門人材拡充

ナノ技術の発展と共に他形態の技術（IT、BT及びET）と融合された複合技術の出願が増加している。それで審査の専門性を向上させるため、関連技術の担当審査官と協議して審査する『協議審査制度』を積極活用しており、ナノ技術分野審査専門人材を確保するため、2004年末現在までナノ技術関連博士7人を特採しており、今後にも持続的にナノ技術分野審査専門人材を拡充していく予定である。

ハ. 環境技術 (ET) 分野

化学生命工学審査局 環境化学審査担当官室 化工事務官 金ソンス

1) 概観

最近先進国では、温室ガス減縮を義務づける京都議定書がロシアの批准により 2005 年 2 月 16 日から実質的な効力を発生するようになることで、第 1 次公約期間の 2008 年から 2012 年まで 1990 年対比平均 5.2%の温室ガス減縮が義務化された。OECD 会員国である我が国は現在には減縮義務がないが、2002 年ベースで世界 9 位の温室ガス排出国であることを勘案すれば義務負担の圧力が次第に加重されるものと予想されている。このように産業発展全般に大きな影響を及ぼす国際的温室ガス規制体制が本格的に稼働されるに伴い、温室ガス減縮関連技術の保有可否が国家経済発展の向背を見積る重要な尺度になっている実情である。一方、温室ガス排出規制と同時に国際的イシューになっている持続的な高油価傾向は従来の化石燃料を代替する再生エネルギーの研究開発及び普及に拍車をかけざるを得ない状況になっている。

したがって、不可避な国際的環境規制に歩調を合わせて、安定的で長期的なエネルギー源を確保するために環境及び再生エネルギー分野技術を次世代国家戦略産業として育成発展を当面課題にすべきことは時代的要求になっている。それによって、環境及び再生エネルギー分野技術の競争力を確保して持続的国家経済発展ができるようにするためには、関連分野特許情報の活用により特許技術を正確に分析し、有望な分野の選択及び、集中的・効率的な R&D 遂行とともにその結果物を知識財産権に確保して国際的技術競争に備えることが重要な課題にならなければならない。

2) 特許出願動向

環境及び再生エネルギー分野技術は IT、BT 及び NT などと融合されて複合・先端技術の総体と言える分野であるため、当庁の何箇所かの審査科に審査業務が多少分散しており、1999 年から 2004 年までの特許出願動向を分析した結果、環境分野の場合は年平均 8.2%の着実な増加傾向を見せており、再生エネルギー分野の場合は年平均 18%の急激な増加傾向を示している。一方、環境分野の全体出願から内国人出願比重は 83.1%、外国人出願比重は 16.9%であり、再生エネルギー分野の全体出願から内国人出願比重は 71.9%、外国人出願比重は 28.1%で調査されているが、環境分野に比べて再生エネルギー分野が国内技術開発が相対的に低調なものとなっている。

＜表 II-2-15＞ 最近 5 年間国内環境分野の特許出願現状

(単位：件)

区 分	' 99	' 00	' 01	' 02	' 03	' 04
全体出願 (件)	2,895	3,598	3,969	4,273	4,310	4,203
国内人 (件)	2,280	2,867	3,270	3,594	3,753	3,566
外国人 (件)	615	731	699	679	557	637

＜表 II-2-16＞ 最近5年間国内再生エネルギー分野の特許出願現状

(単位：件)

区 分	' 99	' 00	' 01	' 02	' 03	' 04
全体出願 (件)	505	694	692	727	893	1,117
国内人 (件)	375	535	525	505	579	807
外国人 (件)	130	159	167	222	314	310

※ 特許庁環境エネルギー研究会提供

3) 審査対処努力

イ) 『環境エネルギー研究会』運営

2003年5月に国内外環境技術開発動向の調査及び普及のために誕生した自発的学習組織である特許庁環境エネルギー研究会は、2004年末までに専門家招請セミナー及び庁内会員間の研究課題発表により審査の専門性を確保するために努力している。

特に、2004年には本研究会の研究課題で環境分野以外に再生エネルギー分野を補強して研究会の名称を「環境素材・工程研究会」から「環境エネルギー研究会」に変更しており、また研究会の性格も庁内関連審査官などの学習組織から進歩して名実共に民官共同研究集まりとして跳躍するため、庁外会員の募集と民間専門家の迎入を積極推進して研究活動を行っており、その結果中央人事委員会から優秀集まりに選定されて研究費を支援受け、また2004年末にそれまでの研究成果を整理した研究集を発刊した。

ロ) 『環境知識財産権専門委員会』運営

当庁の環境エネルギー研究会は大韓環境工学会との協調によって2004年4月に大韓環境工学会の傘下に『環境知識財産権専門委員会』を新設しており、同年10月の大韓

環境工学会秋季学術大会では環境知識財産権専門委員会特別セッションを主管して当庁の審査官及びベンチャー企業により環境分野特許出願動向及び知識財産権訴訟事例が発表されることで、民間学術団体会員及び研究開発者などに有益な情報を提供したことがある。今後、当庁の環境エネルギー研究会は環境知識財産権専門委員会により学術会議に積極参加し、環境技術関連特許出願動向の研究結果を普及すると同時に民間をして環境技術分野の知識財産権創出を促進させるのに寄与しようとしている。

ハ) 環境技術分野専門人材拡充

環境及び新再生エネルギー分野技術は先端・複合技術形態の特許出願様相を見せるため従来の担当審査官などをして持続的な研究会活動及び外部専門教育により専門性確保に力を入れるようにしており、また最新の複合技術については関連分野審査官が共同で『協議審査制度』を積極活用して特許審査に当たり、さらに環境技術分野審査専門人材を確保するために博士特採及び経歴者転入を着実に施行している。

第2節 審査・審判の生産性向上

1. 先行技術調査外部用役の拡大

機械金属建設審査局 特許審査政策課 機械事務官 バク・ヒジュ

先行技術調査外部用役事業は審査業務の一部である先行技術調査業務を外部専門機関に依頼することで審査官の過重な業務負担を軽減し、審査の質的・量的水準を全て向上することにその目的がある。これは『特許庁長により必要であると認められれば、専門調査機関に先行技術に対する資料調査を依頼することができる』と規定された特許法第58条を根拠にしている。

先行技術調査外部用役事業は、1990年の改正特許法により法的根拠が設けられて準備期間を経て1992年から推進されたが、初期には特許庁の特許関連資料のDB構築が不十分であったため、インターネットによるOn-Line検索システムが特許庁より相対的に有利な産業技術情報院に、外国人特許の中から技術内容が高度なものを対象にして調査を依頼した。

その後1995～1997年自動車メーカーと半導体を中心にした電子メーカーの出願急増で審査滞積物量が累積して審査処理期間が37ヶ月以上所要されることから、審査処理期間の短縮が最大の懸案事項に台頭した。

このような審査停滞の累積を審査官の増員で解決するには限界があるとみて先行技術調査業務の外部用役により出願増加に弾力的に対応するため、1997年から本事業を拡大実施した。

1997年には8千件、2000年には29千件、2003年には103千件、2004年には127千件を用役依頼しており、2005年には2006年の審査待機期間短縮目標の10ヶ月を達成するための審査官の増員計画と連動して全体審査物量の50%水準である131千件を発注する計画にある。

1995年までは先行技術調査外部用役事業について産業技術情報院（KINITI）に発注をしたが、1996年からは発明振興法により設立された特許技術情報センターを、2002年からは名称変更された韓国特許情報院（旧特許技術情報センター）を専門調査機関に指定して運営している。

2005年からは、特定機関の依存による先行技術調査外部用役の効率性低下と審査の危険負担を緩和し、国内民間部門の特許情報サービス産業の発展を支援するために専門調査機関の競争体制を導入する予定である。

<表 II-2-17> 年度別先行技術調査の外部発注事業推進現状

区 分	' 92～' 95	' 96～' 99	' 00	' 01	' 02	' 03	' 04
調査機関	産業技術情報院 (KINITI)	特許技術情報センター (KIPRIS)		韓国特許情報院 (KIPI)			
調査対象	国外特許	国内 特許・実 用	国内外 特許・実 用				

調査依頼件数	1.8	70	29	39	65	103	127
--------	-----	----	----	----	----	-----	-----

現在、我が国の審査官の1人当たり審査処理件数は、年間300件程度で他国々と比較すれば過大な水準であり、また特許出願が持続的に増加していることを考慮すれば、審査処理期間を短縮して審査の質を高めるため、本事業は向後より一層拡大すべきであると考えられる。

日本は1989年から非営利法人である「工業所有権協力センター（IPCC）」を利用して先行技術調査外部用役を実施してきているが、年度別外部用役規模は次の通りである。

＜表 II-2-18＞ 日本の年度別先行技術調査外部発注事業の推進現状

(単位：万件)

年度	'89	'90	'91	'92	'93	'94	'95	'96	'97	'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04
実績	1	2	5	7.5	8.5	10	10	10	11	12	11	10	11	14	16	18

2. 国際特許分類（IPC）業務のアウトソーシング実施

機械金属建設審査局 特許審査政策課 化工事務官 ウォン・ホジュン

国際特許分類（IPC）⁶とは、IPC協定により制定された国際的に統一された特許文献の分類体系として特許文献の分類及び検索、実体審査官指定などの目的に活用されて

⁶ International Patent Classificationの弱者

いる。特許分類付与外部用役事業は、国際特許分類付与業務について外部専門機関に用役を依頼する事業である。

これは『特許庁長により特許出願の審査が必要であると認めれば、政府機関・当該技術分野の専門機関または特許に関する知識と経験が豊富な者に、協助の要請及び意見の聴取ができる。この場合、特許庁長は予算の範囲内で手当てまたは費用を支給することができる』と規定した特許法第 58 条を根拠にしている。

本事業は、2000 年『国際特許分類付与専門機関指定に関する運営の要領』を制定した以来 2001 年から始めたが、これは IMF 経済危機のため 1997～1998 年に減少傾向にあった特許出願が 1999 年 6 月から増加傾向に反転され、2000 年には前年対比 25%が增加して分類審査官の持続的な増員なしには分類付与を適期に施行することができなかつたためである。施行初年度である 2001 年には前年度の繰越分まで含み、157 千件、2002 年には 140 千件、2003 年には 153 千件、2004 年には 174 千件を遂行しており、2005 年には 178 千件を発注する計画である。

2001 年には「特許技術情報センター」が特許分類付与専門機関と指定されて用役を遂行しており、2002 年以後には「特許技術情報センター」から改称された「韓国特許情報院」で遂行している。

このように特許分類付与業務について用役を施行することで誤分類率が減少するなど、特許分類の専門性が強化され、審査官をして実体審査のみに専念させることで審査処理期間の短縮と審査の質的水準の向上をもたらした。

3. 商標審査業務のアウトソーシング推進

商標デザイン審査局 商標デザイン審査政策課 行政事務官 イ・チュンム

特許庁は 2003 年から商標審査の一部である商標分析及び検索業務を外部に委託して処理している。商標分析及び検索外部用役事業は、商標審査業務の一部である出願商標の意味を分析して出願商標と同一・類似である先出願・先登録商標 DB を検索する業務を、外部専門調査機関に委託処理して審査官の審査負担を軽減することで、適正審査期間を維持して審査の質的水準を向上させることその目的がある。

同事業は商標法に基づいて施行されたものであり、商標法第 22 条の 2 第 1 項では「特許庁長は商標登録出願の審査において必要だと認める場合には専門調査機関に対して商標検索を依頼することができる。」と規定している。

特許庁では、同事業のために専門調査機関の申請公告をして、申請機関のうち「韓国特許情報院」を専門調査機関と指定しており、同事業の専門性を確保するために事業施行以前に同事業を遂行する専門調査員を対象に商標法及び商標審査ノウハウに対する教育を実施している。

2003 年 4 月から開始された同事業は 2003 年に審査処理物量の 20%水準である商標登録出願 30,000 件に対する商標分析及び検索を外部に委託して処理しており、2004 年には 35,096 件を外部発注し、このうち活用と評価された件が 33,986 件で 96.8%が活用と評価された。

2004年の外部用役処理結果に関する内部分析結果によれば、1次審査処理期間について2003年10.7月から2004年9.6月に約1.1月短縮するのに一定部門寄与したものと示されている。

特許庁では今後にもアウトソーシングを持続的に施行する予定であり、2005年には審査処理物量の20%水準である33,400件に対して外部用役を実施する計画であるが、外部用役の品質向上のためにシステム改善と商標調査員に対する持続的な教育を実施する計画である。

4. 審査・審判の効率性向上のための制度改善

イ. 特許・実用新案施行令及び施行規則の改正推進

機械金属建設審査局 特許審査政策課 機械事務官 バク・ジョンジュ

1) 改正背景

先行技術の調査を公正に遂行して調査業務の保安を維持するため、先行技術専門調査機関の指定要件を明らかにする一方、特許制度が国際的に統一化されていく傾向に伴い、「特許協力条約（PCT）規則」の改正（2004.9.27～10.5、第33次特許協力条約同盟総会）された内容を反映し、またその他に現行制度の運営上生じた一部不十分な箇所を改善・補完する必要性が発生した。

2) 改正（案）の内容

「特許法施行令」改正（案）は、特許出願の審査に必要な先行技術の調査を公正に遂行し、また調査業務の保安を維持するため、先行技術専門調査機関の指定要件を明確にすると共に、技術革新型中小企業を優先審査対象に追加し、さらに民願人の便宜を増進するため、送達を受けようとする者が住所または営業所以外の送達場所を予め申告した場合には、その場所に送達できるように補完しようとするものである。

「特許法施行規則」改正（案）は、優先権証明書類を提出する際に、国語で書かれた翻訳文を義務的に提出したことを任意手続化するなど、特許に関する手続きを改善する一方、「特許協力条約規則」が改定されて核酸塩基序列リストが提出されない場合は、加算料の納付を命ぜられるようにし、また追加手数料納付命令に対する異意申請手続きを簡素化するによって同改正内容を反映しようとするものである。

3) 期待効果

「特許協力条約（PCT）規則」の改正などを反映して制度の国際化を図り、専門調査機関の指定に関する規定を明確にし、送達場所を拡大し、優先権証明書類を提出する際に翻訳文提出を任意手続化して民願人の便宜が向上できるものと期待される。

ロ. 地理的表示保護のための商標法改正推進

商標デザイン審査局 商標デザイン審査政策課 行政事務官 イ・ヒョンジョン

1) 推進背景

現在進行中の WTO/DDA（ドーハ開発アジェンダ）交渉による農産物輸入開放と、地理的表示の追加的保護対象商品の拡大及び、多者登録システムによる地理的表示の保護強化動き等に関連して、国内の地理的表示対象品目を積極的に発掘して保護するこ

とで、第一、正当な地理的表示使用者の仕事上の信用維持及び需要者の利益を保護し、第二、地理的表示に関連する地域特産品の保護により地域経済の活性化に寄与し、第三、国内の地理的表示が外国でも保護されることができるとする基盤を設けて今後の地理的表示保護に関する国際的論議に能動的に対処する必要性があった。これによって、2003年8月の団体標章制度の改善により地理的表示を団体標章として登録できるようにする内容の商標法一部改正令案が設けられ、2003年9月以内に関係部処の意見お問い合わせ、立法予告、公庁会などの手続きを経り、さらに農林部及び海洋水産省の異見で商標法改正推進に陣痛があったが、2004年上半期に長期間にかけた関係省庁との成功的な協議を完了して2004年12月31日に改正された。

2) 主要改正内容

イ) 地理的表示の団体標章登録認定（法第2条第1項第3号の2、第3条の2及び第6条第3項新設）

「地理的表示」について、商品の特定品質・名声またはその他の特性が本質的に特定地域から始まった場合にその地域で生産・製造または加工された商品であることを表す表示と定義し、地理的表示団体標章は地理的表示を使用できる商品の生産・製造または加工業者のみで構成された法人が登録を受けられるようにすると同時に、従来には商標としての識別力を備えることができなかった山地及び著しい地理的名称などに該当する商標は登録を受けられなかったが、山地または著しい地理的名称などに該当する標章でもその標章が特定商品に対する地理的表示の場合には地理的表示団体標章登録を受けることができることとした。

ロ) 同音異義語地理的表示の正義規定など（法第2条第1項第3号の3、第7条第6項、第8条第6項第2号及び第90条の2新設）

「同音異義語地理的表示」について、同一商品に対する地理的表示において他人の地理的表示と発音は同一であるが、該当地域が他の地理的表示で定義し、「同音異義語地理的表示」の場合には、他の拒絶理由がない限り全部登録を受けられるようにするが、消費者の混同を防止するための表示を共に使用することとした。

ハ) 地理的表示登録団体標章の效力制限（法第 51 条第 2 項新設）

地理的表示登録団体標章の指定商品と同一の商品に対して、慣用する商標と先出願による登録商標が地理的表示登録団体標章と同一、または類似の地理的表示を含んでいる場合に、商標権者等が指定商品に私用する登録商標などの場合には地理的表示団体標章権の效力が及ばないこととした。

ニ) 原産地国家で保護が中断された地理的表示登録団体標章に対する無効審判請求（法第 71 条第 1 項第 6 号新設）

地理的表示団体標章が登録された以降、その登録団体標章を構成する地理的表示について原産地国家で保護が中断される、または使用されなくなった場合を無効審判請求事由とした。

3) 今後の推進計画

特許庁では 2005 年上半期以内に、地理的表示を保護するための改正商標法の内容に応じて商標法施行令、商標法施行規則などの下位法令を改正し、また地理的表示団体標章登録出願に対する商標審査基準を設けると同時に、地方自治体などを対象にした地理的表示団体標章制度に対する広報及び教育などにより、2005 年 7 月 1 日から施行される同制度が成功的に定着されることできるように準備に万全を期する計画である。

ハ. デザイン制度の改善

商標デザイン審査局 商標デザイン審査政策課 行政事務官 ジョン・スンチョル

1) 推進背景

意匠法の現代化のためにアイコン及びグラフィック使用者インターフェース (GUI) などの「画像デザイン」を保護 (2003. 7. 1) すると同時に、「意匠」という用語を「デザイン」に変更し、書体 (Typefaces) デザインを保護するために 2004. 12. 31 意匠法を改正した。

2) 主要内容

① 従来間国民に親しくない「意匠」という用語を「デザイン」に変更することでデザインの創作が権利保護により一層奨励されるようにした。

② 多くの努力と資本が投入された書体が国内で保護されていない実情を考慮して、書体をデザイン保護法で保護することができるように関連規定を新設するが、そのデザイン権の効力が使用には及ばないように制限した。(デザイン保護法第 2 条第 1 号の 2 及び第 44 条第 2 項)

③ 登録要件のうち創作性の要件を強化して創作の水準が高いデザインのみを適正に保護することで、高い水準のデザイン開発を誘導して製品の競争力を確保するようにした。(デザイン保護法第 5 条第 2 項)

二. 審判制度の改善

特許審判院 審判行政室書記官 イ・ゼウ

1) 迅速な審判実現のための制度改善

イ) 審判研究官制導入及び内部構造調整推進

特許審判院は今まで事実上 1 審法院の機能をしており、法院の裁判部組織の例に従って第 1 審判部ないし第 13 審判部を設置して、各審判部に審判長 1 人・審判官 2 人を置いて運営してきたが、審判請求量の増加で審判処理が長期化されるに伴って迅速な審判処理のため、2004 年 4 月からは法院の裁判研究官の例に従って審判研究官制度を導入して審判部に審判研究官 2~6 人まで配置し、審判長の指導下で審判事件に対して審決書の草案作成及び審判事件に対する調査・研究をすることにした。また、審判長など個人別審判処理目標を上向調整して審判業務遂行能力を高めた。なお特許・実用新案分野と商標・デザイン分野の審判処理期間の不均衡を解消するため、2004 年 4 月に商標・デザイン分野の審判部と特許・実用新案分野の審判部の構成比を従来 7:6 から 6:7 に 1 次調整し、2004 年 12 月に 2 次調整をして両分野の審判部構成比を従来 6:7 から 5:8 に変更する一方、商標・デザイン分野の審判官と特許・実用新案分野の審判官構成比も 13:15 から 12:16 に変更して特許・実用新案分野審判部を大幅に強化した。さらに 2004 年に増員が確定されて 2005 年度に充員予定である審判官 8 人も全部特許・実用新案分野に配置して特許・実用新案分野審判処理期間を一層短縮化する計画である。

ロ) 迅速な紛争解決のための優先審判制度など改善

特許侵害訴訟では主に特許権の有・無効の可否が主な争点になり、特許権の無効は特許法による別途の無効手続き（無効審判）により確定できるものであるため、無効審判が確定されない状態では特許侵害訴訟での先決問題で特許権の無効を一般民事法院が積極的に判断することは難しい。したがって、一般民事法院で独自の判断する場合よりは特許審判院及び特許法院の結論が出るまで事件の審理を延ばす場合が多く、結果的に事件処理が遅延されているため、特許権などの有効性を巡った紛争を迅速に解決し、また権利保護の実効性を確保しなければならないという社会的要請を反映して、侵害訴訟に係わる審判事件であることが確認された場合及び、特許無効審判など当事者間権利紛争を扱う当事者系事件に対しては、他事件より優先処理をするように制度を改善して産業財産権紛争が迅速に解決できるようにした。

2) 正確な審判処理及び審判の信頼性保障のための制度改善

イ) 口述審理（技術説明会）活性化及び審理終決予定通知義務化

公正で正確な審判のために口述審理義務化事件を定めるなど、口述審理の活性化で審理の促進に役に立つようにしており、技術説明会運営の効率性を向上するために「技術説明会運営に関する規定」を制定して事件の記述内容がより効率的に把握できるようにした。また、審判当事者などに審理終決時期が予測できるようにして、迅速に意見を充分に開進できるように審理終決予定時期通知を義務化するなど、予測可能な審判システムを導入して信頼される特許紛争解決機関として生まれ変わった。

ロ) 審決文作成簡素化及び審決文用語純化推進

法院に新たな主張及び証拠が提出されて取消された場合、請求人をして法院に提出された資料を再び提出させることで請求人に実益ない負担を与えると同時に審判処理

も遅延されている現行制度を改善して、審判官別に少しずつ差がある審決文様式を統一化するため、法院に提出された同一事実及び同一証拠を当事者に再び提出させることなく、法院の判決文を引用して審決文を作成する「審決文簡素化に関する指針」を制定・施行した。

また、審判請求書や審決文作成の際に使用される難しい漢字語、日本式表記、英語の国語音域表記などの難解な用語の代わりに、容易に一般国民が理解することができる用語として改善することで、ハングル純化を積極的に行い、これを審判法令整備及び審決文作成に活用して、容易に当事者などの審判関連人が審決内容について理解するように「審決文に使用される用語純化方案」に対する研究用役事業を施行した。同研究結果に基づいて 2005 年度に「審決文用語純化便覧」を製作し法院・弁理業界などに普及させる予定である。

3) 迅速かつ正確な審判処理のための情報基盤構築

産業財産権紛争の迅速・適正な解決のため、法院の侵害訴訟情報とこれに係わる特許審判院の審判情報を相互共有するという内容を 2001. 2. 3 の改正特許法に反映したが、詳細推進手続きなどに対する具体的な協議ができず履行されていなかった。しかし、2003 年 9 月「産業財産権審判及び侵害訴訟情報共有方案」の協議が完了され、「特許審判院に対する訴提起通知に関する例規」の改正（法院行政処、2003. 10. 1 施行）及び、「侵害訴訟と審判間の情報共有詳細処理指針」の制定によって情報共有のためのプログラム開発（2003 年）が推進された。

また、同制度の実効性を確保するため、「法院に対する審判請求など通知に関する例規」を制定（2004. 12. 27 施行）して法院の侵害訴訟情報と特許審判院の審判情報を

相互共有することで、法院は侵害訴訟に係わる無効審判や訂正審判などが請求されたことを把握することができ、訴訟手続き中止可否の早期決定及び審決事実を直接確認することで迅速・適正な審理進行をするようになっており、特許審判院は侵害訴訟に係わる審判事件であることが確認された場合、優先審判処理手続きに応じて当該事件をなるべく早期に審理して迅速かつ正確な審判処理ができるようになった。

なお「法院判決当事者系事件の事後管理強化対策」を用意して、従来に方式担当者がしてきた、訴訟手続きが完結された法院判決当事者系事件の裁判書の正本と訴提起リストを即時受け付けて、該当包袋を直ちに審判部に移管できるように専担職員を配置するなどの制度を改善しており、「取消判決事件処理部」を電算台帳で作成して審判処理現況をモニタリングすることで早期審決及び迅速な審決確定により権利者保護に寄与することができるようになった。

第3節 審査・審判基準及び指針整備

1. 特許・実用新案審査指針書の改正

機械金属建設審査局 特許審査政策課 機械事務官 パク・ジョンジュ

約2年余りの努力によって、2003年4月に全面改定された『特許・実用新案審査指針書』に対する補完及び改善がなされた。長期間の審査指針書改正作業の過程から導出された不十分な点、不明瞭な点などを補完して、従来に改定された法規定の内容を反映したものである。

主な改定内容としては、第1部第4章第1節で方式審査の主体及び対象を明確にするなど、第1部第4章の内容を全般的に整備しており、また特許要件のうち発明の新規性判断基準を扱った第2部第3章では、審査対象特許出願の大部分が2001.7.1施行された特許法の適用を受ける特許出願であることを反映して、従来に前述の「特許法」施行前後に分けられていた第3(A)節と第3(B)節の内容を統合して第3節にしておき、特許出願の形態及び内容を扱った第4部では、2003.6.13施行された「特許法施行令」第5条で特許請求範囲記載形式において独立項と従属項の区分を緩和させた点を反映して、第4部第1章第2節で従来独立項及び従属項の記載要領を請求項記載方法として統合して再整備しており、第3節では、1特許出願の範囲に関する「特許法施行令」第6条の規定が従来特許請求範囲記載形態中心から各請求項の間の技術的特徴中心に改定された点を反映して、1特許出願が可能な1群の発明に対する判断

基準を新たに提示するなど、特許請求範囲の記載形式及び 1 特許出願の範囲に関する「特許法施行令」改正事項を反映した。

改正審査指針書は審査官などの審査業務処理のみならず、出願書や補正書を作成する場合にも参考にし、有用に使えるように、代理人や発明家などが分かるように特許庁ホームページ (<http://www.kipo.go.kr>) に載せており、今後の本審査指針書を一層補完・整備する計画である。

2. 商標及びデザイン分野

イ. 商標・デザイン審査基準及び商標デザイン審査事務取扱規定改正

商標デザイン審査局 商標デザイン審査政策課 行政事務官 グ・ヨンミン

当庁では、商標審査及びデザインの正確性向上及び一貫性維持のため、法令解釈が不明な事案や審査基準上規定が不十分な部分に対する一貫された基準を商標審査基準及びデザイン審査基準に反映しており、また審査手続きの簡素化及び出願人の便宜のため、商標デザイン審査事務取扱規定を改正して審査結果との質的向上および信頼度向上のための努力を持続的に遂行した。

特に、商標審査基準を改正して同一者出願に対する協議不成立時の処理、指定商品追加出願への補正に対する処理、優先権主張出願に対する審査、重複更新出願の処理、変更出願に対する審査、業務標章審査、外国語商標に対する審査などに関する詳細基準を用意しており、またデザイン審査基準を改正して、本人の意思に反して公知され

た未公開先出願デザインに対する処理基準及び、すべてのデザイン登録出願に対して優先権主張経過以前でも登録可否決定ができるように改正しており、さらに商標デザイン審査事務取扱規定を改正して変更出願処理手続き、異議申立審査官の指定及び処理手続き、返送書類の処理手続きなどを簡素化・明確化することで、審査手続きの効率性および出願人の便宜を図っている。

ロ. デザイン物品の細分類調整及び「分類指針書」発刊

商標デザイン審査局 商標デザイン審査政策課 行政事務官 ジョン・スンチョル

1) 推進背景

特許庁では、2000年にデザイン検索システム開発を完了して2001年度にデザイン参証資料のDB化を推進して2002年9月に完了したが、従来の分類体系をそのまま維持する場合には、膨大な参証資料によって審査の効率性を向上しにくいと判断され、審査参証資料の適正数を維持して審査の効率性を向上するため、従来の分類体系を改善しなければならない必要性が提起された。

2) 推進実績

当庁の分類体系よりさらに細分化された形態分類を使用している日本の1998年度意匠分類表の我が国分類への適用の可能性を検討した結果、日本のものは多様化されていて資料の分散とともに審査の効率性向上に寄与できるという長所があるが、日本の形態分類は自国の資料を基礎にしており、我が国の実情とは合わなかった。

したがって、当庁の独自の形態分類を開発しなければならない必要性が明らかになることで、同一小分類内に非常に数多くの異種物品が存在しており、審査の効率性を低下させている小分類のうち先図面の数が1,000件以上である小分類を対象にして、形態分類及び小分類記号の新設を推進した。このようにして、付与された形態分類及び小分類を反映して、デザイン分類表による分類基準及び具体的分類事例を例示した「意匠分類指針書」(A群～D群)1次分を2002.12月に発刊し「デザイン分類指針書」(E群～G群)2次分を2004.1月に発刊しており、「デザイン分類指針書」(H群～J群)3次分を2004年12月に発刊し、最後のK群～N群までの4次分「デザイン分類指針書」を2005.12月までに完刊する予定である。

3) 期待効果

従来の分類体系を改善して同一小分類内に数多くの異種物品が存在する小分類を対象として、新たな形態分類及び小分類を付与することによって、審査参証資料の適正数を維持して審査の効率性を向上していけると判断でき、これを反映して「デザイン分類指針書」(K群～N群)を2005年までに完刊することで、客観的な基準による一貫性あるデザイン物品分類によりデザイン審査の専門性が大きく向上すると期待している。

3. 審判分野

特許審判院審判行政室書記官 イ・ゼウ

迅速かつ正確な審判を実現するために審判業務処理手続きの明瞭化と審判業務遂行の効率化を推進した。その結果として10の審判関連訓令・例規の制定及び5の審判関連訓令・例規の改正を行い、審判便覧などを整備した。

イ. 制定規定

1) 判例調査研究報告に関する運営規定制定（2004. 5. 1、特許審判院訓令第7号）

特許・実用新案・商標・デザインに関する審判・再審及び訴訟事件の判例を調査・研究して審判官の専門性向上に寄与し、またこれを審判実務及び教育資料などとして活用できるようにするために必要な事項を規定した。

主要内容としては、特許審判院の敗訴事件などを調査研究対象にして毎月判例調査研究報告書を提出することになっており、その結果物を持って研究発表会を開催することができる根拠を用意した。

2) 審決された重要審判事件に関する報告指針制定（2004. 6. 2、特許審判院例規第4号）

政治・経済・社会的に波長が予想される重要な審判事件については、特許審判院長及び特許庁長に審決後直ちに報告して、以後に発生できる問題点に対して合理的に対応することで審判官が法律及び良心に応じた円滑な審理ができるようにした。

同指針の適用範囲は、審決された以後の重要審判事件（報告対象審判事件）のみを対象にしており、審判に影響を及ぼす恐れがある受付及び持続している事件は除いた。具体的な報告対象事件としては、新聞、ラジオ、テレビなどの報道によって社会の関

心を引く重要な審判事件、記者などの言論人や言論機関が当事者になっている事件、その他政治・経済・社会的に波長が大きいものと予想される事件などを定めている。

3) 審決文簡素化に関する指針制定 (2004. 7. 1、特許審判院例規第 7 号)

今まで法院に新たな主張及び証拠が提出されて取消された場合、請求人が法院に提出された資料を再び提出するようにし、請求人に実益ない負担を与えると同時に審判処理も遅延されている実情であった。このような問題点を改善するため、一定事件に対しては審決文を簡素に作成させるため、「審決文簡素化に関する指針」を設けている。

同指針の適用範囲は、審決文の自足性を損なわない範囲以内で審決文の簡素化が推進されるように、審決の取消判決が確定された事件を対象として、取消された時点から一方の当事者または双方の当事者によって特許審判院に新たな主張事実及び証拠提出がない審判事件に限るとした。

また、審判官別に少しずつ差がある審決文作成様式を統一するため、無効審判など審判類型別に 7 審決文作成例文を用意しており、当事者が特許審判院に提出しない新たな主張事実と証拠を法院に提出して審決の取消が確定された場合には、法院に提出された同一事実及び同一証拠を、当事者が再び提出するようにさせることなく、法院の判決文を引用して審決文を作成するようにさせて迅速な審判処理ができるようにした。

4) 特許法院訴提起付加期間指定運営指針制定 (2004. 7. 1、特許審判院例規第 8 号)

特許審判院に不服を申し立て特許法院に訴訟を提起することができる期間は特許法で不変期間として定めている。すなわち、特許審判院の審決などに対する訴訟は、審決または決定の謄本を送達受けた日から 30 日以内に提起するようになっている。しかし、このような不変期間をそのまま適用すれば法的衡平性に問題の発生する恐れがある。したがって、特許法では例外的に一定の者に対しては不変期間に付加して一定期間が一層付与できるとしている。またこのような付加期間の指定業務に対する詳細手続きを定める必要があった。

まず、付加期間指定原則として、遠隔または交通が不便な地域にいる者のため、職権で付加期間を定めるようにするが、付加期間を定める場合には当事者の住所、代理人の有無、交通・通信の便利性及び接近の容易性などを総合的に判断して、内国人の場合は 20 日以内、在外者の場合は 30 日以内の範囲以内で定めるようにした。また当事者が付加期間指定申請をする場合には、遅くとも不変期間終了 7 日前までは特許審判院長に付加期間指定申請書を提出（郵便で提出する場合には同期間に到着しなければならない）させるなどの付加期間申請手続きを設けて、付加期間指定申請書や付加期間指定書などの各種書式を設けている。

5) 技術説明会運営に関する規定制定（2004. 8. 24、特許審判院訓令第 9 号）

審判事件に対する審理は、大部分書面審理をし、必要な場合は口述審理をしている。特に、特許・実用新案分野審判事件の場合は技術内容（目的・構成・効果など）の把握をより効果的に遂行するため、厳格な形式的要件（3 審判官の参加、審判停の具備など）を備えなければならない口述審理より、これを要しないが口述審理に準ずる程度の技術内容把握ができる技術説明会を開催していた。したがって、このような技術

説明会の運営に関する詳細手続きを定めることで技術説明会運営の効率性を向上する必要性があった。

その主要内容としては、審判官が当該審判事件に対する技術内容の把握が難しいと認める事件（最先端発明技術など）、該当審判事件の記述内容のうちいずれが主な争点事項であるか曖昧な事件などを技術説明会開催対象事件で定め、審判長の職権ではもちろん、審判事件の当事者が技術説明会の開催を希望する場合にも開催するようにした。技術説明会開催対象事件であるかどうかは、審判長が職権で定めるようにした。審判長、審判官または当事者などを技術説明会の参加対象とするが、必要な場合には関連分野技術専門家が参加するようにした。また、口述審理と異なって審判の形式的な要件の具備を要しない技術説明会を、遠隔または交通が不便な地域にいる当事者に対する配慮をせずに、大田のみで開催することは望ましくないと判断して、開催場所についても大田にある特許審判院で開催することを原則にするが、遠隔または交通が不便な地域にいる当事者双方がソウルで技術説明会を開催を希望する場合には、その開催場所を特許庁ソウル事務所でも開催するようにした。また、技術説明会開催に必要な書式（技術説明会開催申請書、技術説明会開催通知書、技術説明会結果報告書など）を設けている。

6) 審判部の設置・運営に関する規定制定（2004. 8. 31、特許審判院訓令第10号）

審判合議体の効率的な運営のため、従来の「審判合議体の審判官指定に関する規定」、「5人審判合議体の運営に関する規定」及び「審判合議体の審判官指定に関する規定の補完指針」など審判合議体の運営に係わる規定などを統合して一体化し、特許法第146条の規定による3人または5人の審判官で構成される合議体（以下「審判部」という）の設置などに対する合理的な基準を設けている。

主要内容を見ると、審判事件の数・業務量及び所属審判官数などを考慮して審判部を設置するとする根拠を設けており、審判部は審判長 1 人・審判官 2 人で構成することを原則にするが、法律的・技術的判断において社会的影響力がある審判事件などに対しては、5 人の審判官で構成する審判部の設置した。また、審判部には審判研究官を置いた。なお、審判官の専門性を向上するため、審判長（官）の審判部勤務要件及び審判官職務教育課程運営根拠などを設けており、さらに各審判事件に対して既に指定された審判官を変更しようとする場合には、特許審判院長の承認を得るようにしており、5 人の審判官で構成する審判部の審判事件に対する審判官指定手続きも定めている。

7) 審判官評価に関する指針制・改正

(制定 2004. 6. 23、特許審判院例規第 6 号)

(改正 2004. 8. 31、特許審判院例規第 9 号)

(改正 2004. 9. 24、特許審判院例規第 10 号)

審判官の審判処理成果の評価に関する詳細事項として、評価時期、審判実績評価会の構成及び運営、審判業務評価項目別評価基準、審判官個人別月審判処理目標付与基準などを定めることで、審判行政の効率性と適正性を高め、究極的には迅速かつ正確な審判を実現して対国民審判サービスを向上することある。

2004 年 6 月 23 日に制定した規定の主要内容は次のとおりである。定期評価は毎年 1 回実施することを原則とするが、中間点検評価の実施ができるようにした。審判業務評価項目としては、審判実績、専門性、審判員及び審判部運営寄与度を定めた。審判実績評価項目としては、目標対比審判処理実績、審判の適正性、適時性などを選定し

て配点基準を用意しており、審判の専門性評価項目には審判経歴などを考慮して評価するようにする一方、審判員及び審判部運営寄与度評価項目としては、審判員法令・制度改善及び審判便覧改正などの推進実績など、審判員及び審判部運営に寄与したことを評価するようにした。

また、2004年8月31日に特許審判院例規第9号に同指針を改正して、審判長個人別月審判処理目標の上向き調整などを実施しており、2004年9月24日に特許審判院例規第10号に同指針を追加改正して権利別・審判種類別審判業務量算定による権利別・審判種類別換算係数を適正に調整しており、特に取下、却下事件に対しては換算係数を下向き調整した。また、審判経験が豊富して審判研究官を指導する審判長と、審判研究官を指導しない審判長間の業務負担の衡平を合理的に調整して、審判研究官を指導しない審判長の月審判処理目標を以前より上向き調整するようにするが、段階的にこれを調整するように経過規定を設けている。

8) 拒絶決定不服審判請求関連手数料算定基準制定（2004.9.30、特許審判院例規第11号）

審判業務遂行の効率性を向上する一方、審判請求人などの審判請求料算定に対する不便さを最小化して審判の対国民信頼度を高めるため、特許拒絶決定・実用新案登録拒絶決定・デザイン登録拒絶決定及び商標登録拒絶決定に不服する審判請求関連手数料を算定する基準を明確にした。

具体的な内容を見ると、権利別拒絶決定不服審判請求関連手数料の算定基準のうち特許拒絶決定・実用新案登録拒絶決定に不服する審判請求関連手数料算定基準は、審判請求書を最初に提出する場合には審査官が最終拒絶決定した時の請求項の数を基準にするようにし、審判請求書と書誌事項（明細書など）補正書（以下「補正書」とい

う)を同時に提出して請求項の数などを削除または追加する場合には、削除または追加した請求項の数を各々加減して請求項の数を算定するようしており、審判請求日以後に受付された補正書によって請求項を削除する場合には、既納付の審判請求料を返還せずに最初審判請求書の請求項の数を基準に算定するようにした。また、デザイン登録拒絶決定に不服する審判請求関連手数料は意匠の数を基準にして算定するが、特許・実用新案審判請求関連手数料算定基準を準用するようにした。なお、商標登録拒絶決定に不服する審判請求関連手数料算定の基準になる商品類の数の算定基準は、審査官が最終拒絶決定した時の商品類の数を基準にするが、審判請求と同時に補正書を提出する場合には補正書に記載した商品類の数を基準に算定するようしており、審判請求日以後に受付された補正書によって商品類が削除される場合には既納付の審判請求料を返還せずに最初審判請求書の商品類の数を基準に算定するようにした。

9) 審判官の面談に関する指針制定 (2004. 12. 10、審判員例規第 12 号)

審判官が特許・実用新案・デザイン及び商標の審判に関する手続きを踏む者またはその代理人と指定された場所で面談・接触をすることで、審判手続きの透明性と公正性を保障し、面談に関して必要な詳細手続きを定めることで審理の促進を図るようにした。

その主要内容は面談の効率的な遂行のため、事件把握後に審判官が面談をすることができるように面談可能期間を定めて、面談の方法として対面または画像によりできるようにした。また電話、ファクシミリなどの有・無線通信手段または面談申請書などによる面談申請ができるようにした。面談の申請がある場合には必ず面談日時、場所などを通知するようしており、面談後には面談記録書を作成するように関連書式を用意した。

10) 法院に対する審判請求など通知に関する例規制定（2004.12.27、特許審判院例規第13号）

産業財産権関連侵害訴訟に関しては一般法院で審理し、産業財産権の発生・変更・消滅及びその效力範囲に関する審判は特許審判院で審理する二元化された従来の訴訟体系の問題点を補完するため、両機関間の侵害訴訟情報と特許審判情報を相互共有するように特許法（第164条新設）を改正したことがある。これに関連して、従来に実務的に運営されてきた侵害訴訟と特許審判情報共有事務処理手続き（法院から送達された書類の処理手続き、特許審判情報通知手続きなど）をより詳細的に定めて審判情報を法院に迅速・正確に通知するようにした。その結果、法院では侵害訴訟に係わる無効審判や訂正審判などが請求されたことを把握することができ、訴訟手続き中止可否の早期決定ができるのみならず、特許審判院の審決事実を直接確認することで迅速・適正な審理進行をするようになっており、さらに特許審判院では侵害訴訟に係わる審判事件であることが確認された場合、優先審判処理手続きに応じて当該事件をなるべく早期に審理して迅速・適正な審判処理ができるようになった。

ロ. 改正規定

1) 審判事務取扱規定改正（専門改正 2004. 5. 1、特許庁訓令第 385 号）

審判は、3 人の審判官で構成される合議体がこれを行うことを原則とするが、法律的・技術的に非常に重大な事件などの特定事件に対しては 5 人の審判官で構成される合議体（以下「5 人審判合議体」という。）で行っている。このような 5 人審判合議体の審判対象に、複合技術に該当する審判事件などを含ませた。これは技術が発達するほど技術の複合化が幅広く進行されることによって、多くの関連技術分野の専門知識を持った者が該当審判事件の審理に参加する必要性が台頭されたためである。また、特許侵害訴訟関連審判事件を優先審判対象に含ませて迅速な処理ができるようにして権利の実効性確保ができるようにしており、双方当事者がいない事件などの特定事件に対しては、特別な事由がない限り口述審理を義務的に遂行するようにしており、審判長の審判事務推進が円滑にできるようにするため、審判研究官を置くことができる根拠を用意して審判事件に対する審理及び審判に関して調査・研究ができるようにした。なお、審判当事者に審理終決時期に対する予測可能性を高めて、十分に当事者が審判進行中に必要な主張ができるように審理終決予定時期通知を義務化して、予測可能な審判行政サービスの提供ができるようにした。

2) 訴訟事務取扱規定改正（2004. 5. 1 特許庁訓令第 386 号）

不必要な上訴を防いで訴訟業務の効率化を期することと同時に訴訟業務の質的水準を向上するため、特許庁長を被告とする特許訴訟の最高裁判所上告可否判断は 3 人審判合議体で検討した後、特許審判院長の承認を得るようにしており、これに対する答弁書、準備書面、上告理由書及び補充書などは審判長の承認を得るようにした。

3) **訴訟遂行者指定及び業務分掌に関する規定改正（2004. 5. 1 特許庁訓令第 387号）**

特許庁長を被告とする特許訴訟で特許庁長の代わりに訴訟を担当する訴訟遂行者として審判研究官を追加しており、訴訟遂行者間（専担訴訟遂行者など）の業務分掌を明確に規定して円滑に訴訟業務の推進ができるようにした。

4) **特許審判院事務分掌規定改正（2004. 9. 20 特許審判院訓令第 11号）**

特許審判院の事務を効率的に推進するため、審判部と審判行政室に区分してその事務分掌を定めて、審判部の所管事務に対する権限と責任を明確にさせるため、審判長、審判官及び審判研究官などの職務を明確に分掌した。また 5 人の審判官で構成される合議体の長としての職務遂行、審決取消事件のうち重要事件に対する審判長としての職務遂行などの特許審判院長の職務を明確に規定することで、特許審判院長の効率的な職務遂行を図るようにした。

5) **特許審判院専決規定改正（2004. 9. 22 特許審判院訓令第 12号）**

審判業務の効率化のため、審判長・審判行政室長の所管事務のうち一部を主審審判官または担当者の専決事項で調整して、審判長・審判行政室長の専決事項が一括規定されていたことを分離して明確にした。特許審判院の諸般業務に係わって特許庁長の承認を受けるべき事項のうち特許審判院内の諸規定の制定及び改廃（重要事項）が確かでないため、これを明示的に並べて規定することで権限と責任を明確にした。

ハ. 審判便覧改正（2004. 5.）及び審判方式審査便覧発刊（2004. 12.）

1) 審判便覧改正

審判官などの審判実務指針書である審判便覧はその間 5 回の改正があった。また、その後も産業財産権 4 法及び下位法令改正、民事訴訟法の全面改正、審判関連規定の制・改正などで、5 次にわたって改定された審判便覧の修正と補完が不可避になった。2004 年に改定された主要内容は次のとおりである。第一、当事者が口述審理を申し込んだ事件、双方当事者に代理人がない事件、釈明権行使のために口述審理が必要だと認める事件などに対しては、特別な事由がない限り口述審理を義務的に実施することで審判の質を向上を図っており、このような口述審理の円滑な進行のために速記録作成もできるようにした。第二、審判当事者の便宜のために行政サービスの一環で推進していた審理終結予定時期通知を義務づけ、通知した審理終決予定時期を遵守することで審判に対する信頼性・予測可能性及び迅速性を高めようとした。第三、法院に提起された特許侵害訴訟事件に係わる審判の場合は、優先審判事件に分類して迅速に決定させることで知識財産権紛争解決の一貫性を高めるようにした。第四、複合技術で構成された事件の場合は審判院長が主宰する審判官 5 人合議体で審理を進行し、審判において専門性を向上しようとしており、最高裁判所上告可否決定においても審判院長の決裁を得て、上告可否決定において慎重を期するようにした。第五、産業財産権 4 法及び下位法令改正、民事訴訟法の全面改正などによる関連条文を改正し、最近判例および事例を追加した。

2) 審判方式審査便覧発刊

審判書類に関する方式審査を効率的に遂行するため、審判手続きに係わる一般規定及び方式審査業務の基本的な事項（審判請求人関連事項、方式書類受付及び送達手続

きなど)などを収録し、また方式審査実務において関連法令と規定の適用及び手続きに関する共通的な基準を提示した。特に、2004年4月以後審判行政革新による諸般規定の制・改正に応じてこれを再整理して方式審査担当者などが容易に理解して活用できるようにした。今回の便覧発刊により明確な審判方式の業務処理手続きおよび基準を確立するようになるとともに、透明な民願業務処理ができるようになった。

第3章 審査制度のGlobal Standard化推進

第1節 国際協約加入拡大及び関連制度整備

1. 特許法条約（PLT）の主要内容及び加入方案

機械金属建設審査局 特許審査政策課 化工事務官 ウォン・ホジュン

イ. 特許法統一化論議経過

特許法統一化論議は1986年アメリカが猶予期間（grace period）の国際的統一を提案することで初めて論議され始めた。その後、特許制度全般に論議が拡大して、1990年まで8次にわたった国際専門家会議を経て特許法統一化条約基本案が設けられたが、クリントン政府の出帆以後、アメリカが先発明主義の固守立場に回帰することによって条約妥結に失敗した。

1995年以後WIPOの主導で統一化に障害になった特許実体に関する事項を除いて特許手続きに関する事項に対して論議を進行した結果、去る2000年5月11日から6月2日までスイス・ジュネーブの世界知的財産権機構（WIPO）本部で開催された外交会議で特許法条約（PLT）⁷が締結されており、条約及び最終意見書に対する書名式が挙行された。

⁷ Patent Law Treatyの弱者

ロ. 特許法条約の主要内容

特許法条約は、出願人の便宜を増進するために各国特許法の統一化及び単純化を追求しており、主要内容としては出願日要件緩和、PCT 要件に応じる標準化された要件、特許庁に提出する様式の標準化、簡素化された対特許庁手続き、意図されない権利の喪失防止及び電子出願に対する基本規則設定など、主に出願手続きに関する事項を含んでいる。

ハ. 加入現況及び今後の展望

特許法条約は、10 番目国家が批准書または加入書を寄託した 3 ヶ月後から条約が発効する（第 21 条）。2001 年 9 月 27 日モルドバが最初で加入書を寄託した以後、2004 年 12 月 20 日まで合計 9 ヶ国が特許法条約に加入して、2005 年以内に特許法条約は正式発効される予定である。現在加入国はモルドバ、スロベニア、スロバキア、キルギズスタン、ナイジェリア、エストニア、ウクライナ、デンマーク、クロアチアが加入書を寄託した状態である。特許 3 極（アメリカ、日本、EPO）を含めた比較的特許庁の規模の大きい国家は、現在論議している特許実体法条約⁸が妥結される時点を前後して特許法条約への加入時期を検討していると判断されるが、現在特許実体法条約に対する論議が長期化されている状態である点で特許 3 極のうちある一国家が特許実体法条約の妥結以前に特許法条約に加入する可能性も充分であり、この場合、特許実体法条約の妥結と関係なく特許法条約は大部分の国家が加入するものと見込まれる。

⁸ Substantive Patent Law Treaty、以下 SPLT

二. 加入方案

特許庁は2001年に「PLT加入のための特許法改正検討」に関する研究用役を実施して、特許法条約加入のためには現行特許法に出願日設定、提出書類作成言語、権利復元など3条文に対する新設、第15条、第54条で期間の延長、優先権回復関連などに対する2項の新設及14条文の修正が必要であるという結果を導出したことがある。このように特許法条約への加入のためには、制定水準の特許法改正が必要であるため、特許庁では現在論議しているSPLT妥結を待ってPLTとSPLTに同時加入することで頻繁な法改正及び電算システム修正による時間及び予算の負担を軽減し、出願人の不便さを最小化しようとする計画にあり、現在特許3極を含めた各国特許庁の特許法条約加入現況を着実に検討しているところである。

2. 特許協力条約（PCT）の改革議論及び展望

機械金属建設審査局 特許審査政策課 建築事務官 ユン・セヨン

イ. PCT改革のための国際的論議の開始

特許協力条約（Patent Cooperation Treaty; PCT）は、1970年6月ワシントン外交会議で採択されて1978年1月24日に発効した以来、会員国が現在124ヶ国に達しており、2004年のみに12万件余りの国際出願が提出されるなど、量的な面で急速に発展してきた。

PCT 出願量の持続的成長にもかかわらず、複雑な手続きは同制度の利用者に大きな障害になってきており、2000年8月アメリカが提案したPCT改革案が同年第29次PCT同盟総会でPCT改革論議課題として採択されることによって、2001年からPCT改革委員会などを中心に改革論議が本格的に進行されるようになった。

ロ. PCT 改革課題の主要内容

アメリカにより提案されたPCT改革課題は、PCT手続きを簡素化し、特許法条約(Patent Law Treaty; PLT)との調和を図るための1段階改革と、PCT制度全般に関して包括的に改正する2段階改革で構成される。主要提案内容としては、指定概念の廃止、PLT出願日要件の導入、PLTに抜けている明細書概念の導入、多重国際調査及び予備審査の導入、調査と審査との統合などの1段階改革課題と、国際機関の地域化、国内出願と国際出願との差別廃止、国際段階結果の国内段階強制などの2段階改革課題がある。

ハ. 国際的論議の成果

今までPCT改革委員会、国際機関会議などにより14回の国際的論議が進行されてきたが、その結果はPCT同盟総会の承認を得て最終確定された。2001年国際予備審査請求可否に構わずに国内段階進入期間が30ヶ月に一体化され、また2002年には国際公開用翻訳文の提出責任を出願人に回して、未提出時には国際出願を取下すものと見なす方案、国際出願書の提出により諸締約国が指定されたものと見なす方案、国際調

査機関が追加で見解書を作成するための方案などに対して国際的合意がなされており、また現在国内法に反映されて施行されている。

一方、2004年には発明の単一性に係わった異議申立の判断手続きを簡素化し、序列リスト提出命令時に加算料の賦課ができるようにするなど、PCT 手続きを効率化するための方案に対する国際的合意がなされて2005年に施行される。

二. PCT 改革論議の展望及び対応方案

今までの PCT 改革は、規則の改正により手続きを簡素化・効率化することに焦点を合わせてきたが、条約自体を改正して PCT 制度を抜本的改革しようという主張が説得力を得ている。今後、国際調査及び国際予備審査手続きを一つの手続きに統合するか、または国際機関の審査結果を締約国に強制するなど、PCT 制度の抜本的改革案が論議される予定であるため、当庁及び産業界の要求を十分に代弁すると同時に論議結果を蹉跎なしに国内法及び電算システムに反映することができる体系的な接近が要求される。

3. 商標法条約 (TLT) の加入及び改正議論に積極対応

商標デザイン審査局 商標デザイン審査政策課 行政事務官 イ・チュンム

イ. 商標法条約一般

1) 商標法条約の正義

商標法条約（TLT:Trademark Law Treaty）とは、商標制度の国際的統一化及び商標出願・登録手続きの簡素化を追求する世界知的財産権機構（WIPO）の管掌条約のことであり、加入国は2004年12月現在アメリカ、イギリス、日本など合計33ヶ国である。

2) 商標法条約加入推進経過

我が国は商標法条約加入のために2001.2月に商標法改正加入に必要な法令を整備して2002年11月25日にWIPOに条約加入書を寄託しており、2003年2月25日同条約の効力が発生した。

ロ. 商標法条約改正論議に対する積極的対応

1) 改正背景

世界知識財産機構（WIPO）の商標法などの常設委員会（SCT）では技術発展に応じる対応と形式の単純化の追求及び特許法条約（PLT：Patent Law Treaty）との調和のため、商標法条約の改正を論議している。

2) 推進経過

商標法条約改正はWIPOのSCT第8次会議から継続的に論議されている。2004年度にも第12次（4月）及び第13次（11月）会議で条約改正案に対して会員国間の熱を帯びた論議が行われており、2005年に第14次会議で実質的な内容に対する最終的な論議がなされる予定である。

3) 主要改正事項

イ) 通知 (communication) 関連規定

出願人と官庁間の通知の様式 (form) 及び手段 (means) に関する事項で、現在推進中の改正案が確定すれば、締約当事者は自由に通知の様式及び手段の選択ができ、選択によって書面出願を排除して 100%電子出願の施行をすることもできる。

ロ) 期間に対する救済手段

期間 (法定期間及び指定期間) に対する救済手段を新設して、期間の遵守ができないう場合に、これに対する救済手段として、期間延長及び手続きの持続的または権利回復を規定している。

ハ) 商標使用権制度

WIPO の「商標使用権に関する共同勧告案」の規定内容を商標法条約に反映しようとすることで、商標使用権の種類、使用権設定登録要件などに関する事項を規定している。

ニ) 総会 (Assembly) 設立関連規定

総会の構成及び担当業務について規定している。

4) 商標法条約改正案に対する積極的対応

特許庁は、現在論議されている商標法条約の改正案について、出願人の便宜及び審査処理の迅速性との調和の側面、同改正案が我が国の法令に及ぼす影響などを十分に検討して、今後論議される商標法条約改正作業に積極的に対応していく計画である。

4. 標章の国際登録に関するマドリッド議定書国内制度整備

商標デザイン審査局 国際商標審査担当官室 行政事務官 パク・ミヨン

イ. マドリッド議定書概要

1) 公式名称及び成立時期

マドリッド議定書では一つの商標出願書を自国特許庁に提出することで、議定書締結国である外国の様々な国に商標を出願できるようにする国際条約として、その公式名称は標章の国際出願に関するマドリッド協定に対する議定書 (Protocol relating to the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks) である。同議定は 1989. 6. 27 に採択されて 1995. 12. 1 に発効しており、同議定書を施行するための下位規定である共通規則 (Common Regulations) が制定されることによって 1996. 4. 1 から施行が開始された。

2) 成立背景

マドリッド議定書はフランス語圏国家を中心に締結されたマドリッド協定が持っている問題点を解消するために採択された。すなわち、マドリッド議定書ではフランス語の他に英語、スペイン語が公式言語として含まれ、加入国の底辺を拡大しており、国内の商標登録のみならず商標出願を基礎にして国際出願が可能になっており、指定国家の拒絶理由通知期限も最大1年6月までに延長できるように規定している。

同時にセントラル・アタック (Central Attack) によって国際出願または国際登録が消滅した場合にも、該当指定国でこれを国内出願に転換できるようにして出願人

(国際登録名義人) が抱える恐れがある危険負担を除去し、また、締約国が個別手数料を徴収できるようにして審査主義の国々の低い手数料負担を緩和する内容を含んでいる。

3) マドリッド議定書の特徴及び加入国現況

イ) 特徴

マドリッド議定書の特徴は次のとおり説明される。出願人は出願しようとする締約国を定めて、公式言語（英語、フランス語またはスペイン語）で作成された一つの国際出願書を本国官庁を通して WIPO に提出して、手数料を納めることで一つの番号になった国際登録を獲得し、WIPO 事務局は出願書を指定した国家に通知する。これによって指定国家は自国内で商標権の保護付与の可否を国内手続きにより審査して拒絶理由がなければ国内手続きにより登録されたのと同じ効力を付与するようになる。また、出願人（国際登録名義人）は商標権の存続期間満了時 WIPO に 1 回の更新料を納付することで諸国家で更新手続きを進行することができる。

ロ) 議定書加立国現況

2004 年 12 月現在イギリス、ドイツ、フランス、中国、日本を含み、合計 66 ヶ国がマドリッド議定書に加入している。最近になって議定書加入国が大幅増加する傾向にあり、1998 年以後 41 ヶ国が加入したが、特に、世界最大の商標出願国のアメリカが 2003 年 11 月に加入しており、2004 年 10 月には EU が加入しており、2004 年 4 月の改正共通規則には英語、フランス語の他にスペイン語を公式言語に含めて、今まで加入に消極的であった中南米の国々が加入できる基礎を設けている。

ロ. マドリッド国際出願現況

<表 II-3-1> マドリッド国際出願の推移

(単位：件)

年 度	本国官庁件 (Outgoing)	指定国官庁件 (Incoming)
2003. 4. ～	108(813)	1,549
2004	141(962)	4,874

※ 括弧は国家換算件数である。

<表 II-3-2> マドリッド国際出願の外国指定推移

イ) 外国が韓国を指定した場合

(単位：件)

国家 年度	ドイツ	スイス	フランス	ベネルックス	日本	英国	中国	米国	その他
2003	387	281	250	142	84	63	14	10	308
2004	1,109	442	580	325	278	189	259	435	1,248

ロ) 韓国が外国を指定した場合

(単位：件)

国家 年度	中国	日本	ドイツ	フランス	英国	スイス	ベネルックス	米国	北韓	その他
2003	69	64	51	44	43	18	16	11	2	535
2004	89	84	53	56	49	20	18	67	8	518

ハ. 制度整備現況

1) 国際商標登録出願に対する意見提出期間延長申請許容

国際商標登録出願の場合、意見提出期間が仮拒絶通知書の発送日から2ヶ月で、18ヶ月の審査処理期間を遵守するために延長申請を認めていなかったが、出願人に通知書が到達するまで相当時間が所要され、2ヶ月以内に意見書または補正書を提出するのが現実的に困難であるという点を考慮して、2005年4月18日からは申請による意見提出期間延長を1回1月に限って認めた。

2) 代理人先任申告義務免除

国際商標登録出願の場合、従来には代理人先任申告書を提出しなければ代理人として認められなかったが、2005年7月1日に施行される商標法施行規則により代理人が委任状を添付して最初の意見書または補正書を提出する場合には、代理人先任申告をすることなく、代理人として認められるようになった。

3) 団体標章の定款提出期間規定

国際商標登録出願が団体標章・保証標章・証明標章に出願された場合に、商標法上の定款を国際登録日から3ヶ月または補正通知を受けた日から3ヶ月以内に特許庁に提出すれば団体標章として登録ができるようになった。

4) 国際出願など取下規定

国際出願書、国際登録存続更新申請書、国際登録名義変更登録申請書、事後指定申請書を特許庁に受付した後、国際事務局に通知される以前の場合には、取下げができるように根拠規定及び書式（第21号の4）を設けている。

5) 国際出願補正書新設

特許庁を本国官庁にする国際出願の場合、書誌事項補正の際に国内商標出願補正書である第4号書式を共通で使用したが、国際出願補正書（書式第21号の3）を新設して国内商標出願と区別できるようにした。

6) 国際出願サポーターズ構成及び説明会開催

前年度の多出願弁理士及び企業で構成された国際出願サポーターズを構成し、定期的にワークショップを開催して出願人または代理人のニーズを取りまとめてこれを政策に積極反映し、国際出願の長所及び手続きを積極広報して国際出願手続きの円滑な進行を図っている。

二. 今後の推進計画

1) 国・英文ホームページ構築

マドリッド国際出願関連国・英文ホームページを構築して、容易に一般人がアクセスできるようにしており、マドリッド国際出願の概要、手続き、外国の制度、手数料計算などマドリッド国際出願に係わる諸事項を載せる計画である。

2) 拒絶決定不服審判請求期間延長

代理人がない在外者の場合には拒絶決定書を発送した日から30日以内に拒絶決定不服審判を請求しなければならないが、期間が短く現実的な困難があるため、これから請求期間の延長方案を講ずる計画である。

3) 国際出願サポーターズ及び説明会活性化

国際出願サポーターズを積極活用して需要者中心のワークショップを開催していくとともに、地域説明会、国内大学知の的財産権課程または MBA 課程により、一般人のマドリッド国際商標制度に対する理解度を高める計画である。

5. 商品・サービス業の分類体系改編推進

商標デザイン審査局 商標デザイン審査政策課 行政事務官 チェ・ゼファン

イ. 推進の背景

商品分類の国際基準であるニス分類 (NICE Classification) は、商品やサービス業に包括名称の使用を認めており、アメリカ、イギリスなど大部分の先進国でもこれらのニス分類を国内制度として収容している。しかし、我が国は 1998 年ニス分類を導入しながら登録主義という制度的差異と急激な制度変化による混乱を考慮して採択を保留している。その結果、制度の一貫性は確保することができたが国際的に認められる商品が国内に登録されないとか、又は国内登録に基づいて国際商標を出願しようとする内国人が相対的に不利益を被るという問題点などが発生した。

また、2003 年 10 月のスイスで開催された第 19 次ニス専門家会議において、2007 年から施行されるニス第 9 版から卸売り・小売り業がサービス業と認められることによって国内制度の補完が必要になっている。これによって 2007 年ニス 9 版準備と共に、従来に商品分類課程で問題に指摘されるとか、又は不合理な部分を捜し出して一緒に整備・補完するなどの改編作業を推進するようになった。

ロ. 主要骨子

1) 商品とサービス業に包括名称制度を導入

包括名称を導入すれば、従来<消化剤、鎮痛剤、解熱剤>などのように各々の指定商品を全部記載していたのを<薬剤>と書いて提出することだけができるようになる。

2) 卸売り・小売り業をサービス業として認定

従来は卸売り・小売り業をサービス業に出願すればこれを拒絶するとか、又は販売代行業、販売斡旋業またはデパート管理業などに出願するように勧めてきた。しかし卸売り・小売り業がサービス業として認められればすべての商品に小売り業、卸売り業と名付けたサービス業の登録が可能になるだろう。

3) サービス業分類方式に機能的要素を加味

現在の産業別分類方式は国民に慣れているという長所があるが、サービス業群の名称が広すぎることで、機能別で分類された国際出願を処理しにくいことなどの問題がある。したがって業種別分類の骨格を維持する一方、国際審査の不便さが最小化するように改善する方針である。

4) 現実に不適合及び不合理な商品税目を整備

新商品の出現が多い健康機能性食品、スポーツ・レジャー用品、ペット用品、電気電子器具などは商品分類をさらに細分化する一方、分離の実効性が減った農産物離乳食、畜産物離乳食、水産物離乳食などは類似群を統合する方案を検討している。その他にも分類に誤謬が頻繁するとか、又は出願人の問い合わせが多い商品などについては、誰も理解ができるように表記方法を改善する方案も検討している。

ハ. 推進日程

2004年にはこのような商品分類体系を開発するための基本計画を定めて推進組を構成しており、また制度が我が国と類似するのみならず包括名称制度を施行する日本特許庁を含めた各国の資料及び電算データを収集して、国内制度としての適用可能性と問題点などを検討した。2005年には具体的な商品分類体系を開発し、また2006年には開発した分類体系を特許庁の電算システムに適用する一方、関連DBを整備する作業が進行される予定である。

第2節 国際傾向を反映した知識財産権制度改善

1. 特許実体法条約議論の動向及び対応方案

機械金属建設審査局 特許審査政策課 化工事務官 ウォン・ホジュン

イ. 特許法統一化論議経過

特許法統一化論議は、1986年アメリカが猶予期間（grace period）の国際的統一を提案することで初めて論議され始めた。その後特許制度全般に論議が拡大して、1990年まで8次にわたった国際専門家会議により、特許法統一化条約基本案が用意されたが、クリントン政府の出帆以後、アメリカが先発明主義の固守立場に回帰することに伴って条約妥結に失敗した。

1995年以後WIPOの主導で統一化に障害になった特許実体に関する事項を除いて特許手続きに関する事項に対して論議を行った結果、去る2000年5月11日から6月2日までスイス・ジュネーブの世界知的財産権機構（WIPO）本部で開催された外交会議で特許法条約（PLT）⁹が締結された。2000年11月にはWIPOの主導で特許実体に関する事項に対して統一化論議が再開され、現在WIPOが作成した特許実体法条約案（SPLT）¹⁰に基づいて特許要件を統一するための国際専門家会議が進行されている。

⁹ Patent Law Treatyの弱者

¹⁰ Substantive Patent Law Treatyの弱者

ロ. 特許実体法条約の主要内容

特許実体法条約とは、同一発明に対する各国の特許要件を一致させるためのことであり、特許対象、新規性、進歩性、先出願主義、新規性議題、先行技術、請求範囲解釈、拒絶及び無効事由などの特許実体に関する事項が含まれており、このうち先出願主義の採用、特許対象の拡大、猶予期間の延長、明細書の開示要件などに関する問題が主要争点になっている。

ハ. 今後の展望

2000年11月アメリカは先発明主義が特許法統一化の最大障害要素であることを認めて、先発明主義放棄の可能性を示唆したことがある。アメリカが先発明主義を守る場合、特許実体法統一化論議が無産されることから、最大国外出願国であると共に、特許実体法統一化の最大受惠国になるアメリカが、先発明主義を最後まで守ることは難しいと見込まれている。

しかし、アメリカはこの論議過程で先発明主義放棄の条件として特許対象の拡大を図ることが予測される。アメリカが先発明主義をあきらめる場合、特許実体法統一化論議が急進展されるのであるから、この際には国際事務局は2003年頃特許実体法条約が締結され、また2005年頃発効されることが見込まれたが、2003年5月に開催された第9次特許法常設委員会（SCP¹¹）でもアメリカは先発明主義放棄に対して立場を表明しないことによって条約の妥結が長期化される可能性もある。

¹¹ Standing Committee on the Law of Patentsの弱者として特許法の世界的統一化のため、WIPOにより1986.6月から設立・運営されている多者協議体

二. 対応方案

特許庁は特許実体法条約の論議過程で我が国の立場を最大限反映して条約発効に先立ち特許法改正及び電算システム補完作業を着実に遂行し、また国際的環境変化に対して国内産業界などが事前に対応できるように2002年3月庁内業務推進部署及び庁外専門家で構成された特許法統一化企画団を発足・運営している。

2. 商標・デザイン審査制度の国際化

イ. 商標制度の国際化

商標デザイン審査局 商標デザイン審査政策課 行政事務官 グ・ヨンミン

特許庁では世界知識財産機構（WIPO）の商標法などの常設委員会（SCT）に参加して商標関連国際規範の統一化論議に緊密に対応している。特に、SCT第8次会議から継続的に論議されている商標法条約（TLT：Trademark Law Treaty）の改正に関連して2004年度にも第12次（4月）、第13次（11月）会議に参加して条約改正案に対する我が国の立場を積極的に開陳した。

特許庁では、商標審査実務に対する関連法令及び審査基準の国際化のために2004年2月に日本特許庁と商標審査官会議を開催して、外国語で構成された商標の審査実務、地理的名称などで構成された商標の審査実務、識別力ない文字と図形で構成された商標の審査などに関して深度のある論議を展開し、また2004年6月に中国商標庁と商標

分野高位級会談を開催して両国間の商標分野高位級会談の定例化、最近の商標制度発展現況、商標法条約改正に対する協力、マドリッドシステムによる審査などに関して緊密に協力していくことを合議した。

また、特許庁では、地理的表示保護制度の導入およびマドリッド国際商標制度の定着などにより商標制度の先進化のために WIPO、ドイツ、スペインなどと緊密な協力活動を展開した。

2004年12月に特許庁では、マドリッド議定書による国際商標制度の国内運営上問題点に対して WIPO 国際商標担当者との協議によって、国内制度改善及び国際規範改正の足場を用意しており、また国内に地理的表示保護制度を導入するための外国事例研究のため、ドイツ及びスペイン特許庁と商標専門家会議を開催して該当国の地理的表示制度の運営現況など、主要争点に対して論議した。

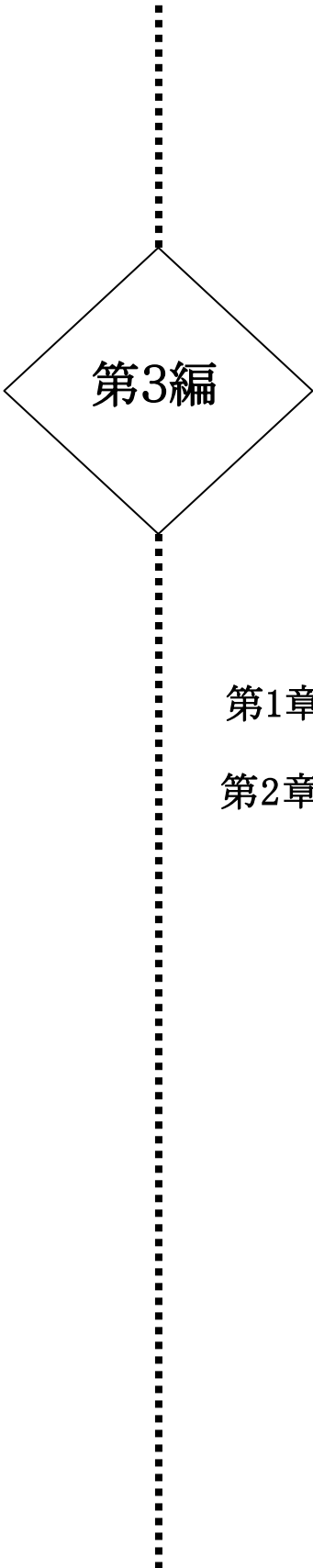
ロ. デザイン制度の国際化

商標デザイン審査局 商標デザイン審査政策課 行政事務官 ジョン・スンチョル

特許庁では世界知的財産権機構（WIPO）が主催した「ヘイグ協定関連デザイン国際会議」（2004.5）に参加して、アメリカ・日本・中国・EUなどの主要国のヘイグ協定加入動向を把握すると共に、ヘイグシステムの幅広い利用を促進することができる方を論議し、同時にデザインの国際的保護を高める方案に対して意見を交換した。

なお、2004年11月には大田で第4次韓・日デザイン審査官会議を開催して、両庁のデザイン登録制度の現況を紹介し、また日本の意匠法及び下位法令の改正動向を聴取し、さらに両庁間のデザイン審査資料DBの交換に合議し、両国のデザイン分類体系の改編背景に対して意見を交換しており、その他デザイン審査実務に係わったCASE STUDYにより審査 Know-how を交換した。

一方、ドイツ特許庁及びスペイン特許庁を訪問（2004.12）して2004年改正のドイツデザイン法の主要内容（模倣禁止権から排他的独占権へのデザイン権の效力変更など）及びEU主要国としては初めて新ヘイグ協定に加入したスペイン特許庁の経験を聴取した。



第3編

未来指向的特許行政情報 システムの開発・運営

第1章 特許行政情報システムの高度化

第2章 特許情報提供サービス強化及び活
用促進

第1章 特許行政情報システムの高度化

第1節 未来型特許行政情報システム開発推進

1. 次世代特許ネット「KIPOnet II」の構築推進

情報企画官室 情報開発担当官室 電算事務官 シン・ヨンジュ

イ. 推進経過

特許法条約（PLT）妥結など知識財産権規範の統一化論議に伴う知識財産法・制度環境の急激な変化に対応し、また多様化・高級化の傾向にある特許顧客のサービス期待水準を積極受け入れるため、特許庁では2002年4月から11月まで約8ヶ月の間、対内外専門家グループを構成して次世代特許ネット（KIPOnetII）を開発するための情報化戦略計画を樹立した。

2002年に樹立された同計画は2003年から2005年まで3ヶ年にわたり、段階的に特許行政情報サービスの水準を進歩進んだレベルまで格上げさせるため、24時間電子民願サービス支援、在宅審査支援、オンライン国際出願サービス支援などの10大重点推進課題を発掘した。

ロ. 2003年度推進事項

2003 年には従来特許ネットシステム全般に対する統合分析を遂行した。同統合分析において約 740 個余りの使用者要求事項を分析して 1、800 個余りの業務プロセスに対する詳細分析を実施して 52 個の主要改善課題を定義した。これによって特許文書標準を従来の SGML (Standard Generalized Markup Language) から XML (eXtensible Markup Language) に変更するためのシステム設計が行われており、出願網と特許網の統合などの特許ネットシステムの核心基盤技術の再説係を推進した。

また、特許顧客の要求事項のうち急に改善すべき課題を選別して開発を推進・完了している。2003 年の推進により開発完了した事項は下表のとおりである。

＜表 III-1-1＞ 2003 年に推進完了した開発事項

推進分野	推進内容
事前登録手続	<ul style="list-style-type: none"> ・出願人コード付与申請及び電子文書利用申告を単一申請ができるようにオンライン事前登録手続を簡素化 ・利用者の人的情報などをホームページを通じてオンライン変更ができるように支援
手数料 管理体系	<ul style="list-style-type: none"> ・過誤納手数料をオンラインで簡単に返還できるように改善 ・手数料の収納情報を詳細に管理できるように改善
電子出願 ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> ・電子出願ソフトウェアの自動アップグレードを支援 ・メールを通じた通知書受信を支援
序列目録の 提出方式	<ul style="list-style-type: none"> ・序列目録の提出方式を記載方式から添付方式に改善 ・大容量序列目録の提出規定の作成及び提出手続の改善
利用者 コンピューティン グ環境	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者 PC の性能改善のための事務処理システムを改善
PCT	<ul style="list-style-type: none"> ・出願人が電子文書形態の PCT 出願書を CD に収録し提出できるようにして、書面出願に比べ 1 件当たり 25 万ウォンの手数料を減免されるように支援 ・指定概念の廃止及び見解書作成制度の変更による関連プログラムを改善
基盤資源の 高性能化	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバ統合を通じた基盤資源の高性能化作業による応用システムの変更

ハ. 2004 年度推進事項

2003 年に推進された特許ネットシステム全般に対する分析及び設計作業に基づいて、2004 年には電子民願システムの開発を中心に改善を推進した。新しい特許文書標準である XML 文書を受け入れるため、民願人配布用及び書面書類電子化のための電子出願ソフトウェアを再開発・完了しており、電子民願書式を従来の約 500 種類から約 250 種類に簡素化している。

2004 年の推進により開発完了した事項は下表のとおりである。

<表 III-1-2> 2004 年に推進完了した開発事項

推進分野	推進内容
電子民願サービス分野	<ul style="list-style-type: none"> ・24 時間電子民願サービス提供のために出願網及び特許網の統合、翌日配置処理プログラムのオンライン・実時間処理体系の構築などの基盤システムの改善を推進 ・庁内外書面書類基盤の PCT 手続を電子文書基盤のオンライン処理体系に改善 ・WIPO と PCT 優先権書類の電子的交換システムの構築 ・電子出願ソフトウェアの自動アップグレードなどの電子出願ソフトウェアを改善 ・電子出願時に提出書類手続の前の誤謬検証サービスを支援（出願書類、PCT 書類） ・二次元バーコードを利用し、書面書類の手続時間の短縮及び電子化工程の効率性を高める
事務処理システム分野	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅審査支援のための青銅整備及び IT 基盤の構築 ・庁内の迅速・正確な業務処理の支援のための大容量データ管理システムの構築 ・庁内の迅速・正確な審査・審判業務の支援のための決済システムの改善

二. 今後の推進計画

2005 年には特許ネット II 開発事業を仕上げる段階として、在宅審査の正式開通などにより庁内審査・登録・審判業務の効率性向上をし、また 24 時間電子民願サービス支援及び審査情報などの特許情報の公開範囲を拡大して電子民願サービス利用に伴う民願人の便宜を極大化する計画である。

2. 知能型検索システム開発推進

情報企画官室 情報開発担当官室 機械事務官 金ムキョン

当庁が遂行している業務のうち本然の業務で核心的な業務として審査と審判業務がある。このような業務は、電算化された審査・審判システム及び検索システムを活用して業務処理をしているが、審査・審判処理物量の増大及び加速化されている情報化によって、迅速かつ正確に審査・審判業務を支援するための未来指向的な知能型検索システムの開発必要性が提起された。

コンピューターによる自動検索及び、利用者中心の高效率検索機能提供などの検索便宜性を極大化させた知能型検索システム開発は、2003 年から 2005 年まで 3 ヶ年にわたり、段階的に推進計画を樹立しており、また去る 2 年間の開発事業により今年(2005 年)には知能型検索システムの構築を完了する時点に至った。

イ. 知能型情報検索機能開発

2003 年度には検索質疑語を自動で生成して審査官が願う検索結果を類似度別に区分・提供する知能型類似商品検索システムを構築しており、この技術の特許・実用新案分野へ適用するシステムである自動文書比較システムは「2004 年には分析/設計段階を経ており、2005 年に構築・完了を目標として進行している。

ロ. 高効率インターフェース構築

デザイン・商標検索結果を項目別にグループ化し、また使用者が願う検索結果を速かに見られるように提供しており、特に、デザインの紙屏風の審査環境を二台の LCD モニターにより審査及び検索することができる環境に改善した二重モニター体系の電子屏風システムを構築して、デザイン審査官の多くの呼応及び関心を引いたこともある。

また、特実分野には図面の一括表示などの一画面に多数の先行特許文献を同時に照会することができる機能と、各国特許分類間のマッピング情報を支援する機能を追加して、審査官がイメージ検索業務を遂行するにおける効率性を高めるシステム的な支援をしている。

ハ. 他のシステムとの連携強化

デザイン・商標検索結果の引用対象項目及び参証図面を通知書に自動で入力する機能を構築しており、またデザイン審査図面内に審査意見をメモしてメモが作成された図面が通知書に自動的に添付されるなど、検索システムから検索された結果を、審査事務処理システムとの連携を強化させて審査処理の動線短縮に寄与した。

3 次年度事業は自動文書比較システムの構築・完了を含めて特実検索システムインターフェースの全面的な改編、デザイン検索システムの応用構造改善など、知能型検索システムを仕上げるための開発計画が含まれており、したがってシステムの開発者及び使用者はより高い完成度の検索システムを成功的に構築するためにシステム開発に一層邁進している。

3. 国際特許電子出願システムの構築推進

情報企画官室 情報開発担当官室 機械事務官 崔イルスン

WIPO で PCT 電子出願に関する標準を制定（2002. 1）することで、国際特許電子出願システムを構築することができる与件が造成された。これによって特許庁では、2002 年次世代特許ネットを開発するための情報化戦略計画を樹立する際に、国際特許電子出願システム構築方案に対する履行計画を樹立して 2003 年から 2004 年まで開発を進行した。主要開発内容としては、PCT 国際出願書を含んだ PCT 民願書類のオンライン出願支援、書面受付文書の電子化によるペーパーレス審査環境構築、電子文書を利用した韓・WIPO オンライン文書交換の施行などがある。

イ. 国際特許出願書などの電子出願支援

PCT 国際出願書を含んだ 64 種類の民願書類に対するオンライン出願システム構築を完成した。特許庁では、オンラインサービスに先立ち 2004 年 1 月からは国内出願人の電子出願による手数料減免恩恵（電子出願の場合 300 スイスフラン減免、約 285 千ウ

オン)を提供するため、国際出願書に対する電子媒体(CD-R)出願書サービスを先施行した。PCT国際出願ではWIPOで開発して全世界に普及するPCT-SAFEにより作成できるようにしており、明細書などは従来の国内用明細書作成機(K-EDITOR)に基づいたPCT明細書作成機を利用して作成できるように開発した。PCT国際出願書を除外した他の書類などは国内用書式作成機(KEAPS)で作成することができる。

2004年を通して電子出願されたPCT出願件は全体PCT出願件の56%である1,995件に達しており、これによる民願人の手数料減免額は569百万ウォンに達している。

ロ. ペーパーレス審査環境構築

国際特許出願に関連する書類の電子包袋生成及び流通、方式審査の効率化のための電算方式及び通知書作成と電子決裁などの内部事務処理業務を電算化することで、業務担当者及び審査官の便利な業務処理ができるように支援することになった。

ハ. 韓・WIPO オンライン文書交換施行

特許庁は全世界特許庁のうち初めて2004年9月から優先権証明書類に対するオンライン文書交換を開始した。WIPOは急激に増加する国際特許関連文書を効率的に処理するための情報化プロジェクトを数年間進行した結果、2004年4月に各国特許庁とオンラインで文書を交換することができるシステムを構築したが、情報化力量が最も優れている韓国特許庁を初交換対象に定めて8月までテストを遂行した以降9月から公式的にオンライン文書交換を施行した。

特許庁は優先権証明書類の成功的オンライン経験に基づいて 2005 年からは国際出願書、国際公開用翻訳文などにしてオンラインで送付する予定であり、WIPO から CD/DVD で送付を受けた公開パンフレットなどもオンラインで送付を受ける予定である。

4. 中央行政機関による情報化水準評価最優秀行政機関に選定

情報企画官室 情報企画担当官室 化工事務官 金ビョンピル

特許庁は中央行政機関の客観的情報化水準を把握するための「2004 年度中央行政機関情報化水準評価」で 44 評価対象機関のうち 1 位（94.4 点）を占めた。

情報化推進委員会（委員長：国務総理）では 2004 年 10 月から 44 中央行政機関を対象に △情報化基盤力量 △知識情報資源管理力量 △組職革新力量 △組職構成員力量 △対国民サービス力量などの 5 分野に対して情報化水準評価作業を実施した。

特許庁は評価対象機関のうち唯一にすべての評価分野で最優秀等級である A 等級を獲得して、情報化基盤力量および組職構成員力量は全部処のうち最高水準であるとしている。

特に、状況変化を勘案した毎年 3 ヶ年間の連動計画樹立、特許ネットシステム構築による年間 3,080 億ウォンの費用節減、常時革新提案システムによる多様な組職革新事例などから優秀な評価を受けている。

特許庁は 2002 年にも情報化水準評価で 1 位になっており、2003 年に 2 位、今回再び 1 位になったことで、特許庁の情報化水準が政府部処内で最高であることをもう一度立証した。

このように特許庁の情報化が最高水準に至ったことは、IT 技術の急激な発展による環境変化と顧客の要求水準をあらかじめ予測して適切に対応してきたからである。

特許庁では、今後世界最高水準の知識財産情報インフラを構築することで、特許庁の情報化システムが世界知識財産権分野の標準モデルになるように、さらに努力する計画である。

第2節 特許ネットシステムの安定的・効率的運営

1. 特許ネットシステムの委託運営

情報企画官室 情報開発担当官室 電算事務官 ハ・テジン

特許ネットシステムの運営を民間 IT 専門メーカーに委託したのは、専門民間メーカーの情報技術ノウハウを活用して運営の効率性を図り、また最新情報技術を適時に反映して庁内・外使用者の要求に迅速に応じることで、業務処理の効率と顧客満足度の向上を図ることにある。民間委託運営は 1998 年 12 月に企画予算府方針に従い、

公共機関としては最初に当庁が 1999 年 1 月に特許ネット開通と同時に始めた。委託方法は応用 S/W 部門と H/W 部門に分離して委託をしており、委託メーカーとしては、応用 S/W 部門は特許ネット開発メーカーである LG-CNS が、H/W 部門は電算装備供給メーカーである韓国 HP が担当となっている。

委託対象業務としては、出願、登録、審査、審判などの事務処理システムと、検索システム・知識管理システム・電子文書システム・ホームページ・データ管理などの 43 応用システムの運営及び維持補修と、サーバー・DB・ネットワーク・電算センター・保安官制などの基盤技術運営などがあり、詳しい内容については応用 S/W 部門と H/W 部門に分けて説明する。

＜表 Ⅲ-1-3＞ 年度別の投入人員及び契約現状

(単位：百万ウォン)

区分	年度	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
	投入人員	S/W	54.8名	54.5名	60名	69名	69.8名	68名
H/W		23.4名	25名	28名	19名	19名	19名	28名
合計		78.2名	79.5名	88名	88名	88.8名	87名	95名
契約金額	S/W	3,100	3,420	3,669	3,849	4,340	4,240	4,572
	H/W	1,240	1,450	1,565	1,052	1,160	1,172	1,645
	合計	4,340	4,870	5,234	4,901	5,500	5,412	6,217

イ. 応用 S/W 部門

1999年に委託業務を始める当時、特許庁応用ソフトウェアのシステム数は22であり、委託人材は55人であった。しかし、すべての特許行政業務の電算化のために毎年開発される応用システムを次期年度に運営メーカーであるLG-CNSが委託を受けて運営することで、委託するシステム数が増加しており、2005年8月現在67人の技術人材が投入されて運営している。

2002年には出願から登録、審判などすべての産業財産権民願の100%オンライン化が完成した。2003年にはオンライン諸証明請求/交付システム開通及びマドリッド議定書関連システムの構築完了とともに知能型検索システム1次年度開発事業が完了して、特許ネットシステムが一層安定的に運営されている。特に、2003年には国際知識財産権の法・制度環境変化に能動的に対応して、多様で高級化された顧客の情報要求を積極的に受け入れると共に、最新情報技術(標準)を適用してシステムの最適化・軽量化を果たすためのISP作業を遂行して次世代特許ネット開発の基本計画を完成し

た。これによって 2004 年から次世代特許ネット開発事業が着手され、2005 年 1 月に 1 段階事業として、特許ネット内部のプロセス効率化作業が完了しており、現在は特許ネット利用者便宜増進のための 2 段階事業が 2005 年 11 月に完了を目標にして推進されている。

ロ. H/W 部門

特許ネットシステム委託運営 H/W 部門は、従来のハードウェア電算資源を効果的に運営・維持し、また特許ネット II 新規システムの開発及び適用に伴う運營業務を早期に安定化させることで、U-特許庁具現に一助している。主要業務としては、大きく電算機、ネットワーク及び電算センター運営に分けられ、2004 年の H/W 部門の運営規模は電算機 63 台、ディスク 77.8TB、ネットワーク装備 319 台となっており、これは政府機関でも大規模システムに該当する。

大規模 H/W 電算資源に対する過去 6 年間余りの運営経験に基づいて、システム管理手続書、システム運営手続書、障害処理手続書などを、当庁実情に適合に用意しており、これをシステム管理業務に反映してシステム管理業務の水準を持続的に改善・向上させている。その結果、2004 年度当庁の「特許ネットシステムの開発、運営及び付加サービス」に対する ISO9001 再認証審査で民間 IT メーカーよりも優れたシステム管理業務水準を確保しているという評価を受けている。

2. 特許ネットシステムの安定的・效率的運営

情報企画官室 情報管理担当官室 電算事務官 金ヒヨンス

1999.1月に特許ネットシステムが開通した以後、持続的にサービスを拡充してシステムの量的な増加と使用者の多様な要求事項を充足させて、ひいてはシステムの安全性と効率性を向上する同時にシステム基盤環境の高度化を持続的に推進した。

2004年度の特許ネットシステムの稼働率は99.98%（目標値：99.90%以上）、オンライン稼働率は99.98%（目標値：99.60%以上）、オンライン3秒内の回答時間は98.78%（目標値：98%以上）として全部が目標値を上回して、このような安定的な運営はシステム用量管理、構成管理、変更管理、バックアップ管理、障害管理などの基本業務のみならず、運営の効率性と性能向上のための次の業務を遂行することで達成することができた。

＜表 III-1-4＞ システム運営の達成レベル

項目	'04年目標値	'04年達成レベル
システム稼働率	99.9%以上	99.98%
オンライン稼働率	99.6%以上	99.98%
オンライン応答時間	3秒内98%以上	3秒内98.78%

第一、老朽化されたサーバーを高性能サーバーに統合交替し、また従来のサーバーを再配置して稼働率を進める一方、サービス追加に備えてサーバーの拡張性を確保し、管理対象を縮小することで業務の効率性を増進させており、また特許データ増加に伴

って増えたバックアップ量を円滑に処理することができるバックアップシステムの高
度化及びバックアップ環境改善により全体バックアップ時間を短縮している。

第二、特許ネットシステム内の業務プロセス最適化を管理するためのワークフロー
(workflow)、統合ミドルウェア、イメージ統合管理システム、電子出願作成用プロ
グラム、バックアップソフトウェアなど、常用ソフトウェアに対するアップグレード
及び新規開発システムに対する常用ミドルウェアの適用によりシステム性能を向上さ
せ、また利用者回答時間を改善するために持続的なプログラムチューニングを遂行し
て安定的な回答時間を提供している。

第三、危機管理能力増進の一環として、委託運営メーカーのストライキに備え非常
模擬訓練を実施しており、また「障害管理シナリオ」を持続的に修正・補完してハー
ドウェア、ネットワーク及びソフトウェアの各種発生障害に対する類型別対処方案を
効率的に作成・運営することで、障害発生の際に迅速な復旧ができるようにしている。

第四、24 時間保安を強化するための統合認証システム及び統合保安官制システムを
構築することで、利用者認証による接近及び権限管理が可能になっており、外部の脆
弱点に露出可能な電算装備に対するリアルタイム・モニタリングにより事前予防及び
保安の脆弱点を改善している。

第五、電算センターに災害または障害が発生した際に迅速な対応体系を確保するた
め、ソウル事務所電算室に災難復旧センターを構築し、大田の本庁とソウルセンタ
ー間にリアルタイム・データバックアップのためのデータ送信用高速ネットワークを設
置して、災難復旧システム構築事業のための基盤環境を造成した。

3. 電算装備増設及び常用 S/W の持続的なアップグレード

情報企画官室 情報管理担当官室 電算事務官 金ヒヨンス

持続的な知識財産権の出願増加に伴う電算資源増設は勿論、2005 年に開通予定である特許ネット II システムのため、電算基盤拡充の必要性が発生した。情報システム使用量の増加に伴う従来電算資源の増設と 24 時間 365 日の無中断サービス、統合 DB 構築、特許網・出願網の統合、保安官制センター基盤を設けるためにコンピュータ 1 台、ディスク 20TB、ネットワーク及び保安装備 45 台及び常用 S/W15 種などを導入しており、また災難発生の際にサービス連続性を保障するためにコンピュータ 1 台、ディスク 2TB、ネットワーク及び保安装備 18 台及び常用 S/W10 種などを導入している。

これによって、オンライン・データバックアップなどの 24 時間 365 日の無中断サービスのための基盤が設けられており、二重防火壁の構成及び外部侵入遮断システムの拡充により網統合による保安の脆弱性を除去し、また保安官制センターでの 24 時間保安モニタリングにより情報保安性及び安全性を強化した。

特に、有事時に備えて災難復旧センターを別に構築することによってデータの遺失防止はもちろん、非常時にも最短時間以内のオンライン出願及び受付システムを正常に稼動することができるようになり、特許ネットシステムの信頼性が確保された。

＜表 III-1-5＞ 主要電算設備現状

区 分	数量 (台)	用 途
Unix 設備	32	○ 電子出願、検索サービス、統合保安、ホームページ、 転換センターなど
NT 設備	31	○ コールセンター、プリンターサーバ、管理サーバなど
ディスク設備	13	○ 電子出願、特・実検索、災難復旧用データなど
その他設備	340	○ ネットワーク、バックアップ設備、Jukebox

4. 特許ネットシステム利用者支援チームの運営

情報企画官室情報管理担当官室電算事務官 ハン・サンヨン

特許庁では、特許行政電算化 7 ヶ年計画（1992～1998）に応じてオンライン電子出願体系の構築及び特許技術情報の普及のための特許ネットシステムを 1999 年に開通するようになり、『国民誰も奥座敷で』特許・実用新案、意匠、商標出願はもちろん、各種民願業務を双方向オンラインで便利に処理することができるようになり、対国民サービスの新しい場が設けられており、以後特許ネットシステムの安定化と庁内・外使用者の便宜のため、システムの安定的運営環境造成と持続的な性能改善を行っており、2000 年から国内・外先行技術に対する検索体制構築により審査・審判期間の短縮はもちろん、審判、登録、サイバー民願統合システムが展開されることで、特許行政効率性が極大化されて電子政府構築に先導的な役割を遂行し、また民願サービス向上に万全を期した。

特許ネットシステムを利用する使用者は、庁内 1、394 人、庁外 725、700 人（出願人コード申請者受付基準）であり、特許ネットシステム使用者に対する安定的な電算環境を提供し、また使用者要求（不便さ、問い合わせ事項など）をより迅速・正確に支援するために特許ネットシステム使用者支援チームが運営されている。

特許ネットシステム使用者支援チームは電算装備（PC/プリンターなど）障害発生の際に直接現場に投入されて迅速な障害措置で業務空白を最小化させることで使用者の不便さを解消する『現場支援チーム』と、特許ネットシステムに対する基盤運営の安定化と持続的な性能改善により庁内・外の使用者の便宜性を提供する『システム運営（S/W）チーム』で構成されている。

『現場支援チーム』では、庁内の審査・審判業務などに私用している電算装備（PC/プリンター）障害発生の際に迅速に措置して効率的な業務処理を支援しているが、2004 年の障害受付措置件数は 21、740 件で特許ネットシステムの安定化が進むに伴って前年度対比 13%減少しており、『システム運営（S/W）チーム』では、庁内・外の使用者に中断のないサービスを提供するため、システム稼動状態のモニタリング、電子出願などの主要システム障害に備えた二重化構成、持続的な機能・性能改善による安全性の確保及び、使用者不便さの解消による高品質サービス提供で対国民サービスを拡大実施している。

<表 III-1-6> 年度別業務支援現状

(単位：件)

主 要 業 務	2002 年	2003 年	2004 年	備考
現場支援チームの障害手続及び処理件数	18,871	24,918	21,740	
ソフトウェア機能及び制の改善件数	2,165	1,828	1,912	

一層発展した特許ネットシステムを使用者に提供するための特許ネット II システムが開通（2005 年）されれば、24 時間電子民願サービス支援、在宅審査システム、オンライン PCT システム、特許情報公開システム構築により一層強化された使用者志向型特許サービスが提供されると確信している。

特許ネットシステム使用者支援チームは、使用者の意見を定期的に収斂・改善し、また要求事項及び障害類型をデータベースで構築して、使用者が便利で効率的に特許ネットシステムを利用することができるように対処している。

5. 特許ネットサービス水準の向上

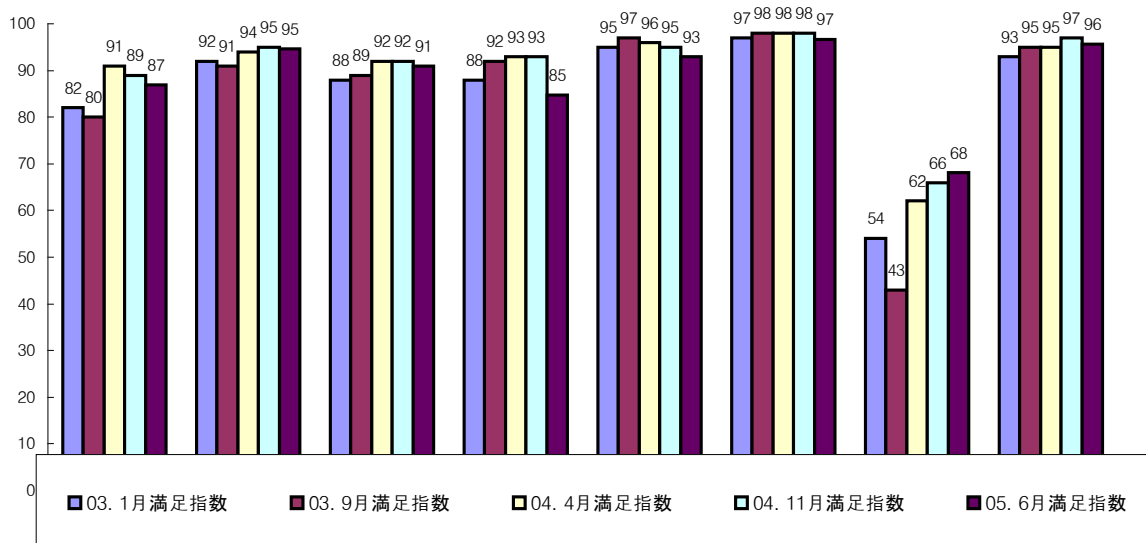
情報企画官室 情報開発担当官室 電算事務官 ハ・テジン

当庁は 1999 年 1 月特許ネットシステムを全面開通した以来、特許ネット使用者の多様な要求事項を迅速に反映して、特許ネットを使用した特許行政業務の迅速性、正確性及び便宜性を持続的に改善するなど、特許ネットサービス水準を向上するための多くの努力を傾けている。特に、2001 年 11 月に「特許ネットシステムの開発・運営及び付加サービス」に対する ISO9001 認証獲得を契機に 2002 年から年間 2 回の定期的な特許ネット顧客満足度を調査して、特許ネット使用者の満足程度及び要求事項を把握してこれを特許ネット改善に反映する主要指標として活用している。

なお 2005 年以後は運営委託契約を、従来の随意契約形態から交渉による競争契約方式に変更して他情報システム運営専門メーカーの参加機会を拡大しており、また運営委託契約内容に特許ネットの運営品質確保方案を提示するように明示し、2005.2 月 25

日に運営委託メーカーと特許庁間の顧客要求に対する納期遵守率、処理率、システム稼働率などの基準を設定してSLA（Service Level Agreement）協約を締結した。

<図 III-1-1> 年度別利用者満足度調査結果



オンライン 応答迅速 性	システ ムの便 利性	利用者 指向性	業務差 支度	CSR処理 の迅速 性	CSR処理 の満足 度	PC作動 の停止 回数	職員の 問題解 決意志
--------------------	------------------	------------	-----------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

6. 特許ネット情報保護体系の整備

情報企画官室 情報管理担当官室 電算事務官 ムン・ギファン

知識財産管理の成敗は徹底的な保安にかかっている。特許庁は特許情報の急増、次世代特許ネットシステムを構築するためのネットワーク統合、在宅勤務・遠隔勤務な

どの多様な保安環境変化などに徹底的に備えるために情報保護体系全般を強化している。

第一、保安水準を画期的に向上するために統合認証権限管理システム（EAM）及び統合保安管制システム（ESM）を構築している。これにより事務処理システムの利用者に対する統合認証及び体系的な権限管理が可能になっており、また各種保安装備及びサーバー・ネットワーク装備に対する統合モニタリング及び保安管理機能が強化されている。

第二、一般利用者、システム管理者、保安担当者などの多様な職員を対象に、周期的な保安教育の実施及び分期的情報通信保安の監査により、職員たちの情報保護マインドを向上しており、またサイバーテロ対応訓練、災難事態備え訓練、ストライキ備え訓練などにより非常事態に対する内部対応力量を強化している。

第三、最新技術及び管理方法を適用した体系化された情報保護の政策・指針・手続を樹立・施行しており、また国家情報院との協議により情報保護システムに対する保安性検討を実施し、外部保安専門機関による模擬ハッキングを遂行するなど、専門機関の保安診断を強化している。

第四、次世代特許ネットシステムの開通に備えて新規保安装備を大幅に拡充している。外部からの侵入試図を遮断するための侵入遮断システム 8 台、出願網及び災難復旧センターの有害トラフィックを探知するための侵入探知システム 2 台、PKI 基盤の統合認証システムなどを導入して全般的な保安体系を強化している。

＜表 III-1-7＞ 主要保安システム保有現状

主要保安システム	保有台数
進入遮断システム	12 台
進入探知システム	4 台
利用者認証システム	1 台
電子出願電子署名システム	1 台
脆弱点の点検道具	1 台
個人 PC 用ウィルス防疫システム	1500 copy

7. 知識管理システムの運営活性化

情報企画官室 情報開発担当官室 行政事務官 パク・ヨンウ

全庁的な知識経営推進活動の一環として去る 2001 年 9 月に知識管理システムの導入以後、適応期を乗り越え、着実な制度改善及び機能整備により 2004 年には業務中心の知識活動が活性化している。

すなわち、個人の知識を組織の知識に還元するための誘引策として、知識活動成果褒賞金支給によるインセンティブ提供及び制度の適切な裏付けがもたらした結果であると言える。

2004 年を通して総 4 回にわたり、合計 210 人余りの知識活動優秀者に対する褒賞が行われた。

2004年に知識管理システムに登録された知識は合計1,694件（月平均141件余りが登録）、知識登録、評価、質問及び答弁、照会、関連知識連結などの各種知識活動は391,417件（月平均32,618件）に達しているなど、高い実績を記録している。

知識管理システムの活発な運営は、知識活動の活性化と軌道を一緒にして特許庁内部の知識重視の組織文化及び知識共有体系を構築する成果にまで繋がった。

すなわち、庁内の効率的なコミュニケーションチャンネルが用意されると共に、水曜アカデミー、新技術動向調査会、特許実務研究会などの多様な学習組織の活動がより一層内実を固め、また研究結果物に対する対国民サービスの質も大幅に向上するという成果を上げている。

なお、知識管理システム導入趣旨に合うように民間部門に対する知識普及も活発に推進された。KMS登録知識のうち、対外公開が困難な一部知識を除き、良質の特許知識を特許庁ホームページ政策資料室コーナーを通して一般国民に提供することで、一般国民の知識財産権マインド向上に寄与している。

このような各分野の成果に基づいて発展的な知識管理システムのあり方に対する論議が着実に行われている。

第2章 特許情報提供サービス強化及び活用促進

第1節 特許技術情報のDB拡大及び品質管理

1. 検索DBの持続的拡充

情報企画官室 情報管理担当官室 技術書記官 ノ・ソクヒョン

イ. 概要

特許庁では、国内・外特許技術情報に対する先行技術資料の迅速・正確な検索ができるように1999年から知識財産権検索DBを構築・運営しており、また特許技術情報交換政策によって21ヶ国、4ヶ機関から合計85種の特許技術情報を入手して、このうちWIPO、EPO、アメリカ、日本などの主要特許技術先進国に対する特許技術情報を検索DBに持続的に搭載している。

2004年12月現在、検索DBに搭載された特許技術情報は約11,373万件に達して、前年対比1,173万件の増加傾向を見せている。

なお、2005年には中国、台湾、カナダ、オーストラリアなどの特許技術情報を追加搭載する予定であり、特に従来に有償で入手されたEPOのIFD、FPD、ECLAに対して無償交換を推進する予定である。

ロ. 検索 DB の構築現況

＜表 III-2-1＞ 特・実検索 DB 構築現況

(単位：一千件)

入手機関	資料の種類	収録年度	資料形態	件数
国内	書誌	' 47 ~	Text	1,807
	抄録	' 47 ~	Text	1,805
	公開イメージ	' 83 ~ ' 98	Image	786
	公開 SGML	' 83 ~	SGML	1,169
	公告イメージ	' 47 ~ ' 98	Image	274
	公告 SGML	' 79 ~	SGML	822
	全文イメージ(拒絶決定)	' 47 ~ ' 98	Image	651
	KPA(韓国特許英文抄録)	' 79 ~	SGML	526
日本	書誌	' 75 ~ ' 98	Text	9,539
	特実公開公報	' 75 ~ ' 92	Image	10,080
		' 93 ~ ' 03	SGML	4,245
		' 04 ~	XML	270
	特許抄録	' 75 ~ ' 96	Image	5,394
	PAJ	' 76 ~	SGML	6,788
ヨーロッパ	IFD	' 74 ~	Text	37,421
	FPD	' 74 ~	SGML	5,086
	ESPACE-A	' 78 ~	SGML/Image	1,976
	ESPACE-B	' 90 ~	SGML/Image	885
	ESPACE-W	' 78 ~ ' 02	SGML/Image	801
米国	特許公告イメージ	' 75 ~	Image	3,629
	特許公告テキスト	' 76 ~	Text	3,023
	特許公開イメージ	' 01 ~	Image	633
	特許公開テキスト	' 01 ~	Text	618
WIPO	Impact Rule 87	' 02 ~	XML/Image	333
計		98,561		

＜表 III-2-2＞ デザイン検索 DB 構築現状

(単位：一千件)

入手機関	資料の種類	収録年度	資料形態	件数
国内	先出願	' 60～' 98	Text/Image	2,272
	先出願全文イメージ	' 60～' 98	Image	187
	国内公報	' 66～	Text/Image	2,918
	国内公報全文イメージ	' 66～' 98	Image	238
	拒絶包帯全文イメージ	' 92～' 98	Image	36
	カタログ	' 80～	Text/Image	4,675
	画像デザイン	' 03～	Text/Image	106
日本		' 97～	SGML/Image	1,474
WIPO		' 99～	Text/Image	164
計		12,070		

＜表 III-2-3＞ 商標検索 DB 構築現状

(単位：一千件)

入手機関	資料の種類	収録年度	資料形態	件数
国内	書誌	' 50 ～	Text	1,590
	見本イメージ	' 50 ～	Image	1,358
	拒絶包帯全文イメージ	' 89 ～' 98	Image	151
計		3,099		

2. 特許文書電子化センター運営

情報企画官室 情報管理担当官室 行政事務官 オム・イルサン

イ. 概要

特許ネットシステムはすべての業務処理が、紙がないペーパーレス (paperless) システムに具現されている。これによって特許文書電子化センター (以下、電子化センター) は特許庁に受付されるオンライン出願を除いたすべての書面または郵便書類を電子化しようとする目的で、2001年1月に特許庁ソウル事務所に設立された。

特許庁は特許法によって特許文書電子化機関に指定された電子化センターを、(財)韓国特許情報院に委託・運営している。電子化センターの業務範囲としては、電子化対象書類の電子化、出願人確認用DMの発送¹²、公報CD発刊及び配布¹³、データ品質保証業務及び、特許文書総合システム運営及び、関連 S/W・H/W管理等の電子化関連業務全般を挙げられる。

ロ. 運営成果

2004年電子化センターの電子化対象書類は2003年の469種と同じであるが、電子化処理量は2003年に引き続き2004年にも電子出願率¹⁴が増加して、2003年420千件から364千件で56千件が減って前年対比13.3%減少した。しかし、電子化センター

¹² 出願人に書面出願書と最終電子化されたデータとの整合性の確認を受けるために出願人に電子化データを郵便で発送する業務

¹³ 韓国公開公報及び登録公報のデータが盛られた公報CDを国内の国会図書館などと世界各国の特許庁及び図書館等で発送する業務

¹⁴ 1999(73.6%)、2000(79.2%)、2001(81.5%)、2002(83.6%)、2003(86.5%)、2004(89.0%)※知識財産主要統計(2005年2月)を参照

は電子化データの品質強化にその力量を集中した結果、2004年11月にISO9001認証を獲得しており、電子化誤謬率も0.14%として前年対比0.08%低くなった。一方、新規PCT書類の電子化業務及び二次元バーコード技術を適用するため、電子化工程の改善及び新規技術の開発により2005年度施行準備に万全を期した。

＜表 III-2-4＞ 特許文書電子化センターの書面書類の電子化実績

(単位：件)

計	出願書					中間書類				審判書類	異議申請	登録書類	国際商標	公報書類
	小計	特許	実用	デザイン	商標	小計	補正	意見	その他					
364,202	35,854	5,531	6,639	6,177	17,507	166,442	18,256	28,582	119,604	13,863	6,417	131,985	2,260	7,381

3. データ管理センター運営

情報企画官室 情報管理担当官室 技術書記官 ノ・ソクヒョン

イ. 推進経過

1999年1月から本格稼動した特許ネットシステムが次第に安定化するに伴い、特許庁データ政策の方向はデータの量的拡充からデータの正確性確保による質的高度化に転換されている。

特許庁は従来の庁内各部署で推進した電子化事業を一体化されたデータ管理組織により一貫して過去と現在のデータを生産、整備、分析して電子化過程で発生したデー

データ誤謬を治癒し、また今後発生するデータ誤謬を予防するため、2002.5月データ管理専担組織である『データ管理センター』を出帆させた。

ロ. 運営成果

データ管理センターでは、既に関連されたデータ管理システムを適用して2002.1～4月に示範運営をしており、これに基づいてデータ生成から分析までの工程、日程、人材別運営計画をテストして実際運営の試行錯誤を最小化している。同センターは、特許情報専門機関である（財）韓国特許情報院に委託・運営することで、特許情報専門機関によるデータの品質向上はもちろん、データ事業に対する効率的な管理と予算削減部門にも寄与をするようになった。

出帆初年度である2002年を通してデータ管理センターでは46人の人材を投入して、データ生成工程で62千件のデザインカタログ及び書面包袋などの過去分書面資料を電子化しており、またデータ整備分野である検証工程では特許庁検索及び特許ネットDBの誤謬及び85千件の脱落データを整備しており、データ分析工程では過去及び現在の誤謬データを相互比較、分析・治癒した後データ標準を確立することで、今後の発生可能性があるデータの誤謬類型を事前予防した。

なお、同センターでは、データ生成、検証、分析業務と合わせて、各工程をプロセス別で分析・調整して効率的に管理することで、データの品質を向上するために努力した。また文字商標の円滑な検索のために2003年からブランド入力をデータ生成工程に追加して運営している。2004年からは過去分文字商標ブランドの検証と、外国書面デザイン公報の電子化を合わせて推進している。特許庁では、今後にも『データ管理

センター』により民願人はもちろん、審査・審判官が業務に積極活用することができる良質のデータを蹉跎なしに提供する計画である。

＜表 III-2-5＞ データ管理センターの処理現状

(単位：件)

区分	生成						検証			データ分析
	デザイン カタログ	完結包 帯	登録 MOD 変換	登録 MOD 索引	文字 商標 (新)	外国 書面デザイン公報	検索	特許ネット 比較	文字 商標 (カ)	
실적	638,831	164,947	1,157,118	203,581	274,558	198,496	309,386	475,473	235,213	2,631,650

※ '02.5月～'04.12月累計

4. 韓国特許英文抄録発刊及び普及

情報企画官室 情報管理担当官室 司書事務官 金チャンス

イ. 概要

特許庁では、国内で出願された特許技術を海外に伝播することで我が企業の権益を保護し、また国家間の特許技術情報相互交流による多出願国家としての位相を向上するために韓国特許英文抄録（KPA）¹⁵をCD-ROMで製作して発刊している。英文抄録は、特許公報に記述されている発明の要旨が迅速・正確に判断できるように平易な英文で

¹⁵ Korean Patent Abstractの弱者

簡潔に記載した英文要約書であり、その構成は書誌事項・要約文・代表図面になっている。

書誌事項は、出願及び公開番号、発明の名称、発明者などの11項目で構成されており、また公報発行時点の情報を基準として製作している。英文要約文は明細書全体を理解させるために要約した内容であり、解決しようとする目的が記載した「PURPOSE」部分及び、技術的解決手段と構成要素間の関係が記載した「CONSTITUTION」部分で構成されており、英文250単語以内の範囲で作成される。

ロ. 推進経過

英文抄録は1986年度から、1979年以後発行された登録特許公告を対象に溯及・発刊しており、またパンフレット形態で発刊した英文抄録を、1997年には特許3極（アメリカ、ヨーロッパ、日本）で共通に使用するMIMOSA・S/Wを活用して、検索と照会が可能なCD-ROM形態で製作し始めた。

なお、国内出願技術の保護を強化するため、2000年度からは英文抄録作成対象を登録特許公告から公開特許公告にその範囲を拡大しており、また2001年からは英文抄録（公開特許分）の作成方法を改善して、公開特許分の作成の際に優先権主張出願件に対してPAJ（日本特許英文抄録）を活用・作成することで予算を節減した。

ハ. 推進実績

＜表 III-2-6＞ 韓国特許英文抄録作成現状

(単位：件)

区 分	～1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	計
公開特許	—	—	—	58,221	69,481	61,455	105,722	80,503	375,382
登録特許	64,386	6,500	11,200	22,822	72,144	9,704	6,328	4,205	197,289
小計	64,386	6,500	11,200	81,043	141,625	71,159	112,050	84,708	572,671

ニ. 発刊及び配布

国内公開の特許技術内容を英文で要約した韓国特許英文抄録（KPA）CD-ROMは、現在海外 48箇所、国内38箇所の国内・外の知識財産権関連機関に無料で配付している。

国内の場合は、国立図書館2箇所を含んだ知識財産権関連15箇所の機関と23箇所の地域特許情報支援センターに配布しており、海外の場合にはアメリカ、日本を含んだ40ヶ国の特許庁と、WIPO及びEPOなどの3箇所の国際機関、JAPIOなどの5箇所のその他海外機関に配っており、当庁の英文ホームページ（www.kipo.go.kr）によっても検索サービスを提供している。

<表 III-2-7> 韓国特許の英文抄録国内外配布現状

区分	海外特許庁	国際機関	その他海外機関	国内庁外機関
配布所	米国、英国、日本、中国、フランス、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、スイス、ドイツなど（40カ国海外特許庁）	EPO WIPO ARIPO （3国際機関）	APCTT(India) JAPIO JIII ヨーロッパアジア 中国特許研修院 （5海外機関）	国会図書館、 国立中央図書館、 青瓦台政策資料室、 韓国発明振興会、 国立中央科学院等 （15カ所） 地域特許支援センター （23機関）

5. インターネット公報発刊

情報企画官室 情報管理担当官室 行政事務官 オム・イルサン

2001.7月から特許公報について、従来オフライン媒体であるパンフレットとCD-ROMからオンライン媒体であるインターネットによる発刊に伴い、出願及び登録された知識財産権を速かに産業界、学界、研究係及び個人発明家などに知らせることができるようになった。

これによって、民願人に異意申請機会を速かに付与するのはもちろん、公衆審査により不実権利の発生を予防が可能になっており、また技術内容の公開により同一技術に対する重複研究及び二重投資を防止するなど、先進化された特許行政サービスの具現と特許情報の円滑で広範囲な普及が可能になった。

なお、特許庁の出願・審査・登録部署で処理・電子化されたファイルは、特許ネットシステムの自動化された手続きにより、毎日PDF¹⁶ファイル形態で特許庁インターネットホームページ（www.kipo.go.kr）に掲載されており、このような手続きにより一日3,000件以上の公報文書の処理ができるようになることで、民願人はいつ、どこでもインターネットにより速かに公報検索及び閲覧が可能になった。一方、インターネット公報メーリングサービスを申請すれば、毎日発刊される膨大な特許出願の公開/登録公報のうち、本人が関心ある分野の最新技術情報を毎日または毎週、注文式サービス形態で、家で便利に利用できるインターネット公報通知書サービス（一名Push-Mailサービスともいう）も一緒に運営している。

<表 III-2-8> 2004年度公報発刊件数

(単位：件)

公開特許	公開実用	登録特許	登録実用	公開デザイン	登録デザイン	商標公告	計
110,582	11	49,077	34,159	1,633	31,315	68,538	295,315

<表 III-2-9> インターネット公報のメーリングサービス加入者及びメール発送件数

(単位：名/件)

区分	2001	2002	2003	2004	計
加入者数	179	335	410	616	1,540
発送件数	18,032	116,229	179,108	273,794	587,163

¹⁶ Portable document Formatの弱者

第2節 特許技術情報活用のためのインフラ拡大

1. オンライン特許技術情報サービス（KIPRIS）の強化

情報企画官室 情報企画担当官室 行政事務官 李ジョング

特許制度は国家が一定期間の間、発明家に独占排他的な権利を付与する代わりに、出願内容を一般人に公開して技術発展を促進することで、産業発展に貢献するための制度である。したがって、最新の特許技術に関する情報は特許庁審査・審判はもちろん、研究所、企業の研究開発において核心的な情報であり、特許技術の調査により重複研究の防止と技術開発方向を提示する客観的な指標になっている。

大部分の先進特許庁では、自国の技術保護と産業技術の発展のため、自国の特許情報をインターネットにより無料でサービスしており、その範囲を拡大している実情である。このような世界的なサービス傾向に対応して国家産業競争力を向上するため、特許庁は2000. 1. 1から特許技術情報サービス（KIPRIS）による国内特許情報を無料でサービスしている。また持続的にKIPRISのサービス範囲と使用方法の改善などを推進して、2003年には海外特許とBM特許を追加で提供しており、商標、意匠及び審判検索システムを新しく改善している。

2004年度には韓国特許英文抄録（KPA）サービスを改善して、行政処理事項及びハン

グール公報データ全文を3月からサービスしており、また使用者の満足度及び検索の便宜性を向上するため、新概念の特実検索システム及び海外特許検索システムを開発して11月からサービスをしている。

現在、KIPRISで提供しているサービスの種類では、特許・実用新案、意匠、商標及び韓国特許英文抄録（KPA）、海外特許抄録（アメリカ、日本、ヨーロッパ）などの知識財産権情報検索サービスと、特許出願後審査・登録または審判進行事項について、いつでも手軽に照会できる「私の民願は？」という知識財産権の進行事項照会サービスがある。

KIPRISは現在約60万人の会員を確保しており、一日平均で約13,000人程度が利用しており、着実に利用者が増加している。また国際社会における韓国の知識財産権比重と重要度が次第に増加することによって、海外からも韓国の知識財産権情報を検索するためにKIPRISを利用する利用者の数が急増している傾向にある。

国民は特許技術情報の無料サービスによって、容易で自由に先行技術に対する検索が可能になるに伴い、新しい分野に対する産業財産権の出願と技術・知識集約的ベンチャー企業の活動を促進したのみならず、重複研究開発を防止して新技術開発を促進するなどの効果を上げている。

当庁では、知識財産権情報に対して、一般国民たちがKIPRISにより迅速・正確に、また手軽・便利にアクセスできるように、顧客の要求を最大限取りまとめ、持続的な機能改善及び新規サービス拡充に最善の努力を尽くしている。

<表 Ⅲ-2-10> 年度別KIPRIS（特許技術情報サービス）提供情報現状

(2004. 12月現在)

区分		提供範囲	提供件数（千件）
国内	特・実	書誌、抄録、代表図面、公報全文	8,719
	意匠	書誌、代表図、公報全文	884
	商標	書誌、商標イメージ、公報全文	3,520
	登録	登録事項	1,835
	小計	—	14,958
海外	米国特許	書誌、抄録、Full Text	2,989
	ヨーロッパ特許	書誌、抄録、代表図面	5,190
	日本特許	書誌、抄録、代表図面	6,974
	小計		15,153
計			30,111

<表 Ⅲ-2-11> 年度別KIPRIS（特許技術情報サービス）の利用者現状

区分		～'99年	'00年	'01年	'02年	'03年	'04年
KIPRIS 利用者 登録現状 (新規加入者)	大企業	221	10,698	9,736	10,135	10,139	7,612
	中小企業	1,302	22,598	23,626	18,512	17,129	14,126
	弁理士	343	417	372	400	315	308
	研究所	107	3,705	3,449	2,593	2,387	2,424
	個人	700	69,334	64,352	61,332	64,388	55,785
	その他	—	10,449	16,544	13,444	13,883	31,447
	合計	2,673	117,201	118,079	106,416	108,241	111,702
ホームページ Hitting 回数	期間別 (増加率)	569,900回 —	1,601,220回 (181%)	3,279,085回 (105%)	3,764,818回 (15%)	4,103,616回 (9%)	4,220,432回 (2.8%)

2. サイバー国際特許アカデミーの運営

情報企画官室 情報企画担当官室 行政事務官 李ジョング

サイバー国際特許アカデミー（www.ipacademy.net）は、知識財産権関連専門人材の養成・供給による国家産業の発展及び技術保護の図りを目的として設立しているが、究極的には、サイバー上で時間と空間の制約なしに多様な先端教育技法により、誰も高品質の知識財産権教育を受けられる生涯教育機関として、国際的な知識財産権専門サイバー教育機関に育成していく予定である。

『サイバー国際特許アカデミー』は、一般人、青少年、大学生用の3分野別サイトに運営されており、対象別に水準別教育を実施している。

一般人及び大学生教育課程には、『知識財産権の基礎過程』、『特許法』、『商標法』などと『特許出願の方法』、『特許情報の手引書』、『特許明細書の作成』など、産業財産権に対する基礎から実務に即時適用ができる過程まで網羅的に構成されているが、青少年過程では、創意力と問題解決能力を培うことができる『小さなエジソン教室』、『発明の原理を探ろう』などと、青少年の興味を引く発明ゲーム及びコミュニティなどを多数保有しており、また学父兄過程では『うちの子供を、発明英才に育てる』などの全家族が一緒に参加することができる教育課程を提供している。

推進内訳では、2001年10月にサイバー国際特許教育院を構築して韓国発明振興会に運営委託を実施して2002年5月に8過程のコンテンツを正式に開院しているが、2003年末現在は57過程を開発・運営しており、青少年専用サイト開設及び3大学との学術交流、

国際特許研修部との業務協定を締結した。なお、2004年度には大学内部の知識財産権教育拡散に寄与すると同時に知識財産権マインドを揃えた専門人才を育成するため、大学との学術交流を強化して高麗大学、釜山大学、淑明女子大学などの16大学と学術交流協定を締結しているが、7大学2,747人の大学生たちがサイバー国際特許アカデミーの教育課程で単位認定を受けた。これは企業で要求する専門知識を兼備した人才養成という良い評価を受けている。

2004年末現在の会員数は94,400人を確保しており、受講生の数は29,900人（累積63,400）がサイバーアカデミーを受講しており、85の多様なコンテンツを確保している。

今まで蓄積された専門性に基づいて、2004年11月にはUN傘下WIPO（世界知的財産権機構）の中小企業国（SMEs）と『知識財産権教育コンテンツ共同開発に関する協約』を締結した。この協約に応じて運営される教育課程は国内のみならずWIPOの全世界会員国で活用される計画であるため、『サイバー国際特許アカデミー』の優れた知識財産権教育能力が国際的に認められる良い機会である。

なお、WIPO傘下の国際教育院（WWA）とも「国内大学生知識財産権共同教育課程運営」を合議して、WIPOのDL-101過程（英文、知識財産権基礎過程）と『サイバー国際特許アカデミー』のKL-101過程（国文、知識財産と科学技術）を、国内の学術協定締結大学の大学生に普及することで国際的マインドを揃えた知識財産権人材を養成するのに大きく役に立つと期待する。

これからサイバー国際特許アカデミーは、学術交流協定の大学の数を大幅に拡大して産業界が要する知識財産権専門人材を養成することに拍車をかけ、また2005年度からは国家的課題である特許情報活用による研究開発の効率的遂行のため、自由に科

学技術者が特許情報活用教育を受けられる専用教育ホームページを構築して専門教育課程を運営していく予定である。

さらに、WIPO との共同コンテンツ開発が完了する 2006 年からは全世界・国内企業人及び大学生対象の英文コンテンツ教科課程が運営される予定であるが、現在 APEC とも知識財産権 e-ラーニングコンテンツ開発プロジェクトも推進しており、今後国内のみならず WIPO 及び APEC が認める世界最高の知識財産権専門教育機関としての位置を確立すると予想されている。

<表 III-2-12> サイバー国際特許アカデミーコンテンツの細部内訳

(2004. 12月基準)

区分	対象	課程名
青少年分野 (32)	小中生(18)	<ul style="list-style-type: none"> ・子供エジソン教室 ・発明のを灯火をつけよう ・発明天才になろう ・面白い磁石遊び ・発明コンテスト参加 ・科学実験遊び場 ・探求生活 ・発明原理の世界 ・歴史中の発明 ・電気の世界 ・生活中的発明 ・小学低学年の発明 百科(習慣編) ・発明と科学原理 ・小学低学年の発明 百科(遊び編) ・小学低学年の発明百科(事例編) ・小学低学年の発明百科(アイデア編)
	中高生(7)	<ul style="list-style-type: none"> ・発明！共に立ち ・事例から見る成功的な発明 ・発明原理を探そう ・運動とエネルギー ・楽しく勉強しよう科学 ・また読む科学史 ・高校生基礎発明 (step by step)
	指導教師	<ul style="list-style-type: none"> ・発明クラス指導教師課程 ・発明クラス運営及

	分野(5)	び出願指導 <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な発明クラス指導方法 ・発明品製作実務課程 ・発明品事例分析
	学生の父母分野 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・子供を発明天才に育てる ・発明家族作り

区分	対象	課程名
一般人分野 (32)	一般人 (基礎、中級) (12)	<ul style="list-style-type: none"> ・知識財産権基礎 ・分かり易い特許管理 ・発明者のための特許ストーリー ・効率的な特許獲得及び管理戦略 ・特許明細書作成化学分野（追加） ・特許情報検索基礎 ・特許明細書作成（1） ・特許情報検索基礎 ・電子出願実習 ・特許情報検索基礎 ・特許情報ガイド ・特許マップ作成実務 ・特許明細書作成（2）
	専門家(高級) (9)	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル時代の知識財産権と企業経営 ・e-biz時代、送付とウェア特許の管理戦略 ・特許明細書作成（3） ・特許法 ・特許侵害判断と請求範囲解析課程 ・判例から見る特許侵害訴訟 ・特許情報検索高級 ・意匠法 ・商標法
	資格証 課程 (11)	<ul style="list-style-type: none"> ・2002年弁理士試験既出問題解説課程（1次試験） ・2002年弁理士試験既出問題解説課程（2次試験） ・2003年弁理士試験1次－特許実用新案法 ・2003年弁理士試験1次－商標法、意匠法 ・2003年弁理士試験2次－商標法・意匠法 ・2003年弁理士試験2次－特許法 ・2004年弁理士試験1次－特許実用新案法、商標法、意匠法
IT教養 課程 (20)	一般人	<ul style="list-style-type: none"> ・Power point2000簡単に学ぶ ・ホームページ簡単に学ぶ ・e-commerce正確に知る ・知識経営の実践 ・デジタル時代のリーダーシップ ・インターネットビジネス戦略 ・私もインターネット博士 ・PC組立簡単に学ぶ ・crm（顧客関係管理） ・excel2000簡単に学ぶ ・創意力で勝負する ・マーケティング基本

		<ul style="list-style-type: none"> ・事例から見る PL 法—家電業種 ・食品業種 ・事例から見る PL 法—自動車業種・化学業種 ・問題解決技法 ・効果満点プレゼンテーション ・CTM（創造的時間管理） ・E-Transformation
英文(1)	内外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・IP for Business

3. 特許情報の国家的活用のための制度的基盤構築

情報企画官室 情報企画担当官室 電気事務官 ジョ・ガンヒョン

最近科学技術の国際環境は、産業の知識基盤化と新技術の登場という変化を迎えている。このような変化の中で科学技術の革新が国家発展の核心要素として目立つようになり、我が国は研究開発予算を段階的に増加して2004年には国内総生産（GDP）の約2.85%を研究開発に投資した。しかし、我が国の国家研究開発事業は、投資規模に比べてその成果は先進国に比較して相対的に充分でない方である。これは、国家研究開発事業の企画時や研究課題の選定時に、先行特許技術に対する体系的な調査がないため、特許技術を重複開発するなど、研究費が非効率的に投資されているためである。それで、特許庁では2002年から国家研究開発事業に特許情報を活用する方法を多角的に模索してきた。

特許庁では研究開発成果に対する評価及び管理体系を改善するため、第10回国家委に『技術革新力量強化のための特許情報活用拡散方案』（2002.7）を上程した。その結果、特許情報調査分析報告書の発刊及び国家委に年間1回の定例報告、国家委運営委への特許庁長の参加などが議決されており、研究開発事業推進の際に特許情報活用に対して肯定的な検討を導き出した。また、国家研究開発事業で特許情報活用の制度的基盤を用意するため、科学技術部及び教育省などの関連部処の3施行令と1訓令を改正

する成果があった。

なお、国家委などと協力して国家研究開発事業に係わって発生した国内外特許出願及び登録実態を調査・分析した特許情報調査分析試験事業を実施しており、科学技術部、産業資源部、情報通信省と協力して国家研究開発課題を対象に先行技術調査を実施した。

第14回の国家委では、『特許から見る国家研究開発事業現況と効率化方案』（2003.12）を上程して、特許情報活用を段階別に制度化し、また研究成果として特許指標を導入する方案をより具体的に模索した。これによって、特許情報活用の制度化のため、科学技術部「国家研究開発事業管理などに関する規定」の改正において「研究企画段階での特許動向調査の義務化」などの意見を提出し、また科学技術部「大徳研究開発特区育成に関する法律」制定において「総合計画樹立の際に知識財産権管理を含む」などの意見を提出して、同事項が法令に反映されるようにした。

また、BT分野の国家研究開発を深層評価するため、国家委から当庁に要請したBT分野特許情報分析事業と、産業資源部から要請したNT分野特許分析事業を実施して、その結果物を発表会および言論媒体などにより広報するなど、国家研究開発の政策立案などのための諸般の努力を活発に展開した。

その他に特許庁と国家委間の特許情報活用方案に対するワークショップを開催して、国家研究開発事業を遂行する主導者に特許情報活用の重要性を認識させており、国家委と特許庁間の協力関係を一層強固にする機会にした。

特許庁では、このような持続的な努力に基づいて第16回の国家委に国家研究開発事業効率化のための特許情報活用拡散計画（2004.12）を上程して、研究開発事業の企画段階での特許動向調査及び、研究課題選定段階での先行特許調査試験事業を2005年か

ら実施することに定めた。

特許動向調査は、現在専門家検討中心の研究開発事業企画段階に、該当分野の技術動向、空白技術、源泉特許内容が含まれた特許動向調査を追加して、さらに完璧な国家研究開発方向を提示するのに意義がある。また先行特許調査は、研究開発分野の先行特許の存在可否などをあらかじめ調査して重複投資及び特許紛争を予防するのがその目的であり、2005年度の試験事業の実施結果に基づいて同事業の制度化を図った。

上程案件では、その他にも汎政府的な知識財産権の共有基盤を拡充するための知識財産権活用ガイドラインの製作・普及、オンライン知識財産権相談センターの開設・運営、科学技術者のための特許情報活用教育プログラムの開発などが含まれている。

これによって、特許庁は「05年から研究開発事業関連部処との協議を経て国家委で議決された特許動向調査及び先行特許調査の示範実施を推進する予定であり、今後我々の国の国家研究開発事業の効率性を向上するため、特許情報活用の制度化が定着できるように持続的に努力する予定である。

第3節 特許技術動向調査の活性化

情報企画官室 情報企画担当官室 電気事務官 ジョン・エンウ

1. 事業推進の背景

イ. PMの正義

PM (Patent Map) は、特許技術地図と直訳でき、1960年代末から日本特許庁によって発行された「明日を明らかにする特許」で使い始め、我が国では1980年度始めから通常的にPMという用語が使われている。

Mapとは、目的地の位置及び方向を示し、また周りの状況を示すことで、我々の試行錯誤を減らす目的に使われる。

Patent Mapとは、研究開発がどのような方向に進行されており、また今後どのような方向へ行くべきかという、国家技術政策の基本方向設定に貴重な手引書であると言える。言い替えれば、特許庁が保有している国内・外の特許技術情報を整理・加工・分析して、その結果がひと目で把握できるように図表化することで、過去から現在までの技術動向、出願人動向及び技術分布動向と、複雑に縛られている権利関係を理解しやすく表現したものであると言える。

ロ. PM事業及び特許技術動向事業推進の背景

労働・資本が国家競争力であった産業社会とは異なり、知識を基盤とする21世紀は核心・源泉技術の確保が国家競争力を左右する核心要素として登場した。このような時点で特許技術を分析・整理して研究開発方向を提示する、PMの重要性はさらに強調されている。しかし、大多数の国内企業などは、与件上自主的にPMが作成できない場合が多い実情であるため、特許庁がPMの有用性を広報し、またこれを普及・拡散するために2000年からPM事業を施行している。本事業は韓国発明振興会を事業管理機関として指定し、また毎年24核心技術分野別専門PM作成機関を選定して、国内・外特許技術を分析している。

なお、特許庁では、1億2千万件（2004年12月基準）の技術資料を蓄積しており、機械、化学、電気などのすべての技術分野を網羅する、専門技術人材である審査官を保有している。特許庁では、このように蓄積されたDBと人的資源を活用して、24核心技術に対するPM作成を支援するため、各特許審査部署別で新技術動向調査回を構成しており、また新技術動向調査回によりPM事業の結果物として、技術・市場動向を追加で調査・整理した新技術動向調査報告書をPM 報告書と同時に発刊してきた。

ハ. PM事業と新技術動向調査事業の統合経緯

PM事業と新技術動向調査事業の事業推進体系が異なるが、両事業は共に毎年同じ24の課題を対象に事業を遂行したから、両事業の業務範囲が一部重複するという問題があった。このように類似の目的の事業を同時に推進することで、特許庁審査官の業務負担加重などの問題を解決するため、2003年から両事業を統合して推進することになった。すなわち、2003年度のPM事業範囲に、全般的な技術動向及び市場動向などの新技術動向調査事業内容を追加しており、MAP委員会と新技術動向調査回会員を同一人で

選定するなど、別途に推進された両事業を相当部分統合することになった。また、2004年1月からPM事業の主管部署を、特許情報の普及・拡大事業を統括する部署である情報企画課に移管することになった。

2. 主要事業の推進内容

イ. 事業推進体系

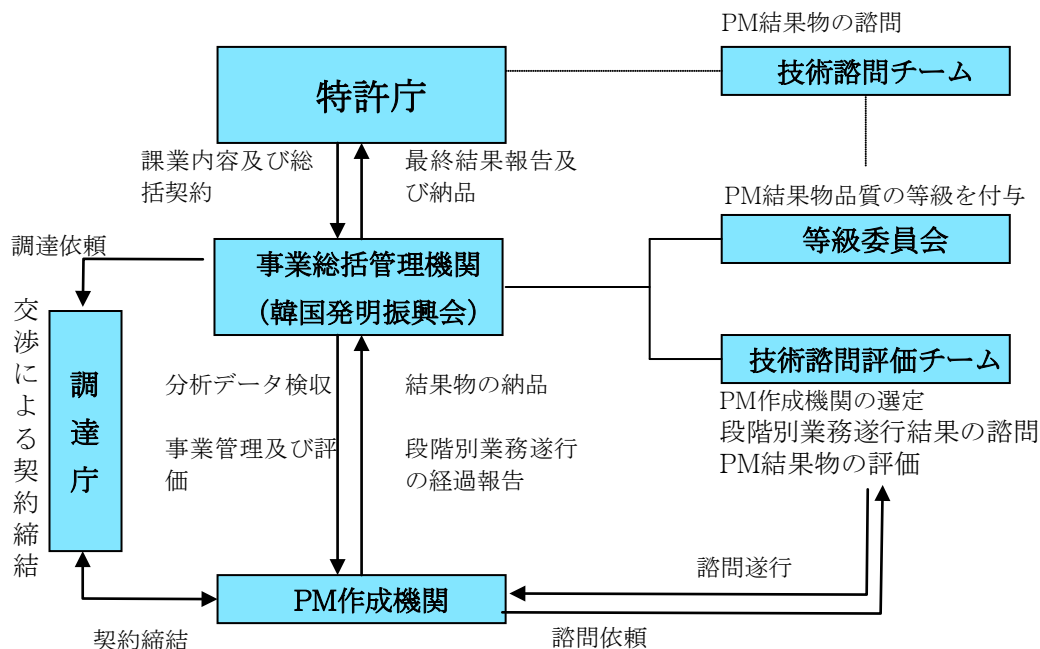
特許庁では事業の総括指導・監督及び長期発展計画を樹立し、また事業管理機関である韓国発明振興会では、事業管理、各種委員会及び諮問チームの構成・運営、PM結果物の普及・教育、広報業務などを担当している。

PM作成機関では、技術系統図の作成、先行技術調査及びRaw Dataの加工・整理、国内・外技術動向の分析、技術分野別定量・定性分析、要旨リストの作成、技術用語の解説など、PM報告書作成業務を担当している。

PM事業の効果的な推進のために技術諮問評価チーム、技術諮問チーム、等級委員会などを構成して運営した。技術諮問評価チームは24の技術分野別で特許庁審査官1人、外部技術諮問委員1人で構成（ただし、作成機関を選定するための技術審議時に特許庁審査官2人、外部技術諮問委員3人で構成）され、またPM作成機関の選定、中間・最終報告書に対する評価などを遂行した。技術諮問評価チームとして活動する、特許庁審査官を中心に構成された技術諮問チームは、事業遂行の前段階にて技術諮問役割を担当しており、また6の産業分野別で区分して8委員などで構成された等級委員会では、

完了した報告書の品質評価を担当した。

<図 III-2-1> PM事業の推進体系



ロ. 課題選定

PM事業の作成課題を選定するため、産業分野別成長が有望な技術分野、中小・ベンチャー企業で活用度が高い技術分野、導入期にある技術分野、先端分野に属する技術分野などの課題を対象に、毎年庁内・外の需要調査および課題選定会議により技術分野別課題を発掘している。

2004年には、機械/金属/建設分野の微細加工及び設備、ガソリンエンジン排気後処理装置など8つ、化学/生命工学分野の機能性プラスチック、遠赤外線原料及び応用製品、抗体利用技術など7つ、電気/電子分野の映像診断機器、ユビキタス・コンピュータ技術、次世代半導体情報記憶装置など9つの合計24の課題を選定した。

ハ. PM作成機関選定

PM作成機関として申請ができる資格要件では、発明振興法第21条による発明の評価機関として指定された機関、特許庁長が認めた産業財産権診断機関、国・公立研究機関、民法または他法律によって設立された法人（企業敷設研究所など）、その他教育法によって設立された大学及び特許法律事務所など、特許関連業務の遂行機関としてPM事業を遂行する能力があると判断される機関で、技術専門家及び特許専門家を保有するとか、又は外部専門家を委嘱してコンソーシアムを構成した場合にした。

PM作成機関は24技術分野別に調達庁により公開競争入札方式で選定しており、PM事業作成機関募集公告にはPM事業の内容、志願資格、申請期間、説明会開催、PM課題名、事業者選定評価項目及び基準、入札時の注意事項、提案書の作成要領及び契約特殊条件などを明記している。2004年度には3月にPM事業説明会を開催して、PM作成希望機関から提案書を受け付け、受け付けられた提案書に対して、該当分野の専門家で構成された技術諮問評価チームでは、技術審査及び価格審査により優先交渉対象者を選定する交渉価格入札方式で最終メーカーを選定した。

2004年にPM事業作成機関に選定されたメーカーを見ると、研究機関4箇所、特許法律事務所が12箇所、学会1箇所、その他1箇所である。

ニ. 2001年作成したPM結果物アップデート

技術寿命（technology life cycle）がますます短くなることにより、既作成された

PM結果物に対するアップデートの必要性が提起され、去年から3年前に作成されたPM結果物を対象にアップデートを遂行している。これによって、今年には2001年に作成された直接噴射式エンジン、バイオチップ技術及び応用技術、食品醗酵技術、電気ノイズ低減技術など24技術課題に対して技術分野別専門人材を構成して、2001年から2003年まで特許特許技術動向、核心技術現況分析、技術発展図及び要旨リストなどを追加してアップデートを推進している。

ホ. PM活用実態調査

PM報告書に対する企業体及び研究所などの活用実態を把握・分析することで、顧客の要求に当たる報告書を作成するために2004年7月アンケート調査を実施した。

アンケートは、PMホームページ会員と特許庁ホームページ会員（企業体及び研究所）を対象として実施され、合計1,086人がアンケートに回答した。アンケートではPM報告書の活用有無、始めてアクセスしたきっかけ、有用な部分及び不足な部分などに対する調査を実施した。

アンケート調査の企業形態別回答率は、中小企業（54%）＞大企業（17%）＞中小企業（16%）の順序であり、産業分野別回答率は電子分野（20%）＞機械分野（15%）＞化学分野（11%）の順序であった。

アンケート調査の活用度の調査は、全体1,086人のアンケート参加者のうち403人（37%）がPM結果物を活用した経験があり、これらはPMを技術動向及び主要特許把握（29%）、特許侵害可否把握及び紛争予防（16%）、自社の参加可能な技術分野把握（15%）、競争社の動向把握（14%）などの順序で活用しているという調査の結果になった。一方、PM結果物を活用した経験がない683人（63%）の未活用事由を見ると、

PM結果物の普及事実を知らなかったから（72%）、PMに対する関心がないから（11%）、活用価値がないから（6%）の順となった。アンケート結果から見られるように、特許顧客のPM結果物に対する認知度が非常に低く、PMに対する認識を向上するための対国民広報を大幅に強化しなければならない。

3. PM結果物の普及及び活用促進

イ. CD-ROM 及びインターネットなどによる結果物配布

PM結果物の利用及び活用度向上のために産業分野別CD-ROMを製作・配布し、またウェブによる結果物の体系的な普及のため、PM専門ホームページ（www.patentmap.or.kr）を運営している。

CD-ROMは、国会（産業資源部など）・産業資源部・科学技術部・中小企業庁などの政府関係部署、大韓弁理士会・10大多出願多登録企業・特許技術評価機関・産業財産権診断機関などの特許関連機関、ソウル大などの国内主要総合大学校、PM関連セミナー及び教育時参加者、中小・ベンチャー企業及びPM技術指導要請企業、PMホームページのCD-ROM申請者などに48（UP-Date 24個含）課題別で3種5,000セットを配布した。

PMホームページにより、2000年から遂行したPM結果物（合計120個、Up-Date48個）の全文を無料でリアルタイム・サービスをしており、またPMの概要及び事業の一般概要、特許の一般概要、特許情報概論及び特許の分析・検索情報などもホームページ顧客などに提供している。

参照として、2004年12月末基準では年間合計51,336人がホームページに接続しており、これを月単位に分けて見ると、月平均4,281人がPM ホームページに接続したことになる。接続現況を見ると、個人、特許及び法律事務所、中小企業、大企業、ベンチャー企業の順で多くの関心を持っていることが分かる。

ロ. PM教育及び企業体現場訪問指導

PMをよく分からない顧客が、PM結果物をより効果的に活用することができるように、企業などを直接訪問して現場訪問指導を実施した。企業体の特許関連担当者を対象に上半期訪問機関22社（30回、630人）、下半期52社（66回、771人）を対象にPM結果物をよりよく活用するように直接訪問して教育を実施した。

企業体訪問指導の実施手続きは、まず国内中小・ベンチャー企業、研究所などにE-mailを利用して技術訪問指導の実施案内を行い、技術訪問指導の申請をした機関に限り、技術指導士2～3人を編成して該当機関を直接訪問して遂行する。主要内容ではPMの一般的概論及び作成方法、課題別定量及び定性分析方法、空白特許及び今後の技術展望説明、研究開発時の特許の権利範囲解釈などを説明した。

なお、PM標準モデルを製作して、標準化された作成技法及びモデルをPM分析機関に提示することで、報告書の質的向上を図っており、分析機関及び技術諮問評価委員にPM情報を提示することでPM事業を効果的に推進するように支援した。

ハ. 発表会の開催

2004年度に作成されたPM結果物の広報及び普及のため、PM及び新技術動向調査発表会が2004年12月8日から10日まで（3日間）COEXコンファレンスセンターで開催された。同発表会では、24課題別でPM及び新技術動向調査事業に参加した外部技術専門家、特許庁審査官、特許分析機関専門家が、該当分野の技術動向及び特許分析結果などに対して発表した。合計5,222人（課題別平均:218人）が今度発表会に参加している。これは2003年の発表会参席者が4,854名であったことから見ると、2004年には参席者が前年対比7.6%増加したことが分かる。特に、有機半導体材料（有機化学科）、イメージセンサー（応用素子科）部門へ多くの参席者が集まって、これらの技術分野へ外部の関心が高いことが分かった。

また、2004年12月7、8日の両日間、毎日経済新聞に同発表会に係わって案内及び特集記事が報道されており、またK-TVの国政今日ヘッドライン報道により特許庁次長のインタビュー、新技術動向調査事業の紹介及び発表会現場が報道され、他にも多様な放送媒体により発表会内容が紹介された。

<表 III-2-13> 2004年度 PM 課題名及び作成機関

PM 課題名	PM 作成機関名
微細特殊加工技術 (放電、電解、超音波加工)	韓国科学技術情報研究院
自動車排気ガスの後処理装置	5T 国際特許法律事務所
船舶推進技術	ファウ国際特許法律事務所
高効率ボイラー	ファウ国際特許法律事務所
プリンター	ソウルテク国際特許法律事務所
ヒートポンプ	ヤンジ国際特許法律事務所
マイクロ液滴噴射装置	5T 国際特許法律事務所
機能性合金	浦項産業科学研究院
機能性プラスチック	株式会社 シオンテック
遠赤外線原料及び応用製品	窯業技術院
医療用高分子	チョンウン特許法人
抗体利用技術	5T 国際特許法律事務所
心血関係疾患治療剤	ソチョンソク国際特許法律事務所
新産業用繊維技術	KIP 国際特許法律事務所
環境親和的養殖技術	ユニスト特許法律事務所
建築構造物のリフォーム技術	韓国建設技術研究院
映像診断機器	ウェルチャー国際特許法律事務所
ユビキタスコンピューティング技術	ユニスト国際特許法律事務所
次世代半導体情報記憶装置	ガーディアン国際特許法律事務所
スマートアンテナ技術	チンゴク国際特許法律事務所
半導体製造用彫刻技術	ウェルチャー国際特許法律事務所
イメージセンサー：CMOS, CCD	(社) 韓国センサー学会
高解像液晶ディスプレイ技術	ウェルチャー国際特許法律事務所
ゲーム技術：アニメーションを含む	正直と特許事務所

第4節 電子出願制度の定着

情報企画官室 情報企画担当官室 化工事務官 金ビョンピル

1. 権利別及び出願人別の電子出願現況

特許庁では、21世紀知識情報化社会に備えるため、電子出願及び特許事務処理システムである「特許ネット」システムを開発して1999年1月から運営している。民願人は特許ネットシステムにより特許庁を直接訪問せずに、家で電子メールを送るようになり、特許出願書などの産業財産権に関するすべての書類をオンラインで提出することができるようになった。

電子出願率は、電子出願サービスが開始した1999年の74.0%から始めて、2002年83.6%、2003年86.5%で持続的に上昇してきており、2004年には89.0%を記録するなど、電子出願が短期間に成功的に定着された。

権利別電子出願率現況を見ると、特許96.0%、実用新案82.3%、意匠85.0%、商標83.9%で特許が他分野に比べて高い水準である。これは、特許出願が他出願に比べて代理人を先任せずに直接出願する比率が少なく、代理人による出願が多いためである。また、出願人別電子出願率の現況を見ると、代理人出願の場合99.5%、代理人を先任せずに個人の直接出願する比率は38.3%、代理人を先任せずに法人の直接出願する比率は61.1%であることが分かる。

一方、電子出願率が毎年増加しているが、その増加幅は毎年鈍化しており、これは代理人出願の電子出願率が100%に近接してその増加がほとんどなく、また代理人を先任しない直接出願の場合は、電子出願率が低いと同時にその増加率が低調であるためだと分析される。

特許庁では、訪問出願人の電子出願を助けるため、2003年から大田とソウルの民願室に、電子出願専用PC及び電子出願ヘルパーを配置した「電子出願支援室」を設置・運営している。同時に電子出願を利用する際の不便さを改善するため、事前登録手続きの簡素化、電子出願S/Wの機能改善など、持続的に民願人の電子出願の便宜性を高めていくために努力している。

<表 III-2-14> 年度別電子出願率

	' 99	' 00	' 01	' 02	' 03	' 04
電子出願率 (%)	74.0	79.4	81.4	83.6	86.5	89.0

<表 III-2-15> 2004年権利別電子出願現状

区分	特許	実用新案	意匠	商標	計
電子出願	133,724	31,055	34,991	90,942	290,684
	96.0	82.3	85.0	83.9	89.0
書面出願	5,474	6,674	6,180	17,456	35,784
	3.9	17.7	15.0	16.1	11.0
計	139,198	37,729	41,172	108,398	326,497
	(100)	(100)	(100)	(100)	(100)

＜表 III-2-16＞ 2004年提出人別電子出願率現状

	代理人を 通じた電子出願	直接出願	
		個人	法人
電子出願率 (%)	99.5	38.3	61.1

2. 多様な電子出願使用者支援制度の運営

特許庁は電子出願の底辺拡大のために多様な電子出願支援制度を運営している。

第一、特許ネットにより電子出願する場合には手数料を減免している。書面出願の際には基本料の他に明細書・図面・要約書1面ごとに1,000ウォンの加算料を納付しなければならないが、電子出願の場合には面当たりの加算料を出さずに済む。例えば、出願人が100面分量の特許を電子出願する場合、書面出願に比べて約100,000ウォンの費用を節減することができる。

第二、電子出願ソフトウェアの無料配布及び無料教育を実施している。電子出願教育に対する需要増加に応じて電子出願を活性化するため、特許庁ホームページにより電子出願ソフトウェア及び使用マニュアルを無料で配布しており、また地域知識財産センター及び発明振興会などにより無料で電子出願教育を実施している。2004年の場合、発明振興会によりソウル、大田、釜山などで合計45回にわたって1,355人を対象に、電子出願及び特許情報検索に関する教育を実施している。また、地域知識財産センターにより地方に居住する民願人を対象に電子出願及び特許情報検索などの各種説明会を開催している。

第三、書面出願のために訪問した民願人の電子出願を助けるため、ソウルと大田の総合民願室に電子出願支援室を設置・運営している。電子出願支援室には、ソウルと大田に合計3人の電子出願ヘルパーを配置して、電子出願の際に必要な事前登録手続きの案内、電子出願 S/Wを利用した書式作成、作成された文書のオンライン伝送補助、電子出願隘路事項及び問題点の相談などを遂行している。2004年の場合、合計6,450人の民願人が訪問して5,234件の電子出願を誘導している。

このように特許庁では、顧客の電子出願に対する認識を向上して、誰でも容易に電子出願の利用ができるように積極努力する。

第5節 電子民願の高度化

1. 証明書類のオンライン申請及び即時発給体制の構築

情報企画官室 情報開発担当官室 行政事務官 ジョン・インシク

当庁では、民願人に発給する各種証明書類のうち、出願事実証明、優先権証明及び審判請求事実証明などの事実証明民願（7種）並び、出願包袋、登録包袋、拒絶包袋などの包袋コピー（8種）に対して、2003年1月からオンライン申請及びオンライン発給（包袋コピー 3種類を除外）ができるようにシステムを構築して、オンライン証明発給サービスを実施してきた。

2004年には審判包袋に対する包袋コピーもオンライン発給ができるように、オンライン発給サービスを拡大することで、PCTと半導体関連包袋を除いたすべての証明及び包袋コピーに対して、オンライン発給サービスが可能になった。

そして2004年4月からは、民願人の証明発給申請が最も多い登録原簿の写本に対するオンライン発給手数料を無料化して、申請すれば即時発給が可能なオンライン即時発給体制を構築することで、現在は一日平均650件程度の登録原簿の写本が発給されており、2004年4月以前と比較して発給件数が4倍程度増加されている。

なお、オンラインで諸証明を発給を受ける場合は、民願人の便宜のために申請者の姓名、住所、電話番号などの基本的な人的事項について、ログインの際に自動入力

できるようにしており、同時に個人情報保護のため、登録原簿を発給する際に権利者の住民登録番号13桁の中で後の6桁を「*」で処理して公開を制限するようにプログラムを変更している。

一方、2005年にはオン&オフラインで発給される諸証明発給文書の偽・変造を防止するため、2次元バーコードを利用した原本データに電子サインと、スキヤニング復元による電子サインの検証、コピー防止マークの出力、ウェブブラウザによる無断複製防止、画像キャプチャー統制によるコピー防止など、最新の偽・変造防止技術を導入してプログラムを開発することで、使用者の業務利用の便宜性強化はもちろん、諸証明に対する偽・変造を防止すると同時に、当庁で発給される諸証明を受領した機関では偽・変造可否を検証することができるようになる。

2. オンライン手数料納付機関拡大

情報企画官室 情報開発担当官室 行政事務官 ソル・ミンスック

特許庁では、1999年からオンラインでも電子出願ができるようにしたが、特許手数料は民願人が出願後直接金融機関を訪ねて納付しなければならなかった。このような不便さを軽減するため、特許手数料をインターネットで払うことができるオンラインシステムを開発して、2000年10.18日から農協インターネット・バンキングにより納付ができるようにした。その後、納付機関を農協から、新韓銀行、ハンビット銀行、平和銀行にサービスを拡大している。

2003.3.3から財政情報システムによるオンライン納付ができる金融機関を、セマウ

ル金庫及び郵便局などを含んだ25の全都市銀行に拡大している。これは従来のオンライン納付の場合に、特許庁で手数料を確認するのに2-3日の時間が所要されたが、納付即時リアルタイムで確認することができるようになることで、諸証明発給および特許行政処理における時間が短縮された。

今後の財政情報システムを利用したインターネット振替及びインターネット・バンキング納付制度のサービスを向上するため、オンライン納付後の領収証発給欄に納付者の人的事項のみならず、出願人及び登録権利者の姓名も表記するように、財政経済部及び金融決裁院と業務協議を終えて、現在システムが開発・完了している。

第4編

汎国民的な知識財産
創出基盤の拡充

第1章 発明家の育成

第2章 知識財産創出の促進

第3章 女性の発明活動に対する支援強化

第4章 職務発明の活性化

第5章 発明振興の為のインフラ構築

第1章 発明家の育成

第1節 地域的に均衡のある発明教育インフラの構築

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 李・ハクジン

1. 発明教室運営の活性化

発明教室は、特許庁が1995年7月ソウルの銅雀(ドンジャク)教育庁の管内にあるインホン中学校に試験的に設置して以来、1996年に仁川、全南、忠南の3ヶ所に設けられた。1997年には教育部とソウル市教育庁が38ヶ所、1998年には特許庁とソウル市教育庁が3ヶ所設置した。1999年以降、特許庁及び各市・道教育庁の協力により、毎年市・道別に16個所を設け、2004年末現在では全国に142ヶ所の発明教室が設置・運営されている。

<表 IV-1-1> 年度別設置現状

年度	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	計
設置数	1	3	38	3	18	16	16	16	15	16	142

<表 IV-1-2> 市・都別設置現状

ソウル	釜山	仁川	大邱	大田	光州	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	計
19	9	7	8	5	5	4	15	5	11	7	9	10	13	10	5	142

<表 IV-1-3> 学校級別設置現状

小学校	中学校	高等学校	その他公共施設	計
81	35	10	16	142

発明教室が設置されて以来、2001年から2004年までに発明教室で教育を受けた生徒は1,324,593名である。また、学生達に対する発明教育を活性化させる為、全国の発明教室では学生の保護者の為の教室や教師の為の研修なども開催しており、現在までにこの教育を受けた人は130,080名にのぼる。

<表 IV-1-4> 年度別発明教室の教育人員

(単位：名)

区分	学生	学生の父母	教師	合計
2001年	237,710	19,047	9,646	266,403
2002年	271,613	27,262	8,944	307,819
2003年	326,533	28,370	9,655	364,558
2004年	350,657	24,994	10,162	385,813

<表 IV-1-5> 全国の発明教室設置状況

市.道	設置場所（運営主体）	市.道	設置場所（運営主体）
ソウル	蠶院小、聖水中、 奉天中、科学教育院 城一中、滄川小、 九老中、上溪女子中 亞洲中、漢南小 空港小、敦岩小 ソウル科学高、漢城科学高 首都工業高、翰中小 阿峴中、新昌小、溪南小	京畿	梅山小、一山中、樂生高、陶農小 長岩小、熙星小、地藏小、雪峰小、軍浦高 仙府中、深谷小、龜城小 加平小、劍山小、白成小
		江原	草溪学生修練院、江原道科学教育院 ノ岩小、丹邱小、上長中
		忠北	三原小、清州中、三原小、南川小、 槐山北中、南新小、 竹香小、永同小 三水小、角里小、丹陽中
釜山	釜山子供会館、 釜山科学教育院、 周禮女子中、槐亭小、 新都小、釜山科学高、 城南小、ヨン山中、 乃城小	忠南	保リョン科学教育センター、天安中 廣東小、長項中央小 秋富小、南眠小、瑞東小
		全北	田日小、金堤女中、南原道通小 群山中央小、順天中、育情報科学院 裡里小、仁鳳小、三仁学習場
		全南	司倉小、羅州序中、木浦大成小、 麗水中央小、海南女中 一老小、玉果小、教育科学研究院 第一小、城東小
大邱	南山小、大明女子中、 達城小、教育科学研究院、 凡一中、城西小、 花園小、江北中	慶北	皇南小、尚州教育館、新基小、 大成分校、金泉発明教育研究院、 上大小、永嘉小、龜尾小、永川東部小、 科学教育院、南部小、中央小、 汚溪小、老音小
仁川	鶴翼小、ダンバン小、 東仁川女中、教育科学研究院、 仙鶴小、駙馬小、安山小		
光州	金塘中、牛山小、 松汀中、新光中、廣川小		
大全	大興小、ボドネ中、 内洞小、東新中、 忠南機械工業高校	慶南	南海教育庁、大亞中、京院高、 陝川小、馬山女中、昌寧小、慶南航空高、 沙巴高、泗川高、辰橋小
蔚山	鹽浦小、香山小、ユ谷中、南部小、	濟州	西歸西小、中央中、 翰林中、濟州南小、城山中

2. 発明研究試験校の支援

発明教育に対する様々な試験的な適用及び研究機能強化の為、97年度から市・道教育庁別に毎年発明研究の試験校を指定・運営してきた。発明教育試験校の運営を通して得られた対案の試験的な適用、及び研究成果を通して発明教育を拡散させ、教育の質の向上を図っている。また、発明教育に関連のある指導教師の研究に対する加点の付与により、士気の向上を図っている。'04年には16の学校にそれぞれ7百万ウォンずつ総額1億1千2百万ウォンが支援された。

＜表 IV-1-6＞ '04年度発明研究試験校の指定状況

No.	教育庁	学校名	研究主題
1	ソウル市教育庁	空港小学校	多様な情報媒体活用と発明サークル活動を通じての発明意識生活化
2	ソウル市教育庁	首都電気工業高等学校	知識情報化社会に必要な創意的発明人才養成方案
3	仁川市教育庁	ダンバン小学校	合間の活用を通じての発明意識鼓吹方案
4	釜山市教育庁	槐亭小学校	過程重視発明教育を通じての発明マインド形成
5	大邱市教育庁	達城小学校	発明基礎能力向上を通じての創意性増進
6	大田市教育庁	内洞小学校	多様な自主主導的発明体験活動を通じての創意力伸張
7	光州市教育庁	金堂中学校	探求的教科学習を通じての発明教育の活性化方案
8	蔚山市教育庁	ユ谷中学校	創意的思考力伸張のための多様な発明工作教室プログラム運営
9	京畿教育庁	安山仙府中学校	地域社会と学校の連携活動を通じての発明教育の活性化方案
10	忠北教育庁	槐山北中学校	体験活動中心の発明工作室運営を通じての創意力伸張
11	忠南教育庁	廣東小学校	発明教育活性化を通じての創意力増進方案
12	慶北教育庁	龜尾小学校	多様な発明体験活動を通じての創意力伸張
13	慶南教育庁	金海京院高等学校	発明教室運営を通じての創意的で効率的な発明教育活性化
14	全北教育庁	井邑所聲小学校	体験活動中心発明教育プログラム適用を通じての農村子供の発明意識涵養
15	全南教育庁	順天城東小学校	創意力伸張のための体験活動中心発明教室運営
16	済州教育庁	済州南小学校	体験中心発明教育を通じての創意力伸張

3. 発明指導者の育成

イ. 研究活動及び研究支援

教育現場の第一線で発明教育を拡充させ自律研究機能の強化を図る為、2001年度から発明教育の教科研究会など発明という教育科目を受け持つ教師の為の支援を行っている。

発明教育の教科研究会は発明クラスの指導教師を中心に構成された団体であり、地域別の各種発明教育行事及び教員の研修などを行っている。このような催しの開催を通し、発明クラスの運営ノウハウ及び情報などを共有することによって、地域別の発明教育を活性化する団体となっている。

2004年度には計10個の団体に5百万ウォンずつ5千万ウォンが支援され、地域単位の発明教育の底辺拡大及び活性化に寄与できることと期待される。

また、発明教育の活性化の為には、各学校の管理者をはじめとする教育関係者の意識を高めることが必要である。指導教師に対する体系的な教育を訓練する為に、特許庁では国際知識財産研修院による教育及び、関連機関による各種の研修を支援・推奨している。

教育管理者課程は各学校の校長や副校長、奨学士(学校の教育に対する助言をする者)や研究士(学校の教育に対する助言をする者)を対象に、3日間で24時間に渡る日程

で運営されている。発明指導者課程は各学校の教師を対象に、10日間で60時間に渡る日程で運営されている。主な教育内容としては知識基盤社会や発明教育の重要性、特許庁の発明教育に関する振興策、学校の発明クラスの運営方法、知識財産権法の基礎などで構成されており、2004年には教育管理者課程に460名、発明指導者家庭に290名が参加した。

ロ. 教員対象の大会開催

特許庁では教師達の活発な発明活動を導き、発明指導者の研究意欲を高める為、全国教員発明品コンテスト及び全国教員発明研究大会を開催している。

「全国教員発明コンテスト」は発明指導教師による直接的な出品と授賞式を通し、発明指導の質を高めると共に発明意欲の鼓吹を図る為、1999年に新設されてから2004年現在第6回目を迎えている。2004年の第6回全国教員発明コンテストには、計114名の教師が参加し、奨励賞から金賞まで13名の作品が入賞した。

また、発明指導教員の研究意欲を高め、各学校の発明教育を活性化させる為、1996年から毎年全国教員発明教育研究大会を開催している。

この大会は発明クラス及び発明教室などの発明指導教員を対象に、発明教育に関する優秀な研究論文に対し表彰している。入賞した教員には教育公務員昇進規定により、入賞別に金賞は1点、銀賞は0.75点、銅賞は0.5点の昇進加算点が与えられる。

2004年には計86編の論文が受け付けられ、35編の優秀研究論文を選定し、論文集として製作、配布した。

<表 IV-1-7> 全国教員発明教育研究大会開催現状

(単位：編)

年度	提出論文数	授賞論文数	授賞内訳
1996	61	18	金賞：3, 銀賞：6, 銅賞：9
1997	65	26	金賞：4, 銀賞：9, 銅賞：13
1998	81	32	金賞：5, 銀賞：11, 銅賞：16
1999	172	50	金賞：8, 銀賞：17, 銅賞：25
2000	98	36	金賞：6, 銀賞：12, 銅賞：18
2001	78	31	金賞：5, 銀賞：10, 銅賞：16
2002	95	37	金賞：7, 銀賞：14, 銅賞：16
2003	86	35	金賞：6, 銀賞：12, 銅賞：17
2004	86	35	金賞：6, 銀賞：12, 銅賞：17

第2節 優秀な発明人材の養成

1. 発明奨学生を選抜

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 李ハクジン

特許庁では、優秀な発明能力を持つ学生の持続的な発明活動を奨励し、優秀な人材が理工系へ進学することを促進する為、2003年に「発明奨学生」選抜事業を初めて施行した。

発明奨学生は産業財産権の出願及び登録の実績、学生の発明大会の参加、入賞実績及び発明クラスの活動など、発明活動の実績を評価し、選定される。

第1回(2003)の発明奨学生は、大学生180名、高校生176名、中学生125名の計481名が選抜された。第2回(2004)の発明奨学生の選抜には小学生部門を新設し、小学生101名、中学生108名、高校生101名、大学生100名の計410名を選抜し、最高3百万ウォンの奨学金が支給された。

発明奨学生の選抜事業は特許庁が行っている発明人材養成の為の主要事業で、2003年以来、毎年実施されており、発明活動の活性化に大きな成果をあげている。特に小学生・指導教師部門を新設するなど、参加の幅を広げ、発明教育の第一線で大きな呼応を得ている。

2. 発明行事の開催

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 李ハクジン

イ. 大韓民国学生発明展示会の開催

大韓民国学生発明展示会は学生達の創意性を啓発し、発明を日常化することにより、知識基盤化の主役になる発明人材を発掘・養成することを目的としている。

2004年の第17回大韓民国発明展示会は3月2日から4月8日まで、計3,993点の作品が出品され、2,004年の7月21日から7月25日まで韓国総合展示館（COEX）で647点が展示された。

同展示会の出品対象は小・中・高校及び大学の学生の発明及び考案品であり、出願及び登録済みであるか否かは関係ない。受賞作品は書類審査→先行技術調査→現物審査→総合審査の過程を経て選定される。

毎年展示会に出品された作品に対しては個人賞と団体賞に分けて授賞しており、受賞作品に対しては地方展示会に展示すると共に、発明キャンプへの参加や指導教師の海外研修などのチャンスが与えられる。特に高校在学中の受賞学生には、特技者選考による大学進学のコアンスが与えられる。

＜表 IV-1-8＞ 大韓民国学生発明展示会開催現状

(単位：点)

年 度	出品数	展示作品数	授賞作品数	展示場所
1991	741	331	93	発明奨励館
1992	1,259	339	89	〃
1993	1,149	346	106	〃
1994	1,338	227	106	〃
1995	1,501	180	106	〃
1996	1,720	184	106	〃
1997	1,871	211	106	〃
1998	1,873	257	108	COEX
1999	3,605	393	149	COEX
2000	5,715	495	151	COEX
2001	4,143	419	186	COEX
2002	4,260	400	178	COEX
2003	4,137	423	182	COEX
2004	3,993	647	192	COEX

地方巡回展示会は奨励賞以上の受賞作品及び歴代国務総理賞以上の受賞作を展示対象とし、2004年には済州（10月）と春川（10月）で開催された。また、7月には奨励賞以上の賞を受賞した学生を対象に2泊3日の発明キャンプを実施した。更に金賞以上の賞を受賞した学生の指導教師に対して、発明指導意欲の鼓吹及び学生発明を活性化させる為の雰囲気作りの為に、日本研修を実施した。

ロ. 全国学生発明想像画-キャラクター制作大会の開催

類似した創作実技大会が統合されるにつれ、1996年から開催されてきた全国発明想像画大会は2001年から「全国学生発明想像画-キャラクター制作大会」に分けて開催されている。

5月から7月までの間に全国的に市・道予選を行い、8月に本選を開催する。市・道予選では12,366名余りの学生達が参加し、本選にはこの予選を通過した680名余りの学生が参加している。小学生を対象とする発明想像画部門では231名が参加し、50名が受賞した。小・中・高校生を対象とする発明キャラクター部門では449名が参加し、124名が受賞した。

本大会は学生達の発明に対する創意性や無限な想像力を絵に表現し、これを評価する為の大会であり、一般公募によって郵送された作品を審査するのではなく、現場で作品のテーマを付与し、その場で描かれた作品を審査することに特徴がある。

ハ. 「全国学生創意力オリンピック」の開催

全国学生創意力オリンピックは、今まで個別的に開催されてきた特許庁主催の「全国学生発明創作コンテスト」の実技部門、韓国学校発明協会が主催する「全国学生発明頭脳オリンピック」及び、三星電子が主催する「三星創意力オリンピック」の3つの大会を更に発展させる為に統合した大会である。特許庁と三星電子が共同主催し、韓国学校発明協会の主管の下、2002年1月29日から1月31日まで成均館大学の自然科学キ

キャンパス（水原）で初めての大会が開かれた。2004年には3回目の大会が1月16日から2日間にわたり、ソウル貿易展示場で開催された。

この大会の特徴は5～7名の学生達が一つのチームを構成して参加し、科学、数学、音楽、美術、工作機能などの総合的な創意性を元に、事前に与えられた課題（長期課題）と大会の現場で与えられる課題（現場課題）を解決していく過程においての学生達の創意性を評価することである。また、この大会は米国で開かれる「世界青少年創造性コンテスト（DINI）」が元になった学生の総合的な創意性を競うコンテストである。

この大会は「電子運動による事件転換」、「立体漫画」、「仮想構造物」の3つの分野で、小・中・高校生達がチームを組んで志願し、事前長期課題や現場課題の問題を解決していく大会である。この大会で優勝した1チームは世界大会に参加できる資格が与えられ、国際的に競争することになる。

3. 大学生の発明活動の活性化

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 グアック・ソンミ

特許庁では潜在している将来の産業人材である大学生達の知識財産権に対する認識を高め、創意性を発揮した発明活動による知識財産権の創出や活用能力を高める為、大学発明同好会の活動への支援を行っている。

特に安定的な事業推進及び学生達の自発的な参加機構を通じた発明活動を促進させ

る為、全国43ヶ所の発明同好会で構成された全国大学発明同好会の連合会を中心に、様々な発明活動を支援している。

大学生達は全国大学発明同好会の連合会を通し、夏の発明キャンプ、発明同好会の作品展、インターネットサイトの運営（www. Inventplus. net）、広報館の運営などの活発な活動を行っている。

それと共に、学生達の発明意欲を鼓吹し、技術革新の事例発表による将来の技術開発人材を養成する為、第3回全国大学発明同好会コンテストが開催された。

同大会は大学生達の発明アイデアに対する仮想の事例発表で構成され、アイデアの創出過程、特許情報や先行技術情報の分析、出願明細書の作成などの過程を発表の対象としている。発明の難易度や実用性、特許情報の分析や適用能力、出願登録の実務能力や発明同好会の運営実績などを評価の対象とする。評価の結果、本大会には24の大学から66個のチームが参加し、大賞（産業資源部長官賞）など9の大学の11個のチームが受賞した。

'04年からは発明活動の実績が優秀な同好会に授与する団体賞を新設し、大学内の発明活動を強化させる契機となった。

＜表 IV-1-9＞ 全国大学発明同好会の現況

地域	No	学校名	サークル	人数
首都圏	1	東ソウル大学校	電子システム	26
	2	明知大学校	スルギト	31
	3	淑明女子大学校	オントンハン サラムドル	25
	4	亞洲大学校	ユレカ	28
	5	正修機能大学	INVENT21	46
	6	慶熙大学校	ドルセ	24
	7	ソウル産業大学校	発明開発研究会	34
	8	ソウル市立大学校	ミル	20
	9	成均館大学校	成均発明研究会	32
	10	大眞大学校	MSED	36
	11	安山工科大学	シンクトン	22
	12	崇實大学校	バラムゲビ	54
	13	仁荷大学校	アイディア バンク	29
	14	延世大学校	延世アイディア研究会	46
	15	光云大学校	YAT	22
大邱、慶北	16	大邱大学校	ATEL	22
	17	馬山大学	レントゲン	20
	18	嶺南大学校	インベンチャ	21
	19	安東大学校	Idea Bank	20
	20	慶北大学校	ドルグルム	28
	21	金烏工科大学校	コブクソン神話	28
釜山、慶南	22	慶尚大学校	Hot Think	23
	23	金泉大学	世宗大王	35
	24	釜山デジタル 情報機能大学	釜山機能大発明組	18
	25	釜山大学校	ブベン	30
	26	東明情報大学	秘密NOTE	28
	27	東西大学校	ノベル	42
	28	釜山東義工業大学	ベンチャー発明研究会	20
	29	蔚山大学校	Unlimited Idea	24
全羅	30	光州大学校	クブス	32
	31	木浦大学校	N. E. O	25
	32	朝鮮大学校	R. P. M	30
	33	東新大学校	IPG	24
	34	全南大学校	IP&V	20
忠清	35	永同大学校	APOS	23
	36	南ソウル大学校	Deram Life	25
	37	順天郷大学校	スペクトラム	16
	38	啓明文化大学	啓明創業	18
	39	韓国技術教育大学校	EDIT	21
	40	弘益大学校	Tuktaktuktak	25
	41	大田保健大学	Health Project	25
	42	建國大学校(忠州)	inventers	20
	43	忠南大学校	コマジョング	18
計		43 校	43 サークル	

4. 知識財産教育センターの建設推進

産業財産政策局 産業財産振興課 建築事務官 李ヨンミン

知識財産教育センターの建設事業は特許庁が持続的に推進してきた発明人材養成事業の一環である。このセンターは、各地域の発明工作教室の中心的な役割を果たしながら、専門的な各種発明教育のサービスを提供することにより、優秀な発明人材を育成する為に進められてきた。

'02年度に同センターの建設の基本計画を樹立し、'03年度に設計案を確定した。'04年度からは本工事に着手し、'05年度の下半期に会館を予定している。

同センターは大徳研究団地内に計1,300坪余りの規模で建設され、発明教室の様な一般発明教育施設の他に、視聴覚室、体験展示室などを備える予定である。これにより、展示物の体験及び操作ができ、発明に対する興味をより一層高め、発明過程を体験できるようになる。また、大徳研究団地及び団地周辺の優秀な科学技術人材や施設を利用し、より深化された発明教育を行う予定である。

更に、優秀な発明教育プログラムの開発・普及等を通し、各地域の発明工作教室、国際知識財産研修院などで散発的に行われる学生発明及び特許教育を体系化する中央発明教育機関の役割を担うことになる。

第2章 知識財産創出の促進

第1節 知識財産権に対する中小企業の認識の向上

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 朴ジュヨン

1. 推進背景

特許庁では21世紀の知識基盤社会で企業競争力の核心要素となる知識財産創出の力量強化を支援する為に、1999年7月以降「中小企業に知識財産権の保有を勧誘する運動」を持続的に展開してきている。当時中小企業の知識財産権の保有状況は非常に悪く、国内で5人以上の従業員を持つ中小企業の約9万1千ヶ所余り中の約4.4%に過ぎない4千ヶ所余りの企業しか特許権または実用新案権を保有していないのが実情であった。

これに伴い、特許庁では我が国の中小企業が知識財産を元にした企業経営ができるよう、中小企業別に1件以上の特許を保有し、活用することを奨励する為に同事業を推進することになった。

2. 全国巡回説明会の開催

イ. 推進目的

地方の中小ベンチャー企業、個人発明家、学生などに知識財産権についての意識を

向上させることによる発明風土作りと、従業員5人以上の全ての中小企業が1件以上の産業財産権を保有するよう誘導することにその目的がある。

ロ. 運営成果

中小企業に知識財産権を保有させることの一環として進められた全国巡回説明会は、2003年に67回開催され、3,931名(1回に59名)が参加し、2004年には64回の開催に3,907名(1回に61名)が参加するなど関心度が高まってきている。

3. 業種別団体への説明会開催

イ. 推進目的

業種別団体の知識財産権に対する認識及び管理能力の向上を通じた知識財産権創出及び活用能力の強化を図ると共に、業種別団体の会員企業の知識財産権に係わる苦情を発見し、それを解決することに目的をおいている。

ロ. 推進方法

特許庁の審査担当官室及び知識財産権の業務協定条約が締結された30個の団体を対象にし、企業から説明会開催の要求を受けた際に特許庁の担当審査官より説明会を行っている。

ハ. 運営成果

中小企業に知識財産権を保有させる運動の一環として進めてきた業種団体別の知識

財産権説明会は、2003年には27回開催され、1,277名(1回に43名)が参加し、2004年には30回の開催に1,459名(1回に49名)が参加するなど、業種団体別の説明会に対する関心も高まりつつある。

第2節 権利化の為の支援強化

1. 海外での知識財産権獲得の支援

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 金ゴンス

国内の個人及び中小企業が熾烈な国際技術競争から生き延びられるよう、内国民の優秀な発明に対する海外出願及び権利確保を奨励する必要がある。それにより、特許庁では海外出願費用の補助事業及び海外出願費用の融資事業を行い、海外に出願する特許及び実用新案の出願費用を支援している。

イ. 海外出願費用の補助事業

申請資格は、内国民かつ外国に特許または実用新案登録を出願する個人又は小企業であり、技術性の評価結果が優秀な発明に限って申請日からさかのぼって過去2年以内に送金した出願費用に対して補助を行っている。また、PCT国際出願の場合、国内段階が進行した場合に限って国際段階の費用までさかのぼって支給している。

補助金の支給は出願の件別に200万ウォンの限度内で支援することにしており、申請

人1人当たり、年間3件（技術）以内と制限している。1つの発明を様々な国に出願する場合、そのうちの1件のみが支給され、同一発明の場合は出願する国毎に1回に限り支給される。

申請書類は外国出願の証明書類のコピー1通、外国出願費用の証明書類のコピー1通、申請人の印鑑証明1通、発明の詳細な説明・図面及び請求範囲が記載された出願書のコピー1通、取引銀行の口座番号であり、これらは韓国発明振興会に提出すればよい。補助金に対する申請期間は毎年1月1日から12月31日までであり、補助金の至急は補助金を申請した四半期の次の四半期に支給される。

ロ．海外出願費用の融資事業

'03年からの新規事業として行っている事業で、融資を受けるには担保、すなわち不動産や保証書が必要であり、1人（1会社）当たり1億ウォンの限度内で融資が行われる。

融資支援の対象は外国に特許または実用新案を出願した個人事業者または中小企業である。申請された件に対して技術性や事業性などを審議し、優秀な発明と判断された場合、融資実施機関は中小企業銀行に推薦し、担保の有無を評価して支援することになる。

融資の条件及び手続きは以下の通りである。

<表 IV-2-1> 外国出願費用の融資条件

貸出金利	融資期間	貸出条件	課題当たり限度額
3.59~4.87% (変動金利)	8年 (3年据置き5分割償還)	担保貸出	100百万ウォン

<図 IV-2-1> 海外出願費用融資の手続



ハ. 支援実績

＜表 IV-2-2＞ 海外出願費用補助事業申請及び支援現状

(単位：件、百万ウォン)

区分	申請件数(A)	支援件数(B)	支援学	支援率(B/A)	備考
'01	428	257	299	60.0%	個人 154 中小企業 103
'02	938	391	462	41.7%	個人 217 中小企業 174
'03	985	334	556	33.9%	個人 150 中小企業 184
'04	727	261	500	35.9%	個人 165 中小企業 96

注) '98年以前には個人優先で支援した後、中小企業を支援したが、'99年以降からは個人、中小企業の区分なしに技術性を評価した後に支援可否を決定することにした。

＜表 IV-2-3＞ 海外出願費用融資事業申請及び支援現状

区分	申請	推薦	支援	備考
'03	22件 2,126百万ウォン	19件 1,372百万ウォン	7件 519百万ウォン	個人、 中小企業
'04	35件 2,464百万ウォン	26件 1,722百万ウォン	14件 891百万ウォン	個人、 中小企業

＜表 IV-2-4＞ 外国特許出願の所要費用

(単位：万ウォン)

国家名	米国	日本	中国	英国	豪州	台湾	フランス	ヨーロッパ (5カ国基準)
総費用	950	1,100	800	800	650	800	900	1,900

注) 国内代理人手数料 150万ウォン(平均)、外国代理人手数料 4,000\$、翻訳料 96万ウォン(20page基準)、成功報酬料 150万ウォン、通信料など 45万ウォン、印紙料 150万ウォンなどを含む

2. 中小企業に対する産業財産権の診断支援

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 朴・ジュヨン

産業財産権の診断事業は先進国の特許攻勢から中小・中堅企業に対する保護体制を構築し、技術開発過程で外国特許権への抵触の有無を診断し、適正技術の開発方案を提示すると共に、特許技術情報の活用を促進する為の事業である。

診断にかかる所要費用の75%は、中小・中堅企業が研究開発に着手したり、技術の導入を進めたりする以前に、関連技術に対する総合的な診断を実施することを奨励する為、国庫から補助し、残りの25%は診断を申請した機関が負担するようにしている。

診断の主要内容は関連技術の国内外の先行技術調査、技術情報の原文収集、収集技術の情報分析を通して、技術情報、経営情報、権利情報として活用できるパテントマップ (Patent Map) の作成、核心技術実態の分析、市場及び技術動向の分析、国内外の競争企業に対する事前対応策の樹立などである。

事業を遂行する事業管理機関として韓国発明振興会に設けられており、大学、研究所及び特許法律事務所など、技術分野別の専門性を確保している機関を診断機関として指定し、分野別の技術診断を実施している。

事業遂行の手続きは、保有している、又は研究開発推進中の課題に対し、産業財産権の技術診断を受けようとする中小企業から申請書を受け付ける。それから産業体・学校・研究所・政府機関の専門家達で構成された運営委員会の審議を通して費用支援対象の課題を選定する。そして最後に、選定された課題に対し、指定された診断期間

で権利の侵害可能性の有無、有利な技術開発の方向などに対する診断を実施する。

＜表 IV-2-5＞ 産業財産権診断事業運営実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
件数	36	26	22	15	17	21	21	25	28
予算	308	239	225	209	238	238	257	348	400
民間負担	239	171	146	112	134	161	162	93	104

3. 地方自治体ブランド・デザインの権利化の支援

商標デザイン審査局 商標デザイン審査政策課 行政事務官 金ホンヨン

イ. 推進背景

特許庁は「2002韓・日ワールドカップ」で形成された国家のイメージアップ効果を、各地域の伝統・文化商品及び特産品のグローバル化に結び付ける為、地域特産品などに対する地方自治体次元の自体ブランド及びデザインの開発を積極的に奨励した。また、これを商標及びデザインなどの知識財産権として出願し、権利化するよう誘導する為に、地域巡回説明会などの支援事業を積極的に推進した。

ロ. 推進実績

特許庁の商標・デザイン審査官を中心に、権利化の諮問団体を構成し、地方自治体の現地訪問による教育を通して出願及び権利化の方法を案内し、ブランド・デザインの権利化に伴う苦情などを把握した。また、該当地域では関連公務員、営農後継者、作物班所属の営農家、伝統文化商品の生産者などが説明会に参加し、審査官の説明を聴取し、疑問事項に対する質疑応答に積極的に参加するなど、多くの関心と熱意をみせた。

特許庁はこれから行政自治部及び各市・道と緊密な協調体制を構築し、各地方自治体公務員の知識財産権に係わる認識及び専門性を高める為、体系的な教育を実施する方針である。また、それと同時に各基礎自治体別の営農団体及び特産品の生産団体などの特性に合う個別巡回教育を平行して実施するなど、各地域の伝統・文化商品及び特産品の世界商品化の為に、地方自治体のブランド・デザイン権利化を積極的に支援していく方針である。

<表 IV-2-6> 地域巡回説明会の回数及び参加者数

(単位：機関、名)

区分	江原	京畿 仁川	忠北	忠南 大田	全北	全南 光州	慶北 大邱	慶南 釜山 蔚山	その他	計
自治 団体	9	11	6	7	11	13	6	11	14	88
教育 人員	331	499	435	318	550	1,381	819	623	1,062	6,018

注) 2004.12月末現在

第3節 地域知識財産の創出基盤助成事業

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 朴ジュヨン

1. 推進背景

特許庁は21世紀の知識基盤社会における地方中小企業の知識財産権の創出活動を積極的に支援する為、地域別に拠点を設けて知識財産サービスを強化している。地域知識財産センターとは、市・道の商工会議所を中心に設置・運営してきた「地域特許情報支援センター」を2004年1月から拡大・改編した機関であり、このセンターでは特許情報サービスの提供、知識財産権の総合案内や相談、知識財産権の説明会を行っている。また、地方自治体などの地域発明関連機関と協力し、地域別に特化された事業の発掘・施行を行っている。

2. 地域知識財産センターの事業概要

イ. 基本方針

地域知識財産センター運営の基本方針は、地方化時代に地域知識財産センターを地域の総合的な知識財産支援のインフラとして機能させ、地域住民にとって身近なものにすることである。出願の相談のみならず、特許情報の検索、特許技術の事業化及び取引に関する総合コンサルティングの提供などをワンストップで解決する。また、各地方に合わせて差別化を図った特色ある事業発掘を奨励することにより、地域別技術

革新の力量強化及び経済発展に寄与することに地域知識財産センターの目的がある。

ロ. 事業目標

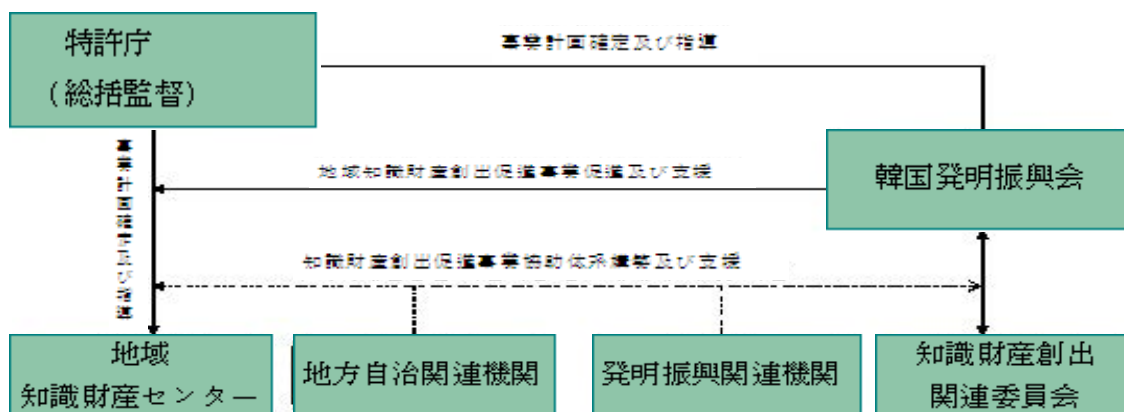
- 1) 地域の発明風土作り及び知識財産権の認識向上
- 2) 地域内の知識財産権創出促進及び積極的な活用促進
- 3) 地方企業の知識財産権確保を通じた競争力強化及び地域経済の発展推進

ハ. 主要な機能

- 1) 特許情報サービスの提供及び総合案内
- 2) 知識基盤構築の為の知識財産説明会及び教育課程の運営
- 3) 地域内の知識財産権創出促進、活用の増大及び事業化の支援
- 4) 地域発明振興の為の各種大会及び展示会などの催しの開催
- 5) 知識財産権の総合支援体制構築を通じたワンストップサービスの提供

ニ. 事業推進体教育

<図 IV-2-2> 推進体教育



<表 IV-2-7> 事業参加機関別の役割

機関類型	担当機関	役割
総括機関	特許庁	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本事業計画樹立及び政策樹立 ○ 事業推進に必要な予算確報及び行政支援 ○ 総括事業指導、監督、評価
地域知識 財産創出 促進事業 推進及び 支援機関	韓国発明振興 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 細部事業推進計画の樹立及び推進 ○ 運営管理要領の制定などの諸般事業運営・管理 ○ 協力機関、参与機関との協力業務 ○ 各種委員会などの構成及び運営管理 ○ その他実務行政支援などの諸般業務の遂行
事業遂行 機関	運営主体別 事業遂行機関 を参照	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域知識財産センター業務 ○ 地域内の産業財産権創出基盤造成 ○ 地域内産業財産権の創出、利用及び事業化支援 ○ 地域発明進行のための各種行事の開催など
協力機関 及び参与 機関	関係機関及び 関連機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知識財産創出、促進のための協力業務 ○ 専門担当機関の共同推進及び実務行政業務の協力支援など ○ 専門担当機関の指定、特定事業に対する委託遂行など
委員会 運営	知識財産権 専門家	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価委員会など運営

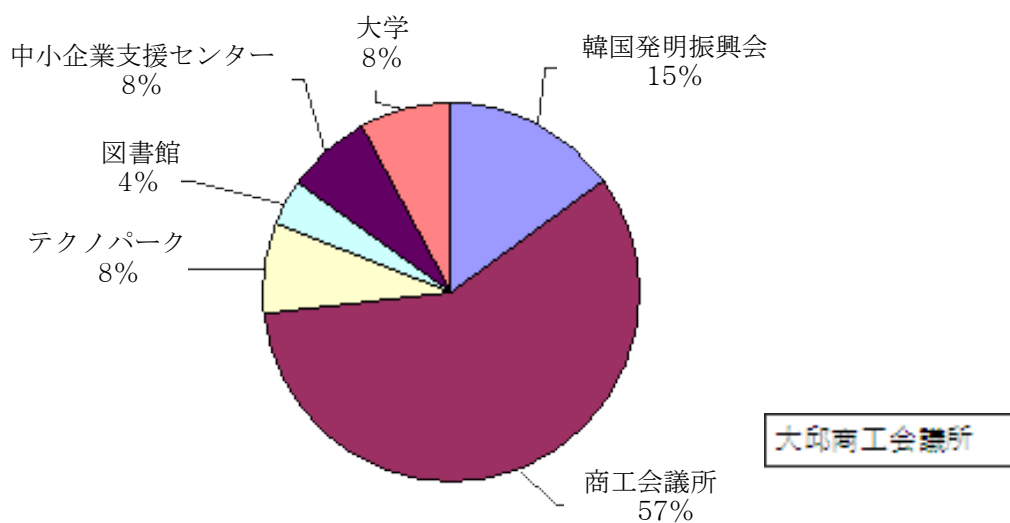
ホ. 事業参加機関の現況

1) 運営主体別事業遂行機関

<表 IV-2-8> 運営主体別事業遂行機関

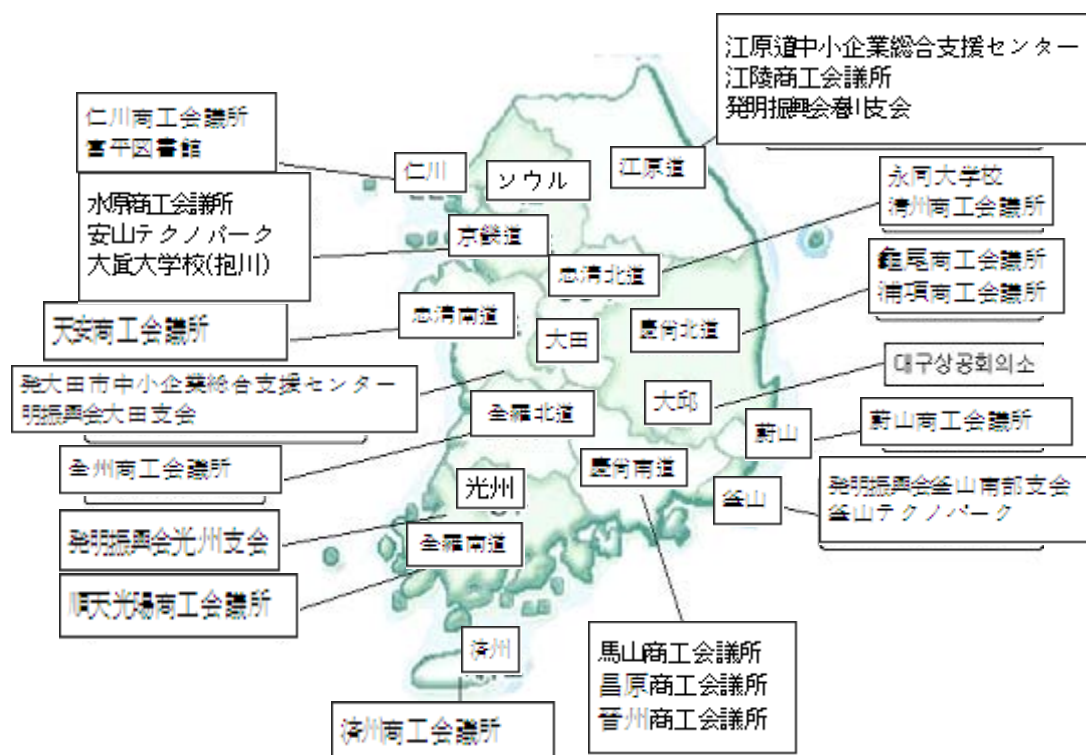
運営機関	地域センター(担当者数)	備考
発明振興会支会	釜山南部(4), 光州(4), 春川(3), 大田南部(2)	発明奨励館含む
地域商工会議所	大邱(2), 仁川(2), 蔚山(1), 水原(1), 清州(2), 天安(2), 龜尾(1), 浦項(1), 馬山(1), 全州(2), 順天(1), 済州(1), 昌原(1), 晉州(1), 江陵(1)	
テクノパーク	釜山西部(1), 京畿安山(1)	
仁川広域市 (富平図書館)	富平(1)	
中小企業総合 支援センター	原州(1), 大田北部(1)	
大学	大真大学校(1), 永同大学校(1),	
小計	26 センター 40人	

<図 IV-2-3> 運営主体別事業遂行機関の分布図

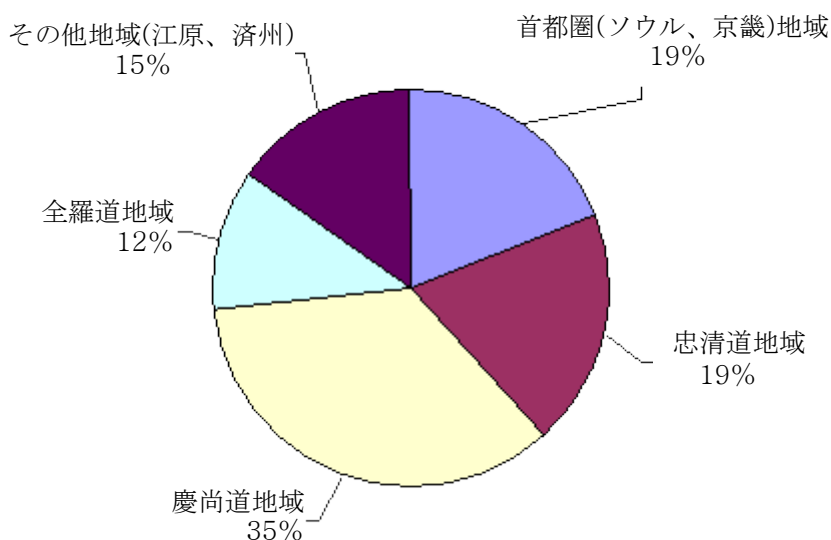


2) 地域別事業遂行機関分布の現況

<図 IV-2-4> 地域別事業遂行機関分布の現況



<図 IV-2-5> 地域別事業遂行機関の分布図



3) 設置運営の現況

<表 IV-2-9> 設置運営の現況

No	センター名 (運営機関)	センター長 (担当職員)	連絡先	住所	備考(設置、 登録日)
1	江原江陵知識財産センター(江陵商工会議所)	クオン・ヒョク ロク(金キルナム)	033) 643-4411	江原道 江陵市 校2洞 349-2 (210-922)	2003. 10 (登録)
2	江原原州知識財産センター(江原道中小企業総合支援センター)	ヤン・チャンフ アン(チョウヨンヒョン)	033) 749-3310	江原道 原州市 牛山洞 405-29 (220-952)	2001. 7 (登録)
3	江原春川知識財産センター(韓国発明振興会春川支会)	チェ・ドンホ (金ジョンテク) (ヨンソラ)	033) 258-6580	江原道 春川市 後坪洞 198-25 ベンチャービジネスサロン 1階(200-161)	2000. 2 (設置)
4	京畿水原知識財産センター(水原商工会議所)	金ジョングック (オ・ビョンミン)	031) 244-3453	京畿道 水原市 長安区 亭子 2洞 80-17 (440-302)	2000. 2 (設置)

No	センター名 (運営機関)	センター長 (担当職員)	連絡先	住所	備考(設置、 登録日)
5	京畿安山知識財産センター (京畿テクノパーク)	チェ・ガンソン (朴・ヨンソ)	031) 500-3037	京畿 安山市 常緑区 四洞 1271-11 (426-901)	2003. 10 (登録)
6	慶南馬山知識財産センター (馬山商工会議所)	金テホ (金ジョンム)	055) 241-4121	慶南馬山市 山湖洞 17-5 (631-480)	2000. 2 (設置)
7	慶南晋州知識財産センター (晋州商工会議所)	カン・デウン (イギウン)	055) 753-0411	慶南晋州市 上大洞 341-3 (660-802)	2001. 12 (登録)
8	慶南昌原知識財産センター (昌原商工会議所)	李ジョンデ (パク・ヒソク)	055) 283-0608	慶南昌原市 新月洞 97-6 (641-738)	2001. 7 (登録)
9	慶北龜尾知識財産センター (龜尾商工会議所)	パク・ジョング (金ダルホ)	054) 454-6601	慶北 龜尾市 松亭洞 454 (730-716)	2000. 2 (設置)
10	慶北浦項知識財産センター (浦項商工会議所)	金チェホン (金ウンギ)	054) 274-2233	慶北 浦項市 南区 上道洞 10-2 (790-827)	2000. 2 (設置)
11	光州知識財産センター (韓国発明振興会 光州支会)	金イル (李ファシン) (パク・ヨンヒョン) (ソ・スミ)	062) 954-3841	光州 光山区 道泉洞 621-15 河南 3次工業団地 中小企業振興センター2階 (405-300)	2000. 2 (設置)
12	大邱知識財産センター (大邱商工会議所)	ソン・サンス (金ジョンフン) (ジヤン・ヘリョン)	053) 755- 0041	大邱市 東区 新川3洞 107 (701-702)	2000. 2 (設置)
13	大田南部知識財産センター (韓国発明振興会 大田支会)	パク・ヒジョン (イム・ウンス)	042) 864- 4307	大田市 儒城区 九城洞 400 KAIST 同門操業館 2階 (305-701)	2004. 12 (登録)
14	大田北部知識財産センター (大田市中心企業 総合支援センター)	ソン・インス (金デソン)	042) 867- 4115	大田市 儒城区 長洞 23-14 (302-789)	2003. 10 (登録)
15	大真大学知識財産センター (大真大学校)	クオン・ヒョクホ (パク・サホ)	031) 539- 1277	京畿道 抱川市 仙壇洞 サン11-1 産学協力院 (487-711)	2004. 12 (登録)
16	釜山南部知識財産センター (韓国発明振興会 釜山支会)	金ジュピョン (李明ンギ) (ソ・ミヨン) (パク・ジュヒ)	051) 645-9683	釜山市 南区 門峴 3洞 243 門峴会館 1階 (608-043)	2000. 2 (設置)

No	センター名 (運営機関)	センター長 (担当職員)	連絡先	住 所	備考(設 置, 登録日)
17	釜山西部知識財産セ ンター (釜山テクノパーク)	カン・ヒョギョン (チュウ・カンジン)	051) 313-1486	釜山市 沙上区巖弓洞 651-1 (617-729)	2003. 3 (登録)
18	永同大学知識財産セ ンター (永同大学校)	ユン・サンウオン (チャン・ヒョンス)	043) 740-1335	忠北 永同郡 永同邑 雪溪里 サン12-1 第1工学館 産学協力院団 (370-701)	2004. 12 (登録)
19	蔚山知識財産センタ ー (蔚山商工会議所)	金ヨンジュ (李ウジン)	052) 228-3083	蔚山市 南区 新亭 3洞 589-1 (680-013)	2000. 2 (設置)
20	仁川富平知識財産セ ンター (仁川広域市富平図書 館)	金ケスン (ユン・ハンジン)	032) 512-8023	仁川市 富平区 十井洞 186-454 (403-130)	2003. 1 (登録)
21	仁川知識財産センタ ー (仁川商工会議所)	金フンギ (金ジョンク) (李スヨン)	032) 810-2838	仁川市 南洞区 論峴洞 447 (405-849)	2000. 2 (設置)
22	全南知識財産センタ ー (順天.光陽商工会議 所)	チョウ・ヒョウク (ソク・ギル)	061) 741-5511	全南 順天市長泉洞 58-2 (540-190)	2000. 2 (設置)
23	全北知識財産センタ ー (全州商工会議所)	ユン・テソフ (ハク・スマン) (チョウ・セギョン)	063) 288-3013	全北 全州市 完山区 前 街 140-11 (560-040)	2000. 2 (設置)
24	済州知識財産センタ ー (済州商工会議所)	コ・ヨンム ン (オ・ヨソク)	064) 757-2164	済州市 二徒2洞 1176-53 (690-827)	2000. 2 (設置)
25	忠南知識財産センタ ー (天安商工会議所)	チェ・ヨンテ ン (チョン・ジョンオ) (カン・ジョンソ)	041) 556-7131	忠南 天安市 院城洞 286-7 (330-070)	2000. 2 (設置)
26	忠北知識財産センタ ー (清州商工会議所)	ユン・ソソル (ハク・チソク) (金ウンヘ)	043) 254-4281	忠北 清州市 上黨区 北門路 2街 116-84 (360-012)	2000. 2 (設置)
	知識財産創出促進事業及 び地域知識財産センター 運営支援	ワン・ヨンジン ホ・ドンク 金チェゴン 金ユホン ナ・ギソン	02) 3459-2821	ソウル市 江南区 驛三洞 647-9 韓国知識財産センター 18階 (135-980)	

3. 地域知識財産センターの事業内容

イ. 基本事業

1) 特許情報サービスの提供

- KIPRISによる特許技術情報の検索支援
- 特許技術指導（PM）の普及及び活用支援
- 知識財産権法令などの関連資料及び各種書式の提供

2) 知識財産権の総合案内

- 特許出願、登録関連総合案内（訪問／電話）
- 相談する人と審査官との画像面談サービスの提供
- 特許情報の検索指導及び電子出願の指導
- パテントマップ（Patent Map）の作成指導
- 出願書などの各種書式の作成指導

3) 無料弁理相談室の運営及び専門家によるコンサルティングの提供

弁理サービスを受けることが難しい地域の個人及び中小・ベンチャー企業を対象に、知識財産権及び経営全般に対する専門家との相談を通して高品質の相談サービスを提供する為、弁理士などの専門家を委嘱して個別相談事項に対する専門的かつ実質的な相談サービスを提供している。

4) 知識財産権の教育及び説明会の開催

地域住民に対する発明風土作り及び知識財産権に対する認識向上を目的に、中小・ベンチャー企業、一般人、学生などを対象とする説明会を開催し、地域内の知識財産権専門家を養成する為の知識財産の教育課程を、韓国発明振興会のサイバーアカデミーと連携して運営している。教育及び説明会のテーマとしては、産業財産権の基礎、

電子出願及び特許情報の検索、特許出願及び特許管理戦略、明細書作成及び請求範囲の解析、商標・デザイン出願及び管理戦略、特許審判及び訴訟制度、特許技術の事業化戦略等がある。

5) 地域知識財産センターの広報

地域内の中小・ベンチャー企業、地方自治体などに対するパンフレットの発刊及び配布、地域放送や地方紙などの大衆媒体による広報、インターネットのホームページを利用した広報などを通じ、地域知識財産センター利用の活性化を図ると共に、知識財産そのものに対する認識の向上を図っている。

ロ. 関連機関ネットワークの形成

地方自治体、大学、研究所などの地域関連機関との連携を強化し、総合的で体系的な地域知識財産創出の土台助成と地域協力事業の円滑な遂行の為には関連機関のネットワーク形成は必要であると言える。多様な階層の意見を受容し、該当地域で知識財産創出を促進させる為、各種諮問の提供とアイディアの発掘を行っている。また、地域行事の共同開催の為、各地方の知識財産センター別に「発明同好会」を構成して運営している。

ハ. 地域発明関連機関の協力事業

地方自治体、大学、教育庁等との協力を通じ、各地方の知識財産センター別に様々な協力事業を遂行している。協力事業の例としては、地方自治体との協力による地方特化産業部門の従事者を対象とした特許出願費の支援、試作品製作の支援、特許事業化の支援と地方教育庁との協力による各種発明コンテスト、アイディアコンテスト、関連機関との地域ブランドの価値を高める為の様々な催事の開催などがある。

4. 事業推進実績

イ. '04年予算支援の状況

＜表 IV-2-10＞ '04年予算支援の状況

No	センター名	支援金額	人数	備考
1	江原江陵知識財産センター	34,000,000	1	
2	江原原州知識財産センター	34,000,000	1	
3	江原春川知識財産センター	104,000,000	3	発明奨励館運営
4	京畿水原知識財産センター	34,000,000	1	
5	京畿安山知識財産センター	34,000,000	1	
6	慶南馬山知識財産センター	34,000,000	1	
7	慶南晉州知識財産センター	34,000,000	1	
8	慶南昌原知識財産センター	34,000,000	1	
9	慶北龜尾知識財産センター	34,000,000	1	
10	慶北浦項知識財産センター	34,000,000	1	
11	光州知識財産センター	148,000,000	4	発明奨励館運営
12	大邱知識財産センター	46,000,000	2	
13	大田南部知識財産センター	81,000,000	2	
14	大田北部知識財産センター	34,000,000	1	
15	大眞大学知識財産センター	26,000,000	1	
16	釜山南部知識財産センター	155,000,000	4	発明奨励館運営
17	釜山西部知識財産センター	34,000,000	1	
18	永同大学知識財産センター	26,000,000	1	
19	蔚山知識財産センター	34,000,000	1	
20	仁川知識財産センター	46,000,000	2	
21	仁川富平知識財産センター	34,000,000	1	
22	全南知識財産センター	34,000,000	1	
23	全北知識財産センター	43,500,000	2	
24	済州知識財産センター	34,000,000	1	
25	忠南知識財産センター	43,500,000	2	
26	忠北知識財産センター	43,500,000	2	
	計	1,272,500,000		

※ 地域知識財産センター運営支援及び知識財産創出促進

地域知識財産センター運営支援事業：599,000,000ウォン

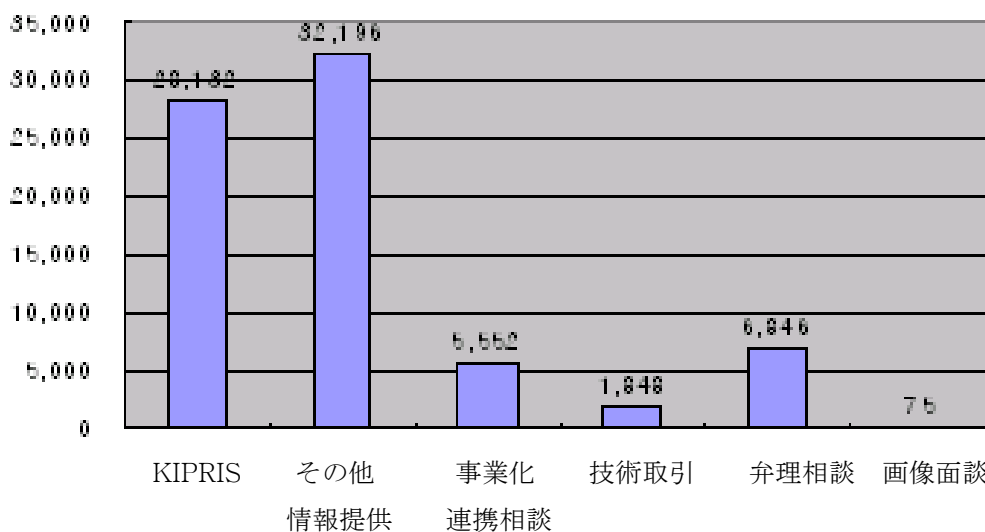
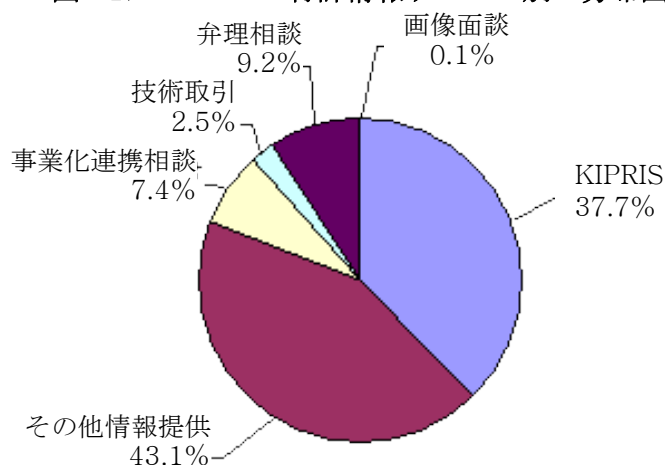
ロ. 特許情報サービスの提供

＜表 IV-2-11＞ 特許情報サービス提供現状

KIPRIS (名/件)	その他 情報提供 (名/件)	事業化 連携相談 (名/件)	技術取引 (名/件)	無料 弁理相談 (名/件)	画像面談 (名/件)	合計 (名/件)
14,700/ 28,132	16,225/ 32,196	3,558/5,552	1,184/1,848	3,898/6,846	53/75	39,618/ 74,649

1) 特許情報サービス別の分布図

＜図 IV-2-6＞ 特許情報サービス別の分布図



2) センター別特許情報サービスの提供状況

＜表 IV-2-12＞ センター別特許情報サービス提供現状

No	センター名	KIPRIS		その他情報提供		事業化連携相談		技術取引		弁理相談		画像面談		計	
		件	名	件	名	件	名	件	名	件	名	件	名	件	名
1	江原康陵	302	135	210	136	1	1	0	0	2	1	0	0	515	273
2	江原原州	830	830	966	966	0	0	0	0	124	124	0	0	1,920	1,920
3	江原春川	927	559	1,680	535	42	25	21	15	385	244	0	0	3,055	1,378
4	京畿水原	1,062	378	839	685	0	0	0	0	5	5	0	0	1,906	1,068
5	京畿安山	380	189	1,378	950	229	173	12	9	42	42	0	0	2,041	1,363
6	慶南馬山	129	75	78	78	5	5	1	1	23	21	0	0	236	180
7	慶南晉州	546	248	932	450	86	86	13	13	23	23	0	0	1,600	820
8	慶南昌原	207	155	401	304	32	28	1	1	40	26	0	0	681	514
9	慶北龜尾	1,270	275	2,525	1,063	423	238	259	204	149	134	1	1	4,627	1,915
10	慶北浦項	272	157	146	135	36	36	0	0	1	1	0	0	455	329
11	光州	3,378	1,884	5,227	1,914	653	503	181	167	35	94	1	1	9,475	4,563
12	大邱	1,552	1,549	961	959	565	565	131	131	113	113	7	7	3,329	3,324
13	大田南部	787	285	272	224	355	227	158	109	294	102	0	0	1,866	947
14	大田北部	72	65	72	248	277	277	0	0	102	101	0	0	523	691
15	大眞大学	94	38	243	188	1	1	0	0	21	16	0	0	359	243
16	釜山南部	3,911	1,891	5,991	1,882	352	260	226	157	3,191	1,758	16	9	13,687	5,957
17	釜山西部	1,257	366	1,730	499	1,524	403	583	170	733	180	0	0	5,827	1,618
18	永同大学	94	38	50	20	1	1	2	1	0	0	0	0	147	60
19	蔚山	1,914	1,761	1,992	1,887	228	147	112	86	255	255	7	7	4,508	4,143
20	仁川	1,017	330	1,491	325	53	32	17	16	433	149	0	0	3,011	852
21	仁川富平	837	215	725	215	117	67	6	5	406	183	0	0	2,091	685
22	全南	1,506	270	908	282	196	160	28	25	77	71	0	0	2,715	808
23	全北	1,548	526	492	439	91	79	48	31	121	119	0	0	2,300	1,194
24	済州	949	881	728	715	45	45	21	21	49	49	12	12	1,804	1,723
25	忠南	1,011	463	939	451	50	43	13	12	10	9	0	0	2,023	978
26	忠北	1,411	450	910	447	25	12	15	10	195	68	30	15	2,586	1,002
	試験センター運営	869	687	310	228	165	144	0	0	17	10	1	1	1,362	1,070
	計	28,132	14,700	32,196	16,225	5,552	3,558	1,848	1,184	6,846	3,898	75	53	74,649	39,618

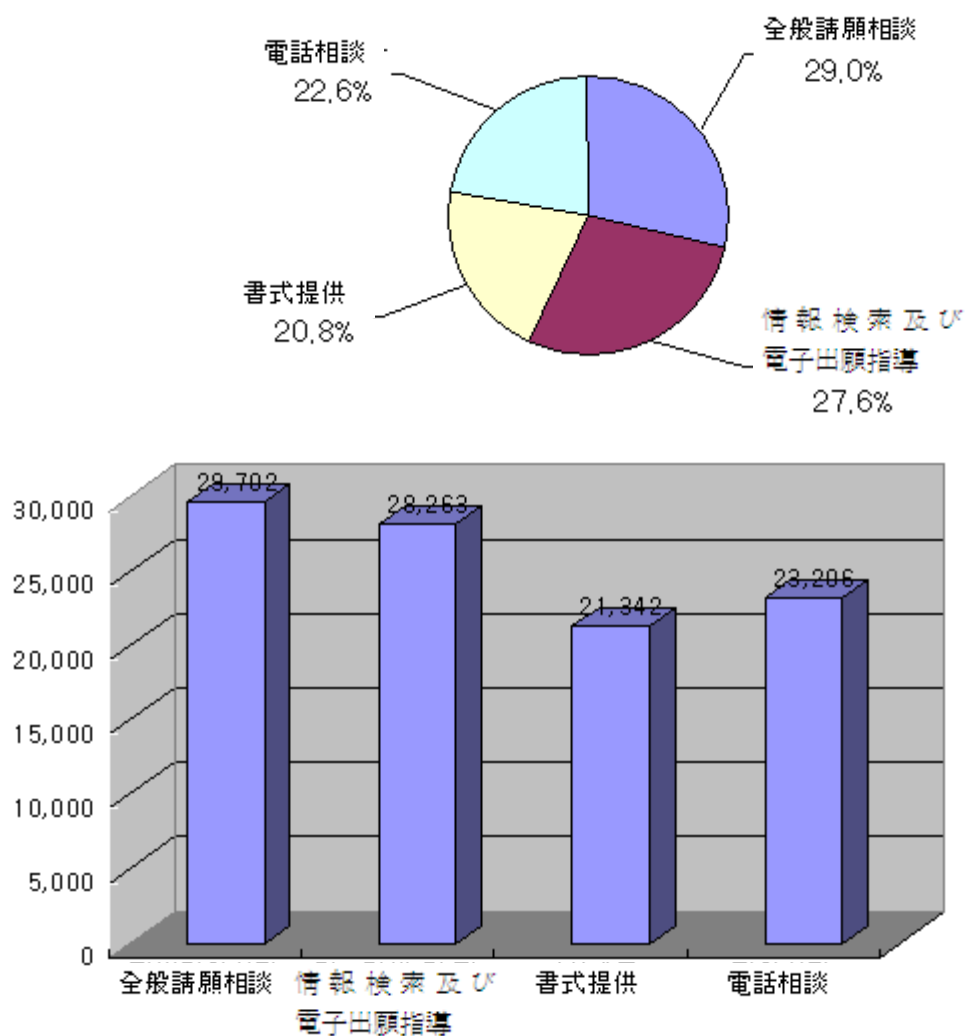
ハ. 知識財産に関する総合案内の状況

<表 IV-2-13> 知財権に関する総合相談現状

全般相談 (名/件)	情報検索及び電子出願指 導 (名/件)	書式提供 (名/件)	電話相談 (名/件)	合計 (名/件)
18,217/29,702	13,933/28,263	12,472/21,342	14,230/23,206	58,852/102,513

1) 知識財産の総合案内の分布図

<図 IV-2-7> 知識財産の総合案内の分布図



2) センター別知識財産権の総合案内の提供状況

〈表 IV-2-14〉 センター別知識財産権の総合案内の提供状況

NO	センター名	全般 請願相談		情報検索 及び電子 出願 指導		書式提供		電話相談		係	
		件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
1	江原江陵	251	134	234	135	133	88	81	50	699	407
2	江原原州	1,064	1,064	840	840	1,027	1,027	1,203	1,203	4,134	4,134
3	江原春川	1,467	882	921	555	1,194	678	1,064	731	4,646	2,846
4	京畿水原	456	163	1,062	378	134	112	203	129	1,855	782
5	京畿安山	1,298	927	526	276	690	308	281	281	2,795	1,792
6	慶南馬山	120	90	130	75	129	88	32	31	411	284
7	慶南晉州	983	575	346	248	300	173	378	243	2,007	1,239
8	慶南昌原	331	273	209	158	91	69	169	124	800	624
9	慶北龜尾	406	254	525	259	339	231	232	125	1,502	869
10	慶北浦項	240	217	272	158	126	94	97	79	735	548
11	光州	3,146	1,910	4,374	1,889	3,373	1,853	3,330	2,135	14,223	7,787
12	大邱	2,855	2,855	1,561	1,549	1,371	978	1,275	1,270	7,062	6,652
13	大田南部	780	408	814	310	143	75	960	403	2,697	1,196
14	大田北部	265	263	76	73	152	141	65	53	558	530
15	大真大学校	378	265	87	38	46	30	61	57	572	390
16	釜山南部	3,635	1,896	3,909	1,884	3,297	1,877	4,446	1,885	15,287	7,542
17	釜山西部	1,962	510	1,358	399	2,354	484	1,668	490	7,342	1,883
18	永同大学校	48	26	87	38	46	30	32	19	213	113
19	蔚山	2,749	2,036	2,144	1,871	1,944	1,716	949	719	7,786	6,342
20	仁川	1,029	333	1,717	334	612	305	724	324	4,082	1,296
21	仁川富平	820	214	835	215	569	213	789	215	3,013	857
22	全南	1,140	283	1,506	270	492	227	419	263	3,557	1,043
23	全北	537	537	1,211	457	935	412	713	483	3,396	1,889
24	済州	549	537	443	431	569	531	696	657	2,257	2,156
25	忠南	1,040	460	995	465	257	248	158	158	2,450	1,331
26	忠北	1,325	451	1,850	450	944	451	1,751	707	5,870	2,059
示範センター運営		828	654	231	178	75	33	1,430	1,396	2,564	2,261
合計		29,702	18,217	28,263	13,933	21,342	12,472	23,206	14,230	102,513	58,852

二. 無料弁理相談室の運営及び専門家のコンサルティングの提供

<表 IV-2-15> 無料弁理相談室運営及び専門家コンサルティングの提供状況

No	センター名	運営日程	コンサルタント
1	江原江陵	毎月 第2金曜日 09:00~12:00	クオン・オジュン 弁理士
2	江原原州	毎週 土曜日 09:00~13:00	カン・ソクジュ 弁理士
3	江原春川	毎週 火曜日 13:00~15:00	李サンチャン 弁理士 等 5人
4	京畿安山	毎週 火曜日 14:00~17:00	ハン・チャンオク 弁理士
5	慶南馬山	毎月 第一月曜日 14:00~17:00	ユン・ウイサン 弁理士
6	慶南昌原	毎月 第2水曜日 14:00~17:00	コ・ヨンヒ 弁理士
7	慶北龜尾	毎週 金曜日 10:00~17:00	ソン・サンヒ 弁理士 等 2人
8	光州	毎週 火曜日 14:00~17:00	パク・テウ 弁理士 等 5人
9	大邱	毎月 第2、4火曜日 14:00~17:00	アン・キョンジュ 弁理士
10	釜山	毎週 月~金曜日 13:00~17:00	金トクテ 弁理士 等 10人
11	蔚山	毎週 金曜日 13:00~17:00	ソン・ジョンヒ 弁理士 等 2人
12	仁川	毎週 火、金曜日 14:00~17:00	金ククジン 弁理士 等 2人
13	仁川富平	毎週 月曜日 14:00~17:00	李デソン 弁理士 等 2人
14	全北	毎月 第3火曜日 13:00~18:00	金ヒョンジュン 弁理士 等 3人

※ 正規に運営している14センターを除いての12センターは民願人無料相談要請がある場合、弁理士を招聘して随時運営。

ホ. 知識財産権の認識向上及び発明風土作成事業

一 知識財産権の説明会及び教育の開催

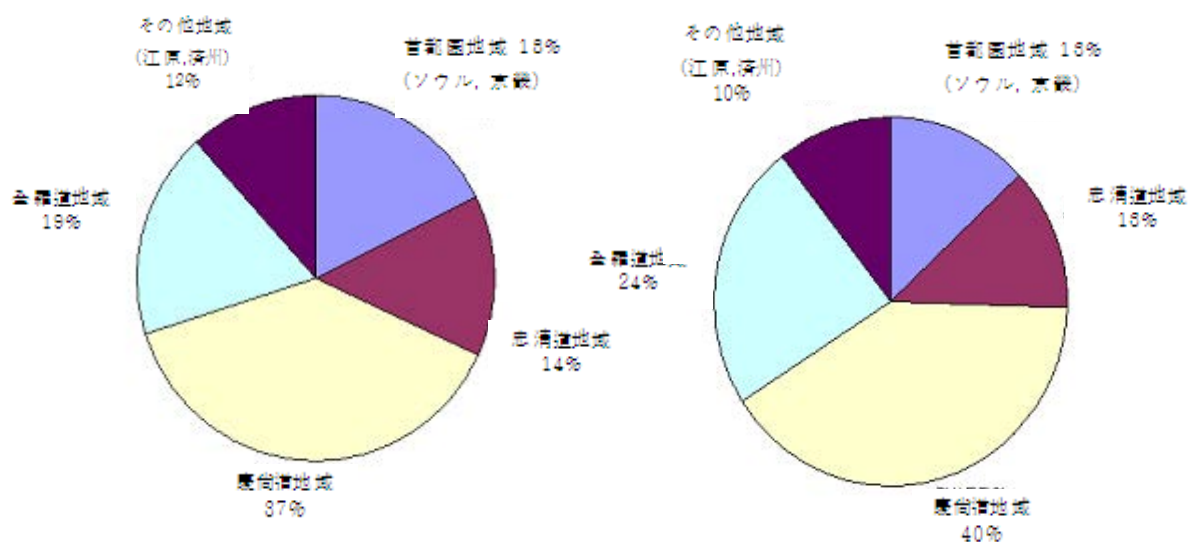
<表 IV-2-16> 開催現状

開催回数	参加人員
442 回	22,989

<表 IV-2-17> 地域別知識財産説明会開催現状

首都圏地域 (ソウル/京畿)	忠清道 地域	慶尚道 地域	全羅道 地域	その他地域 (江原/済州)	計
79 回 3,014 名	62 回 2,886 名	168 回 9,217 名	82 回 5,464 名	51 回 2,408 名	442 回 22,989 名

<図 IV-2-8> 開催回数別、参加者別分布図



<開催回数別分布図>

<参加者別分布図>

ヘ. 地域協力事業

1) 関連機関ネットワーク形成の推進実績

<表 IV-2-18> 関連機関ネットワーク形成の推進実績

No	センター名	内 容
1	全北	「全北特許発明同好会」運営
2	忠南北部	「忠南発明同好会」設立及び運営
3	蔚山	「世宗発明会」運営
4	忠北	－ 忠北道内所在大学校発明及び創業クラブ現況把握及び支援方法模索 － 忠北知識産業振興実務委員会組織及び運営 (忠北道庁等 14所 関連機関)
5	大邱	仮称 職務発明研究会組織及び運営 大邱, 慶北地域 大学生発明クラブ 運営
6	慶南晉州	西部慶南地域 発明同好会 (IDEAN) 運営 慶南晉州知識財産センター協議会 運営
7	光州	湖南□済州公共記述移転事業団と記述移転業務協約締結
8	大田北部	大田先端産業振興財団と大徳バレー素材化学クラスタの構築、運営
9	大眞大学校	韓国発明振興会と学術交流協定締結
10	永同大学校	特許技術移転活性化のための異業種交流会 運営
11	忠南	－ 忠南地域『知識財産振興実務者協議会』構成 － 地域大学, 忠南知識財産センター間 「産学特許協力協約」締結
12	慶北浦項	浦項慶州地域技術移転協議会 運営 － 浦項市、慶州市等14所機関が参与
13	慶南馬山	発明同好会運営の支援 (毎月 第二木曜日 19:00 開催)

2) 地域協力事業

<表 IV-2-19> 特許出願支援事業など各種支援事業(地方自治体及び関連機関の支援)

No	センター名	内 容
1	江原原州	◦知識財産権の取得支援事業(江原道費) － 事業費 : 86,000,000ウォン
2	江原春川	◦中小ベンチャー企業の無料先行技術調査など(江原道費) － 事業費 : 10,000,000ウォン

No	センター名	内 容
3	京畿安山	◦特許出願費用支援(安山市出費) - 事業費 : 34,000,000ウォン
4	大田北部	◦国内特許出願費用支援(大田市出費) - 事業費 : 48,000,000ウォン
5	蔚山	◦産業材山圏登録出願費用支援事業 - 事業費 : 32,000,000ウォン
6	釜山西部	◦優秀特許資産化支援事業 - 事業費 : 350,000,000ウォン

＜表 IV-2-20＞ 展示会及びコンテストの開催状況

No	センター名	内容
1	江原江陵	◦中小企業製品展示会(2004. 4. 1)
2	江原原州	◦学生科学発明品 コンテスト(2004. 4. 26~30)
3	江原春川	◦大韓民国学生発明春川展示会(2004. 10. 8~11) ◦先端発明科学記述 Workshop(2004. 9. 11, 9. 18) - 春川市費 支援 : 20,000,000ウォン
4	光州	◦光州アイデア発明展示会(2003. 12. 29~2004. 1. 9) ◦2004光州発明アイデア コンテスト(2004. 11. 6~8) ◦特許記述パネル展示会(2004. 11. 23)
5	大真大学校	◦第2回全国大学生サイバー発明コンテスト(2004.6.24) ◦第2回京畿北部発明コンテスト(2004.10.26~12.17)
6	釜山南部	◦釜山・慶南優秀職務発明人事例発表及び褒賞式 (2004. 5. 19)
7	釜山西部	◦Patent Value Up Plaza(2004. 10. 28)
8	永同大学校	◦第1回永同大学校全国学生サイバー発明/アイデアコンテスト(2004.6.17) ◦第1回永同大学校学生発明図面コンテスト(2004. 10. 27)
9	全南	◦“私も社長” 博覧会(2004. 10. 30~31)
10	全北	◦全北発明 'クンマダン' イベント(2004. 10. 7~10)
11	済州	◦済州地域特許商品 展示会(2004. 6. 21~23)
12	大田南部	◦2004年度「お母さんと一緒に」発明キャンプ(2004. 8. 4~7)
13	仁川富平	◦冬季発明特許教室(2004. 1. 13~19) ◦エジソン発明特許教室(2004. 4. 10~6. 26) ◦夏季発明特許教室(2004. 7. 21~27)

第3章 女性の発明活動に対する支援強化

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 ジョン・イック

我が国が国民所得2万ドルの時代を達成し、先進国に飛躍する為には、労働市場の外部にある潜在的な女性パワーを活用することが何より重要である。特に豊かな感性と繊細さを持ち合わせている女性を発明家として養成し、女性達が発明活動を持続的に進められるよう支援する必要がある。

この為、'02年12月に特許庁は女性達の発明に対する創意力を啓発し、優秀な女性の発明人材を養成する為の政策をより効率的に樹立・推進することを目的とし、発明振興法を改定し、女性の発明活動を奨励する根拠条項(第6条の2)を設けて以降、女性を「知識財産権創出及び活用の軸」として養成する為の施策を樹立・推進している。

第1節 女性の知識財産権の認識向上事業の展開

1. 女性の発明活動及び知識財産権に対する認識向上

女性の生産的経済活動の活性化における国際的な推移の中、2001年の我が国の女性の経済活動への参加率は49.8%に上るが、女性の産業財産権出願は11,467件と、全体出願289,882件の約4.0%に過ぎないのが実情である。

特許庁ではこのような状況変化の中で、2001年から女性の発明活動及び知識財産権

に対する認識を高める為に、ソウル、釜山など5大都市を対象に展開していた‘女性の知識財産権保有の勧誘説明会’を全国に拡大し、女性発明に対する大々的な認識向上を図った。

その結果2004年の女性の特許及び実用新案の出願件数は総数4,176件で、5年ぶりに約51%増加した。また、これは同じ期間内の全体特許及び実用新案の出願増加率である27%の2倍に該当する高い数値である。

＜表 IV-3-1＞ 女性産業財産権の出願現状

区分	'00年	'01年	'02年	'03年	'04年
特許	1,175	1,284	1,357	1,591	1,901
実用新案	1,597	2,084	2,147	2,443	2,275
デザイン	1,578	2,160	2,153	2,228	2,344
商標	5,054	5,939	6,845	7,597	7,783
計 1)	9,404 (15.2)	11,467 (21.9)	12,502 (9.0)	13,859 (10.9)	14,303 (3.2)
総出願 2)	283,391 (3.3)	289,832 (4.0)	291,184 (4.3)	306,802 (4.5)	327,512 (4.4)

※ 上段の () 1) は前年度対比の増加率であり、() 2) は全体出願件数から女性の比率である。

2. 女性発明情報誌(月刊『発明する人々』)の持続発刊

女性発明に対する日常的な情報、知識財産権の動向に対する情報、政府の知識財産権創出促進事業の紹介などを内容とする月刊誌“発明する人々”が韓国女性発明協会の主管で、02年7月に創刊されて以来、政府機関、地方自治体、女性団体、関連機関、全国大学の発明同好会、女性出願者及び登録権者などに配布することにより、女性発明の底辺拡大に寄与した。

第2節 女性が発明しやすい環境への助成

1. 女性発明団体の自立基盤強化

女性の発明活動は、政府の努力のみならず、民間の自律的な団体結成、団体の自立基盤構築及び発明活動の努力があつて、その効果が倍増する。特許庁では女性発明団体の自立基盤構築と共に会員の確保が緊要であるという認識の元、韓国女性発明協会の自立基盤構築及び会員確保に努めた結果、2004年に約800名余りの会員を確保した。今後も協会の全国的な基盤構築の為、2001年に設立された全北地方会を土台に地方会の設立を積極的に進める予定である。

2. 女性発明コンテストの開催

女性発明コンテストは女性達に斬新な創意力を発揮する機会を提供し、更には創作アイデアを啓発、意識の向上による発明の活性化を図る為、今まで開催されてきた「女性発明アイデア公募大会」を統合・発展させ、2003年に初めて開催された。従来の単純な手記公募方式から抜け出し、発明内容を発表し、審査する方式に改善した。また、女性発明家の士気を向上させる為、授賞式の規模を拡大し、商品の質も上げた。

3. 女性発明の優秀事例発表会の開催

女性発明の優秀事例発表会は女性の繊細な感受性を元に、斬新な発明アイデアを開発し、女性発明活動の模範になった優秀事例を発掘して紹介することで、女性達の

発明意欲と潜在する創意力を目覚めさせる為に開催された。

発表会に集まった女性発明家達は、発明をするようになったきっかけ、研究開発過程、権利化過程及び事業化過程など、現場での体験談を披露する。これは女性達が日常生活の中で比較的簡単に良いアイデアを思いつき、それを権利化して事業化し、成功できるノウハウを伝えることができる良い場所となる。

4. 女性発明家への褒賞（報奨）などの優待

女性発明家の士気向上及び発明の雰囲気拡散の為、特許庁の各種褒賞（報奨）において女性発明家を優待した。「発明の日」の行事を行う際、女性発明家に対する褒賞（報奨）を実施し、新地的特許人の選定時、女性発明家を優遇し、特許技術賞の選定時にも女性発明に対する加点付与などの優遇を実施した。

第3節 女性発明の事業化促進の支援

1. 女性発明家に対する特許技術事業化協議会の資金支援拡大

女性発明家の場合、零細な中小企業を運営している、又は事業化の資金不足により創業段階にも到達できない場合が多く、女性発明家に対する事業活動を支援する為に、各種施策において女性発明を優遇する措置をとった。

2001年の特許事業化の資金支援時、女性発明家を優遇して支援できるよう、「特許事業化協議会の運用要領」の第12条第6項に「女性発明家が申請した特許技術に対しては加点付与等で優先して支援する」という規定を新設した。それ以来、女性企業に対する特許事業化の資金支援規模を'01年の40件、1,788百万ウォンから、'02年の95件、2,900百万ウォン、'03年の98件、8,700百万ウォン、'04年の88件、8,800百万ウォンに大幅拡大された。

2. 女性用品及び発明品の博覧会開催

女性企業の優秀な発明品を発掘・展示することにより、女性発明活動に対する動機を付与し優秀な製品の販売ルートを開拓させ、優秀な特許技術の事業家を支援する為、'01年から毎年COEXの展示館で女性発明品の博覧会を開催してきた。

2004年開催された女性発明品博覧会には186の企業が参加し成功裏に終わったことにより、女性発明家が血のにじむ努力で作った発明品を幅広く広報・販売できる機会を

提供した。また、観客に対し展示品が発明に対する興味を誘発し、自ら発明に参加できるという動機を付与する場となった。

3. 関連機関との有機的な協調体制の構築

2001年1月女性部の新設を契機に、女性パワーの要請・活用する為の政府の女性政策機能が強化された。特許庁でも女性発明家の創業及び事業活動を支援する為に、女性関連部署との緊密な関係を構築すると同時に、女性経営者協会、女性団体協議会など、民間の女性団体との有機的な協力関係を築いている。

特許庁は今後、女性部、韓国発明振興会、韓国女性発明会及び関連機関と相互のネットワークを構築し、女性関連支援政策に対する情報交換などを行い、女性発明活動を積極的に支援していく予定である。

第4章 職務発明の活性化

第1節 職務発明制度の概観

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 朴ジンファン

1. 職務発明の意義及び重要性

世界経済が知識と技術が国富創出の核心要素となる知識基盤社会へ急速に移行する中、核心・源泉技術の確保の有無は国家と企業の技術競争力を測る尺度であると同時に、生存及び発展の為の必須戦略として位置づけられている。

今日ほとんどの核心源泉技術は組織化された企業、研究所及び大学などによって開発されているが、これは産業が高度化され、これを支える技術が高度に複雑・多様化されることにより、既存の技術（PRIOR ART）を超える新しい技術の開発は大規模研究施設やマンパワー及び莫大な研究費の支援なしでは事実上不可能であるからである。

したがって、今日には個人発明家による発明は少数に過ぎなく、企業等によって行われる職務発明がほとんどを占めている。技術が高度化されるほど、企業、研究所及び大学などによる職務発明の比重が更に高くなりつつある。我が国の推移の場合、下の<表IV-4-1>に現れているように、2000年度の76.6%の職務発明比率が、2004年には88.9%と持続的な増加をたどっている。

このような数値は<表IV-4-2>のように毎年増加している、企業、研究所及び大学の研究開発予算の推移とも密接な関連がある。

したがって、各研究主体別に行われる職務発明をどのように制度化し育成するかについての問題は、企業のみならず国の競争力を高めるという次元においても、大変重要な問題と言える。

<表 IV-4-1> 最近韓国の職務発明推移

(単位：件、%)

区 分 \ 年 度	' 00	' 01	' 02	' 03	' 04
個人発明(A)	23,883	21,083	19,711	21,294	22,409
職務発明(B)	78,127	81,928	84,280	97,165	116,789
計(C)	102,010	103,011	103,991	118,459	139,198
職務発明比率(B/C)	76.6	79.5	81	82	83.9

注) 上記の統計は年度別特許出願件数のうち、職務発明、個人発明の比重である。

<表 IV-4-2> 研究主体別に使用した研究開発費の推移

(単位：10億ウォン、%)

区 分	' 00	' 01	' 02	' 03	' 04
総研究開発費	13,848.5	16,110.5	17,325.1	19,068.7	22,185.3
公共研究機関	2,032.0	2,160.2	2,552.6	2,626.4	2,964.6 (13.4%)
大学	1,561.9	1,676.8	1,797.1	1,932.7	2,200.9 (9.9%)
企業	10,254.7	12,273.6	12,975.4	14,509.7	17,019.8 (76.7%)

注) 公共研究機関には国公立試験研究機関、政府出資研究機関、その他非営利研究機関を含む

資料：2005 科学技術研究開発活動調査 (科学技術部)

2. 職務発明制度の運用目的及び趣旨

前述したように、21世紀の世界経済が知識基盤経済に移行するにつれて発明及び新技術開発の創出主体が従来の個人から大学、研究所、企業等に移っている。これにより研究員、大学教授、企業の従業員、公務員の研究開発及び発明意欲を奨励する為、職務発明制度をどのように運用するかという部分について、国と企業などの重要な知識財産戦略として注目されるようになった。

職務発明制度は、発明を創出できる基盤、すなわち研究開発（R&D）投資と施設などを提供する使用者と、創造的な努力による発明を完成させた従業員間の利益を合理的に調整することにより、使用者にとってより積極的な投資ができるよう誘導する一方、従業員には経済的な補償を提供し、より創造的な発明に邁進できるよう支援することで、従業員と使用者の双方が仲良く生き延びる為の制度である。

すなわち、職務発明制度は使用者に対して知識財産を安定的に実施できる基盤を提供し、従業員には権利の帰属及び正当な褒賞を保障することで知識創造のよりよい循環システムを構築し、国及び企業の発展を追求することを目的とする。

3. 我が国の職務発明法制及び政府施策の状況

このように世界各国は知識財産の戦略的な価値を認識し、知識財産権の創出・活用にとって良い循環システムを構築する為、法律の形態は多少異なるものの、そのほとんどが職務発明制度を持っており、職務発明を活性化させる為の多角的な施策を国

家的な次元で推進している。

我が国の場合は、現在職務発明の概念、効果及び補償など、実態的な事項を規定している特許法と、民間職務発明の褒賞実施の支援、看做し自由発明、職務発明の出願留保など、手続き的な事項を規定している発明振興法が職務発明制度の法的根拠として運用されている。

また、職務発明に対する民間の認識を高めることによる合理的で適正な褒賞システム政策が、職務発明活性化の要諦であるという点に着目し、政府では職務発明コンテストの開催、企業、研究所及び大学などを対象とした巡回説明会の開催、冊子発刊及び広報映像の普及などの施策を積極的に推進している。

<表 IV-4-3> 主要先進国の職務発明制度比較

区分	韓国	ドイツ	イギリス	日本	米国
法的根拠	特許法 発明振興法	従業員発明 に関する法律	特許法	特許法	一部州法、判 例 (連邦技術移 転法)
職務発明概念	各国が殆ど類似				
職務発明帰属	発明者	発明者	使用者	発明者	発明者
補償基準	正当な補償	別途指針 (拘束力無し)	正当な補償 (考慮事項の 列挙)	正当な補償	—
最低補償制	公務員の 場合 50%	—	—	公務員の場合 10～30%	連邦研究所 所属公務員 15%
職務発明 紛争調停 機構	任意的手続で 実効性が無い	仲裁前置主義	無し	無し	無し
使用者の権利	無償の通常実 施権	有償の通常実 施権	—	無償の通常実 施権	—

第2節 職務発明活性の為の法制度改善の推進

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 朴ジンファン

1. 職務発明褒賞制度の改善方案整備（'04. 6. 15国務会議の報告）

'04年2月2日の大統領への研究業務報告時、大統領から「企業の投資や研究革新を誘導する方向に職務発明へのインセンティブについてを研究すること」という指示受け、公聴会及び関係部署の協議を経て、「職務発明補償制度の改善方案」を整備し、第27回国務会議（6月15日）の際、大統領に報告した。

職務発明褒賞に対して、政府の直接的な介入を最小化し、民間の自律性尊重という基本方向を確定することで、今後の法制整備及び政府施策推進時の準拠基準とした。

まず、企業、研究所などの職務発明褒賞制度の導入拡大を推進させた。技術移転促進法上の公共研究機関の範囲を拡大し、所属研究員が技術料の純利益の50%以上という十分な褒賞を受けられるようにした。また、政府R&D事業に参加する企業の職務発明制度の導入を誘導する為、R&D支援プロジェクト協約締結時に職務発明褒賞計画書を添付させるようにした。この為に産業資源部は'04年10月、産業技術開発事業の運用要領管理方針を改正したことがあり、現在も同制度を積極的に施行中である。

次に、職務発明関連法令を整備させた。現在、特許法と発明振興法に散在している職務発明関連規定を統合し、体系的に規定することにより、職務発明制度に対する使

用者と従業員の子測可能性を高くし、権利関係及び手続き等に対し明確に規律することで紛争発生を最小限化する方向で推進することにした。また、公共部門の先導努力が民間部門に波及するよう、公務員の職務発明に対する処分保証金を大幅増額する方向で「公務員職務発明の処分・管理及び補償に関する規定（以下「公務員職務発明補償規定」という。）」を年内に改正することにした。

最後に、民間の職務発明褒賞の拡大を積極的に誘導することとした。企業が自発的に褒賞規定を制定できるよう、職務発明褒賞規定の標準案を作成、配布し、職務発明コンテストの実り豊かな運営及び大会規模の拡大を通し、民間部門の底辺拡充、各種教育及び説明会を通して職務発明制度に対する認識を高め、広報を強化することにした。

2. 職務発明法制の統一的な整備着手

イ. 推進背景及び内容

政府では従業員の職務成果に対する正当な褒賞体系の確立を通し、従業員の発明威容を鼓吹することにより、職務発明を積極的に奨励する為、2001年2月に民間企業の従業員職務発明に対する褒賞金支給に関し、必要事項を大統領令に定めるよう特許法を改正した。

これにしたがい、2001年8月、使用者が承継した職務発明の実施または処分による純利益額の15%を褒賞金として支給する最低褒賞制（Minimum Compensation）の導入を

基本とする特許法施行令の改正案を整備した。ところが、民間の自律性の侵害、純利益額算定の技術的困難、企業の財政圧迫などの理由を提起した財界の反発及び関係部署間の意見が対立し、結局法改正がなされなかったこともある。

その後、先進国の職務発明褒賞制度に対する研究用役及び公聴会などを通じた裁定褒賞制導入の現実的な限界を認識し、政府では職務発明褒章に対して直接的な介入を最小化はするものの、使用者と従業員の双方が生き延びられる合理的な法制を模索するのに力を注いできた。

前述したように、職務発明褒賞制度の改善方案の報告を契機として、'04年の下半期からは法制の統一的整備の為の本格的な検討作業に着手した。また、海外の法制改正動向を綿密に把握すると同時に各界の専門家の意見を収容する作業を進めた。

これを通じて、職務発明褒章に対して民間の自律に任せるという大原則を遵守はするものの、手続き関連の規定を明確にし、職務発明に対する権利帰属、権利承継時等に対する紛争の余地を根本的に遮断する方向で改正初案を整備し、'05年からは2001年の法改正の実際の事例を教訓に、改正の初めの段階から産・学・官の専門家が参加するT/Fチームを構成し、事前に理解関係を調律し、使用者と従業員の両方が満足できる改正案を整備することに力を注いだ。

ロ. 日本の特許法改正

1) 改正背景

日本は特許法第85条で職務発明について規定しており、我が国とほとんど変わらな

かった。すなわち、職務発明の要件、使用者は職務発明に対する無償の通常実施権の取得、承継時相当な褒賞支給請求権の発生等の主要内容に関してほとんど変わりがなかった。

しかし、日本は知的財産立国実現の為2002年7月に知的財産戦略大綱を樹立し、同じ年の9月に「産業構造審議会知的財産政策部会」を設置し、職務発明に関する改善対策を整備し始めた。そのような一連の過程で生まれる結果が2004年6月に改正された特許法であった。

日本のこのような変化は90年代の長期不況の打開及び知識基盤社会という環境下で日本の戦略的な決断により導出されたものであり、2004年の青色発光ダイオード判決事件¹⁷以降、巨額の保証金請求訴訟の増加による紛争を未然に防止し、日本の革新頭脳を確保する為の日本の自救努力の一環であった。

2) 主要内容

日本は特許法第85条の第4項と第5項を改正したが、これを表に整理すると次の通りである。

¹⁷ 中村修二教授は200億円の保証金請求訴訟で勝訴し、現在はカリフォルニア大学教授として在職中である。

＜表 IV-4-4＞ 日本特許法第35条第4項及び第5項の新旧条文の対比表

改正前	改正後
<p>第 35 条 ④前項の補償額はその発明により使用者等が受けなければならない利益額及びその発明をすることにおいて使用者等が貢献した程度を考慮して定めなければならない。</p>	<p>第 35 条 ④契約、勤務規則その他の定めにおいて前項の対価について定める場合には、対価を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、対価の額の算定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより対価を支払うことが不合理と認められるものであつてはならない。</p> <p>⑤前項の対価についての定めがない場合又はその定めたところにより対価を支払うことが同項の規定により不合理と認められる場合には、第三項の対価の額は、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない</p>

すなわち、職務発明の褒章は使用者と従業員との自立的な決定である、契約、勤務規則、その他の約定として決めることを原則とする。そのようにして褒賞基準及び褒賞額に対して、法または国の介入なしに、個々の具体的な状況によって民間が自律的に規定できる根拠となる条項を整備したことに意義がある。

また、今回改正された特許法は、褒章に対する自律的な決定が相当な根拠をもつ為に、決定に至るまでの過程で手続きに合理性が確保される必要があるということを示している。

これにしたがい、日本の特許庁では職務発明褒章と関連し、使用者と従業員間の協議手続きにおいて合理性が認められる具体的な事例などを収録した「手続き事例集」を発刊して普及し、広報及び教育活動を通して改正制度に対し、各企業が早期に熟知できるよう支援している。

同改正内容は'05年4月から施行され、民間の自律を尊重する方向に職務発明法制を整備しようとする類似した目的を持った我が国に多くのことを示唆している。

3. 公務員の職務発明褒賞規定の改正により、褒賞金の大幅増額

公共部門の先導的な役割を強化し、民間に対する波及効果を誘導し、民間に対する技術移転及び事業化を促進させる為、公務員の職務発明に対する処分褒賞金を大幅増額する方向に、公務員の職務発明褒賞規定を改正（'04年12月18日）した。

すなわち、従来公務員が職務発明を有償にて処分する場合に発生する処分収入金の規模によって、公務員に10～80%と差を付けて処分褒賞金を一律的に50%支給するよう改正した。

これを通じて、公共部門の研究員(公務員を含む)は、公務員の職務発明褒賞規定、技術移転促進法施行令を根拠に、自身の研究成果が民間移転及び事業化を通し、収入が発生する場合、最低でも半分以上が支給されるようになり、公共部門の職務発明褒賞制度は全世界に事例がない、高い制度化水準を整備したこととなる。

第3節 民間の職務発明活性化の誘導

1. 研究開発主体別の職務発明創出条件分析

イ. 企業

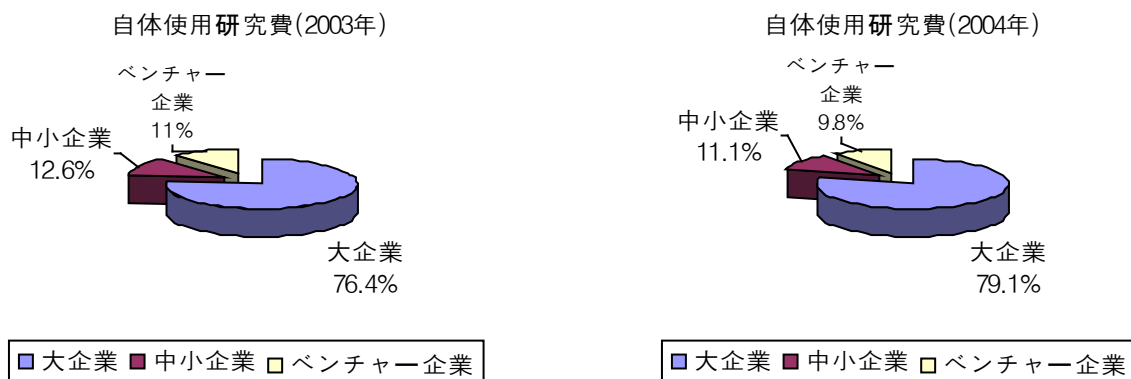
職務発明創出条件及び関連、研究開発費の比重面からみた時、企業は2004年の国の総研究開発費22兆1,880億ウォンの76.7%である17兆198億ウォンを使用して、18.4%を使用した公共研究機関(2兆9,646億ウォン)または9.9%を使用した大学(2兆2,009億ウォン)を遥かに上回っている。

(<表IV-5-2>参照)

研究開発費の増加率の面でも企業の研究開発費の使用が17.8%増加と、最も高い増加率を見せ、2004年度に大企業が使用した研究開発費は18兆4,605億ウォンと、前年対比21.5%増加し、企業の職務発明の多くが大企業によって行われているということを表している。

企業規模別の研究開発費の使用比重もまた、図から見てとれるように、企業全体の79.1%を占め、増加しつつあるが、中小企業は11.1%、ベンチャー企業は9.8%、前年に比べむしろR&D投資が減少したことということが発覚した。実際中小企業に比べて職務発明褒賞制度がより整備されている大企業の例をあげてみると、職務発明に対する適正な褒章が企業のR&D投資及び職務発明活性化と密接な関連を持つことを表している。

<図 IV-4-1> 企業規模別研究開発投資の比重



* 資料：2005 科学技術研究開発活動調査(科学技術部)

一方、職務発明による出願件数の場合は<表IV-5-4>で見たように'90年から'01年までの数値を基準に、内国民の全体特許出願数524,810件の中、78.8%の428,271件が企業から出願されたことになり、国の研究開発及び技術革新に占める企業の役割がとても大きいことが分かる。

<表 IV-4-5> 出願人別の出願件数及び占有率 (1990~2001)

(単位：件、%)

区分	企業	大学	公共研	民間研	個人	計
出願件数	413,271	2,845	15,037	3,973	89,184	524,310
比重	78.8	0.5	2.9	0.8	17.0	—

※ 資料：韓国の特許動向2004 (特許庁)

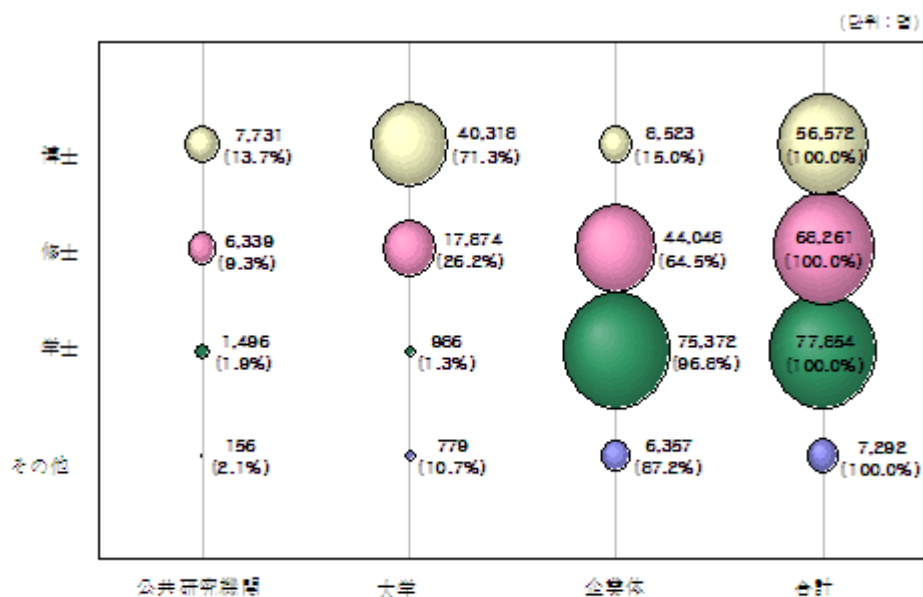
ロ. 大学及び公共研究機関

技術革新が様々な分野に渡って行われるようになり、莫大な費用を必要とするだけでなく、市場競争の激化により企業と国は技術革新を内部力量のみで推進することに限界を感じ、技術導入に対する重要性が増加するようになった。したがって技術移転は一つの国の競争力を左右する重大な問題として提起されるようになった。特に、高級人材が集約しており、源泉技術の産室とも言える大学及び公共研究機関の研究成果、すなわち職務発明に対する産業的活用は国の政策的にも非常に重大な課題として挙げられるようになった。

しかし、<表IV-5-4>で表しているように、1991年から2001年までの大学及び公共研究機関の研究成果に対する産業的活用の有無を把握できる最も客観的な指標である特許出願件数を数えてみた時、これらの特許成果はとても少ないものとなった。

特に、大学の場合<表IV-5-5>から分かるように、我が国の博士級研究人材のうち全体56,572名中の71.8%（40,818名）を保有し、国の研究開発費の10%を使用しているにもかかわらず、特許出願は全体の0.5%に当たる2,845件であり、大学の特許経営体制の構築が何よりも早急な課題となっている。公共研究機関もまた博士級の高級研究人材の17.8%を保有し、国の研究開発費の18.7%を使用しているにもかかわらず、特許出願全体の2.9%の特許しか出願できていなかった。研究開発主体の看板大学と公共研究機関の特許成果を見直すことが国の研究開発の効率性を高め、国富創出の動力として働くという認識が幅広く広がっている。

<図 IV-4-2> 研究主体別、学位別研究員の分布



* 資料：2005 科学技術研究開発活動調査(科学技術部)

このように職務発明の核心創出主体でありながら、その研究成果が出ないという悪循環を取り除き、画期的な転機を用意する為、特許庁では2001年12月に特許法第89条を改正し、従来は国の所有となっていた国公立大学教授の職務発明を大学の担当組織が承継することができるようにした。また、承継された発明が特許として登録された場合、これを担当組織の所有とすることで、大学の自律的な特許経営体制の構築が可能になるよう、基盤を整備した。

また、主要国公立大学を中心に技術移転促進法施行令など、関連法令により自ら職務発明規定を整備し、大学内研究成果を民間へ移転することによって収入が発生した場合、教授及び研究員に対する褒賞を50%以上としていることと共に、私立大学もまたこのような推移に応じて内部規定を整備する等、大学内の職務発明褒賞制度が急速

に定着している。

このように、大学の特許成果に対する認識を向上する為の対内外の努力が効果を発揮し、2002年以降大学の特許出願及び登録件数、技術料収入などの特許成果が徐々に改善されている。

2005年の初め、大学技術移転協議会が発刊した「大学技術移転白書」によると、2002年を基点に特許出願が持続して増加しており、各大学技術移転担当組織の職員達を中心に大学の特許管理及び技術移転の力量強化の為の努力を行っており、今後の大学特許経営の展望を明るくしている。

<表 IV-4-6> 主要大学の特許出願件の推移

(単位：件)

区 分	' 00 年	' 01 年	' 02 年	' 03 年	' 04 年
国内出願	310	594	861	727	679
国際出願	34	93	160	152	158
計	344	687	1,021	879	837

※ 資料：大学技術移転白書（大学技術移転協議会）

2. 民間職務発明の実態調査

’04年7月特許庁・産業資源部・労働部の共同で実施した民間企業の職務発明褒賞の実態調査結果によると、我が国の企業中19.2%が職務発明褒賞制度を実施していることが分かった。（’01年調査結果15.6%から3.6%上昇）

<調査概要>

-
- 期間：’04. 6. 5 ～ 7. 5（1ヶ月間）
 - 主管：産業資源部・労働部・特許庁の共同主管
 - 調査機関：韓国産業技術財団（専門調査機関DR&Cに依頼）
 - 調査対象：雇用保険に加入した30人以上の事業者のうち、業種別・規模別の比重を勘案し、10,000の業者を標本として抜き出す
 - 応答回収率：20.5%（2,053社が応答）
- * ’01年実態調査（労働部）：1,565社が応答
-

また、褒賞制度を実施する企業の中でも、核心的褒賞制度である実施・処分褒賞制度を実施している比率はそれぞれ15.4%、4.2%に過ぎないと知られており、依然として褒賞制度の実施がまだまだ足りないということが分かった。

職務発明褒賞制度を実施することになったきっかけについては、企業競争力の強化（67.0%）、勤労意欲向上（24.6%）、正当な保障の為（4.6%）の順に挙げられている。

褒賞制度の実施効果に対しても職務発明件数の増加による企業競争力向上（67.0%）、勤労意欲向上（24.6%）、正当な保障の為（4.6%）の順に挙げられ、実施以降の問題点に対しては86%が特別な問題点がないと答え、制度の実施により良い成果をあげていると分析された。

＜表 IV-4-7＞ 職務発明補償制度実施による効果

区 分	2004	2001	増減率
企業競争力の向上	37.2%	32.2%	+5%
勤労意欲の向上	32.6%	34.1%	-1.5%
職務満足度及び愛社心の向上	22.9%	18.5%	+4.4%
その他	7.4%	1.4%	-6%

一方、未実施の理由に対しては企業の経営運営方針に合わない（20.2%）、褒賞金の算定が難しい（18.1%）などの理由が挙げられ、経営者の認識及び褒賞制度の導入の決断が重要であると示された。

＜表 IV-4-8＞ 職務発明補償制度未実施の理由

未実施の理由	2004	2001
企業の経営方針に符合しない	20.2%	16.3%
補償金の客観的な算定が難しい	18.1%	11.1%
勤労者等が積極的に要求していない	12.9%	15.3%
会社の経営事項が難しい	10.1%	15.7%
勤労者の職務発明は会社に帰属されることが当然	10.2%	8.7%
その他	28.6%	32.9%

褒賞金額について、企業の登録褒賞金水準をみると1件当たりの平均的なもので、特許は94万ウォン、実用新案は86万ウォン、意匠は22万ウォンを支給しており、平均実施・処分褒賞金は収入の10%程度であった。

<表 IV-4-9> 職務発明補償の類型別平均支給金額

職務発明の補償類型		金額
発明（提案）補償金		46万ウォン
出願補償金	特許	40万ウォン
	実用新案	20万ウォン
	意匠	16万ウォン
登録補償金	特許	94万ウォン
	実用新案	36万ウォン
	意匠	22万ウォン
実施・処分補償金	実施・処分による輸入金の %	10 %

職務発明褒賞制度を活性化し、効率的に運営する為の政府の政策的支援課題について調査した結果、実施企業のみならず未実施企業も、職務発明褒賞制度を実施する企業に対しての税制減免の拡大（81.8%、88.7%）という答えが最も多く、関連規定の統一などが後に続いた。

<表 IV-4-10> 職務発明補償の活性化のための政策的支援課題

政策的支援課題	実施企業(%)	未実施企業(%)
関連規定の統一的な整備	26.8	22.1
税制減免の拡大	31.3	33.7
非課税の拡大	25.7	20.3
調停及び仲裁担当委員会の設置	6.2	7.2
広報強化	10.0	16.5
その他	1.1	0.3

ちなみに、職務発明褒賞制度を実施している企業は2001年度15.6%から19.2%に、実施褒賞及び処分褒賞の実施率はそれぞれ5.6%から15.4%に、1.1%から4.2%に増加したとされている。しかし、この数値は先進国に比べると依然として低いものであり、様々な肯定的効果があるにもかかわらず、半数近くの企業が職務発明褒賞制度を知らないと答え、制度に対する認知度についても低い水準であると分析された。

また、来年から褒賞制度を実施するという企業は増加したが、今後も同制度を導入する意思がない企業が56.4%に上り、今後この制度を導入する企業が増えることを期待できないとされている。その為、職務発明補償制度の有用性を中小・ベンチャー企業を対象に広報する必要がある。

全体的に見て、職務発明褒賞制度は勤労者の勤労意欲及び企業生産性を高める効果を持っているとされ、労働者と会社の両方に有利な制度であるという点を実態調査を通じて再確認する契機となった。また、この制度を活性化させる為の政府の努力が必要であることを明白に表している。

3. 民間職務発明活性化の施策推進

イ. 職務発明コンテスト開催

企業、大学、研究所の研究開発を活性化させ職務発明を促進させる為には、職務発明制度に対する認識を高め、動機を与えると共に優秀な職務発明家の士気を向上させる必要性が出てきたことから、特許庁では‘職務発明コンテスト’を’94年から毎年開

催してきている。

特に'04年には従来の職務発明個人部門の授賞以外に、制度を上手に運用した機関に対しても賞を与えるようにし、職務発明の創出主体である企業、大学及び研究機関の参加率を高めようとした。また、先進国の職務発明に関わる慣例及び制度、褒賞事例などに対する専門家の発表及び討論の為の職務発明フォーラムを共に開催し、制度を充実させた。

'04年の第11回職務発明コンテストは6月18日韓国知識財産センター（KIPS）の19階にある大会議室で開催され、職務発明家の個人部門は24名、制度運営団体部門は5チームが競い合った。

＜表 IV-4-11＞ 職務発明コンテスト開催実績

区分	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回
開催日時	'94.1.17	'95.4.11	'96.4.25	'97.4.16	'98.5.7	'99.5.7	'00.5.9	'01.5.10	'02.5.14	'03.5.28	'04.6.18
参加現状	8社 10名	12社 18名	21社 25名	20社 25名	11社 16名	14社 18名	14社 16名	18社 21名	19社 19名	32社 32名	個人24名、 制度5チーム
補償	通産部長官賞等10個	大統領賞など11個	大統領賞など11個	大統領賞など11個	大統領賞など11個	大統領賞など11個	大統領賞など11個	大統領賞など11個	大統領賞など11個	大統領賞など11個	大統領賞など11個

＜表IV-4-12＞ 職務発明コンテスト授賞状況

仕分け年度	内容	受賞機関
'94	商工資源部長官賞(1), 特許庁長賞(3), 韓国発明振興会長賞(3), 大韓弁理士会長賞(3)	(株)金星社等 10機関
'95～'03	大統領賞(1), 国務総理賞(1), 産業資源部長官賞(2), 特許庁長賞(2), 中小企業庁蔵賞(1), 韓国発明振興会長賞(2), 大韓弁理士会長賞(2)	LG電子等 99機関
'04	大統領賞(1), 国務総理賞(1), 産業資源部長官賞(3), 特許庁長賞(3), 中小企業庁長賞(1), 韓国発明振興会長賞(5)	(株)現代自動車等 13機関

＜表 IV-4-13＞ 職務発明コンテスト受賞者名簿

賞格	名前	所属	職位	権利名称
大統領賞	李オング	現代自動車	常務	自動車の前、後輪サスペンション
国務総理賞	李ゾンラム	浦項工科大学	教授	ガリウムナイトライド系の光素子のP型オミック電極及びその製造方法
産業資源部長観賞	チャン・ソクユン	(株)LG生活健康	所長	歯牙美白用パッチ
	金ギョソファン	(株)三星電子	首席研究員	固定型非接触現像法を使う高速、小型カラーレーザープリンター
中小企業庁長賞	バック・サンユン	LGヒイリップスディスプレイ(株)	先任研究員	カラー陰極線管シャドーマスク
特許庁長賞	ヨ・ジユホン	農村進興庁農業科学技術院	農業研究士	シルクプロテインを含む化粧品組成物
	バック・チャ Chol	東西大学	副教授	ゴムシート表面処理方法
韓国発明振興会長賞	李テジン	嶺南大学	教授	酸化タングステンの還元-炭化工程の効率改善方法
	金クンユル	(株)大宇エレクトロニクス	主任研究員	ボログラフィックROM(ROM)及びデジタルデータディスクとここに係わるコンボピックアップ装置
	金ヨンファン	(株)ゼニック	研究員	温度感応性状態変化ハイドロゲル組成物及びその製造方法
	カン・クムチュン	農村進興庁農業工学研究所	農工研究士	温室の排気熱還元装置

＜制度運営団体部門＞

賞格	会社名
産業資源部長観賞（金賞）	農村進興庁
特許庁長賞（銀賞）	韓国生産技術研究院
韓国発明振興会長賞（銅賞）	浦項工科大学

今回の大会では1次審査を通過した7名の職務発明家達が自分の発明品に対する発明動機から研究、開発及び製品化に至るまでの全過程を公開した。大企業・中小企業及び研究機関の研究開発過程を互いに比較し、最近の技術開発の推移及び事業化過程を習得できる良い機会となった。

また、農村振興庁、浦港工科大学、韓国生産技術院が制度運営における優秀事例であると選定された。その発表を通じて、制度の運営経験やノウハウなどを参加者達と共有し情報交換する契機となり、新しく設けられた制度運営部門に対する良い反響とされている。

ロ．職務発明制度の巡回説明会開催

職務発明に対する大学教授、研究員及び公務員などの認識向上及び発明意欲の鼓吹を通じて職務発明を活性化させる為に、下表の通り2004年の下半期に計15の機関を対象に巡回説明会を開催した。

説明会は韓国航空宇宙研究院、韓国食品開発研究院などの国立研究機関、現代オートネット、テグアン産業、デーコム、大雄生命科学研究所などの民間研究機関、広州市、江原道庁などの自治体を対象に行われ、研究員・公務員など750名余が参加した。

説明会の内容としては大学教授・研究員などに職務発明を広報する為の動画の上映と、職務発明制度の説明、特許管理手続きなどが紹介された。

＜表 IV-4-14＞ 職務発明巡回説明会の開催機関

仕分け	開催機関	備考
地方自治体及び中小企業	ソウル市役所，江原道庁，慶南昌原地域センター，光州テクノパーク，仁川地域センター，馬山地域センター，済州地域センター	7個機関
研究機関	航空宇宙(研)，韓国食品開発(研)，泰光産業(株)，(株)中央ワクチン研究所，(株)DACOM研究所，(株)SHINSUNG ENG技術研究所，大熊生命工学研究所(株)現代オートネット	8個機関
計	総15個機関	

ハ. 職務発明褒賞規定の標準案及び広報動画の製作・配布

企業の自発的な補償規定の制定を支援し、職務発明制度の統一的運用を誘導する為、職務発明の概念、手続き、補償、職務発明審議委員会などの主要事項を収録した‘職務発明褒賞規定の標準案’を作成し、関連機関及び企業などに配布した。

また、大学教授などの職務発明に対する認識の向上や発明意欲の鼓吹、特許技術の活用促進方案の一環として大学教授・研究員の為の職務発明広報用動画を製作・配布し、職務発明制度の広報はもちろん巡回説明会の教育効果を最大化した。

第4節 国有特許権の活用

産業財産政策局 産業財産振興課 電気主査補 朴ムンチョル

1. 国有特許の概念

現行法上の国有特許というのは国の名義で登録された特許を指す。

特許法第89条第1項及び第2項によると、公務員（国公立大学内に専門の組織が設置された国公立大学の教職員は除外）がその職務に関して行った発明が性質上国または地方自治体の業務範囲に属し、その発明をする動機が公務員の現在または過去の職務に属する発明に対しては国有または公有にすると規定している。

したがって、政府機関または国立研究機関などの国家公務員が職務と関連し、発明した特許権は国有特許である。このように国が承継した公務員の職務発明に対する特許権は国有とし、その特許権の管理は国有財産法の規定にもかかわらず、特許庁長がこれを管理するよう特許法第89条第4項で規定している。この場合、国有特許が民間部門に移転され、処分収入金が発生された場合、公務員職務発明の処分・管理及び褒賞に関する規定（大統領令）により、登録褒賞金及び処分褒賞金を支給している。

2. 国有特許の登録状況

2004年12月末を基準に国有特許（実用新案、デザインを含む）は下の表に示されて

いるように、1,818件が登録されている。

＜表 IV-4-15＞ 年度別国有特許保有現状 (単位：件数)

区分	新規登録					消滅	類型					備考
	特許	実用	デザイン	海外特許	計		特許	実用	デザイン	海外特許	計	
'93	6	1	4		11		20	9	5	—	34	
'94	8	1	—	—	9		28	10	5	—	43	
'95	3	4	—	—	7		31	14	5	—	50	
'96	15	2	1	—	18		46	16	6	—	68	
'97	38	8	4	2	39	1(特許)	83	24	10	2	119	
'98	100	16	2	2	120		183	40	12	4	239	
'99	101	14	13	2	130	5(実4、デ1)	284	50	24	6	364	
'00	111	52	25	3	191	2(特1、実用1)	394	101	49	9	553	
'01	122	41	18	4	185	5(実3、デ2)	516	139	65	13	733	
'02	151	45	25	7	228	5(特1、実2、デ2)	666	182	88	20	956	
'03	153	36	11	3	203	6(特2、実2、デ2)	789	214	97	23	1,123	
'04	171	54	6	1	232	8(特7、実1)	921	265	103	24	1,313	

3. 国有特許の実施状況

＜表 IV-4-16＞ 年度別国有特許実施現状

年度	区分	実施許可 (件)			実施料収入
		有償	無償	計	
'92		1		1	2,510,390
'93		1		1	25,153,160
'94		4		4	9,046,480
'95		4		4	8,129,220
'96		5		5	1,224,138,170
'97		5		5	5,345,180
'98		15	3	18	87,806,690
'99		21	3	24	92,209,090
'00		29	7	36	67,319,550
'01		62	—	62	198,335,690
'02		55	—	55	188,884,880
'03		53	—	53	218,688,030
'04		82		82	269,426,980
	計	337	13	350	2,396,993,510

4. 国有特許の登録・処分補償金の支給状況

＜表 IV-4-17＞ 国有特許の登録・処分補償金の支給現状

(単位：ウォン)

区分	登録補償金		処分補償金		機関補償金	
	支給件数	支給額	支給件数	支給額	支給件数	支給額
' 92	3(特許)	3,000,000	1	602,060		
' 93	10(特5、実1、デ4)	6,700,000	1	3,615,300		
' 94	9(特8、実1)	8,500,000	4	2,209,200		
' 95	6(特3、実3)	4,500,000	4	2,025,840		
' 96	18(特15、実2、デ1)	16,300,000	5	125,703,830		
' 97	39(特28、実8、デ3)	32,900,000	5	1,471,320		
' 98	32(特26、実3、デ3)	27,350,000	2	603,210		
' 99	114(特96、実18)	103,050,000	13	13,097,560	1	1,000,000
' 00	166(特129、実15、デ22)	133,339,900	29	26,095,680	4	4,000,000
' 01	231(特157、実45、デ29)	145,059,000	67	42,355,450	2	2,000,000
' 02	193(特148、実20、デ25)	93,162,000	111	113,594,710	12	16,000,000
' 03	106(特87、実4、デ15)	44,290,000	72	63,138,260	7	11,000,000
' 04	117(特109、実7、デ1)	48,647,500	115	75,482,310	6	14,000,000

5. 国有特許の処分褒賞金の大幅拡大

処分褒賞金は登録された権利または出願中の権利を有償にて処分した場合、その処

分収入金を基準とし、無償で処分した場合にはこれを有償で処分する場合の処分収入金に相当する金額を基準に、特許庁長が発明者に支給する。以前には褒賞水準が処分収入金の10～80%であったが、公務員の職務発明を奨励し国有特許の活用を促進させる為、2005年から処分される権利に対して一括で50%と大幅拡大した。

※ 処分褒賞金

1. 2005年以前

－処分収入金が1千万ウォン以下の場合、処分収入金の60/100

－処分収入金が1千万ウォンを超過、5千万ウォン以下の場合

： (処分収入金－1000万ウォン) \times 20/100 + 300万ウォン

－処分収入金が5千万ウォンを超える場合

： (処分収入金－5000万ウォン) \times 10/100 + 1,100万ウォン

2. 2005年以降：処分収入金の50/100支給

第5章 発明振興の為のインフラ構築

第1節 発明ブームを助成する為の国民的な努力の展開

産業財産政策局 産業財産振興課 書記官 金ヨンファン

知識基盤社会において、国と企業の競争力の源泉は特許技術のような知識財産である。このような知識財産の創出を促進させる為には社会の各階層に発明の底辺を拡大する法的・制度的なインフラが構築されるべきである。これと同時に、考慮されるべき重要な要素は社会全般に渡り、発明の重要性に対する認識を共有できる雰囲気の助成である。

このような認識の下、'04年度に我が庁では全国民の発明の重要性に対する認識を高め、発明文化の発達を通じ、国民生活の中に発明活動を定着させる為の様々な努力を展開した。国務総理が参席する中、「第89回発明の日」に記念式を行い、5月の一ヶ月を「発明の月」と指定し、学生・女性・中小企業の社員・研究員など各界各層の構成員の為、様々な行事を開催した。これと同時に、新聞・TVなど各種大衆媒体を活用した発明など、知識財産権に関わる内容を積極的に広報できるよう努力した。

1. 「第39回発明の日」記念式の開催

「発明の日」は世宗大王の測雨器（降水量を測る機器）の発明を広報した日（1442. 5. 19）を記念して、1957年に法定記念日と指定され、初の記念式を行って以来

発明家の祭りとして定着してきた。

'04年度「第89回発明の日」記念式は国務総理と有功者、優秀発明社、発明学生及び指導教師など約1,000名余りが参席した中、5月19日（月）COEXで盛大に行われた。

記念式では発明及び特許分野で貢献してきた有功者79名に金塔産業勲章（三星電子ファン・チャンギョ社長の他1名）など政府からの褒賞があつて、優秀事例発表、広報映像の上映、発明月桂冠の授与、優秀発明品の展示などを通し、一般人達の多くの関心と参加を誘導した。

この日、記念式の謝辞の際国務総理は特許審査処理機関の短縮、特許技術取引市場の活性化、職務発明制度の改善、特許技術事業化の体系的な支援、地域知識財産センター活動の強化などを表明し、これに対する格別な関心を呼びかけた。

2. 各種発明行事を通じた発明文化の発達（発明の月の行事）

昨年、我が庁では学生・女性・中小企業の社員・研究員など角界各層を対象に発明意識を鼓吹し、知識財産創出の底辺を拡大する為、様々な発明行事を開催した。

特に、5月の「発明の月」には国民的に発明する雰囲気を広げる為、「特許事業化の成功事例発表会」、「女性発明の優秀事例発表会」、及び学生を対象とする「発明品コンテスト」など計187回の発明奨励行事を開催した。これと同時に、「特許技術評価セミナー」、「特許審判員主催セミナー」、「女性の知識財産権説明会」、「業種別の団体知識財産権説明会」など計48回の各種学術セミナー及び講演会を開催した。

また、特許技術及び製品の販売ルート開拓を支援する為、「大韓民国特許技術移転博覧会」、「特許技術常設市場の投資説明会」、「女性企業発明品の博覧会」などを成功裏に開催し、「子供の為の離れ島招待」、「全国発明標語公募大会」など各種イベントの開催を通し、「発明の月」に対する一般人の関心を誘導する為に努力した。

3. 大衆媒体を通じた発明重要性の広報

昨年、我が庁では発明活動の促進と知識強国育成の為、社会全般にわたり、発明家、科学者、技術者を尊敬する社会風土の助成と発明を尊ぶ国民意識の拡散が必要であることを認識するとともに大衆媒体を活用し、国民の発明特許に対する認識を高める為の努力を展開した。

特に、5月の「発明の月」には日刊新聞に発明と特許関連の内容を集中的に掲載し、新聞寄稿19回、庁長インタビュー5回、特定記事12回、その他記事171回など計207回のメディア広報を実施した。またTV、ラジオ等を通じてのインタビュー、ニュースなどに知識財産権の内容が18回に渡り放送された。

第2節 知識財産権研究機能の拡充

1. 知識財産権政策研究の遂行

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 ジョン・ヨンイック

イ. 最近の国際動向と知識財産権研究の必要性

知識基盤経済の到来により、特許など知識財産が国家競争力に与える影響が日々増大しており、特に最近には知識財産権関連の紛争が急激に増加し、新しい制度が持続的に提起される等、知識財産権問題の重要性は日々高くなりつつある。

このような世界的な変化に対して効果的に対応し、急変する知識財産権の動向に対する分析、新知識財産権及び主要争点に対する研究を通し、国の知識財産権政策と企業の知識財産権政策樹立に寄与した。これを通じて国家及び産業の競争力を倍増する必要性が提起されてきている。

ロ. 今までの知識財産権の研究実績

政府は発明振興法の制定時（1994年）から知識財産権研究所の設立・支援と関連する規定を設け、研究活性化の基礎を整備し、1997年には独立した「知識財産権研究活性化事業」の予算を編成し、知識財産権政策・制度研究及び基盤構築の為の本格的な

事業遂行を始め、韓国発明振興会も知識財産権研究センターを設置し、これに呼応した。

同事業にしたがい、2004年まで「国家R&Dの効率性を高める為の特許政策」など、計78件の政策研究が遂行され、知識財産権研究センター（韓国発明振興会）も「新知的財産権の国際的動向と我々の対応方案」など、12件の研究を外部に受託するなど、計90件の知識財産権政策・制度に対する研究が進行された。

特に、知識財産権研究活性化事業の場合、研究課題の選定時の示威性、政策的要求などを反映し、特許庁内部のみならず、関連機関の需要を含める為、積極的な努力を注いだ。また、2004年に進行された研究課題の場合、政策、戦略、国際協力などの課題の比率増加が著しく、既存制度中心の研究とは相当な距離を置くことで、急変する知識財産権の動向に対する民間及び政府の対応能力向上に寄与したと評価できる。

<表 IV-5-1> 知財権研究活性化事業による年度別研究課題数

区 分	' 97	' 98	' 99	' 00	' 01	' 02	' 03	' 04
課題の数 (件)	5	3	7	7	13	17	14	12

ハ. 評価及び今後の推進方向

知識財産権研究活性化事業は知識財産権専門家が不足している国内で主要政策の開発など多くの研究実績を成し遂げたが、運営方式においては未だに多くの改善されるべき点を内包している。

ほぼ全ての課題が知識財産権センター（発明振興会）によってのみ進行され、研究テーマの選定時に意見を聞く場を設けたが、その参加の程度が制限されていて、全ての課題が同一研究期間（1年）、同一予算で策定され、示威性・重要度などの考慮に限界があった点などである。

今後知識財産権の研究の質を向上する為、様々な方案を整備し、推進する計画である。まず研究分野毎に様々な遂行機関を選定し、テーマの特性を最大限配慮し、研究課題の需要調査の対象を関係部署、地方自治体、業界及び研究機関などに拡大し、示威性の向上と結果の活用度をより高め、課題の特性に符合する研究機関の設定及び遂行方式を採択し、深度ある研究を保障する予定である。特に、知識財産権研究活性化において最も重要な要素の一つである予算額増大に最大限の努力を注ぐ予定である。

<表 IV-5-2> 最近5年間の「知識財産権研究活性化事業」による研究報告書の目録

年度	研究報告書題目
2020年	○ 特許技術評価書の標準モデル開発に関する研究
	○ PCT改革短期課題に対する深層研究
	○ 韓国のデザイン保護法制発展方向研究
	○ 中小企業の新技術事業化支援に関する部署別政策比較及び今後の発展方 案
	○ 特許実体法条約(SPLT) 動向分析及び特許法上對比検討
	○ 知識財産教育センターの効率的な運営方案研究
	○ 外国特許庁との相対的・戦略的特許協力モデル開発
	○ 卸・小売り業をサービス業と認める時申し立てられる問題点及び解決代 案研究
	○ 業特許管理専担部署の発展戦略
	○ 願主体別特許登録現況及び経済的效果に関する研究
	○ 知識財産に対する統計と指数開発に関する研究
	○ 国家 R&D 効率性向上のための特許政策研究

年度	研究報告書題目
2003年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知識財産権関連 DDA 交渉議題に対する研究 ○ 大学技術移転専担組織の発展戦略 ○ 国家技術情報分析事業の相互比較を通じる補完方案及び特許技術情報分析事業の中長期発展方向に関する研究 ○ 不正競争防止及び営業秘密保護法改訂方向及び代案 ○ PCT 条約改革(案)に関する研究 ○ 意匠の国際登録に関するヘイグ協定のジュネーブ法加入のための検討 ○ 実用新案先登録制度の長期発展方案 ○ オンライン上での BM特許侵害保護方案に関する研究 ○ 女性の知識財産権活用実態及び活性化方案研究 ○ 韓国の国家知識財産権戦略 ○ 北米の知識財産権政策に関する研究 ○ アジアの知識財産権政策に対する研究 ○ ヨーロッパの知識財産権政策に関する研究 ○ 北朝鮮の知識財産権制度に対する研究
2002年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主要国の手数料体系及び現況分析 ○ 知識財産インフラ(Infra) 構築方案 ○ 先進国の職務発明制度研究 ○ 態模倣(デッドコピー) 防止制度の研究 ○ 特許技術移転の活性化方案 ○ Graphic Symbol など物品性を兼ねたデザインの保護方案 ○ 括名称導入方案検討及び導入の時商標制度に及ぶ影響分析 ○ 特許実体法条約(SPLT)案の主要争点研究 ○ 人間幹細胞(Embryonic Stem Cell)の特許保護問題に関する研究 ○ 許権尊属期間延長登録制度に関する外国事例及び製薬産業への影響 ○ インターネット技術発展によるコンピュータープログラムの知識財産権保護方案 ○ 知識財産権の委託管理に関する研究 ○ 産業財産権に対する国内外重要判例分析・整理 ○ 海外国家別知識財産権法令及び制度分析・紹介 ○ 国内外IP資料 Listの Data Base化学 -主要3個国を中心に- ○ 国際特許紛争現況及び対応戦略 ○ 知識財産権教育及び研修プログラムの活性化方案

2. 知識財産権研究活性化の為のインフラ構築

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 ジョン・ヨンイック

イ. インフラ構築の必要性

知識基盤経済で国及び企業の競争力を高める為には、急変する知識財産権の動向に対する情報の獲得、国家間の知識財産権の協力基盤整備、知識財産権研究に関わる機関間の連帯構築及び国民の認識向上などのインフラ構築は必需的であるとされている。

特に、早い変化と波及効果が非常に大きい知識財産権の特性と国際社会での知識財産権について先に触れ、活用戦略を立てることの重要性が日々重要視される点を考慮すれば、国民所得2万ドル時代を迎える為の再跳躍を推進している我々の現実では現段階においてとても切実な課題となりつつある。

ロ. 今までの推進実績

今までのインフラ構築事業は知識財産権研究を活性化する為の基礎的な土台を整備する目的で1997年以降知識財産権研究センター（発明振興会）を中心に進行されてきた。

1997年「特許庁開庁20周年記念シンポジウム」を皮切りに、2004年まで計20回のセミナーを開催し、2002年7月WEEKLY IP LOOK第1号の発刊以降、2004年末まで計181号

を発刊し、急変する世界知識財産権の動向と制度・政策の変化に対する対応力を高めている。また、専門家及び国民の知識財産権に対する認識向上と討論を通0政策対案整備の為、2003年6月から知識財産権研究フォーラムを毎月1回運営している。

研究インフラと連帯構築の重要性が日々高まる推移を積極的に反映し、2004年からは知識財産権の専門学術誌「知識財産論壇」を新たに発刊し、中国との知識財産権共同研究及び共同シンポジウムを成功的に遂行した。また、知識財産権セミナー2回開催、知識財産権研究フォーラム12回開催及びWEEKLY IP LOOKを52回発刊し、今まで続してきた研究インフラ構築事業も一層推進した。

また、このような活動を通して獲得された成果である国際動向及び慣例分析資料、国内外文献などをDB化して一般に提供した。特に主要先進国の知識財産権動向資料であるWEEKLY IP LOOKの場合にはメーリングサービスを通し、各界に提供することで国民との接近性と政策化機能性を高めている。

ハ. 評価及び今後の推進方向

知識財産権の重要性に対する国民の認識向上と研究基盤整備に対する同事業の寄与度が非常に高いにもかかわらず、まだ様々な側面で改善されるべき点を多く内包している。

主要国で収集される知識財産権動向が情報収集を中心に進行され、深度ある分析が行われず、一部事業（セミナー、学術誌発刊支援）の場合、対外認知度が低く、広報が足りない点が改善されるべき点である。また、知識財産権研究フォーラムの場合、示唆性のあるテーマを政策化するのにとっても有用なシステムを持っているにもかかわらず

らず、積極的に活用できなかった点も改善すべきである。

今後は提示された問題点を克服し、知識財産権研究の活性化と国民の認識向上の為の様々な方案を整備し、推進する予定である。知識財産権情報は単純に獲得するものではなく、現場で直接活用できるよう深度ある分析を行い、大衆との接見・討論の場に関してはテーマの選定から需要者が中心となって進行し、接近性を高める予定である。また、知識財産権研究フォーラムの画期的な変化により、論議結果の政策化を積極的に推進する計画を持っている。

最後に、知識財産権研究の最も重要な主体である知識財産権研究所の設立と支援の為の長期的なビジョンを確立し、我が国の知識財産権研究を一段階跳躍させる契機を作っていく計画である。

<表 IV-5-3> 知識財産権研究フォーラムの開催実績

仕分け	主題	開催日時
第 1回	○ 「北朝鮮の産業財産権制度分析及び南北韓交流協力方案」	2003. 6. 27
第 2回	○ 「特許制度の経済的分析」	2003. 10. 30
第 3回	○ 「技術革新と特許制度の係わり合い」	2003. 11. 20
第 4回	○ 「企業での知識財産権政策方向」	2003. 12. 02
第 5回	○ 「科学技術政策と連携した特許政策推進戦略」	2004. 1. 30
第 6回	○ 「自由貿易協定(FTA)と知的財産権」	2004. 2. 27
第 7回	○ 「特許実体法条約と韓国の特許法」	2004. 3. 31
第 8回	○ 「日本知識財産権政策が韓国に与える示唆点」	2004. 4. 30
第 9回	○ 「植物分野技術革新、どのように保護するか? 」	2004. 5. 25
第 10回	○ 「遺伝資源と知的財産権問題」	2004. 6. 25
第 11回	○ 「実用新案制度の改善方案」	2004. 7. 30
第 12回	○ 「国際特許協力モデルとしての審査結果相互認定制度考察」	2004. 8. 31
第 13回	○ 「PCTを通じる国際出願手続き何がいくら変わるか? 」	2004. 9. 21
第 14回	○ 「政府研究開発事業特許権、誰が所有しようか? 」	2004. 10. 27
第 15回	○ 「治療方法特許を付与しようか? 」	2004. 11. 23
第 16回	○ 「アメリカ特許法どんなに理解しようか? 」	2004. 12. 03

3. 知識財産権関連シンポジウムの開催

国際知識財産研修院 企画総括課 化工事務官 李デウォン

イ. 韓国の知識財産権制度に関する国際研修の実施

国際知識財産研修院は、アジア太平洋地域の開発途上国政府の知識財産権と関わりのある中堅公務員などを対象に2004年に2回韓国の知識財産権制度に対する国際研修を実施した。

2004.6.5から6.18まで韓国国際協力団（KOICA：Korea International Cooperation Agency）の後援によって運営された「知識財産権制度の国際研修過程」ではフィリピン、中国、ロシア、チリなど12カ国、12名が参加した。

現在我が国の産業財産権（特許・実用新案・デザイン・商標）の出願件数は毎年約30万件に上り、世界で5位以内に入り、特許庁の電子出願システム（KIPOnet）もまた世界最高水準と認められ、このシステムに対し、台湾・フィリピン・ベトナムなどに技術コンサルティングを実施する等知識財産権分野で、韓国は既に先進国の水準に到達している。

今回の国際研修課程は、このような韓国の先進知識財産権システムを開発途上国の公務員に紹介し、知識財産権制度の最近の動向、特許情報の活用方法などに対する講義と討論を平行することにより、韓国の知識財産権に対する理解を増進させた。この

他にも韓国の産業現場の見学及び文化遺跡地の探訪などを通し、世界各国の参加者達に韓国をより知ってもらう為の機会を作った。

我が国の経済規模や国際的な位相が高くなったにもかかわらず、未だに世界の多くの国では韓国に対する理解の不足により、韓国の発展状況を的確に把握できていない。参加者達は今回のセミナー期間中、SK製油所・ポハン製鉄・現代自動車など韓国企業の生産現場を見学し、慶州などの文化遺跡地を探訪することによって、発展した韓国の経済と文化に対する理解の幅を広げる機会を作った。また、小グループ別に韓国人家庭を訪問するホームビジティング（Home-Visiting）・在来市場訪問などを通し、韓国人の家庭生活・経済生活の様子を肌で感じる事ができた。

アジア太平洋地域の開発途上国の知識財産権に関わる中堅公務員を対象とする知識財産権制度課程は1987年から毎年1，2回実施されており、次のような効果が期待できる。まず、2週間にわたる韓国生活を通し、相互親睦を図り、互いの情報を交換することにより、参加国間の友好と協力を強化できる。特に、「韓国を正しく理解させること」への効果と開発途上国の公務員達に韓国の知識財産権制度と韓国文化に対する理解を深めることで、韓国に対する開発途上国の友好的な知識財産権の投資環境を助成できる雰囲気を作る。そして、これを通して韓国企業の開発途上国への進出活性化や開発途上国に進出した韓国企業の知識財産権保護と繋がり、国家経済発展にいい影響を与えられると判断される。

一方、国際知識財産研修院は2004.8.1から8.14まで韓国国際協力団とシンガポール政府の共同後援でタイ、インドネシア、ベトナムなど東南アジアの開発途上国12ヶ国15名の知識財産権関連中堅公務員を対象に、「韓-シンガポール知識財産権制度課

程」を開設し、韓国の知識財産権制度及び知識財産権関連の最新話題を中心に研修を実施した。

2004年に初めて実施した同「韓-シンガポール知識財産権制度課程」はアジアの先開発途上国としての責任と役割を果たし、アジア太平洋地域の人的資源開発の為の共同協力を目標とする韓国とシンガポール両国政府の協力事業の一環として本研修院では知識財産権制度をテーマに研修を実施した。

本研修院では韓国の知識財産権制度と特許関連政策、最近の知識財産権の話題に対する研修を実施した。その中でも特にシンガポールではシンガポール国立大学教授オン・チェエン (Mr. ONG Tze En, Burton) 教授が講師として参加し、伝統知識と遺伝支援をテーマに講義した。

ロ. WIPOアジア・太平洋地域の知識財産権学術セミナーの開催

国際知識財産研修院は2004年10月11日から10月18日まで3日間世界的財産権機構 (WIPO : World Intellectual Property Organization) と共同で、アジア・太平洋地域国の知識財産権専門家達を招聘し、「知識財産と遺伝資源、伝統知識及び民間伝承物」をテーマに国際学術セミナーを開催した。このセミナーには中国・シンガポール・イラン・インドネシアなどアジア・太平洋地域の15の開発途上国及びWIPOの知識財産権専門家20名が参加し、最近の開発途上国を中心に話題にされている遺伝資源などの法的保護問題に関し、国際的論議動向及び各国の立法措置などの情報を共有する契機となった。

今度のセミナーにはWIPO伝統知識部門の課長ウエンド・ウエンドランド (Mr. Wend Wendland) ・スウェーデン法務部アドバイザーのヘンリー・オルソン (Mr. Henry Olsson) ・中国特許庁法務局副部長のウエン・シカイ (Ms. Wen Xikai) ・ソウル大天然物科学研究所のジャン・イルム教授など国内外の遺伝資源・伝統知識分野の専門家が発表者となり、伝統知識に関する統合的接近方法・遺伝資源の知識財産権的性格・遺伝資源、伝統知識、伝統文化表現物に対する知識財産権的な接近とそれに関わる原則と法規を新たに照らし、アジア・太平洋国家での伝統医薬品及び薬草に対する法廷保護の重要性及びこれらの国の経験事例を伝達した。

第3節 顧客便宜の増進

情報企画館室 出願サービス担当官室 書記官 チョウ・ククヒョン

1. 「総合民願室」の機能強化

急速な情報化社会への進入として特許顧客の相談提起方式も、過去の郵便又は直接訪問などから、無線通信やインターネットなどの情報通信網を利用する方式に変化しており、相談の解決に対する顧客の期待水準も一層高くなり、過去の相談解決方法又はサービスでは特許顧客を満足させることができなくなった。したがって、総合相談室ではこれに合う様々な方式のサービス提供方案を樹立し、顧客の苦情を事前に見つけ、解決するBefore Service施策を整備するなど顧客感動の実現の為、様々な努力をした。

イ. 新たな形の顧客満足度の調査システム構築

特許行政革新課題の発掘と発掘課題の誠実な施行で特許顧客に対するサービスの量的・質的改善を図り、特許行政に対する顧客の信頼を確保する為に特許庁の様な執行機関の性格を帯びている兵務庁、関税庁及び国税庁の相談担当部署（コールセンターを含む）をベンチマーキングし、新たな革新課題を発掘し推進した。発掘課題としては特許庁に受け付けられる書面相談に対する依頼人の満足度調査の為に、アンケート調査用葉書を発送するようにし、インターネット質疑に対する答弁の満足度を調査する為に、答弁内容と一緒にアンケート内容が発送されるようインターネットシステム

を構築した。また、特許顧客に対する親切的なイメージの表出と最上級サービスの提供に対する意思表示の為、総合相談室の女子職員はユニフォームを着用するようにした。

ロ. 土曜相談室の運営

2004年の7月から全国一般行政機関で月2回土曜を休日にする制度を本格的に施行することにより、我が特許庁の一般部署は毎月第2と第4土曜日に全面的に休むことになった。これによる相談の混乱と不便が生じる恐れがあった。したがって、総合相談室では「土曜相談室」を設置・運営し、休みの土曜でも午後1時まで書類の受け付け及び相談業務を正常に処理することで特許顧客の不便をなくすよう努力した。

ハ. 「産業財産権出願案内の後見人制度」の積極的な施行

特許庁では出願手続きに苦勞している老弱者又は障害者など社会的に弱い立場にある人に対する出願相談の支援を強化する為、2003年「産業財産権出願案内の後見人制度」を導入し、2004年には同制度の活性化と相談サービスの充実化の為に広報活動を活発に行うと共に、専門相談官に対する精神教育を実施した。

産業財産権出願案内の後見人制度は産業財産権業務全般に渡り経験が豊富な総合相談室及びソウル事務所の専門相談官6人と、特許顧客コールセンターの専門相談官7人を後見人として指定し、特許庁を訪問する障害者、老弱者、年少者、国家有功者とその遺族及び家族の中で出願に苦勞を感じている人から援助の要請がある場合、出願手続き進行上の全ての家庭で後見人の諮問、相談及び詳細案内などのサービスをワンストップ（One-Stop）で提供する制度である。

月平均約250名余りが同制度による相談を受け、産業財産権の取得手続きを進めており、同制度の施行効果が相当なものとみられる。また、今まで出願手続きに苦勞を感じていた社会的な弱者の創作活動にも肯定的な影響を与えるものと評価される。

ニ. 書面出願の出願番号通知期間の画期的な短縮

特許庁の出願書の受付システムは大きく二つに分けられる。一つはオンラインによる受付システムであり、もう一つは書面による訪問受付システムである。オンラインによる受付の場合、受付の引換券及び出願番号は出願書の受付と同時に発行されているが、書面受付の場合には受付の引換券のみを発給し、後で出願番号通知書を郵便で送付してきた。したがって、訪問受付の場合、出願人は出願書の受付後約10日余り経過してから出願番号を通知してもらう為、出願人は長期間に渡り正常に受付されたか否かを確認することができなく、不満を提起してきた。

特許庁では2005年からこのような問題点が解決され、訪問受付の場合、その場で受付の引換券と出願番号通知書を発給できるよう、訪問受付システムの改善対策を樹立、推進した。今までの間書面出願書が受付されれば、書類を電子化機関に送付してきたが、受付システムを改善の改善を図り、出願書類の受付時に出願番号通知に必要な関連データ（出願人の情報）を入力し、出願番号を生成した上で、受付後すぐに出願番号通知書を発送できるよう、改善対策を樹立し、推進した。

ホ. PCT国際特許出願の翻訳文提出期間の延長

PCT国際特許出願において、国内段階進入の為の翻訳文を提出する期間は現行優先日から80ヶ月であり、国際予備審査請求をする場合、国際段階での国際調査報告書の作成始点が優先日から28ヶ月である為、国際出願人が国内段階進入の為には国際調査報告書の受領後2ヶ月以内に代理人を選任し、翻訳文の提出、手数料の納付など全ての手続きを踏まなければならない。しかし、2ヶ月以内に全ての手続きを済ませることは時間的に無理があり、これにより出願人の意思に反し、国内段階の進入期間を逃す事例が発生してきた。このような問題点を改善する為に、特許庁では国内段階進入の為の明細書などの翻訳文を提出する期間を現行優先日の80ヶ月以内から、81ヶ月に1ヶ月延長する方案を考え、特許法に反映することに決め、特許法改正作業を行ってきた。同内容を反映した特許法改正法律案は2005年度に改正手続きを完了する予定である。

2. 「特許顧客コールセンター」運営の充実化

イ. 設置目的

情報通信の発達により、相談形式も既存の訪問及び書面相談から電話、インターネットなどの情報通信網を通じた形式へと変化してきた。このような環境の変化に対応し、多くの相談者から集中される電話、インターネット相談を迅速でかつ効率的に処理する為には、既存の分散運営されていた電話相談窓口（総合相談室、ソウル事務所、使用者支援チーム）を単一の窓口統合・拡大し、一回の電話またはインターネット相談で産業財産権の全分野に対する相談及び疑問をワンストップで解決できるようにする必要性が出てきた。

これにより、特許庁では2002年8月に「特許顧客コールセンター」を設置し、産業財産権に対する疑問がある場合、又は苦勞している場合、電話またはインターネットを通して簡単に解決できるようにした。

ロ．相談員の専門性強化

相談員の相談内容の専門性を高める為、産業財産権に対する分野別専門教育を実施し、顧客の満足度を高める為、顧客関係教育及び親切教育などを実施した。内部の専門教育としてはPCT、マドリッドなど国際出願に関する教育と産業財産権全般に対する教育を48回に渡り実施した。また、手数料関連教育を2回、その他モニターリング及びCS教育16回など計61回の職務教育を実施した。外部専門教育機関による教育としては国際知識財産研修院への派遣教育7回、韓国能率協会への派遣教育3回、韓国プロトコルスクールへの派遣教育1回など計11回の教育を実施し、相談員の専門性を高めた。

ハ．相談サービスの品質を向上する為の革新活動強化

特許顧客に対する相談サービスの品質を高め、新たな形式のサービスを開発する為に、特許顧客コールセンターでは2003年から優秀コールセンターのベンチマーキングを実施してきており（2003年：国民銀行、国民年金管理公団、2004年：（株）KTF、兵務庁、国税庁、関税庁）、サービス改善の為、様々な革新課題を絶えず発掘している。2004年度発掘課題としては、1.年間1万件余りに達する公時送達件に対し、事前に特許顧客に電話して消滅の危機にある顧客の権利を救済（Before Service）する

「Angel-Call」サービスを開発し、2. コールセンターのサービス品質と水準について政府機関から診断を受け、その品質を公認してもらえる韓国サービス品質優秀機関の認証獲得推進計画を樹立して推進し、3. コールセンターが「知識財産総合相談センター」としての役割を果たせるよう、相談員の能力を高め、装備を現代化させる計画などを樹立して出師した。

二. 特化相談員の養成・運営

相談員の産業財産権一般に対する専門性に対しては特許顧客のみならず、内部顧客からも認定してもらえたが、国際出願制度に対する専門性は未熟であるという評価を受けてきた。したがって、コールセンターでPCT国際特許出願制度とマドリード国際商標登録出願制度に対する専門性を強化し、相談能力を高める為に、業績が優秀な特化相談員3名を選抜し、国際出願の専門相談員として養成し、8月から相談業務に投入して国際出願人などから良い反響を得ている。

ホ. 電子出願の現場出動教育の実施

コンピュータに関する知識不足、又は経済的な制約によりパソコンの所有が困難な社会的弱者も電子出願による経済的利益を共有できるよう、電子出願に関する現場出動教育を積極的に実施した（釜山大学、チャンウォン商工会議所など22ヶ所の機関、702名の教育実施）。特許庁の出願手数料体系では電子出願をする場合、書面出願に比べ、相当額を減らしており、電子出願ができない社会的弱者は相対的に経済的な負担が過重されることになる。したがって、市・道の商工会議所などと協力し、障害者、

老弱者、学生など電子出願に苦勞をしている社会的弱者に対する現場出動教育を積極的に実施し、電子出願の経済的なメリットを利用できるようにした。

3. 特許顧客の為の案内及び広報冊子の発刊・配布

イ. 「特許・商標の容易な利用」冊子の発刊

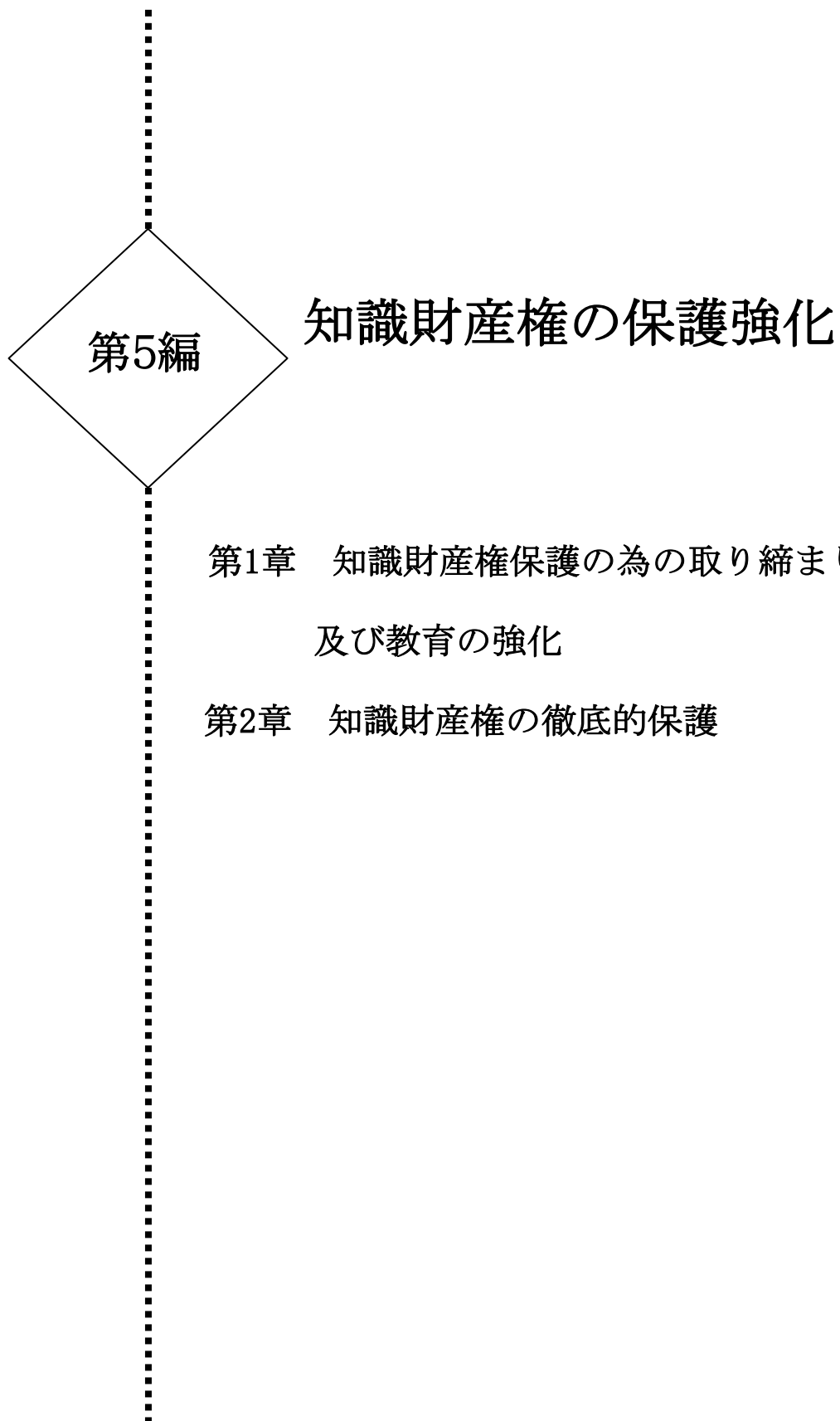
特許庁では一般人の産業財産権の制度をより簡単に理解し、出願手続きを進行するに当たって参考にできる案内冊子「特許・商標の容易な利用」を発刊し、配布している。2004年度には2002～2003年にわたって改正された産業財産権法令と2004年4月から施行される手数料徴収規則などを反映する為に、「特許・商標の容易な利用」を修正・発刊した。

この冊子を出願・審査・登録・審判・国際出願などに対する制度及び諸般手続きを一目瞭然に整理し、図表化して誰でも簡単に理解できるようにした。また、産業財産権に初めて接する顧客には道しるべのような役割ができるよう、その構成を体系化した。

ロ. 「民願業務便覧」作成及びホームページへの掲載・発刊

特許庁に出願書を提出する、または中間書類を提出しようとする特許顧客が書類作成時に参考にできるように、各種書類の作成見本と作成要領を権利別に区分し、体系的に整理した「民願業務便覧」を修正・作成し、ホームページに掲載し、発刊して関連機関及び顧客に配布した。同冊子は特許、実用新案、意匠、商標など産業財産権の4

つの権利を出願・登録・審判する時などの各種手続きを説明し、各権利別出願書の作成見本、作成要領などを順序立てて説明しており、個人出願人など産業財産権手続きの進行に慣れていない全ての顧客に多くの助けを与えることと予想されている。



第1章 知識財産権保護の為の取り締まり及び教育の強化

第1節 知識財産権保護の為の広報及び教育の強化

産業財産政策局 産業財産保護課 機械事務官 イム・ヘヨン

1. 知識財産権保護に関する認識を高める為の広報

イ. 都心地域の大型電光掲示板を利用した広告推進

偽造商品の流通は他人の財産権を侵害する犯罪行為で、消費者の健康と安全に脅威を与え、健全な商取引の秩序に混乱を招く。これは国内固有ブランドの開発を阻害し、国際的な通商摩擦をもたらし、国家経済発展の障害物となる。

このような点を広く認識させる為、偽造商品追放の為の大国民教育・広報の一環として国政広報署と協議し、全国主要都市で多くの人が見られる都心の繁華街に設置された124個の大型電光掲示板を活用し、動画像及び文字表出方式による偽造商品追放の為の教育・広報を4ヶ月間（'04年1、2、6、8月）実施した。

ロ. 「よく盗用される国内外商標集」及び各種広報物の発刊・配布

偽造商品の取り締まりに関連し、検察と警察、そして地方自治体、不正競争防止業

務の担当公務員達が取り締まり業務をより効率的に遂行できるように、取り締まりの実績、商標権者の商標管理努力、当該商標の認知度を考慮し、よく盗用される国内商標24個、外国商標78個など計102個の商標を選定し、「よく盗用される国内外商標集」を8,000部発刊し、地方自治体、検察、警察及び関税庁などの関連機関に配布した。

偽造商品に主に盗用される商標を中心に、商標登録番号と商標見本を収録した「よく盗用される国内外商標集」は偽造商品取締り業務及び検察・警察の事件処理などの参考資料として広く活用するようにした。

また、英文広報冊子「Anti-counterfeiting Activities in Korea2004」を発刊し、駐韓外国商工会議所、大使館などに配布し、我が国の偽造商品の根絶など、知識財産権の保護の為に活動を積極的に広報した。また、偽造商品を追放し、健全な商取引秩序確立の為に「偽造商品を追放しましょう」などの教育・広報チラシを10,000部製作し、関連機関の公務員、一般消費者及び商人達に配布した。

2. 知識財産権の侵害を取り締まる公務員の教育

地方自治体の担当公務員の不正競争防止業務に対する理解と偽造商品取り締まり能力を高める為に、定期的に地域巡回教育と共に、検察・警察・関税庁・地方自治体の取り締まり業務の担当公務員を対象に、特許庁国際知識財産研修院で「知識財産権の指導員課程」という専門教育を実施する一方、偽造商品の取り締まり要領を冊子として発刊し、警察と地方自治体に提供した。

<偽造商品の識別要領などの支援資料>

- 「よく盗用される国内外商標集」
- 「偽造商標追放の広報用パンフレット」
- 「不正競争防止業務の教育教材」

このような持続的な努力で地方自治体の取り締まり活動水準及び検察・警察・関税庁公務員の知識財産権に関する知識水準が向上しており、これからも全ての地方自治体が自発的で専門的な取り締まり活動を推進できるよう、知識財産権の保護業務を積極的に支援していく計画である。

<表 V-1-1> 偽造商品の取締公務員への教育実績

(単位：回、名)

区 分	2001	2002	2003	2004
教育回数	22	22	17	23
教育人員	443	367	401	509

第2節 偽造商品流通根絶の為の取り締まり活動強化

産業財産政策局 産業財産保護課 機械事務官 イム・ヘヨン

1. 偽造商品に対する合同取り締まり実施

偽造商品取り締まり活動は「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」に基づき、特許庁と地方自治体を取り締まり班を編成し、定期取り締まり活動を実施し、必要によって検察・警察と合同取り締まりを実施している。

一方、地方自治体別に市・郡・区の合同交差取り締まり班を編成・運営することにより、地方自治体取り締まり公務員の公正で積極的な取り締まり活動を誘導し、取り締まり業務の効率性を高めた。

特許庁は2004年の一年間の間、検察・警察、地方自治体と定期及び合同取り締まりを計54回実施し、628件を摘発した。その中の198件を立件し、425件は是正勧告措置を取った。

<表 V-1-2> 偽造商品の取締及び措置内訳

(単位：件、点)

区 分		2001	2002	2003	2004
摘 発	立 件	146	409	332	198
	是正勧告	645	534	217	425
	計	791	943	549	623
物 量		33,274	22,133	10,160	149,555

摘発された主要商標の大部分（1-10位）が外国の有名商標であり、品目別では装身具類、衣類、カバンがほとんどであった。

＜表 V-1-3＞ 主要品目別取締実績

（単位：点）

区 分	2001	2002	2003	2004
衣 類	24,464	8,817	2,596	84,781
カバン・財布類	1,713	4,147	1,790	1,307
靴 類	327	1,170	402	615
アクセサリ類	4,978	5,600	4,219	53,849
そ の 他	1,792	2,399	1,153	9003
計	33,483	21,736	11,010	149,555

※ 2004年摘発された101個の商標のうち、国外商標78個、国内商標23個である。

2. 偽造商品通報センターの運営

偽造商品流通根絶の為に、取り締まり活動と一緒に産業財産保護課内に「偽造商品通報センター」を設置し、担当者を指定して通報された偽造商品の流通関連事項は管轄の検察・警察に移牒するか、必要時に合同取り締まりを実施するなど迅速に措置しており、同センターは全国広域市・道及び市・郡・区にも設置・運営している。

また、偽造商品通報者の便宜を図る為、特許庁のホームページ（www.kipo.go.kr）とサイバー知識財産保護センター（www.kipo.go.kr/ippc）にサイバー偽造商品通報センターを設置し、電話や書面はもちろんインターネットを通じた通報も可能にし、地方自治体でも同一な方法による通報を受け付けている。

第2章 知識財産権の徹底的な保護

第1節 特許法率救助事業の推進

産業財産政策局 産業財産保護課 行政事務官 李・ビョンヨン

1. 特許法率救助事業の概要

小企業、生活保護対象者、障害者、学生など経済的な弱者が産業財産権を侵害された場合、法律相談、審判または訴訟代理などの権利救済をすることで、権利行使の均衡を図る。また、経済的な弱者の特許法率救助を通し、発明意欲を鼓吹し、知識財産創出に寄与する為の制度であり、2001年から施行している事業である。

2. 特許法率救助事業の運営細則改正及び運営強化

特許庁では特許法率救助事業をより体系的で安定的に運営する為に、2001年、4月「特許法率救助事業の運営細則」を制定・施行した当初は、予算の範囲内で事業施行機関に対し、印紙税など税金と交通費など最小所要経費のみを支給してきたのを徐々に増やし、2002年9月「特許法率救助事業の運営細則改正を通して審判200万ウォン、訴訟1,000万ウォンまで支援可能にし、権利救済の必要性、申請人の経済的事情、共益的波及効果などを総合勘案し、特許法率救助審査委員会の審議を経てこのような限度を超過して全額支援も可能にすることで実質的な支援となりえるようにした。これに

に伴い、事業申請窓口を大韓弁理士会の他80ヶ所の無料特許法率相談所までに大幅拡大し、事業申請時従来は産業財産権紛争調整委員会を必ず通すようにしていたが、これを任意に手続できるようにし、審査手続を簡素化した。

これまでの改善努力にもかかわらず、事業実績がよくなかった為、2004年2月に事業不振の事由を分析するべく実態調査を行った。また、広報を強化すると共に事業の活性化の為に2004年6月に「特許法率救助事業の運営細則」を改正した。主要改正内容は同事業の支援対象を手数料徴収規則上の減免対象者を参考に支援対象の範囲を調整するということであった。従前の支援対象であった1) 農民・漁民、2) 月平均収入が150万ウォン以下の勤労者・零細商人、3) 6級または6級以下の公務員、4) 尉官級将校以下の軍人が削除され、特許庁出願手数料の全額免除対象者である1) 生活保護対象者、2) 国家有功者及びその遺家族、3) 障害者、4) 学生（大学院生を除く）及び従来の小企業を含めて支援対象とした。また、支援金額も審判200万ウォン、訴訟1,000万ウォンから、審判200万ウォン、訴訟500万ウォン以下の着手金を支給し、勝訴した場合に成功謝礼金として着手金の50%を追加支給するなどインセンティブを提供し、代理人達が審判・訴訟代理に積極的に臨めるようにした。

3. 特許法律救助事業の広報強化及び支援実績

特許庁は事業施行機関である大韓弁理士会はもちろん中小企業進行公団、地方商工会議所、業種別協会などに持続的な広報を通し、より多くの人々が法律救助を受けられるようにする一方、韓国経済新聞、毎日経済新聞などの主要経済紙1面の下段に特許法率救助事業を簡単に理解できるように新聞広告を出した。地下鉄の広告を通してより多くの一般大衆が利用できるように広報を強化した。

2004年3月からは特許・実用新案登録中に同事業の案内文句を掲載し、特許顧客コールセンターの相談員に事業内容を周知させた上で案内するようにし、事業広報のパンフレットを製作し、相談室に備え付けたり、配布したりするなどの広報を強化し、2004年度には43件に99百万ウォンを支援する実績をあげた。

特許庁は今後にも産業財産権を保有している社会・経済的弱者に対する実質的な支援が行われるよう、同事業に対する支援を強化していく方針である。

＜表 V-2-1＞ 年度別事業推進実績

(単位：件、百万ウォン)

区 分		2001	2002	2003	2004
予算 (A)		30	30	40	100
支援 内訳	件数	-	9	9	43
	金額 (B)	-	15	19	99
不用額 (A-B)		30	15	21	1

第2節 産業財産権の紛争調整制度運営の充実化

産業財産政策局 産業財産保護課 行政事務官 李ビョンヨン

1. 制度の概要

産業財産権の侵害による紛争が発生した場合、そのほとんどの紛争当事者達は弁理士・弁護士を通し、法院または特許審判員に訴訟または審判の申し立てをし、紛争を解決している。

しかし、このような紛争解決手続きは莫大な訴訟費用と長期間に渡る時間の所用がある為、当事者の権利行使に多くの支障をもたらすことになる。特に資金力がなく、産業財産権に対する専門知識が不足している中小企業または個人発明家達にとっては一層負担になる。

特許庁ではこのような問題を解消する為、1995年から発明振興法第29条に基づき、産業財産権に関する紛争を迅速で経済的に解決できる紛争調整機構として「産業財産権紛争調整委員会」を設置・運営している。

紛争調整委員会は特許庁所属の公務員、判事、検事、弁護士または弁理士など、産業財産権に詳しい知識と経験が豊富な専門家で構成されている。同委員会が扱う紛争調整の対象は①産業財産権の侵害により発生した紛争、②産業財産権の譲渡または実施に関する紛争、③職務発明褒賞に関する紛争、④その他産業財産権に関する紛争な

どである。

紛争調整の申請に対して合意し、調整調書が作成されれば、紛争の当事者と調整委員が捺印することで、紛争調整の効力が発生することになるが、これは紛争の当事者間に「民法上の和解契約」が成立するものとみなされる。

2. 運営実績

紛争調整制度が施行された1995年から2004年まで計78件の紛争調整申請が受け付けられ、この中の20件は紛争の当事者間での円満な調整を通して紛争を解決するように誘導した。

特に社会的な話題となった白血病の治療薬「クリベック」強制実施権に関する仲裁は2002年に産業財産権紛争委員会で2回、2003年にも1回開催するなど十分な論議の結果、棄却決定を下したのである。

<表 V-2-2> 産業財産権紛争調停現状

(単位：件)

区 分	'95	'96	'97	'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04	計
調停申請	4	2	13	15	7	5	3	15	5	5	74
調停成立	2	-	7	4	3	-	-	2	1	1	20
調停不成立	2	2	6	11	4	5	3	13	4	4	54

3. 紛争調整制度の国民への広報強化

紛争調整制度がより活性化される為にはより多くの人が同制度の主旨と長所を理解し、積極的に活用できるよう、効果的な広報をする必要がある。

特許庁では、同制度をより分かりやすく理解できるようにし、産業財産権紛争に関わっている当事者達にも参考資料として活用できるようにする為、それまでに処理された紛争調整の事例などを整理した案内冊子や広報パンフレット等の冊子を発刊し、特許庁相談案内室、特許情報支援センターなどの関連機関に配布し、産業財産権の関係者のみならず、産業財産権の利用者なども広く活用できるようにした。

また、中小企業を対象とした全国巡回知識財産権説明会も開催し、同制度を紹介して案内冊子を配布するなどの積極的な広報を行ったこともある。

更に、特許庁のホームページのみならず、中小企業振興公団、地方商工会議所及び業種別協会など関連機関のホームページにも制度内容を案内するよう要請し、ソウル・釜山の地下鉄及び8社の日刊紙を通して広告するなど、持続的な広報活動を展開した。

これからも産業財産権紛争調整制度に対し、国民が気楽に接することができるよう地下鉄、日刊紙、インターネット上のホームページなどを利用して積極的に広報する計画である。

4. 紛争調整制度の改善

紛争調整制度の一般国民と関連業界に対する広報と共に、より効率的な運営を通じ、紛争当事者達が積極的に活用できるよう、運営手続きの改善、調整効力の強化などの制度改善を推進する計画である。

第3節 営業秘密保護制度の定着

産業財産政策局 産業財産保護課 行政事務官 李・ビョンヨン

1. 我が国の営業秘密保護制度の沿革

我が国は、1986年から論議が始まったWTO/TRIPSに営業秘密が含まれることが確実になった際、外国の先進技術の導入を誘導する一方、貿易摩擦を減らす為に1991年12月31日に不正競争防止法を改正し、営業秘密保護制度を導入した。主要な内容としては営業秘密の定義規定及び不正取得行為など、営業秘密侵害行為の類型を定め、これに対する民事的救済手段として侵害行為の禁止・予防請求権、損害賠償請求権及び信用回復措置請求権などを規定した。処罰対象としては現職役員及び職員を念頭におき、3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金を科することができるようにし、これを親告罪とした。

その後半導体の流出事件を契機に1998年12月31日に不正競争防止法を改正し、法律の名称を「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」に変更し、損害賠償請求時に侵害した者が得た利益を海外に流出した者に対しては7年以下の懲役または1億ウォン以下の罰金を科するなど加重処罰し、国内流出者も5年以下の懲役または5千万ウォン以下の罰金を科することができるよう、処罰の程度を大幅強化し、前職役員及び職員が第三者に漏らした場合も処罰するなど、営業秘密の侵害行為に対する刑罰規定を大幅強化した。

2004年1月には最近の営業秘密侵害が企業など組織的な次元で行われていることを考慮し、従前の「該当企業の前・現職役員及び職員」の限定を廃止し、「誰でも」営業秘密を侵害した者は処罰できるようにした。特にほとんどの営業秘密の価値が数億ウォン以上の高価である点を考慮し、「不当利得の回収」が可能になるよう、罰金の上限額を従前の国外流出は1億ウォン、国内流出は5千万ウォンだったのを、国内外流出共に「財産上利得額の2倍以上10倍以下」とし、営業秘密の保護範囲も「技術上の営業秘密」と限定していたのを「経営上の営業秘密」にまで範囲を拡大した。また、親告的な組合を廃止し、告訴・告発が行われなくても処罰を可能にし、未遂・予備・陰謀罪を新設した。また、処罰できる両罰規定を設けるなど、処罰の程度を大幅拡大調整するなどの内容を反映し、法律を改正（2004年1月20日公報、2004年7月21日施行）した。

2. 営業秘密保護制度の広報強化

特許庁は営業秘密侵害行為を事前に予防する為に、2004年5月に「営業秘密保護ガイドブック（6,000部）」、「営業秘密、自ら保護しましょう（8,500部）」を発刊・配布し、知識財産権保護センターのホームページ（<http://www.kipo.go.kr/ippc>）を通じて営業秘密相談センターを運営するなど、営業秘密保護制度に対する広報を強化した。また、特許研修部・地域商工会議所を通じた行為を実施し、営業秘密保護に対する企業の認識向上に努力した。

特許庁では毎年営業秘密保護と関連のある国内外の慣例及び事例を修正・分析する一方、営業秘密保護相談センターの相談結果を総合整理し、営業秘密保護に関する総合案内冊子を発刊している。

営業秘密保護制度は国内のみならず、外国でも最近になってその重要性を認識し始め、営業秘密保護の為の独自の法を制定して保護する状況にある為、慣例・事例など資料収集に多少困難を感じている。

第4節 弁理士制度の合理的な運営

産業財産政策局 産業財産保護課 行政事務官 ハン・ヒョソック

1. 2004年度弁理士試験実施

イ. 弁理士試験の概要

弁理士試験は弁理士法第4条の2及び同法施行令第2条の規定により、特許庁長が毎年1回、1・2次に分けて施行されている。

1次試験は産業財産権、民法概論、自然科学概論、英語に対し、選択肢型で、3月7日にソウルと大田で施行され、2次試験は特許法、商標法、民事訴訟及び選択1科目に対し、論述型で8月11日、12日の両日間ソウルで施行された。

ロ. 施行状況

<表 V-2-3> 弁理士試験施行現状

区 分	日 時	備 考
願書受付	1. 2(火)~16(金)	7,617 人
1次試験	3. 7(日)	4,917 人受験
1次合格者発表	5. 7(金)	1,053 人 (同点者含む)
2次試験	8. 11(水)~12(木)	2,058 人受験
2次合格者発表	12. 18	200 人 (同点者含む)

※ 1次試験：ソウル4学校、大田1学校

※ 2次試験：ソウル成均館大学人文館及び経営館

2004年度弁理士2次試験の受験者の全体平均は41.18点と、前年の40.28点より0.85点上昇し、合格点数は前年の54.62点より1.68点下落した52.99点であった。

最終合格者達の専攻別分布を調べてみると、機械・電気・化学など理工系出身が全体合格者の94.5に当たる189名、人文社会系が5.5%に当たる11名、女性合格者は64名（32%）と前年の71名（34%）より約2%減少したが、社会全般の分野に比べ、女性の進出が著しいことがみられた。これは高度な女性人材が、21世紀知識基盤社会の代表的かつ専門的である弁理士に対する人気を表しているものとみられる。

※合格者決定方法

1次試験：全科目40点、全科目平均60点以上の者の中から高得点順に2次最小合格者数の5倍

2次試験：全科目40点、全科目平均60点以上の得点者

但し、上記得点者が最小合格者数である200名に達しない場合、全科目40点以上の得点者の中から全科目平均得点が高い順に200名に達するまで合格者を選抜（同点者は全て合格者と処理）

2. 受験生の便宜などを考慮した制度改善の推進

イ. 弁理士試験専用のホームページ開設及び100%インターネット願書受付

1) 弁理士試験専用のホームページ開設

これまで特許庁のホームページサーバーを利用していた弁理士試験のホームページ

を別途のサーバーを活用し、専用ホームページ（<http://pt.uway.com>）を開設し、運営している。これを契機に弁理士制度に対する概要、資料室、サイバー相談室などのメニューを通じ、受験生達により多くの情報をリアルタイムで接することができる場を設けた。また、受験生達の自由記載欄と質疑・応答コーナー、関連サイトなど受験生の便宜を図る為の空間やコンテンツ拡充の努力を行った。また、サイバー空間の匿名性を利用した誹謗、侮辱など、インターネット上の被害を防止する為に会員加入による会員制で運営している。

2) 100%インターネット願書受付

試験専用ホームページの開設に伴い、2003年までソウル事務所と大田本庁で行われていた弁理士試験の願書受付をこのホームページを利用し、100%インターネットで受付できるシステムに転換した。これにより、遠距離受験生達が願書提出の為、直接訪問する等の不便を解消し、願書受付及び関連行政力を節減できるようになった。

ロ. 1次試験の仮採点制度の導入

特許庁では試験実施の後、合格者発表まで2ヶ月の時間的空白があり、受験生達が進路決定及び受験準備に苦勞を感じていることと一部私設塾で予想合格線など不正確な予測値を提供し、受験生達の混乱をもたらす可能性があるという点を考慮し、受験生達の意見を聞き入れ、1次試験日の後、2-3週以内に予想合格線と本人の予想得点を案内してくれる「仮採点制度」を導入した。

仮採点は全体答案用紙をOMR判読器を利用して行い、採点の正確度を判断する為、答案用紙の一部を標本抽出し、手作業で照らし合わせるなどの手続きを通して行われた。

受験生本人は予想合格点数、予想合格人数、本人の予想得点を弁理士試験ホームページを通して確認できる。これは、試験後に受験生達が最も必要とする情報を最も早く提供するという点で受験生達からとても高い評価を得ており、高試新聞など言論に試験制度革新事例として度々報道された。参考に、2004年度1次試験に対する仮採点結果は3月27日に発表された。

ハ. 放送による試験進行及び2次試験の民間委託管理

1) 放送による試験進行

弁理士1次試験の場合、ソウルと大田の何ヶ所かの試験場に分散され施行される為、各試験場別に受験生の注意事項と試験開始及び終了などの試験進行において多少の差が発生する可能性があり、試験の公正な運営の障害となりえた。

このような問題を解決する為、2003年度に試験適用した以降から放送による試験を進行するようになった。すなわち、試験場別に放送担当者を指定し、あらかじめ放送シナリオを録音して製作したテープを試験場放送室で一括案内することによって受験生達に同一時間に同一案内内容が伝えられるようにすることで試験の公正性を高めた。同時に試験監督官の不注意による案内事項の漏れを予防することができた。1次試験での導入の成功を土台に2次試験においても放送により試験を行い、今後も持続的に発展させていく計画である。

2) 試験運営の民間委託管理

これまでは、弁理士試験執行の際に特許庁の職員達から試験監督官と学校責任者などを選んで運営してきたが、試験管理に対する専門性及び経験不足等が試験管理に不

十分な作用を及ぼしてきた。また、選ばれる職員達にも心理的負担等の苦勞が少なくなかった。これを解決する為、2004年度1・2次試験を試験管理の民間専門機関である(財)国際交流振興会のTOEIC委員会に試験管理を委託して実施した。

相対的に受験者が少ない2次試験に試験適用した後、評価結果を元に1次試験に拡大するという方針の下、2003年度の2次試験に適用してみた結果、受験生や試験管理担当部署の双方から満足できるという評価が得られた。2004年からは1・2次試験全部に適用し、受験生顧客サービスの向上などの試験管理に尽力した。

3. 受験環境の変化などによる対応

イ. 試験環境などの変化

2000年に改正された弁理士法により、特許業務の経験者、すなわち5級以上で5年以上特許庁の勤務者の試験受験が2006年から開始されることにより、選抜方法の客観性確保の為に弁理士法など同法施行令等の法規上での選抜方式等の明示が必要で、その為には関連法令の改正を必要とする。

また、弁理士試験が理工系の代表的試験という象徴性及び特性に起因し、選択科目が多くなることが不可欠である為、選択科目間の点数偏差を発生させ、不必要な平衡性論難の誘発及び相談・訴訟増加の要因となる等、試験制度に内在している問題に対して円満に対応する必要がある。

ロ．環境変化及び問題解消の為の対案模索

これまで、弁理士試験執行の効率的運営の為に尽力してきており、試験環境変化などに円満に対応する為の制度改善を推進してきた。

試験制度の合理的改善は具体的事案毎に、受験生など関係者の理解が得られやすい可能性もある為、事前に受験生にアンケート調査及び関連人事諮問など十分な意見収斂の過程を経て進行されるべき事項である。特許庁では効率的で合理的な試験の運営を期することで優秀な弁理士が選抜されるよう持続的な努力を注いでいく予定である。

第5節 半導体配置設計権の保護及び振興

電気電子審査局 電気審査担当官室 電子事務官 グォン・ホヨン

1. 推進経緯

「半導体集積回路の配置設計」というのは、半導体集積回路を製造する為の設計であり、各種回路素子及びこれらを連結する導線を平面的・立体的に配置した設計を言い、一種の建築用設計図のようなものである。

知的労働の産物である創作性のある配置設計を効果的に保護する為には特許法・著作権法など既存の体系では限界があり、米国では1985年特別法で半導体チップ保護法を立法化しながら、新知識財産権である「半導体配置設計権」が新設された。

これに次いで1986年1月に日本が「半導体チップ回路配置保護法」を施行し、1989年5月にワシントン条約（チップ保護条約会議）と1991年12月WTO/TRIPSの最終合意により、国際的な保護体制に入り、我が国も半導体強国としてこのような国際規範の枠内で、1992年12月に「半導体集積回路の配置設計に関する法律」を立法することになった。

1998年9月に施行されて以来、法律所管は産業資源部が担当し、知識財産権の担当部署である特許庁は登録業務のみを担当するという形態で運営されてきたが、効率的な法制運営の為、1999年1月1日から特許庁が「半導体集積回路の配置設計に関する法

律」を担当するようになった。

1999年9月に担当部署は、従来の「半導体集積回路配置設計登録室」から「半導体集積回路配置設計振興院」にその名を変えると共に、2000年からは配置設計権の設定登録行政のみならず、半導体設計技術発展に伴う配置設計保護制度の研究と認識拡散の誘導、配置設計権の創出活性化及び半導体設計財産の保護・流通インフラ構築など半導体配置設計技術振興事業に本格的に着手した。

2. 「半導体配置設計技術振興事業」推進状況

イ. 概要

電子・通信・情報提供の小型化（携帯、Hand Held PC）、半導体集積度の急激な増加など、半導体分野の急激な技術進歩とそれによる市場の適期進入（Time to Market）の為、半導体設計分野において新しい設計方法論が提起されている。

すなわち、個別半導体に代わる半導体設計財産（SIP）¹⁸を流通市場で購買し、単一半導体チップの中にレゴブロックを組み立てるように設計し、電子製品を実現するシステム半導体（SoC）¹⁹方式が、過去の印刷回路機能上で個別半導体及び部品を組み立てて製品を作る方式の代わりとなっている。

半導体設計財産の形態はソフトIP、ファームIP、ハードIPと分類される。ソフトIP

¹⁸ Semiconductor Intellectual Propertyの略字

¹⁹ System on a Chipの略であり、これは既存の1-2の機能（ロジックまたはメモリ）のみをチップに入れる単純なICチップとは異なり、既存のメモリ・非メモリ半導体の区分を越え、一つのチップにマイクロプロセッサ、メモリ、アナログブロック、デジタル演算及び制御ブロックなどを全て集積することを言う。

とはハードウェア技術言語（HDL）で書かれた論理合成可能な設計財産を意味し、ファームIPとは若干のフロアプランニング（Floor Planning）情報を持っているゲートレベルのネットリストを意味する。ハードIPとは工程が完全に決まっておらず、レイアウトが完了された設計財産を意味するもので、最近では設計技術の発展とシステム半導体の設計及び流通に再利用可能で、柔軟性のあるソフトIPが主流となっている。

このように半導体産業の新しい流れの中、優位に立とうとする米国・日本・ヨーロッパなどの先進国は半導体設計財産を再利用する為の標準化、流通システム、法的保護法案の研究などに政府と民間が率先して行っている状況である。

これを受け、知識財産権の担当部署である特許庁は①新知識財産権の領域である半導体設計財産に対する法・制度を研究し、②効率的な法制運営の為に保護・流通技術（設計技術基準・登録基準・保護流通モデル）を開発し、権利の保護・流通システムを構築している。また、民間の半導体設計財産取引所などの取引市場の活性化を推進できるように行政的な支援を行っている。

また、半導体配置設計関連技術振興の為、③半導体設計関連の中小企業及び大学の半導体設計の知的労働の結果を半導体配置設計権という果実として収穫することができるように積極的に支援するなど、半導体産業の知識基盤助成にも努力を惜しまない状況である。

ロ. 2004年度の事業推進実績

<表 V-2-4> 半導体配置設計技術振興事業の推進実績

事業内容	事業実績
半導体設計技術の振興と件数造成	<ul style="list-style-type: none"> ○世界主要国の配置設計圏保護制度を案内発刊・配布 <ul style="list-style-type: none"> ■主要国(アメリカ, イギリス, ドイツ, フランス, カナダ, オーストラリア, 日本, 中国, 台湾)の配置設計圏法令体系及び登録手続き案内 ○第5回半導体配置設計公募展の開催 <ul style="list-style-type: none"> ■大賞(国務総理賞)など9件を補償(補償金9.5百万ウォン) ○優秀半導体配置設計権の設定登録費の支援 <ul style="list-style-type: none"> ■大学, 中小企業及び個人23件, 1件当たり35万ウォン ○半導体配置設計の統計年報及び半導体設計財産の知識財産研究などの発刊・配布など
半導体設計財産保護及び流通基盤造成	<ul style="list-style-type: none"> ○遂行機関 : 韓国科学技術院半導体設計財産研究センター(SIPAC) ○事業費 : 1,115百万ウォン ○事業実績 <ul style="list-style-type: none"> ■保護・流通 DB 及び検索システム構築(551件登録) ■オンライン上流通モデル構築 ■評価・検証システム構築: 遠隔設計財産検証システム運営 ■設計基準開発 : 設計財産登録指針及び登録基準、デジタル・アナログ分野設計指針書作成及び補完 ■流通市場活性化 : ニュースレター 6回発刊, AP-SoC 2004開催、ホームページ運営
半導体配置設計権創出の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ○大学及び中小企業の優秀半導体配置設計圏創出研究支援 <ul style="list-style-type: none"> ■支援対象 : 忠北大など5機関 ■支援金額 : 300百万ウォン

1) 半導体設計の技術振興の与件助成事業

イ) 世界主要国の配置設計権保護制度の案内発刊・配布

我が国の「半導体集積回路の配置設計に関する法律」の基本概念は先進諸外国と同一であるが、法令の体系や細部的な手続きには相違点がある。このように半導体集積回路の配置設計に対する保護方法が国毎に異なっている為、国内半導体会社が海外に進出するのに苦労している。

このような半導体会社の苦労を解消する為に、米国、英国、ドイツ、フランス、カナダ、オーストラリア、日本、中国、台湾等の我が国と交易が多い国に対し、配置設計権の法令体系と登録手続き等に関して調査・研究を行った。また、その結果は我が国の半導体会社が海外に進出する際に活用できるよう提供され、企業の海外進出に大きく貢献している。

ロ) 第5回半導体配置設計の公募開催

国内半導体配置設計の技術動向と開発活性化を図り、新知識財産権である半導体配置設計権に対する一般の認識を向上させる為、優秀半導体配置設計公募を開催した。2004年にも大賞である国務総理賞をはじめ、産業資源部長官賞、特許庁長賞など応募された82件中、厳格な審査を経て最終9件に対して選定・授賞を受けた。

ハ) 半導体配置設計権の設定登録費の補助

優秀半導体配置設計の設定登録を誘導し、半導体配置設計権の創出を拡大する為、個人、大学及び中小企業に対し、半導体配置設計権の設定登録費用を支援している。補助金額は1件当たり35万ウォンであり、2004年には計28件を補助した。

2) 半導体設計における知識財産保護及び流通基盤の造成

イ) 国内外動向

米国は120余りの企業で設計財産標準団体（VSIA）を構成・運営しており、日本も大企業を中心に90年代後半から設計標準を研究中である。設計財産取引所の場合、英国のVCX、フランスのD&R、日本のJPTC、台湾のSIPコンソーシアムなどがある。

一方、我が国はDB構築・運用技術と流通技術が初期研究段階で国策研究所及び大企業で研究結果に対する設計財産を蓄積している水準に過ぎなく、国家的な半導体設計における知識財産の収集・分類・供給の体系化が早急に要求されると言える。

<表 V-2-5> 海外設計財産の標準及び取引所現況

機関の名前	設立年度 (設立主体)	役目	会員社
VSIA (アメリカ)	1996年 (SIP供給/需要者)	○SIP設計標準/検証標準、侵害防止技術	三星電子、HP、ソニー等の120余社
VCX (イギリス)	1998年 (英政府)	○SIP取引所の役目 ○法的隘路の解決	ケイデンス、ARM、東芝、UMCなど
SIPコンソーシアム (台湾)	2000年 (政府研究所)	○SIP取引所の役目のSIP産業育成	台湾内業社
IPTC (日本)	2000年 (東芝、日経BP)	○SIP取引所の役目	政府、研究所、企業、弁護士事務室と連携
D&R (フランス)	1997年 (ベンチャー企業)	○SIP取引所の役目	17千人の使用者会員、190余企業のSIP登録

ロ) 推進実績

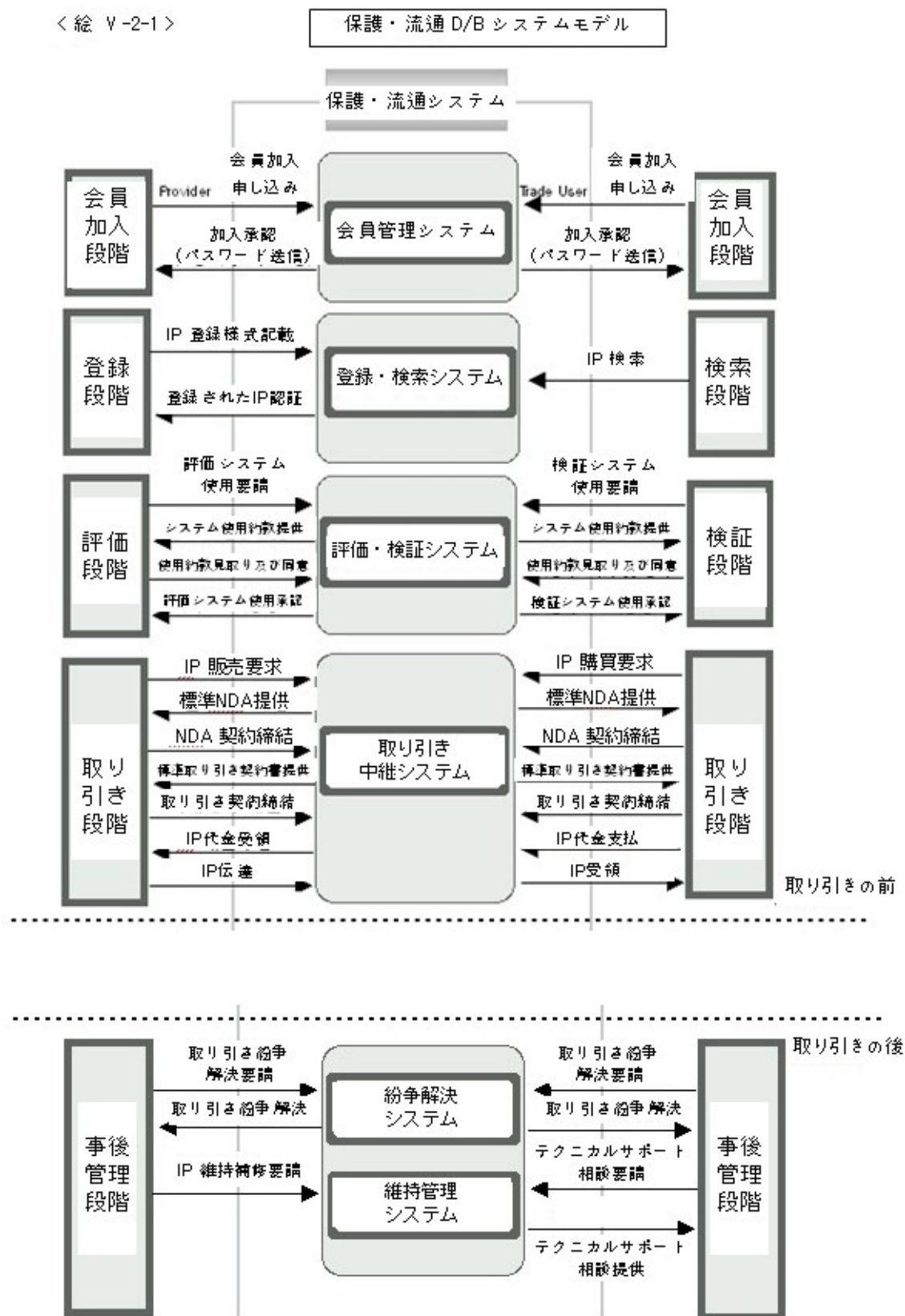
半導体設計財産は反復的实施製品である為、知識財産権の設定登録過程で公開される場合、直ちに第三者が利用可能な法的・物理的な保護・流通管理システムがあつてこそ、法制運営及び流通市場の支援が可能であると言える。

また、半導体設計における知識財産の保護・流通の為には、個別半導体の代わりに半導体配置設計をレゴブロックで組み立てる際に必要な設計基準、知識財産権付与の為の登録基準、流通に必要な標準など、保護・流通技術の確保が前提となるべきである。

このように半導体設計における知識財産に対する総合的な研究の必要性が出てきたことにより、2001年7月、韓国科学技術院内に「半導体設計財産研究センター(SIPAC)」を設立した。本研究センターでは設計財産DB構築、設計財産の評価と検証システムの構築、設計財産の流通モデル構築、設計基準整備及び流通市場活性化方案の研究などを遂行しており、究極的には半導体設計財産の保護及び利用体系を確立することを目標としている。

2004年度は551件の設計財産をDBに登録し、SIPACの流通システム及び遠隔検証システムを構築した。また、再利用可能な設計財産を生産する為のデジタル設計指針書、アナログ設計指針書及び登録基準案を作成・補完し、ホームページ運営、ニュースレター6回発刊及びAP-SoC 2004を開催するなど設計財産流通市場の活性化に力を注いでいる。

< 図 V-2-1 >



3) 半導体配置設計権創出の活性化

イ) 配置設計権創出研究の支援

市場性・技術性が有望な優秀半導体配置設計権を創出し、設計財産の反復的な使用と取引の成功事例を通じた認識を拡散の為、大学及び中小企業に配置設計権の創出研究費を支援している。2003年度には無線ラン半導体の無線部、モデム、コーデック、マック、インターフェースなど5つの分野の標準化された優秀配置設計権に設計財産の創出研究費を支援した。また、創出された設計財産をSIPACの流通D/Bに登録し、試験的な取引に成功したことで、設計財産の再利用に対する認識が広がっている。

＜表 V-2-6＞ 研究分野及び研究機関現状

研究分野	研究機関	参加機関
モデム	忠北大学	(株) インソペック
コーデック	湖西大学	全北大学、(株) ネットシリオン
メック	全北大学	-
インターフェース	建国大学	(株) ビジョンエアテック
無線部	情報通信大学院大学	全北大学

3. 半導体配置設計権の設定登録状況

特許庁に登録された半導体配置設計権は2004年末現在1,607件である。この中で内国民による登録は全体の51%の828件であり、外国人による登録は全体の49%の784件である。最近の半導体配置設計権の登録状況は全体的に現象されていく推移であり、これは国際的な半導体市場の不振、特許・実用などの権利と比較する時の市場進入と製品販売に対する権利化・実用化が容易でない点がその原因であると分析される。

<表 V-2-7> 内外国人別設定登録現状

(単位：件)

区分	1993 ～ 1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	計
内国	211	100	106	33	26	88	95	86	78	823 (51%)
外国	197	135	143	97	80	77	31	16	8	784 (49%)
計	408	235	249	130	106	165	126	102	86	1,607 (100%)

資料：特許庁

登録された配置設計権の中、機能別ではリニアICが30.4%（448件）、ロジックICが20.4%（328件）、マイクロプロセッサが16.7%（268件）、メモリICが11.8%（182件）、その他ICが21.1%（341件）である。これは配置設計権に対する侵害可能性が高い技術を使用した半導体の登録申請件数が多いことを表している。

<表 V-2-8> 機能別設定登録現状

(単位：件)

区分	93～96	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	計
ロジック	147	59	27	22	19	21	11	15	7	328
メモリ	32	22	28	35	22	35	4	1	3	182
マイクロ プロセサ	53	46	57	33	20	27	22	9	1	268
リニア	138	96	121	35	17	36	20	19	6	488

その他	38	12	16	5	28	46	69	58	69	341
計	408	235	249	130	106	165	126	102	86	1,607

資料：特許庁

国内機関別の登録状況を調べてみると、大企業の登録が大きく減少する一方、研究機関または中小企業・大学での登録は持続して伸びている。

これは大きな資本施設の投資が無くても、蓄積された技術と経験で武装した小規模の専門人材力だけでも事業遂行が可能であるIP事業の特性をうまく活用した研究機関または中小企業・大学によってIP開発がより活発に行われたことに起因すると判断される。

<表 V-2-9> 機関別設定登録現状

(単位：件)

区分	細部区分	1993 - 1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	累計
内国	企業	177	60	63	24	6	44	12	16	14	416
	大学	0	0	0	1	14	22	16	26	7	86
	研究所	34	40	43	8	6	22	67	44	57	502
	小計	211	100	106	33	26	88	95	86	78	823
外国	企業	197	135	143	97	80	77	31	16	8	784
	大学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	研究所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	197	135	143	97	80	77	31	16	8	784
合計		408	235	249	130	106	165	126	102	86	1,607

資料：統計庁

4. 今後の計画

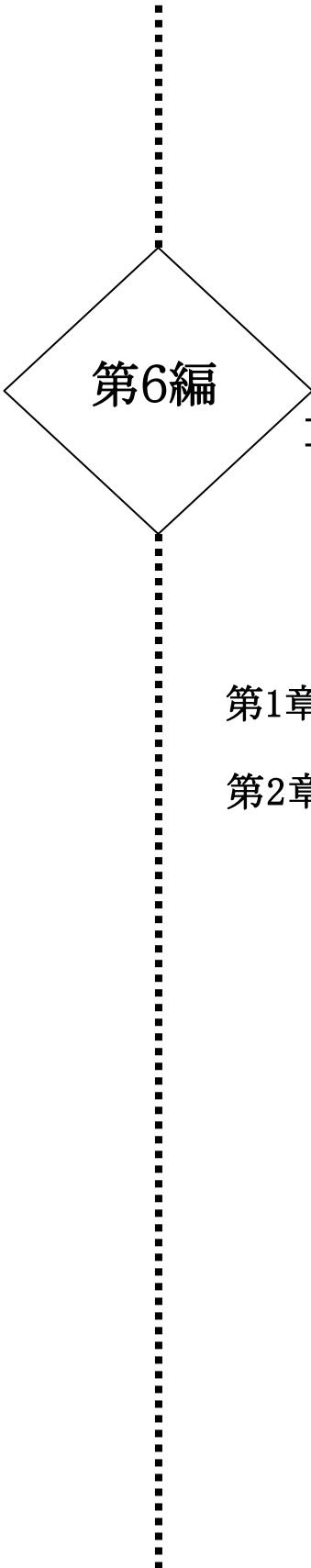
2001年1月に樹立した半導体設計財産権の中長期発展計画（総92億ウォン投資）により、半導体設計財産関連法・制度の研究、公募の開催などを通して半導体設計技術振興の為の与件を造成する一方、半導体設計財産の保護・流通の為に設計技術基準と評価基準を開発し、保護・流通システムを構築する。また、半導体配置設計権の創出研究を積極的に支援することで、大学と中小企業の配置設計創出権を積極的に発掘・育成している。

また、特許庁は半導体設計分野で新流通技術の出現（半導体チップ取引→機能ブロック別設計図取引）と流通市場の拡大に対応し、新知識財産権制度を整備して運営基盤を構築する一方、民間設計財産権の取引市場が定着できるよう、積極的に支援して電子及び半導体産業の変革を先導する計画である。

<表 V-2-10> 年度別・分野別事業推進目標及び内容

仕分け	1段階		2段階		
	2001	2002	2003	2004	2005
事業目標 事業内容	事業基盤造成	事業の拡大発展	事業の実体化	事業の活性化	事業の安定化
1. 制度国際 化研究	①施行規則改正	法・制度研究	法・制度研究	法・制度研究	法・制度研究
	②配置設計権制度の認識拡散（公募展、設定登録支援）				
2. 保護、流通 基盤造成	③SIP収集、 管理流通モデル 下書き	D/B構築流通モデル 発展	D/B試験運営 流通モデル検 証	D/B活性化	IP DB システムの国際協力 国際的な流通 システムの定 着 IP流通総合支 援サービス構
	カタログサービス（'01年）		民間参加		
	④示範評価及び 評価技術開発	示範評価及び評 価技術発展	評価自動化シ ステム構築	評価制度実証	
	⑤設計技術	設計技術基準範	設計技術基準	設計技術基準	

	基準開発	困拡大・発展	の検証・活用	の確立	築
	⑥実証用半導体チップ設計	設計基準実証	保護・流通D/B 実証	保護・流通D/B設計基準実証	国際的な IP/SoC機関位相定立
3. 創出研究支援	⑦半導体設計財産権の創出研究支援				



第6編

特許技術の取引移転及び 事業化の促進

第1章 特許技術取引活性化の支援

第2章 特許技術事業化の支援拡大及び多
様化

第1章 特許技術取引活性化の支援

第1節 特許技術取引システムの多様化

産業財産政策局 産業財産振興課 機械事務官 金ギヨン

1. 特許技術の活用実態

我が国の持続可能な長期成長の為には、技術力の発展と蓄積、その為のR&D投資と特許権の獲得が重要であるという認識が、90年代以降外国との特許紛争を通して浮上し始めた。このような認識はR&D投資と特許権の獲得の様な企業行為が、企業の生産性を増加させることにより企業が比較優位を形成することになるという信頼に基づいていると言える。

特許庁では発明志向的伝統と創意的な熱情を権利化・事業化に連結させ、知的財産システムの構築を先導しており、「特許技術の活用」を促進させる為に、特許技術取引市場の運用、特許技術事業化の資金支援、優秀特許製品販売ルートの確保等を推進している。

また、特許技術の活用実態を把握する為に、毎年実施されている特許事業化実態調査の結果によると、'04年度の特許及び実用新案の平均保有件数は35.2件であり、登録された特許が製品に開発・生産され、販売される事業化の比率は38.9%（実用新案の事業化比率は51.0%）に至っている、また、二重事業化に成功した比率は特許と実用

新案がそれぞれ19.9%と27.9%であることが調査によって明らかになった。

＜表 VI-1-1＞ 特許事業化実態調査の実施現状

年度	調査期間	調査対象	調査方法
' 97	' 97. 5. 20－6. 30 (41 日間)	○ 対象：企業、研究所、個人 (10 件以上保有) ・ 発送：1,062 機関 (個人) ・ 回答：96 機関 (応答率 9.0%)	郵便調査
' 98	' 98. 6. 26－7. 31 (36 日間)	○ 対象：企業、研究所、大学 ・ 発送：2,834 機関 ・ 回答：313 機関 (応答率 11.0%)	郵便調査
' 99	' 99. 8. 24－9. 30 (37 日間)	○ 対象：企業、研究所、大学 ・ 発送：3,640 機関 ・ 回答：345 機関 (応答率 9.4%)	郵便調査 e-mail 調査
' 01	' 01. 11. 26－12. 20 (25 日間)	○ 対象：企業、研究所、大学 ・ 発送：2,000 機関 ・ 回答：1,155 機関 (応答率 58%)	郵便調査
' 02	' 02. 4. 17－4. 26 (10 日間)	○ 対象：特許保有企業及び個人など 1,004 機関 ・ 調査機関：(株)現代リサーチ研究所	電話調査
' 04	' 04. 5. 3－5. 6 (4 日間)	○ 対象：特許保有企業及び個人など 1,000 機関 ・ 調査機関：(株)現代リサーチ研究所	電話調査

注) ' 00 年、' 03 年には特許事業化実態調査を実施していない。

特許事業化実態調査で技術移転率は特許の場合2.2%であり、実用新案の場合は1.5%であることが調査によって分かったが、事業家比率と比較してみた場合、特許より実用新案を保有している場合において、本人が直接事業を営為する比重が高いと推定される。

特に大学及び公共研究機関の技術移転実態調査の結果によると、保有技術総35,466

件に対し、6,570件が移転されたことで、公共技術の技術移転率は18.5%と調査されたが、これは'02年に比べ4.2%p高い結果を示しており、大学に比べて公共研究機関の技術移転率が高いと表れている。

<表 VI-1-2> 大学及び公共研究機関の技術移転率

(単位：件、%)

区 分	'04年1~12月			機関設立~'04年12月末累計		
	新規確保技術	技術移転	移転率	保有技術現状	技術移転	移転率
公共研究所	2,333	790	33.9	21,822	5,449	25.0
大 学	2,840	286	10.1	13,644	1,121	8.2
合 計	5,173	1,076	20.8	35,466	6,570	18.5

資料：技術取引所（2005）、公共技術の技術移転事業化実態調査

一方、特許技術の事業化実態調査によると、事業化されていない未活用特許（休眠特許）の比率が61.9%に達することが調査で明らかになった。優秀特許技術が休眠化（未活用）されるのを防止し、技術移転を通じて事業家を促進する為に、特許庁はインターネット特許技術市場（IP-MART）と特許技術常設市場を運営し、技術移転博覧会を開催している。また、評価費用を支援することで特許及び実用新案の事業化が活性化されるよう支援している。

<表 VI-1-3> 年度別休眠特許現状

(単位：件、%)

区 分	年度別	存続権利 (A)	実施権利 (B)	休眠権利 (C)	休眠率 (C/A, %)
産業財産権全体	'97	33,322	7,996	25,326	76.0

	'98	44,549	20,867	23,682	53.2
	'99	45,564	22,098	23,466	51.5

区 分	年度別	存続権利 (A)	実施権利 (B)	休眠権利 (C)	休眠率 (C/A, %)
特許及び 実用新案	' 98	15,950	5,799	10,106	63.4
	' 99	23,338	10,222	13,116	56.2
	' 01	3,032	1,131	1,901	62.7
	' 02	23,298	6,169	17,102	73.4
	' 04	22,444	8,731	13,713	61.1

注) '01 - '04年のアンケート調査は特許・実用新案のみを対象に調査

2. インターネット特許技術市場 (IP-MART) サービスの基盤強化

情報技術 (Information Technology) とこれによる電子商取引 (BC) の発達は産業の生産性を画期的に高め、顧客に対しより便利で有用なサービスを提供するのはもちろんのこと政治・経済・社会・文化など社会全般の分野で新たな生活方式としての変化を促進している。

このような発達した情報技術を通じ、優秀特許技術が広く活用され、事業化に成功できるように、特許庁は'00年4月1日からインターネット特許技術市場 (IP-MART) という名でインターネット上にホームページ (<http://www.patentmart.or.kr>) を構築し、技術需要者と技術供給者間の直接的な取引が行われるようにしており、'04年末現在

24,000件余りの取引技術DBを含め、計60,000件余りのDBを構築した。

また、技術取引の活性化の為に、インターネット特許技術市場に情報が登録された場合、これを必要とする需要者に自動的に情報が提供されるシステム（Push-Mail）を運営しており、中小・ベンチャー企業で必要とする技術情報及び産業現場での技術情報における難点を産業別・技術分野別に提供している。さらに、事業化支援の為の特許法・税制・金融及び会計・マーケティングなどの各種情報が提供されることにより、技術供給者・技術需要者など特許技術移転契約が以前より容易になった。

一方、'01年特許法改正時に出願書式の変更を通じ、技術移転を出願人が希望する場合、出願公開または登録技術に対してインターネット特許技術市場に登録されるようにし、技術移転を希望する優秀な特許技術を早期に発掘できるようにした。

また、インターネット特許技術市場においては取引対象の技術紹介に限定されており、正確な実績把握が難しいが、実際の距離は当事者間の直接相談による個別直取引または特許技術常設市場を通じた間接支援により行われており、特許技術常設市場を通じ、'04年に98件の特許技術が移転されている。

<表 VI-1-4> インターネット特許技術市場DB構築状況

	プログラム開発	追加 D/B 構築	加入会員(累計)	備考
--	---------	-----------	----------	----

2000	<ul style="list-style-type: none"> - e-mail 合わせサービス - IPC インデクシング - Full-Text 検索システム - 会員管理強化 重複される住民番号検索 ID、Password 紛失の時メール 発送 - 使用者 Interface 拡充 - 登録された技術別使用者たちの 関心度把握機能 - オンラインアンケート調査シス テム 	35,000件	6,200人	2000. 4. サービス 開始
------	---	---------	--------	------------------------

	プログラム開発	追加 D/B 構築	加入会員(累計)	備考
2001	<ul style="list-style-type: none"> - 特許技術常設市場技術オンライン連携展示 - システム速度改善 - 人工知能 K-2 検索エンジン適用 - D/B情報の細分化 - 以前希望技術の現在進行状態確認方法提供 - 利用者分析, 管理ツール - ヘルプ機能強化 	7,000件 (累計 42,000件)	12,120人	
2002	<ul style="list-style-type: none"> - 新規構築技術移転情報 D/Bはネーム・パ リユーを検証 - リアルタイムサーチ情報確認 - Front-end/Back-end サーバープログラム言 語変換(JSP/JAVA Script など) - 特許技術取り引き道案内 - My Pageでの一括技術管理 - 本人連絡先選択的公開 - サイト検索機能及び結果内検索機能 	7,000 件 (累計50,000件)	16,100人	
2003	<ul style="list-style-type: none"> - 特許情報の最新情報自動更新機能 - 利用者の実名確認プロセス構築 - 国有特許の提供情報の多様化 - 特許技術常設市場テーマ別展示技術情報提 供 - 大学及び研究機関の移転対象優秀特許技術 情報提供 	5,000 件 (累計55,000件)	19,980人	
2004	<ul style="list-style-type: none"> - 専用サーバー及びストリーミングシステム 構築 - コミュニティ構築, メッセージ機能 - Full Text 検索安全性など機能向上 - 技術分類体系変更改善 - PDF 明細書サービス提供 	6,000 件 (累計60,000件)	21,730人	

3. 特許技術常設市場の設置・運営

特許技術常設市場は特許技術市場の一回性の技術取引機能とインターネット特許技術市場のサイバー上の技術取引機能を有機的に統合・発展させ、特許技術移転及び売買など取引機能を常設化したもので、'00年11月17日にソウル市江南区駅三洞に位置している発明会館の3階に展示場、投資説明会場など135坪規模で開館したが、'03年に韓国知識財産センター（KIPS）に移転・設置した。

特許技術常設展示市場では移転希望技術、事業成功した技術などを周期的に交替・展示している。特許技術が取引される為には技術に対する正確な理解が必須であり、試作品がある場合は該当特許技術に対する理解が比較的容易であるが、大多数の移転希望の特許技術は試作品なしで特許明細書が全部であるケースが多く、試作品製作にも多くの時間と費用が所要され、個人及び中小企業に大きな負担となってきた。

したがって、特許技術常設市場では優秀特許技術で選定された場合、該当技術が商品化された時、実現される作動様子と機能などを仮想のグラフィックで具体化させたシミュレーション（Simulation）動画を製作・支援しており、製作されたシミュレーション動画は特許技術常設展示場のタッチスクリーンを通してのみならず、インターネット特許技術市場でもストリーミングサービスとして提供し、特許技術の需要者に対する理解を増進させることで、特許技術取引に貢献している。また、技術購買者に客観的な資料（技術性、事業性、権利性）を提供する為、優秀な特許技術に対しては特許技術評価書も選択的に提供し、開館以来2004年までに計1,400件余りに達する技術動画及び評価書を提供した。

特に技術取引市場の動向、予想収益、技術移転と事業化に対するコンサルティング及び事後管理に対する相談を補助する為、専門の流通相談官を配置・運営しており、技術売買・実施権許容・クロスライセンス契約書など、技術移転と関連のある契約書の作成時に発明者及び投資者双方が満足できる契約としての標準モデルを提供している。

特許技術市場の開設以降、特許技術常設市場を通し、技術移転された技術は'00年には30件、'01年には81件、'02年には64件、'03年には91件、'04年には98件あり、計364件に至る。そして、'01年度以降、毎年特許技術事業化の成功事例発表会を開催し、'04年まで計56の特許企業の優秀成功事例を発掘及び褒賞した。

＜表 VI-1-5＞ 権利別技術移転実績

類型別取引実績	'00	'01	'02	'03	'04	합 계
特 許	29	72	54	48	72	275
実用新案	1	8	9	28	26	72
デザイン		1		9	-	10
商 標			1	6	-	7
計	30	81	64	91	98	364

＜表 VI-1-6＞ 類型別技術移転実績

類型別取引実績	'00	'01	'02	'03	'04	合計
権利譲渡		16	2	18	19	55
実施許可	30	65	62	73	79	309
計	30	81	64	91	98	364

一方、特許技術移転博覧会及び特許技術展の開催時、技術供給者・需要者及び投資

者間の話し合いの場である特許技術市場を設け、特許技術を展示した。また、行事開催中に専門無料相談コーナーを別途に設置し、中小企業支援の為の各種相談及び事業化関連の支援制度に対する案内も行っており、'04年には特許技術市場を2回開催し、1,106件の斡旋相談を実施した。

<表 VI-1-7> 特許技術市場開催実績

	2004年 第22次特許技術市場 (大韓民国特許技術移転博覧会同時開催)	2004年 第23次特許技術市場 (大韓民国特許技術大展同時開催)
主催	特許庁・韓国発明振興会	特許庁・韓国発明振興会
開催期間	2004. 5. 12 ~ 14.(3日間)	2004. 12. 10. ~ 14.(5日間)
場所	COEX	COEX
参加現状	80点 (企業2点、個人78点)	120点 (企業10点、個人110点)
成果	斡旋相談：377件	斡旋相談：729件

4. 特許技術取引システム間の相互活用体系構築

我が庁は特許技術取引の活性化の為に、多様な特許技術取引システムを運営している。オンライン上でインターネット特許技術市場、オフライン上で特許技術常設市場、技術販売者と技術購買者が会える特許技術移転博覧会などを開催している。これらは相互に資料を共有しながら、有機的に運営されている。また、取引対象技術に対してはシミュレーション製作及び特許技術評価書支援などを通して展示を支援しており、更には特許技術の新技术動向調査、パテントマップ (Patent Map) の普及、産業財産権の診断などを通して同一技術の重複投資を防止し、研究開発の方向を提示している。

このように技術情報を交換する為、韓国発明振興会は産業資源部より「技術取引機関」、「技術評価機関」と指定され、技術信用保証基金とも業務協約を締結したことがある。このように、特許技術取引の活性化の為に、韓国発明振興会は韓国技術取引所及び技術交流センターなどと情報を交流する等、技術取引の連携システムを構築、運営している。

5. 特許技術移転需要の常時発掘体制の構築及び民間投資誘致活動の展開

取引または移転対象技術の常時発掘体制を構築する為に、各種技術行事の参加、言論報道及び各種印刷物などを通して特許保有者及び特許移転希望者などに、インターネット特許技術市場、特許技術常設市場、大韓民国特許技術移転博覧会などの支援事業を年中集中的に広報している。

特に、2004年の下半期にIP-MART利用者中で取引経験のある使用者を対象としたアンケート調査の結果、技術移転の為に利用する方法は直接需要者の発掘（50%）、オンライン技術取引市場の利用（23%）、移転博覧会などの行事の利用（11%）、専門取引機関の利用（8%）、その他（8%）の順に集計された。この結果に基づき、今後インターネットなどオンライン広報マーケティングの強化のみならず、各種印刷広報物の集中配布などを通してより多くの優秀な特許技術が埋もれることなく、取引市場に出てこられるよう誘導し、需要者を発掘しDB化することで取引者間の連結を可能にする予定である。

また、多数の優秀な特許技術が取引市場に出るよう、技術を求める需要者がより手

軽に良い技術に接することができるようにすることが必要である。その為に優秀な特許技術の産室といえる大学、研究所などが保有している技術を重点的に発掘し、紹介するプログラムをより強化している。また、このような技術がオンラインなどで体系的に整理され、簡単に検索できるようにするシステムも整備しつつある。

特に、優秀特許技術を保有した有望中小企業に安定的な事業化資金調達の機械を提供する為、機関投資者（ベンチャーキャピタル、創業投資会社など）を対象とした特許技術常設市場を年中開催している。

特許技術常設市場の投資説明会は'00年に1回、'01年に7回、'02年に3回、'03年に2回、'04年に2回など計15回を開催し、総85億ウォンの投資誘致に成功した。

これからも投資説明会を年中開催していくことで、健全な民間の投資資本を誘致し、成功裏に事業化が行われ、技術移転も活性化できるようにする計画である。

6. 特許技術移転の促進

イ. 特許技術移転博覧会の開催

大学、研究機関などが保有している源泉・核心的特許技術を事業化しようとする企業に対し移転させる場を設ける為に、'04年5月12日～5月14日までの3日間の間、ソウル貿易展示場コンベンションホールで「2004年大韓民国特許技術移転博覧会」を開催し、大学、研究機関の優秀特許技術128点、個人、企業の優秀特許技術が39点など計167点の特許技術を展示した。

同行事は大学、研究機関などが開発した優秀特許技術を企業に移転することで、大学教授、研究機関の연구원などに技術移転の実施料などのインセンティブを提供し、発明を奨励することができる。また、企業は源泉・核心的特許技術を基礎に事業化することで、より事業成功の可能性を高められる為、技術供給者も技術需要者も社会競争に勝つことができる契機となった。

また、同行事期間中、会場内に技術移転関連セミナー、相談コーナーなどの様々な行事の開催、発明と事業化に関する様々な冊子の無料での配布などで、行事に参加した人及び訪問者に、発明に対する認識と優秀特許技術に対する認知度を高めさせた。同行事は1日平均3,300名余りずつ計1万名が観覧し、現場で技術移転の契約を締結した件数が漢陽大の2件など計15件が成立した。

これからもこのような行事を毎年定期的に行き、優秀特許技術の移転をより活性化させていく計画である。

ロ. 特許技術移転促進の融資事業推進

'03年から新規事業として進行しており、事業条件は担保、すなわち不動産や保証書を必要とし、1人（1社）当たり3億ウォンの限度内で支援する。

融資支援の対象は大学、研究機関などの特許技術の移転を受け、事業化する企業に対し事業化に必要な資金を融資支援し、優秀発明の事業化を促進する為のものである。該当企業が申請すれば技術性、事業性などを審議した後、優秀発明と判明された場合、融資機関である中小企業銀行に推薦され、担保の有無を評価し、支援するか否かを決定する。。

融資条件と融資手続きは以下の通りである。

<表 VI-1-8> 融資条件

貸出金利	融資期間	貸出条件	課題当たりの限度額
金利連動 (変動金利)	8年 (3年おき5年分割償還)	担保貸出	300百万ウォン

<図 VI-1-1> 融資手続き



'04年度特許技術移転促進融資事業の支援実績を調べてみると、申請・受付実績は13件の3,520百万ウォン、審議後の推薦実績は13件3,266百万ウォン、融資実績は3件750百万ウォンである。

7. 特許技術事業化の成功事例発表会の開催及び事例集の発刊

特許庁と韓国発明振興会は特許技術の事業化の成功事例を発掘・収集し、特許技術の事業化に成功した企業のノウハウ（Know-How）を習うことにより、これからより多くの中小・ベンチャー企業の創業と育成が活性化される契機を整備することを目的として特許技術事業化の成功事例発表会を開催している。

成功事例発表会では優秀特許技術で事業化に成功した企業の特許技術の開発過程から事業化過程、流通及び販売過程まで、事業化に関する全ての過程に対する内容を発表し、その現場で金賞（産業資源部長官賞）、銀賞（特許庁長賞）、銅賞（韓国発明振興会長賞）など、計7件に対し授賞し、副賞として賞金も授与している。’04年の場合、上半期と下半期のそれぞれ1回ずつ開催し、計14件が賞を授賞した。

このような成功事例は発明動機、特許事業化の苦勞、特許事業化の過程、特許事業化の成功の決定的な要因などを網羅した成功事例集として発刊され、中小・ベンチャー企業に配布され、成功事例で賞を授賞した企業は持続的に言論などに広報を推進している。また、特許技術常設市場の特許技術事業化成功事例コーナーに展示され、事例集及び事例発表会資料などをインターネットの特許技術市場（<http://www.patentmart.or.kr>）に登録している。

これからもこのような発表会を通し、ベンチャー・中小企業が事業の初期段階から緻密な戦略を樹立して実行し、新たに開発された特許技術の実用化と拡散に尽力することで、経済的な収益性を創出するようにし、事業家に成功できるよう持続的に支援していく予定である。

第2節 特許技術の客観的価値評価の基盤構築

産業財産政策局 産業財産振興課 機械事務官 金ギヨン

1. 概要

特許技術の経済的価値に対する客観的な評価は特許技術の事業化及び技術取引の基礎資料であり、特許技術を財産価値と判断する基本要件となる。

特許庁が特許事業化に対する実態調査を2004年5月に現代リサーチ研究所に依頼し、調査した結果報告書によると、登録された特許が事業化に成功した比率は19.9%であるとわかった。

したがって、事業化に繋げることができずにいる優秀特許技術は、その発明の為に研究開発に投資された費用と人力、時間などを考慮すれば、発明家にとっても国にとっても大きな損失であるといっても過言ではない。これを受け、特許庁は個人及び中小企業、公共研究機関などを対象に特許技術の評価手数料の支援事業から発明の評価機関の指定、発明の特許技術評価教育プログラムの運営まで、特許技術の客観的経済価値評価の為に体制を整備する為に尽力している。特許技術の評価は大きく事業性の評価、技術性の評価に分けることができる。ある技術が市場で価値があるかないかに対する優秀性を判断することで、技術需要者と供給者間の技術取引を引き出すことができる。また、技術の価値評価を通し、無形財産権である特許権を有体財産である現金の流動的価値にすることができる。

2. 発明評価手数料の支援及び実績

発明振興法第21条の2の規定により、政府は個人及び中小企業、公共研究機関などが保有した特許技術に対し、技術性または事業性の評価の為に、評価機関と契約前に評価手数料の補助申請をする場合、審議を経て1件当たり3千万ウオンの範囲内で、評価に所要された費用の80%までを無償支援している。

申請対象は内国民で申請日現在の特許法、実用新案法によって登録された権利者とその承継人及び専用実施権者として個人または中小企業と、技術移転促進法第2条諸号と第7条による公共研究機関または技術取引機関であり、補助金は補助金申請→予備決定→評価→最終決定→補助金支給の順の支援手続きによって支援される。

特許技術の評価結果は発明の事業化の前段階であり、発明品の技術性と事業化可能性の判断、特許技術事業化斡旋センターを通じた権利の譲渡、実施権の許与、合同投資などの実施・斡旋時の客観的な資料と活用される。また、評価結果が優秀だと認定される場合には技術信用保証基金の技術優待保証支援制度、韓国発明振興会の優秀発明試作品製作支援及び優秀発明品の優先購買推薦など事業化に必要な支援の為に、選定の審議時に加点を付与することで事業化支援時に優先的に支援されるようにしている。評価手数料の支援対象は評価課題の適正性、具体性及び実用性、評価結果活用計画の明確性及び国家産業発展への寄与度などを総合的に考慮し選定することになり、審議の結果同一点数または同一順位で競争する場合には零細発明家、個人発明家、中小企業の発明・考案の順に支援されることになる。

特許庁では発明振興法第21条の規定によって技術性または事業性の評価機関として

指定された専門評価機関から'04年度評価された127件に対し、1,583百万ウォンの評価手数料を支援した。

＜表 VI-1-9＞ 最近7年間発明評価手数料支援実績

(単位：百万ウォン)

区 分		'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04
予算（直接事業費）		100	100	604	604	800	1,080	1,584
申請件数		39	24	1473	50	57	85	212
支援 内訳	件数	39	24	1473	50	57	76	127
	金額	51	63	559	491	730	1,074	1,583

注) 1. 予算額は年度別全体予算から人件費、付帯経費などを除いた直接事業費である。

2. '00年のIP-MART登録技術の1,434件評価

3. 発明評価機関の指定

特許庁は産業財産権で登録された発明の早期事業化が必要であると認定される場合、その発明の評価の為に、関係行政機関の長と協議し、国公立研究機関、政府支援研究所、民間企業研究所または技術性・事業性評価を専門的に遂行する機関を発明に対する評価機関として指定できるようにしている。

特許技術の評価は高度の技術力、専門性、そして客観性を要求する為、評価を担当

する専門評価機関を指定する時には、当該機関の最近3年間の産業財産権評価実績または類似業務の経験、専門人力及び評価業務を遂行するのに必要な施設の保有状況、評価可能な技術分野及び具体的な評価技法の保有状況などを総合的に考慮し、指定するようにしている。

評価機関は、詐偽及びその他不正な方法で評価機関の指定を受けた場合には指定を取り消し、発明の技術性と事業性に対する評価能力を喪失した場合及び発明振興法または同法による命令や処分に違反した場合と評価の総合意見の漏れ、評価意見の記録時に評価結果の判断が難しい曖昧な用語を使用する場合及び権利者に有利または不利な特定部分のみを評価するなど、不実評価と判定された場合には指定を取り消せるようにしている。

また、特許庁では評価対象技術及び評価範囲、評価機関に対する資金支援及び評価手数料などに対し、評価機関と協議し、定義できるようにしている。但し、評価手数料の協議をする場合には評価対象技術・評価範囲・評価期間などを参考にすべきである。評価機関は評価を要請した者の同意なしに他の人に評価結果を公表できないが、公益上必要な場合には特許庁長と協議し、評価結果を公表することができる。

＜表 VI-1-10＞ 発明評価機関の指定状況

評価分野	指定機関
技術性評価 (29個)	韓国生産技術研究院, 韓国化学試験研究員, KT&G 中央研究員, 韓国海洋研究員, 韓国電気電子試験研究員, 韓国原子力研究所, 韓国エネルギー技術研究院, 韓国地質資源研究所, 韓国化学研究員, 韓国電気研究員, 産業技術試験院, 韓国生活環境試験研究員, 韓国食品研究員, 韓国建築材試験研究員, 窯業(セラミックス)技術院, 韓国原糸織物試験研究員, 韓国建設技術研究員, 韓国器機油化試験研究員, 自動車部品研究員, 韓国科学技術情報研究員, 韓国産業銀行, 韓国技術取引所, 技術信用保証基金, 韓国産業技術評価院, 韓国科学技術研究院, 韓国電子通信研救援, 韓国保健産業振興院, 韓国科学技術院, 電子部品研究員
事業性評価機関 (12個)	韓国科学技術情報研究員, 韓国産業銀行, 韓国技術取引所, 技術信用保証基金, 韓国産業技術評価院, 韓国科学技術研究院, 韓国電子通信研救援, 韓国保健産業振興院, 中小企業振興公団, 韓国科学技術院, 電子部品研究員, 韓国発明振興会

4. 技術価値教育プログラムの運営など

特許技術評価の重要性にもかかわらず、評価専門の人材がかなり不足しているのが実情である。したがって、特許庁は特許技術評価基盤を構築する為の事業の一環として韓国発明振興会を通して特許技術の評価専門人力養成の為のプログラムを運営している。'04年度には発明評価機関の担当者など70名余りの専門家を養成した。また、特許技術評価セミナーを5月、10月にそれぞれ企業資産の測定・事例発表と優秀発明の評価機関の評価技法事例というテーマで開催し、発明の評価機関などが相互評価技法

などを共有した。今後産業財産権の実務課程、技術事業化の実務課程、技術評価及び投資実務者課程などで運営し、特許技術評価書の標準モデルを各発明の評価機関に普及し、技術価値評価の公的な信用などを高めていく計画である。

この他に、特許技術の評価及び評価結果の活用に関する優秀事例を発掘、分析して普及することで、特許技術評価に関する認識向上及び特許技術の活用を促進する目的で優秀評価活用事例集である「特許技術本来の対価受領運動」を1,500部発刊し、評価専門人材養成課程の生徒、発明の評価機関などに配布して活用するようにした。

第2章 特許技術事業化の支援拡大及び多様化

第1節 特許技術事業化の資金支援財源の確保

1. 「特許技術事業化協議会」資金支援の拡大

産業財産政策局 産業財産振興課 書記官 金ヨンファン

21世紀知識基盤の経済時代に技術力中心の産業構造改変と国家競争力向上の為には、特許など知識財産権を確保した核心技術を通し、世界市場を先導すべきである。しかし、特許庁が2004年に現代リサーチ研究所に依頼し、1,000名の特許権者を対象にアンケート調査を行った結果によると、特許技術の中で事業化につながる技術は38.9%に過ぎず、事業化に成功した比率は19.9%であった。また、事業化における主な問題は事業化資金不足（34.5%）、マーケティング及び営業困難（19.0%）などという回答が出た。

特許庁では未活用の優秀特許技術の事業化に必要な資金支援の為、産業資源部、中小企業庁などと協調し、'99年11月に「特許技術事業化協議会」を構成した。ここでは技術開発、デザイン開発、創業保育、施設・運転資金など、特許創出及び事業化段階別に多様な支援事業を展開している。

'04年度に特許技術事業化協議会では融資1,280億ウォン、出資490億ウォン、補助41億ウォン、投資20億ウォンの計1,831億ウォンを支援する計画で事業を推進しており、

計画対比97.4%の1,783億ウォンを執行した。

<表 VI-2-1> 2004年特許事業化資金及び支援条件

区分	資金名称 (支援資金及び資金運営主体)	サポート条件
融資(1,280億ウォン)	産業技術開発資金の中で特許課題 (230億ウォン、発明振興会)	○貸出金利 4.63%(変動) ○3年据え置き5年分割償還 ○現物担保または保証書
	産業技術開発資金中のデザイン課題 (20億ウォン、デザイン振興院)	○貸出金利 4.63%(変動) ○3年据え置き5年分割償還 ○現物担保または保証書
	中小企業及びベンチャー企業創業資金 (650億ウォン、中小企業振興公団・技術信用保証基金)	○現物担保または保証書貸し出し - 貸出金利 5.9%(変動) - 運転資金2年据え置き3年分割償還、施設資金3年据え置き5年分割償還 ○信用貸出 - 貸出金利 6.4%(変動) - 運転資金1年据え置き2年分割償還、施設資金2年据え置き3年分割償還
	開発及び特許技術事業化資金 (350億ウォン、中小企業振興公団)	○貸出金利 4.9%(変動) ○2年据え置き3年分割償還 ○信用または保証書
	特許技術移転促進事業 (15億ウォン、発明振興会)	○貸出金利 4.63%(変動) ○3年据え置き5年分割償還 ○現物担保または保証書
	海外出願費用融資事業 (15億ウォン、発明振興会)	○貸出金利 4.63%(変動) ○3年据え置き5年分割償還 ○現物担保または保証書

区分	資金名称 (支援資金及び資金運営主体)	サポート条件
出資(490億ウォン)	産業革新技術開発事業中の新技術実用化技術開発事業(145億ウォン、産業技術評価院)	○開発コストの80%、最大1億ウォン ○支援期間2年以内
	デザイン革新技术開発事業(80億ウォン、デザイン振興院)	○開発コストの66%、最大1億ウォン ○支援期間1年以内 ○技術料徴収(大企業40%、中小企業20%)
	中小企業技術革新開発事業(60億ウォン、発明振興会)	○開発コストの75%、最大1億ウォン(s/w分野は最大5千万ウォン) ○支援期間1年以内 ○技術料徴収(30%)
	中小企業移転技術開発事業(18億ウォン、中小企業振興公団)	○開発コストの75%、最大1億ウォン(s/w分野は最大5千万ウォン) ○支援期間1年以内 ○技術料徴収(30%)
	新技術創業保育資金(100億ウォン、産業技術評価院)	○所要資金の75%、最大1億ウォン(s/w分野は最大5千万ウォン) ○支援期間1年以内 ○技術料徴収(50%)
	技術評価手数料支援事業など3個事業(30億ウォン、技術取引所)	○技術評価手数料の50%、最大1千万ウォン ○技術性、事業性評価最大5百万ウォン
	農林技術開発事業の中でベンチャー型中小企業技術開発課題(38億ウォン、農林部)	○開発コストの75%、最大3億ウォン ○支援期間3年以内
	海洋水産中小ベンチャー企業新規技術開発資金(7億ウォン、海洋水産部)	○開発コストの75%、最大2億ウォン ○支援期間2年以内
	農業特定研究課題の中で新技術課題(10億ウォン、農村進興庁)	○開発コストの75%(中小企業)、50%(大企業) ○支援期間3年以内
	林業特定研究開発事業(2億ウォン、山林庁)	○開発コスト全額、最大5千万ウォン ○支援期間2年以内
	補助(41億ウォン)	特許技術評価支援(15.8億ウォン、発明振興会)
優秀発明試作品製作支援(11億ウォン、発明振興会)		- 80~100% 無償支援
外国出願費用支援(5億ウォン、発明振興会)		- 1個企業当たり最大3件 1件当たり最高200万ウォン支援
産業財産権診断事業(3.4億ウォン、発明振興会)		- 50% 無償支援
特許技術常設市場(5.3億ウォン、〃)		- Simulation 製作支援 件当たり100万ウォン
投資(20億ウォン)	特許技術事業化投資組合(20億ウォン、発明振興会)	○特許権を事業化して創業後7年未満の中小ベンチャー企業

<表 VI-2-2> 特許技術事業化協議会を通じた支援実績

年度	支援内訳	備考
'00	支援計画 377 億ウォン対比の 73%である 277 億ウォンを支援	
'01	支援計画 506 億ウォン対比の 110%である 559 億ウォンを支援	
'02	支援計画 1,039 億ウォン対比の 105%である 1,135 億ウォンを支援	
'03	支援計画 1,471 億ウォン対比の 121.5%である 1,788 億ウォンを支援	
'04	支援計画 1,831 億ウォン対比の 97.4%である 1,783 億ウォンを支援	

2. 特許技術事業化投資組合（2号）の結成

産業財産政策局 産業財産振興課 業務事務官 ジョン・イック

特許庁が2003年専門調査期間に依頼・実施した特許事業化の調査結果によると、開発された特許技術が事業化につながる比率は38.96%であり、特許技術事業化における最大の難点は資金不足であると言われている。

この為、特許庁では特許権など知識財産権をもとに事業化する中小・ベンチャー企業を支援し、更には民間の流動資金の健全な活用を誘導する為に、2003年6月に官民合同の特許投資組合1号を結成した。これに次いで2004年7月に特許投資組合2号を結成し、民間専門投資会社に任せて運営するようにした。

同組合は1号組合と同じく、特許庁20億ウォン、韓国産業銀行30億ウォン、(株)ギボキャピタル50億ウォンなど、計100億ウォンを出資して結成したものであり、莫大

な費用を減らし、開発された特許技術が事業資金不足によって埋もれることを防止し、技術開発が経済成長につながるよう支援する為のものである。

投資組合は登録または出願中である特許及び実用新案権を事業化し、創業後7年未満の有望中小・ベンチャー企業を投資対象とした特許庁の特許技術情報、産業銀行の資金、民間投資会社の専門性が結合され、優秀特許技術の事業化を促進することで、国内産業の技術競争力を強化し、景気の活性化にも寄与するものと期待される。

第2節 優秀特許技術保有中小・ベンチャー企業の創業支援

1. 特許技術の試作品製作支援

産業財産政策局 産業財産振興課 書記官 金ヨンファン

優秀発明品の試作品製作支援事業は内国民で個人・中小企業が保有した特許・実用新案として登録された権利を対象に事業化の可能性、技術的優秀性、国家産業発展への寄与度、事業化推進意志、事業化経営能力などを選定基準として考慮し、特許技術の本格的な事業化に先立って、試作品を製作するのに所要される費用を国庫から負担し、事業化を支援する制度である。

支援申請は毎年1月に行い、支援金額は1件当たり3,000万ウォン以内（超過分は本人負担）であり、学生及び零細発明家は試作品制作費の全額を、個人発明家は試作品制作費の90%範囲内で、中小企業は80%範囲内で支援する。

評価機関によって優秀であると認定された発明・考案、産業財産権診断支援事業によって開発された発明・考案、中小企業庁の各種技術開発事業の結果、成功した技術の内、優秀技術共同審議団で選定された発明・考案、職務発明褒賞制度を実施している企業の発明・考案に対しては選定審査時に優遇される。

試作品制作費は試作品製作が完了してから、それを検収した後に製作費用を清算して試作品製作者者に支給される。試作品制作費の申請は韓国発明振興会の特許技術事

業化斡旋センター（02-3459-2844）にすれば良い。

今後は特許技術の活用促進の為、製作支援後1年ないし3年という一定期間の間「特許技術事業化協議会」の支援機関と連携し、事業化資金、販売ルートの開拓などの支援を推進している。

<表 VI-2-3> 最近5年間試作品製作支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区 分	'99	'00	'01	'02	'03	'04
予 算 (直接事業費)	253	600	600	700	700	1,100
申請件数	116	166	237	249	223	272
支援 内訳						
件数	28	36	39	35	40	55
金額	234	594	589	669	668	1,064
事業化数	10	27	27	24	24	-
(比率)	(35.7%)	(75.0%)	(69.2%)	(68.6%)	(60.0%)	-

注) 予算額は年度別全体予算から人件費、付帯経費などを除外した直接事業費である。

注) 事業化数(比率)は'99~'01年は3年間累積調査した数値であり、'02年は2年間、'03年は1年間調査した事業化数(比率)である。

2. 特許出願中の技術に対するベンチャー企業確認支援

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 朴ジュヨン

特許庁は特許保有企業及び特許出願中の技術を保有した企業に対し、ベンチャー企業指定を通じた事業化を支援する為に、ベンチャー企業育成に関する特別措置法第2条の2規定により、特許出願中の技術に対し、担当審査官の技術性の検討を行った後、ベンチャー企業対象技術の確認証明書の発給事業を施行している。また、ベンチャー企業の出願に対しては1999年度から優先審査対象にし、一般出願の件より優先して審査している。

ベンチャー企業支援制度が整備されてから特許庁が施行したベンチャー企業関連証明書の発給内訳及び優先審査処理実績は次の通りである。

＜表 VI-2-4＞ 年度別ベンチャー企業関連証明賞発給実績

(単位：件)

区 分	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	計
申 請	370	691	587	381	229	222	130	2,610
発 給	216	430	311	221	118	123	84	1,392
不 可	154	261	276	160	111	99	46	1,107

＜表 VI-2-5＞ ベンチャー企業の出願に対する優先審査実績

(単位：件)

区 分	1999	2000	2001	2002	2003	2004
申 請	104	310	467	654	861	1,639
優先審査認定	87	297	450	640	861	1,635

3. 中小企業の優秀特許技術に対する優先購買支援

特許庁は中小企業の優秀特許技術製品に対し、優先購買の支援を通して技術開発投資資金の早期回収及び適正利潤確保を支援する為に、発明振興法第27条の規定により、国家機関、地方自治体、国または地方自治体が投資する期間及びその傘下機関などを対象に、韓国発明振興会を通じて選定された特許技術製品の優先購買推薦事業を施行している。

優先購買推薦対象選定の為の審査基準としては、品質の優秀性（既存製品との性能比較）、購買効果性（輸入代替効果、能率の向上など）、製品の経済性（予算節約、経費の節減など）、購買対象機関の的確性、その他製品生産及び供給能力などがあり、これらの基準に従って選定を行っている。同事業の運営実績は次の通りである。

＜表 VI-2-6＞ 優秀発明品の優先購買の推薦実績

（単位：件、百万ウォン）

区 分	'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04
申請件数	18	15	45	15	19	13	45
推薦件数	17	14	44	15	18	13	44
購買件数	11	3	17	6	8	2	8
納品金額	3,087	56	8,389	499	3,972	1,284	2,089

第3節 優秀特許製品の流通促進

1. 大韓民国特許技術展の開催

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 金ゴンス

大韓民国特許技術展は優秀特許技術者を選定して褒賞し、優秀発明品の展示を通して国民の発明意識を向上させ、発明風土を造成することに目的がある。同時に、この行事を通し、技術移転及び優秀特許技術の早期事業化を促進し、優秀特許製品の流通を支援する。

特許技術展の開催時期は毎年11月～12月で、特許庁が主催、韓国発明振興会が主管し、産業資源部、大韓商工会議所、全国経済人連合会、大韓弁理士会などが後援している。

特許技術展の展示分野は一般展示コーナー、特別展示コーナー、特許技術事業化支援コーナーに区分される。一般展示コーナーでは個人または企業の特許・実用新案・デザインで出願または登録された発明品、機械・金属・繊維・化学・電気・電子・情報通信、生活文化など技術分野別の展示を行っている。女性発明家の優秀特許製品に対するコーナーも別途に運営している。また、特別展示コーナーでは国庫補助支援試作品、国際発明品展の受賞作、職務発明コンテストの入賞発明品、特許技術賞受賞作品などを展示する。また、特許技術事業化支援コーナーでは審査官、弁理士、公認会計士、経営指導士、技術取引士などに、発明から権利化・事業化に至るまでの全般的

な苦勞や相談事項及び手続き等について無料で相談できる。

〈表 VI-2-7〉 大韓民国特許技術大展の出品現状及び観覧者数

(単位：件、名)

年度 区分	'94	'95	'96	'97	'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04
出品 申請	382	328	374	381	267	172	316	277	393	257	286
展示 件数	163	188	180	117	103	150	138	179	192	160	166
観覧 人員	81,574	129,587	77,100	60,000	60,000	30,300	31,350	30,100	115,724	25,200	112,680

大韓民国特許技術展では優秀発明品展示と共に発明家の士気の向上及び国民の発明に対する意識向上の為、一般展示品を対象に大統領賞、国務総理賞、WIPO事務総長賞、特許庁長賞など各種の褒賞を行っている。

褒賞品の選定は主管機関の褒賞推薦審査会議を経て特許庁の公的審査委員会で最終決定を行い、中小企業及び個人発明者を優待する。この行事で一般展示に展示される、または褒賞を受ける発明品に対する恩恵としては、展示特許技術の売買・譲渡及びライセンスの機会が付与され、次期年度の‘発明の日’行事の際、出品企業または褒賞者に加点が付与される。また、褒賞企業に対しては各種金融支援の推薦や優先購買申請の優待を実施している。

2. ソウル国際発明展の開催

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 金ゴンス

世界各国の新技术の展示及び発明家達の交流の場を設け、全国民の発明意識向上と産業技術の競争力向上の為に、'02年に始めて開催されたソウル国際発明展は各年制で開催される予定である。

'04年ソウル国際発明展は統一部、外交通商部、科学技術部、産業資源部、中小企業庁、ソウル特別市及び国内外の関連機関（経済4団体、WIPO、IFIAなど）が後援し、中国など20ヶ国から290個の発明品が出品された中から、2004年12月10日から14日までソウルにあるCOEXの太平洋ホールで大韓民国特許技術展と同時に開催された。

<表 VI-2-8> ソウル国際発明展行事内訳

区 分	展示対象	備 考
国際館 (20ヶ国 290点)	外国企業及び発明家 国際機構 (WIPO、IFIA など) 韓民族発明品 (在外韓国人)	* 2004 学生発明受賞作 (14) * 作文漫画受賞作 (10)
国内館 (113社 150点)	特許技術大展館	
流通館 (41社 41ブース)	100 大優秀特許製品	
支援館 (7社)	特許技術移転及び特許情報機関 体験館 (一般人体験のための空間) 公報 (記者) 室及び便宜施設 (ビジネス ルーム) 観光案内センター等	* バイインベンション * サイバー国際特許アカ デミー * 特許技術市場

3. 優秀特許製品百選の選定及び広報

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 金ゴンス

優秀特許製品百選の選定事業は、特許技術の事業化実態調査（現代リサーチ'04年5月）によると、最大の苦勞として資金不足（34.5%）とマーケティング及び営業（19%）を挙げていることを考慮して、優秀な特許製品の販売ルートの拡大を支援する為に行われた事業である。特許発明を製品化した優秀特許製品を選定し、授賞・広報することで、特許製品を生産する中小企業の販売ルートと市場進出を支援する為のものであり、2002年度に初めて開始された。

韓国日報が主催し特許庁が後援した2004年度優秀特許製品選定事業は、事業の内容と選定された製品を言論紙面を通して紹介することで、事業の効果を高め、実質的な助けとなるよう進行された。事業の内容は、優秀特許製品百選を選定して、これを上半期と下半期に分け、それぞれ50個ずつを選定した。また、特許新製品と特許ヒット製品を半分ずつ含むように選定した。選定された製品に対しては大韓民国特許技術展と同時に特別展示することで広報効果を高め、優先購買申請時に優待している。また、韓国日報に関連特集記事を掲載した。また、製品百選の中で更に審査を行い、産業資源部長官賞、特許庁長賞、韓国日報社長賞などを授賞した。

優秀特許製品百選の選定は生活用品、機械製品、電子製品、化学・生命工学製品など4つの分野に分けて実施し、技術性、事業性、デザインなどを評価基準とした。

＜表 VI-2-9＞ 100大優秀特許製品の選定現状

区 分		'02	'03	'04
公募件数		417	169	291
選定	生活分野	33	23	33
	機械分野	26	26	27

	生命工学・化学分野	13	26	12
	電子分野	28	25	28

4. 特許製品の電子商取引システム構築・運営

産業財産政策局 産業財産振興課 行政事務官 金ゴンス

特許製品の電子商取引システム（e-marketplace）は特許または実用新案として登録された優秀特許製品のみを取引するシステムで、中小企業と個人の特許技術商品販売と流通を支援する為の電子取引インフラである。サーバーなど必要な装備を購入し、電子商取引S/Wを開発し、取引に必要な基盤機能を構築し、B2B取引とB2C取引を実施している。

バイインベンション（www.buyinvention.com）と命名されたこのシステムは韓国発明振興会で構築と運営を担当することになるが、取引手数料を安くし、特許情報などの多様なコンテンツを提供し、素晴らしい発明品を生産しながらもマーケティングに苦労している中小企業の利益実現を助けるものである。

本システムが2004年10月28日に本格的なオンライン取引サービスを開始することで、特許庁は研究開発を通じた発明と発明の権利化、特許発明の事業化、そして特許製品の販売による利益実現を通じ、再び研究開発投資につながるようにするといった全体的な発明支援体制を構築することになった。

2003年にイーマーケットプレイスを構築する為の基本計画を樹立し、システム開発を開始し、特許製品取引の情報化推進戦略（ISP）を樹立、特許製品検索の分類体系の標準化を行った。また、B2Bの基本取引システムを構築して500店の入店商品を募集し、電子カタログを製作した。

2004年には電子決済機能、マーケティング戦略樹立、一般消費者取引（B2C）などを推進し、1,000個以上の優秀特許商品を入店商品として募集し、電子カタログDBを製作した。

入店業者の資格は特許（実用新案を含む）技術を保有（権利者または実施権者）しており、該当技術を商品化して国内に製品を供給できる中小企業、個人、団体または組合としている。入店商品の要件は国内企業保有の特許製品として供給可能な在庫を持っており、B2BまたはB2C電子取引に適切な物品であることとしている。入店商品の選定は関連分野の専門家で構成された品質評価委員会で技術性、商品性、品質保証性、物品調達性及び事業推進などを総合的に審議して決定することになる。

2003年には9億6千万ウォン、2004年には12億3千万ウォン、2005年には9億3千万ウォンの予算が投入されたこの事業は、e-ビジネスの拡散戦略に応え、特許製品取引の電子インフラを構築して運営することが目的である。これを通して発明活動を促進することで、産業発展を図り、電子商取引市場での迅速な対応を追及している。また、既存の電子取引関連業者・機関と戦略的提携を推進するなど発明特許製品の広報と販売の支援基地の役割を果たす予定である。


<表 VI-2-10> 特許製品の電子商取引システム運営実績

（単位：百万ウォン、点、名）

	'03	'04
売上額	-	51

第2章 特許技術事業化の支援拡大及び多様化

入店商品	-	1,915
加入会員	-	3,624



第7編

積極的な国際知識財産 協力の遂行

第1章 知識財産分野の国際協力強化

第2章 Global特許情報ネットワークの
強化

第1章 知識財産分野の国際協力強化

第1節 他者間及び両者間の協力事業の推進

1. 東北アジアの特許協力体制構築

産業財産政策局 国際協力課 行政事務官 チャ・ヒョンリョル

イ. 三カ国庁長会談の推進経緯

我が国を含め、日本と中国の三カ国はアジア地域の主要国で、世界産業財産権出願を先導する国であり、三カ国の特許庁間の協力関係は東北アジア地域のみならず、アジア・太平洋経済圏はもちろん国際的な知識財産権規範の形成と知識財産権システムの統一化の推移に大きい影響を与えることができ、国際的にも注目を浴びている。

我が庁は、このような認識の下、2000年韓・中、韓・日の特許庁長会議で韓・中・日の三カ国間の特許協力関係を構築する必要性を強調し、三カ国特許庁長会議を提案した。中国と日本の特許庁もこの案に同意し、2001年8月14日～15日の両日間に渡り、三カ国特許庁長会談開催の為の三カ国実務会議が中国の北京で開催され、同会議で三カ国庁長会談の具体的な日程と協議議題に対して合意した。

ロ. 第1、2、3次会談の成果と意義

2001年9月11日に日本で開催された第1次韓・中・日の三カ国特許庁長会談については、何よりも三カ国特許庁長が初めて一ヶ所に集まって意見を交換し、今後三カ国間の庁長会談を定例的に開催することにして、東北アジア地域の特許協力基盤を構築したという点で重要な意味を持つ。

第1次会談では三カ国特許庁長は出願人の便宜性を極大化する統一された特許制度の構築が三カ国の科学技術発展と経済交易促進に寄与するということに同意し、三カ国の庁長会議の定例的開催、常設実務協議体の運営、共同専門家グループの構成、そしてアセアン国家との協力体制構築に共同に努力するという点で意見が一致した。また、三カ国の特許庁はWTO及びWIPO次元の知識財産権の国際規範論議及び形成過程で互いに緊密な共助体制を維持することにした。

第2次三カ国特許庁長会談は2002年11月25日にソウルで開催された。同会議では第1次会議開催以降の協力事業の進行状況を確認し、新しい協力事業を発掘する形態で進行された。電算分野の共同専門家グループの構成、特許審査分野に関する各国別の業務協議窓口（contact point）指定及び関連資料と情報交換の推進、知識財産権の創出、事業化をテーマにしたセミナーの共同開催などの新しい協力事業に対し、三カ国が共同推進していくことで合意した。

第1次三カ国特許庁長会談が東北アジア地域の特許協力の始発点となったことで評価されれば、第2次三カ国特許庁長会談は三ヶ国間の特許協力の基盤を造成したという点にその意義があると評価できる。

2003年11月に北京で開催された第3次三カ国特許庁長会談は三カ国間に実質的で実現可能な協力テーマを設定、推進する転機となった。我が国が提案し、合意された三カ国技術同意語辞典の開発を始めとし、中国側が準備している三カ国共同ウェブサイト開発等が、合意された。この他にも三カ国はSARSなどで延期された三カ国のセミナーの共同開催を初め、アセアン国家との協力模索、三カ国間の優先権証明書類の電子的交換の推進等の重要事項に対して合意に至った。

短期的で実現可能な、具体的で成果が得られ、三カ国間の信頼を増進させるのに寄与できる共同プロジェクトを発掘した3次会談は、三カ国特許庁長会談が実質的な成果を創出する段階に一步進んだと評価することができる。

ハ. 第4次会談の成果と意義

2004年11月30日、日本東京で開催された第4次特許庁長会談では、PCT改革、特許実体法の統一化、遺伝資源及び伝統知識の保護法案など、国際的な知識財産権の話題に対する意見を交換し、三カ国間の共助を誓った。これはWIPOを中心に進行されているそれぞれの国際的課題に対し、東北アジア三カ国が緊密な共助を元に強力な交渉力を発揮することができる、という点で国際的注目を誘導するに十分であった。

更には、R&D方向樹立に3国の特許情報を共同活用することにより、それぞれ世界特許出願1位（日本）、3位（韓国）、4位（中国）の3国の特許情報活用に対するシナジー効果をもたらすことのできる新しい論議の方向を設定した。

そして、同会談では2004年10月に東京で開催された第2次情報化共同専門家グルー

プ（IEGA）会議の結果を高く評価し、三カ国共同のウェブサイト構築、優先権証明書類の電子的交換、三カ国の技術同義語辞典の開発及び三カ国間データベースの相互活用などの技術的検討など、4つの協力事業の成功的な推進の為、共同で努力することで合意した。

二. 今後の推進改革

我が庁は我が国の出願人達が東北アジア地域でより容易に特許獲得ができ、登録された権利が地域内で十分な保護を受けることができるよう、三カ国間の特許協力を強化していく予定である。また、徐々に増加する特許出願に効果的に対応し、世界的に論議されている特許統一化の動きに対処する為、審査結果の相互活用など三カ国間に協力が可能な分野を模索している。また、論争が激しくなっている国際知識財産権に対し、三カ国間に共同対応ができる部分を探索している。これまでの築いた信頼をもとに、三カ国の特許協力が建設的な結果を導き出せるよう、我が庁は更に努力していく予定である。

2. 主要国家との特許庁長会談の開催（中国、日本等の主要国家との両者協力の深化）

産業財産政策局 国際協力課 行政事務官 金ホンジュ

両国間の特許庁長会談の開催は各国の知識財産権の懸案事項に関して具体的に論議することが可能で、協議過程を通して実質的な合意を導き出すことにより庁長会談の

結果に対し推進力のある事後措置が進行できるという点において、外国との知識財産権協力業務の重要な位置を占めていると言える。

我が国は主要国家との庁長会談を定例化し、1990年以降日本と15回の会談を開催し、中国とは9回、オーストラリアとは6回の会談を開催した。今後は米国、EPO庁長会談の定例化を推進する計画である。但し、2004年には日本及びオーストラリアとの庁長会談を、定期国会開催などで両国間の日程調整が難しく、次年度に開催することを合意したことにより、モンゴル、デンマーク、中国の三カ国と庁長会談を開催した。

まず、2004年2月にモンゴルのナムジル・チンバット (Namjil Chinbat) 庁長が我が庁を訪問し、韓・モンゴル特許庁長会談を開催したが、商標保護、審査・審判分野の協力の他に伝統知識及び遺伝資源に対し、意見を交換し、我が庁がモンゴル特許庁の特許行政の電算化に対して協力することにした。これと同時に両国間において、我が庁をモンゴルの国際出願に対するPCT国際調査及び予備審査機関と指定することで合意し、我が庁の特許審査水準の優秀性が検証される契機となった。

また、4月にはデンマークのジェスパー・コンスタッド (Jesper Kongstad) 庁長が訪問して韓・デンマーク特許庁長会談を開催し、両国庁長間でデンマーク特許庁のエージェンシー (Agency) 機関運営の実体及び両国間の偽造商品流通防止の為の努力や人的交流等、主要関心事について協議した。

12月には、あ第4次韓・中・日庁長会談が日本の東京で開催される時期に合わせ、東京で金・ゾンガブ庁長と中国のワン・ジンチュアン (Wang Jingchuan) 庁長間で第10次韓・中特許庁長会談が開催された。この会談で両国の庁長は第9次会談で合意に至った優先権証明書類を電子的に交換、先行技術共同調査、両庁間の情報資料交換等、

交流協力を拡大強化することで合意した。また、我が庁は中国にある我が国の知識財産保護を強化する為の具体的な方案として知識財産権の侵害に対する取締りの実績報告書の交換及び知識財産権侵害予防の為の共同セミナー開催等を提案した。

これから我が庁は両国会談の範囲を米国、EPO等主要国家まで拡大し、該当国家との協力を充実させることで、我が国の国益拡大と知識財産権保護に努力する計画である。

3. 知識財産権の国際規範形成論議に対する積極的対応

産業財産政策局 国際協力課 技術書記官 イム・ヨンヒ

WIPOは知識財産（IP）分野のUN専門機構として世界的な知識財産創出の奨励及び保護を図り、国際的な知識財産関連規範の形成の為、国際会議の開催を含む様々な事業を展開している。

PCT、マドリッドシステムによる国際出願及び知識財産権についての情報資料の電算化や知識財産権のグローバルネットワーク及び電子図書館の構築、新しい知識財産権に対する保護手段の整備、技術移転、ライセンスなどを通じた国際投資の促進、中小企業支援と関連した知識財産保護強化等を推進しており、最近では、知識財産権制度を統一化する為の努力と、遺伝資源、伝統知識や対開発途上国への支援協力事業にも力を入れている。

特許庁は専門分野別の常設委員会などの知識財産権の国際規範形成過程に積極的に参加するだけでなく、WIPO事業予算委員会の議長国として進出調整委員会等への参加

と、WIPO組織改編論議への能動的な参加を通じ、WIPOの効率的な運営と透明性の向上に寄与している。また、世界的な知識財産権制度を発展させる為の各種協力事業でも国際的に責任ある役割を遂行できる様に努力している。

イ. 2004年WIPO総会

2004年9月27日から10月5日までジュネーブで開催された第40次WIPO総会で、特許庁長は基調演説を通し、知識財産（IP）が国家の経済、社会の発展に効果的な手段であることを強調しながら、WIPOの持続的な役割に対する期待を表明し、韓国がこれまで推進してきた知識財産権分野の成果を紹介した。

韓国は2003年にマドリッド議定書（Madrid Protocol）と商標法条約（Trademark Law Treaty）、2004年にはWIPO著作権条約（WIPO Copyright Treaty）に加入し、知識財産権の国際的保護基盤を拡大しており、2003年の特許協力条約（Patent Cooperation Treaty）による国際特許出願は計2,974件で、世界7位を記録したという点を思い起こしながら、韓国の国際知識財産権分野での高い位相を強調した。

また、技術開発と知識財産権制度を通じた韓国の発展経験を伝播する為、来たる10月25日～27日の間、ソウルでWIPOと共同で開催予定である「低開発国の知識財産閣僚会議」を紹介し、多くの関心と参加を要請した。

WIPOで提案したPCT国際出願手数料の値上げ提案と関連し、WIPOが現在直面している財政上の苦勞に対する憂慮を表明しながら、事業予算委員会及びPCT改革実務会議など、適切な論議の場で再検討が必要であることを強調した。

同時にDr. Kamil Idris WIPO事務総長との会議で積極的な知識財産権保護が経済発展の助けとなることを強調し、WIPO韓国信託基金事業などを通じて韓国の知識財産権活用経験が開発途上国に伝播できるよう、相互努力することにした。

総会論議を通し、2002-2003年度事業結果を評価し、PCT国際出願料の値上げ、特許実体法条約関連特許法常設委員会の今後の運営計画及びWIPOの開発途上国への協力、アジェンダ採択などを集中的に論議した。

ロ. PCT同盟総会及びPCT計画会議

特許庁は2004年5月に開催されたPCT改革実務作業班会議、2004年9月に開催されたPCT総会に参加し、PCT改革及びPCT規則改正論議に参加した。

特にPCT総会では第5次（'03年11月）及び第6次（'04年5月）PCT改革実務作業班会議で決定され、想定されたPCT規則の最終改正案を承認・採択した。これには序列目録事後提出による加算料付加方案及び追加手数料納付に対する意義申請手続きの簡素化方案が含まれた。

今後PCT改革会議時に追加論議される事項としては優先権の回復、漏洩部分（missing part）の要件、他国言語による国際公開、国際調査の品質向上、遺伝資源及び伝統知識の出展開示などがある。

ハ. WIPO内の各種常設委員会

特許庁は2004年4月、11月に開催された商標法常設委員会（SCT）の商標分野の国際規範形成論議に積極的に参加し、2004年5月に開催された特許法常設委員会（SCP）の特許実体法の統一化論議に参加した。

商標法常設委員会（SCT）では通報関連規定、期間に対する救済手段、商標使用権制度、総会設立と関連する規定などについて論議された。

特許法常設委員会（SCP）では特許実体法条約の妥結が長期化し、2004年4月に米国、日本、ヨーロッパはこれまでの間先進国と開発途上国間の立場が大きく異なっていた遺伝資源又は伝統知識関連の議題を排除し、2006年の上半期まで優先特許性の判断と関連のある議題のみを論議し、妥結することを提案した。これは2004年の第10次特許法常設委員会で妥結しようと試みたが、インド、ブラジルを含む開発途上国は遺伝資源または伝統知識を利用した発明の特許要件と効力を議題に含めさせることを強く主張し、結局これといった合意なしに会議が終了した。特許実体法条約の主要争点事項には条約適用の例外、出願書の記載要件、猶予期間、先出願主義、特許対象の拡大などがある。

二. その他の会議

2004年3月に開催された伝統知識、遺伝資源及び民間伝承物の知識財産権保護に関する政府間委員会（IGC）では遺伝資源、伝統知識、民間伝承物の保護方案、遺伝資源の接近と利益共有、伝統知識と遺伝資源の防御的保護方案、遺伝資源、伝統知識、民間伝承物の保護の為の国際規範に対し論議した。

4. 韓・WIPO間知識財産権の業務協力の強化

産業財産政策局 国際協力課 技術書記官 イム・ヨンヒ

イ. KIPO-WIPO業務協力の協定締結

WIPO側で我が特許庁に開発途上国の知識財産制度及び行政発展の為の役割モデル (role model) としての協力を要請したことにより、特許庁はWIPOと2001年11月9日大田で「KIPO-WIPO間の協力の為の基本協定 (Framework Agreement of Cooperation between WIPO and KIPO)」を締結し、知識財産分野のグローバルな話題において韓・WIPO間の協力を強化してきている。

同協定は知識財産権分野で両機関の協力が知識財産権制度の発展に寄与するという基本認識の下、我が特許庁が持っている経験を開発途上国に伝播する、様々な事業を施行することを目標としている。また、これからは電算化、中小企業支援、PCT、人力開発など9個の優先協力分野を中心に両機関が相互協力することにした。WIPOとの相互業務の協定締結は我が特許庁が単純に182個のWIPO会員国中の一つではなく、知識財産分野UN専門機構であるWIPOと対等な業務パートナーとしての地位を認定されたことと評価される。

< 9個の優先協力分野 >

①知識財産権分野での情報技術の活用

(Use of information technology in the field of IP protection)

②電子商取引と知識財産権

(Electronic commerce and intellectual property)

③中小企業の知識財産権保護と活用

(Promotion and protection of IP in SMEs)

④伝統知識、遺伝資源及び民間伝承関連知識財産権の話題

(IP issues regarding traditional knowledge , genetic resources and folklore)

⑤国際特許制度の発展及びPCT（特許協力条約）の改革

(Development of the International Patent System Agenda and reform of the Patent Cooperation Treaty)

⑥知識財産権の執行

(Enforcement of intellectual property rights)

⑦知識財産権分野の人力開発（WIPO WWAとIIPTIの協力）

(Human resources development in the field of IP)

⑧国際的産業財産権保護制度の活用促進

(Promotion of the use of the global IP protection systems)

⑨開発途上国の知識財産権官庁における現代的な権利技法活用の促進

(Promotion of modern management practices of IP offices in developing countries)

ロ．KIPO-WIPO間 Korea Funds－in－Trust協定の締結

特許庁とWIPOはKorea Fund設置協定の締結及び’04年度の事業計画関連実務会議を2004年3月にスイスのジュネーブで開催し、今後の協力事業を論議した。信託基金設

置関連の協定文では事業目的、基金信託、協力分野、協力条件、人力派遣などの内容が含まれており、2004年の主要事業分野に対して協議し、人的資源開発、検索システム支援、技術コンサルティング、PCT ROAD支援、PCT国際セミナー、発明振興資料発刊などを合意した。

ハ. 今後の改革

「KIPO－WIPO間協力の為の基本協定」は世界知識財産分野において、中心軸であるWIPOと我が庁の相互協力を公的にする基本枠で位置づけられることと期待され、特に2004年からWIPOに設置されるKorea Trust Fund事業が施行されたことにより、Fund事業を中心とした両者間の協力関係がより強化されると予想される。

5. 低開発国（LDCs）の知識財産権の確立・強化の為の閣僚会議の開催

産業財産政策局 国際協力課 技術書記官 イム・ヨンヒ

特許庁はWIPOと共同で「低開発国の知識財産閣僚会議」（Ministerial Conference on Intellectual Property for Least Developed Countries）を2004年10月25日（月）～27日（水）にソウル新羅ホテルで開催した。この閣僚会議は低開発国（LDCs）の知識財産権及び産業担当の閣僚達に対し、国家発展の為の知識財産権の重要性を認識させ、効果的な知識財産権の活用方案を論議する為に開催された。

同会議を我が国で開催するようになったのは、知識財産権分野のUN専門機構である

WIPOが我が国を知識財産権の成功的な制度化を通じ、注目すべき経済発展を果たしている、代表的な国であると評価しながら、低開発国が韓国の経験を発展モデル（best practice）に活用できるよう、韓国で知識財産権の閣僚会議を開催されることを要請してきたからである。

「知識財産を通じた低開発国の国家総合発展政策の推進」をテーマに開催された今回の会議では2001年度のノーベル経済学賞の受賞者であるジョセフ・スティグリッツ（Dr. Joseph E. Stiglitz）コロンビア大学の教授が「知識財産権と発展政策」に対し、そしてWTO事務次長を歴任した金・チョルス世宗大学総長が「知識財産と韓国の経験」に対し、基調演説をした。また、イシバ・ポークレル（Mr. Ishiwar Pokhrel）ネパール通商産業部長官を初め、25ヶLDC国家の知識財産権の担当閣僚及び代表団、ジェフリー・ユー（Mr. Geoffrey Yu）事務次長などWIPO関係者、国内学界及び企業の代表など150名余りの国内外知識財産権関連分野の関係者が参席し、LDC国家の知識財産権の活用促進方案など、知識財産権の主要懸案を論議した。

今回の会議では「知識財産活用の為の公共—民間部門間の戦略的提携及び協力の強化」、「知識財産の経済的な側面」、「知識財産と公共政策」の3つのセクション別にイアン・ハービー（Mr. Ian Harvey）英国技術グループ（British Technology）会長など、約10名余りの世界的知識財産の専門家達がテーマ発表を行い、会議最終日には参加国の閣僚達が円卓会議を通して低開発国の知識財産発展の為のビジョンを提示する「ソウル宣言文」を採択した。

今回の会議を通じ、知識財産権を活用した経済成長モデルとして韓国を国際的に紹介し、知識財産権の先進国として我が国の位相を高めると同時に、未来の潜在市場と

して価値の高いLDC国家との新しい強力関係を整備する場となった。

<表 VII-1-1> LDC会議の国内外参加者状況

区分	参加者数	備考
低開発国代表	36人	長官級 9人, 次官級 4人
WIPO 代表団	4人	事務次長参加
外国人主題発表者	7人	スティグルリツ教授参加
国内主題発表者	4人	キム・チョルス世宗大総長参加
韓国発明振興会	6人	ミン・ギョントック副会長参加
知識財産権研究センター	7人	ユン・ミョンフ所長参加
韓国特許情報院	10人	ユ・ヨンギ院長参加
大韓弁理士会	2人	ゾ・インジェ副会長参加
法律事務所	7人	
企業	11人	LDC 進出企業など
名誉領事	8人	イエメン、ブータン、コンゴ、シエラレオーネ、マリ
在韓外交公館	3人	在韓ミャンマー大使 Mr. Nay Win 在韓スーダン大使 Dr. Babiker Ali Knalifa 在韓ラオス大使 Thongsavath PRASEUTH
学界	2人	高麗大イ・ギス教授 漢陽大ユン・ソンヒ教授
その他の参加者	2人	韓国食品開発研究員カン・スギ 院長
産業資源部	3人	長官参加
特許庁局長級以上	10人	
特許庁課長級	10人	
特許庁事務官以下	30人	
特許庁国際協力課	10人	
合計	174人	

<表 VII-1-2> 低開発国の参加者名簿

低開発国参加者名簿

国家	名前	職責
アンゴラ	Antonia BANDEIRA	知識財産庁長
バングラデシュ	Ayub QUADRI	商工部次官
	Mohammad Mahbubur RAHMAN	商工部局長
ベニン	Samuel AMEHOU	ジュネーブ大使
	Juliette AYITE	知識財産庁長
ブータン	Dasho Karma DORJEE	通商部次官
	Tempa TSHERING	通商部産業デザイン担当事務官
ブルンジ	Barnabe MUTERAGIRANWA	文化部長官
	Vianney NIYUKURI	商工部知識財産権局長
カンボジア	Siphana SOK	商務部次官
	Roth San VAR	商務部知識財産局長
エチオピア	Mulugeta AMHA	科学技術委員会委員長(長官級)
	Getachew MENGISTIE	知識財産庁長
ギニア	Djene Saran CAMARA	商工部長官
	Cece KPOHOMOU	商工部国家知識財産権局長
ラオス	Bountiem PHISSAMAY	科学技術環境府長官
	Makha CHANTHALA	知識財産標準部知識財産課長
マダガスカル	Sylvain RAZAFINDRIAKA	商工部特許局長
マラウイ	Henry Dama PHOYA	法務部長官
	Chikumbutso NAMELO	法務部総務国局長代理
マリ	Mariam SIDIBE BAGAYOGO	知識財産庁局長
モリタニア	Mohamed Saleck OULD MOHAMED LEMINE	ジュネーブ大使
モザンビーク	Porfirio João P. da Silva REIS	知識財産局局長
ミャンマー	Nay Win	在韓ミャンマー大使
ネパール	Ishwor POKHAREL	商工部長官
	Prachanda Man SHRESTHA	商工部局長
ウガンダ	Janat B. MUKWAYA	法務部長官
	Kyomuhendo BISEREKO	法務部局長
	Denis BYARUHANGA	法務部書記官
コンゴ	Henry YAV MULANG	商工部局長
セネガル	Landing SAVANE	商工部長官
	Ndeye Adji DIOP SALL	商工部知識財産局長
スーダン	Babiker Ali Knalifa	在韓スーダン大使
	Amal Hassan EL TINAY	特許庁局長
タンザニア	Esteriano MAHINGILA	事業登録委員会庁長(次官補)
チャド	Yoma Golom ROUTOUANG	商工部長官
	Gonga Koyang FEOUDA	商工部局長
ザンビア	Geoffrey SAMUKONGA	商工部次官
	Anessie M. BANDA-BOBO	特許庁次長

※長官級：9人(商工部4人、法務部2人、科学技術部2人、文化部1人)、次官級：4人(商工部4人)

<ソウル宣言文>

Seoul Ministerial Declaration on Intellectual Property

For the Least Developed Countries

Seoul, Republic of Korea, October 25 to 27, 2004

We, ministers and senior government officials participating at the Ministerial Conference on Intellectual Property for the Least Developed Countries (LDCs),

Having met at the Ministerial Conference on Intellectual Property for the LDCs, held in Seoul, Republic of Korea, from October 25 to 27, 2004, organized by the World Intellectual Property Organization (WIPO) in cooperation with the Government of the Republic of Korea with a view to articulating policy and technical issues for integrating intellectual property into national development strategies in LDCs,

Having discussed the challenges faced by LDCs and the opportunities available to them in integrating intellectual property into their national development strategies,

Recognizing that the LCDs face severe constraints such as a shortage of resources and a weak intellectual property infrastructure despite their efforts to build national IP institutions,

Recognizing further that intellectual property protection is having an increasing impact on our countries' technological, economic, cultural and social progress and that the creation, protection, management and use of intellectual property rights would contribute to economic development through facilitating the transfer of technology, increasing employment and creating wealth,

Reaffirming the vital importance and desirability of improving the institutional and policy framework for the modernization and development of the intellectual property systems and institutions of LDCs,

Realizing the importance of intellectual property to critical policy fields such as food security, health, employment, trade, culture and heritage, the environment, investment and scientific and technological development,

Acknowledging that rapid changes in digital technologies have made copyright economically very important, and that the contributions of copyright systems to national economies are noteworthy in terms of their contribution to economic and social development,

1. Express the importance of addressing the main problems facing our countries on IP institution building with a renewed sense of common concern, purpose and objectives, by seeking opportunities to strengthen regional and international cooperation for using intellectual property for promoting national development;

2. Decide to participate actively in deliberations in various international fora, particularly at WIPO, on the wealth-creation effect of intellectual property at the national level in formulating strategies, policies, plans and mechanisms;
3. Decide to continue and further strengthen protection and use of national cultural and artistic creations, particularly relating to traditional cultural expressions such as folklore, through the copyright and related rights system and other appropriate mechanisms;
4. Further decide to continue and strengthen the use of trademarks, service marks, design and geographical indications in economic activities, especially in the export sector,
5. Urge WIPO to strengthen and enhance its assistance to LDCs in meeting all their IP objectives as identified above. In particular, attention should be paid to supporting the creative and innovative activities in their countries across all economic sectors, especially small and medium sized enterprises, universities, R&D institutions, human resources development;
6. Express their full support of the efforts of WIPO to promote further development of the international IP system at the various fora

7. Express their appreciation to the Government of the Republic of Korea for establishing a Korea Funds-in-Trust for developing countries and, in particular, LDCs in WIPO to assist them to use intellectual property as a tool for economic growth and development;
8. Urge WIPO to organize a Ministerial Conference of LDCs every three years at a venue to be determined in consultation by the parties concerned;
9. Request that the outcome of this Ministerial Conference be fully taken into account by WIPO in its LDC Program;
10. Extend our deepest appreciation and gratitude to the Government of the Republic of Korea for the excellent arrangements made for the meeting and for its warm generosity and hospitality as well as our thanks to WIPO for its contribution to the success of the Ministerial Conference.

6. WTO/TRIPS知識財産権論議への対応

産業財産政策局 国際協力課 行政事務官 朴ヒョンヒ

2004年にはDDA²⁰交渉などの為のTRIPS理事会が3月、6月、9月、11月の計4回開催された。主要論議の議題として「TRIPS協定と公衆保健の議題」、「生命工学関連議題」などが論議されたが、各議題間に理解関係がある国間の意見が顕著に対立し、論議の進展は特になかった。

特許の強制実施関連条項であるTRIPS協定の第31条（f）は強制実施権が国内市場供給を主目的とする時のみに許与されると規定することで、医薬品の生産施設が無い、或いはあったとしても無いも同然である様な国の医薬品供給を事実上不可能にした。このような不合理を解決する為に、先・後進国はTRIPS理事会で強制実施を通して生産された医薬品の輸出を可能にする方案の論議と一緒に、強制実施の対象となる疾病の範囲及び医薬品の種類などに関する交渉を進行した。

熾烈な激論の末、2002年12月に国内市場供給関連条項であるTRIPS第31条（f）項に対する効力を静止し、各国の疾病の範囲に対し、ある程度の裁量を持つことを骨子とする意匠初案が提示された。しかし、この意匠初案は米国の反対を受け合意に達しなかったが、2003年8月末、意匠初案を基本内容とする最終決定文が妥結された。

現在は同決定文の妥結により、後続事業としてTRIPS第31条改正を巡った交渉が進行中であり、法的形式と関連し、TRIPS本文改正方式とfootnote追加形式の方式が対立し

²⁰ Doha Development Agendaの略字

ており、本条改正において、意匠声明（自発的な宣言）を反映するか否かの問題に対し、先進国と開発途上国の意見が異なり、2005年3月に予定されていた同議題の交渉時限の延長問題が話題となりつつある。

地理的表示に関連してはぶどう酒及び蒸留酒（wines and spirits）に対してのみ認定されている追加的な保護（additional protection）をぶどう酒や蒸留酒以外の商品にも拡大することを取り扱う「地理的表示の追加的保護拡大」問題と、ぶどう酒と蒸留酒に関する地理的表示の保護を容易にする為、「ぶどう酒と蒸留酒の地理的表示の通報と登録の為の他者間登録システムを設置」する問題が論議中である。

地理的表示の追加的保護拡大問題は地理的表示保護において、商品によって差別する理由がないということから、その拡大を主張する国（ECなど旧農業国家）と現行保護システムでも十分保護が可能であり、追加的保護の拡大による経済的、行政的費用発生への心配による拡大反対国（米国、オーストラリアなどの新農業国家）の対立が続いている。また、一部ヨーロッパの国では地理的表示の保護拡大問題と農業交渉を連携する問題を提起したこともある。

ぶどう酒及び蒸留酒に対する国際登録システム設置問題は、別途の地理的表示の登録制度が存在しない国に追加的な義務負担をもたらさない非拘束的なシステムに賛成する国（米国、オーストラリアなどの新農業国家）と、拘束的なシステムに賛成する国（ECなど旧農業国家）間の意見が対立しており、当分の間賛成国・反対国の論争が続くと展望される。

生命工学の関連議題は生命体に対する特許付与、植物新品種の保護方案及び伝統知

識と遺伝資源の保護などに関するもので、生命体に対する特許の制限と伝統知識に対する強力

な保護を主張する開発途上国と、現在の知識財産権制度内で同事案を論議しようとする先進国の立場が対立している。

両側の立場が顕著に異なる中、最近TRIPS理事会ではスイス、ノルウェー、ECなどヨーロッパを中心に、遺伝資源を活用した特許出願の出所公開に対してPCTなど国際条約を改正して収容しようという提案が出されており、これに対する我が国の立場の検討が必要であると言える。

7. FTA知識財産分野の交渉対応

産業財産政策局 国際協力課 電気事務官 李ソンテック

イ. 韓一日FTAでの知識財産分野の交渉対応

1) 推進経過

韓国と日本はFTA体制下で多様な知識財産分野に対する協力を強化し、知識財産の保護水準を高める為に、2002年7月から2003年9月まで7回の共同研究を行い、共同研究の結果に基づき、2003年12月に第1次韓一日FTA交渉を皮切りに、2004年11月まで6回のFTA交渉が進行された。

2) 主要争点事項

韓一日FTAで両国は知識財産権保護の一般原則である内国民待遇原則及び最恵国待遇原則から知識財産権の実体規定である特許、著作権、商標、植物新品種と知識財産権の執行分野など知識財産権全分野に対して議論している。

韓一日FTAの知識財産権分野に対する韓国側の基本立場は、FTA体制下で両国間の多様な知識財産分野の協力を推進し、既存の両特許庁間の協力関係を強化し、知識財産権保護及び制度改正の論議を最小化しようという立場である反面、日本側はWTO/TRIPS水準以上の知識財産権保護と執行を要求している。

このような基本立場に基づき、韓国側は知識財産権に対する人的交流及び情報保護とPCT ISA/IPEA（国際調査機関／国際予備審査機関）に対する協力を主要議題として提案しており、日本側は国境措置及び民・刑事的救済に対し、多くの提案をしている状態である。

3) 交渉展望

2004年12月現在、両国は交渉分野別における相互の立場の差がなくなっていない。商品の開放水準、特に日本の農水産物の開放計画に対する相互の立場の差により、当分の間冷静に考える時間をとっている状況で、与件が変化されれば交渉を始めるものとみられる。

参考：韓一日FTA公式交渉日程

2003年12月22日：韓日FTA第1次交渉（ソウル）

2004年2月23日～25日：韓日FTA第2次交渉（東京）

2004年4月26日～28日：韓日FTA第3次交渉（ソウル）

2004年6月23日～25日：韓日FTA第4次交渉（東京）

2004年8月23日～25日：韓日FTA第5次交渉（慶州）

2004年11月1日～3日：韓日FTA第6次交渉（東京）

ロ．韓－シンガポールFTAでの知識財産権分野の交渉対応

1) 推進経過

韓国とシンガポールはFTAを通じた貿易促進の為、2003年3月から9月まで3回の産官学共同研究を経て2004年1月から10月まで5回の公式交渉及び2回の実務協議を開催し、2004年11月にはASEAN+3の首脳会議を契機にFTA交渉の実質的妥結を宣言した。

2) 主要交渉結果

両国はWTO/TRIPSにより、各国の領土内で相手国民の知識財産権を保護し、両国間の知識財産権発展の為の協力チャンネルとして両国特許庁を中心としたIP共同委員会を設置することにした。

また、シンガポールは特許協力条約（PCT）によるシンガポール国際特許出願に対し、韓国特許庁を国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）と指定することにし、これと同時にシンガポールの特許法上の一致出願（corresponding application）に対する指定特許庁（prescribed patent office：PPO）として韓国特許庁を指定することにした。韓－シンガポールFTA協定文案は外交部FTAホームページ（<http://fta.go.kr>）で確認することができる。

3) 主要成果及び経済的効果

両国はFTA締結により拡大される商品及びサービスの交易拡大に備え、特許など両国民の知識財産権を独占排他的に保護するようにし、知識財産権関連の貿易紛争に関する法的手続きを整備した。

また、今後協定の履行点検及び知識財産権分野の協力の為のチャンネルとしてIP、共同委員会の設置に合意することにより、一方の当事国による知識財産権の侵害発生時に該当国の政府の迅速な措置要求及び知識財産権保護及び協力の為の容易な手段を確保した。

韓国特許庁を、シンガポールの国際特許出願に対する特許協力条約（PCT）国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）に指定することで、今後韓国特許庁はフィリピン・ベトナム・インド・インドネシア・モンゴルに次いでシンガポール国民のPCT国際特許出願に対する国際調査及び予備審査を任されることになる。これにより、特許審査の領域を拡大し、特許手続きの国際的な統一化の推移を主導するということが一歩前進したといえる。

また、シンガポールは今回の交渉を通し、7ヶ国（米国、英国、日本、ニュージーランド、オーストラリア、カナダ）の特許庁及びヨーロッパ特許庁に次いで韓国特許庁をシンガポールの特許法上の指定特許庁（PPO）と指定したことで、韓国特許庁で特許権を付与された場合、これと同一な技術に対して実体審査なしに特許権を付与できるようになった。

これにより、通商的な手続きを経た場合、短くても4年、長い場合は6年程度かか

っていたシンガポールの特許獲得期間が2-3年以内に大幅短縮されることになった。結果的に2004年現在、我が企業がシンガポールに年間50件から100件程度の特許出願を行っているが、今回の交渉で迅速で容易なシンガポールの特許権獲得が可能になり、今後我が国のシンガポールにおける特許権獲得件数の増加と共に、対シンガポールの投資進出が更に増加するものとみられる。

参考：韓－シンガポールF T A公式交渉日程

2004年1月27日～29日：第1次交渉開催（シンガポール）

2004年3月24日～26日：第2次交渉開催（ソウル）

2004年5月19日～21日：第3次交渉開催（シンガポール）

2004年7月21日～23日：第4次交渉開催（濟州島）

2004年9月7日～9日：実務協議開催（バンコク）

2004年10月4日～8日：第5次交渉開催（シンガポール）

2004年10月28日～29日：実務協議開催（バンコク）

2004年11月29日：ASEAN+3首脳会議でF T A交渉の実質的な妥結宣言

8. APEC地域内での知識財産権分野の協力強化

産業財産政策局 国際協力課 行政事務間 チャ・ジンスック

イ. 概要

アジア・太平洋経済協力機構（APEC：Asia-Pacific Economic Cooperation）はアジ

ア及び太平洋沿岸国家の円滑な政策対話と協議を主目的とし、政府と民間が自発的に参加する「緩やかなフォーラム（Forum）」形態の協力団体である。

1989年オーストラリアのキャンベラで開催された12ヶ国間の閣僚会議を契機に発足し、1993年クリントン米国大統領の提案で米国のシアトルで第1次首脳会議が開催され、2005年には我が国でAPEC首脳会議が開催される予定である。これまでの間、APECは会員国が12カ国から21カ国に成長し、会員国は大韓民国、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、香港、インドネシア、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプア・ニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、台湾、タイ、米国、ベトナムである。

APECは「開放的な地域主義」を標榜しながら、アジア・太平洋地域の経済共同体を漸進的に達成し、地域内の貿易・投資の自由化及び円滑化を推進し、経済技術協力を通じて相互繁栄を迫及することを目標としている。これは1994年インドネシアでの「ボゴール宣言」で闡明され、大きく次の二つに整理できる。一つは貿易と投資の円滑化及び自由化（Trade and Investment Facilitation and Liberalization）である。ボゴール（Bogor）宣言によると、先進産業国は2010年、開発途上国は2020年までに完全な貿易と投資の円滑化及び自由化を実現するという目標を提示している。その為貿易投資委員会（Committee on Trade and Investment）が設置され、その傘下にサービス、投資、知識財産権など11の小委員会が設置された。特許庁は我が政府内の知識財産権の総括部署であり、11の小委員会のうち、知識財産権の専門家グループ（IPEG: Intellectual Property Rights Experts Group）会議に主導的に参加している。

もう一つは経済と技術協力（Economical and Technical Cooperation）である。1994年のボゴール宣言を通じ、APECの核心事業として位置づけられた経済・技術協力は先・後進国間の供与者・受惠者間の協力ではなく、同伴者としての対等な関係の中、推進しているのが特徴であり、人的資源の開発、海洋資源保存、農業技術など11の実

務グループを通じ、協力を推進している。

ロ．2004年度我が庁のAPEC協力

APECにおける知識財産権に関する論議では、地域内での知識財産権の保護・執行に焦点を合わせつつあり、自発性、全員合意による決定方式では明確な成果の導出が進んでいない中で、Pathfinder方式のように自発性に基礎をおいた拘束的な事業遂行が、透明性基準の整備及び光ディスクの不法コピー防止の為の事業を遂行している。

このような中でも我が庁はもちろん、我が国はAPECの中で2004年の1年間活発に活動した。まず、我が庁は「IP運営改善のための協力」という議題の主導国として2002年度に既に開発途上国の特許情報化支援プロジェクトの遂行に必要な25万ドルのTILF²¹基金使用の承認を受けた。このプロジェクトはマッチングファンド形式で資金を集めて遂行され、我が庁が25万ドルの資金を負担し、総額50万ドルの規模で推進された。その結果、2003年にはタイとペルー、2004年にはベトナムに対し、ISP（Information Strategy Planning）コンサルティング²²を実施した。この事業はAPEC地域内に我が国の優秀な情報化水準を広報し、更には我が庁のKIPOnetシステムを輸出できるようにしたものだと判断される。

また、2003年7月にカナダのバンクーバーで開催された第17回会議で我が国が知識財産権専門家グループ（IPEG）の議長国に選任され、2004年の4月から中国の北京で開催された第19回会議から議長の役割を遂行することに成功した。我が庁は議長国と

²¹ Trade and Investment Liberalizationの略字で、APEC貿易投資の自由化及び促進の為のプログラムの名称である。

²² APEC地域内の知識財産権情報化の格差を解消する為の開発途上国における特許庁の情報化の為の事業で、事業対象国は現地調査及びインタビューを通じ、法制、情報化、経済的環境を分析し、これに基づき、知識財産権情報化のビジョンの樹立、勧告案の整備、日程の提示を行っている。

して2004年8月にタイのプーケットで開催された第19次APEGのIPEG会議で議定整備事業を提案し、会員国の全面的な同意と支持の中、議定整備事業を成功させた。それと同時に我が国が主導する会員国間に異見が発生した時に、それを調整するなどの重要な役割をもつ議長国としての役割を十分に活用した結果と言える。

2004年に我が国が成した成果を元に、任期が終わる2006年3月までIPEG議長業務に力を注ぎ、APEC地域内の知識財産権論議の進展に寄与すると共に、国益を増進させる為の努力を続けていく予定である。

9. 産業財産分野の南北交流協力の推進

産業財産政策局 国際協力課 行政事務官 チャ・ヒョンリョル

イ. 南北間交流協力の推進経過

南北は1991年「南北間の和解と不可侵及び交流協力に関する合意書」（以下「南北基本合意書」）を採択し、1992年 同合意書「第3章南北交流協力」の理解と遵守の為に「付属合意書」から、産業財産権保護の為の措置を取るよう合議した事がある。

又は、南北間の経済協力が本格化する始点となった2000年度に採決された「南北間の投資保障に関する合意書」では知識財産権及びそれと類似した権利を投資資産の定義に含むものとして、知識財産権保護の為の土台を用意している状態である。

同時に、南北双方は、WIPO設立条約、パリ協約、特許協力条約マドリッド議定書等、

産業財産権に関連する国際条約にも答辞に加入しており、産業財産権の相互出願及び、登録可能性が保障されているため、PCTを通じ国際特許出願や、マドリッドルートを通じて国際商標出願が国際法上では、可能な状態である。

しかし、このような交流協力の根拠及び我が国の対内外的な努力にもかかわらず現在まで北側は、南側の産業財産権の出願や登録を許容しておらず、産業財産権の当国間の公式的な交流も成り立っていない。

ロ. 交流協力基本方向

産業財産権の分野における交流・協力は、中短期的に南北間の経済協力推進の安全弁として成り立たなければならず、民族の知識財産保護に主眼を置いて、成立させなければならない。

同時に、長期的には南北経済の均衡のとれた発展を迫及するよう、統一に備えた南北間の単一産業財産権制度の構築に力点を置いて推進しなければならない。

ハ. 交流協力の推進内容

知識財産権の分野において、南北間の交流協力は、「南北基本合意書および付属合意書」の内容の有効性を確認し、これについて具体的な実践方案を模索することから始めなければならない。

我が庁の場合、知識財産権の分野においての交流・協力活動事項を具体化した『南北間産業財産権保護に関する詳細合意書(案)』をすでに用意し、同細部合意書(案)に根拠をおいた南北間の「実務協議会」を構成して知識財産権交流協力事業及び相互関心事項を段階的・漸進的に推進する計画である。

南北間の知識財産分野の交流・協力の内容のうち、最も革新的な事項は、特許・商標等産業財産権の相互出願・登録保障及び、保護問題である。相互間の産業財産権出願登録保障を通じ、保護が実現されなければならないが、商品、サービス、技術及び資本の自由な移動が成立可能で、これを土台として南北間の経済協力も活性化されることができるからである。

次に、人的交流及び、特許情報・資料の交換を通じ、南北間の知識財産権に関わる制度上の格差を解消し、統一化を段階的に推進しており、相互間の知識と経験を共有することができる機会を整えなければならない。

それと共に、中長期的に南北を連結する特許電算網の構築作業を推進する必要がある。相互に連携した電算網の構築を通じて、出願人等についての情報提供及び、出願・登録等の手続きにかかる時間と費用を節約することができ、知識財産権に関連する情報の円滑な流れが技術移転及び新技術開発を促進することができる。

又は、南北間の知識財産権分野の交流協力を通じ、国際社会から提起されている知識財産権の 이슈に対して共助を模索することができる。特に、南と北が共助して、WIPO等で論議されている国際的 이슈について共同対応すれば、国際社会での韓国の立場がさらに強化するだろう。

二. 今後の展望

我が国の政府は、知識財産権のイシューを南北会談の議題として内包させることを持続的に北側に要請し、説得した結果、去る2003年12月に開催された南北経済協力制度実務協議では、財産権の問題を継続的に論議していくことで合意した。これは、産業財産権の問題が4回の経済協力制度実務協議会で最初に挙論されたことで、今後の産業財産権の協力議題について活発に論議されることのできる段階を用意したものと言える。

一方で、北朝鮮は、中国の北京に東江科学技術諮問公司を設立、北朝鮮の特許商標業務を総括する海外総代行使として指定することで、北朝鮮を対象にした産業財産権の国際出願に関心を見せており、又は、北側に出願する商標と特許方式の審査を担当する審査官を派遣し、外国人による国際出願の便宜を提供することとして知られている。

我が庁は、開城工団等の大規模入居を控え、対北投資協力事業の安全弁として私たちの産業財産権の保護及び相互出願登録許容のための南北産業財産権協力を推進しており、早期に南北政府間の産業財産権に対する論議が始まるのを期待している。

第2節 知識財産権の国際動向の収集・伝播

産業財産政策局 国際協力課 電気事務官 李ソンテック

1. 海外知識財産権の動向収集及び伝播

急変する海外の知識財産権の動向を迅速に把握・伝播し、対応方案を整備する為に、週単位の海外知識財産権ニュースを発刊しており、発刊されたニュースは海外知識財産権の動向を知ろうとする希望者を対象にPCRМまたはE-mailを通じて発送している。

まず、2004年3月から国際協力課では海、外特許庁に派遣されている特許官または海外の外国大使館に送付されてくる資料の中で、主要知識財産権ニュースと主要知識財産権の専門雑誌であるインターネット検索を通じ、毎週7-8件の知識財産権ニュースと2-3件の紛争事例を含む「海外知識財産権動向ニュース」を発刊し、特許庁のホームページでも掲載しており、2004年度までに41号を発刊した。

また、それとは別途に知識財産権の研究センターでは、海外知識財産権分野に関する情報を収集、分析し、普及するWeekly IP Look普及事業を進行してきている。IP Lookでは米国、日本、EUなどで実施されている知識財産権分野の政策及び紛争事例を主要イシュー別にブリーフィング形式で掲載し、電子メールと知識財産権研究センターのインターネットホームページを通じ、特許庁及び関連業界などの民間に提供されている。

様々な情報源を通じて収集された原資料 (raw data) の分析を通じて、加工された

情報を利用し、海外知識財産権の国際的論議及び特許庁間の実質的な協力事項に対する対応方案を整備しており、知識財産権紛争に対しても企業及び政府に対処できる基盤を整備している。

特許庁ホームページの利用者を対象に選定した2004年度の主要海外知識財産権ニュースとしては、「韓・日間PDP国際特許紛争への全面的突入」、「三星－ソニー間の2万個余りの特許共有」及び「東京地方法廷の職務発明の褒賞金2000億ウォン至急判決」などがある。

2. 国内の知識財産権ニュースの海外伝播

国内の知識財産に関する政策に対する広報及び外国人の便宜の為、英文年報などの冊子発刊、動画像製作及び英文ホームページを運営している。また、各種庁長会議及び英文報道資料及び結果報告書の配布を通じ、海外に広く広報している。

まず、2004年度には毎年発刊されてきた英文年報と共に、より簡単に知識財産権に対する我が庁の設立から組織のビジョン及び目標、知識財産権政策などを広報する為に、動画で広報するものを制作し、利用している。

英文ホームページには英文で各種条約及び法令と我が庁の知識財産政策を紹介しており、知識財産に関するFAQコーナー及び質疑・応答コーナーを運営し、2004年度に我が庁の知識財産権制度及び政策に対する150件余りの英文質疑に返答をした。

また、訪問者の便宜の為、検索システムを導入し、知識財産権の英文ニュースを毎

週4件以上ずつ特許庁ニュース及び知識財産権関連のニュースコーナーに掲載し、庁長の挨拶及び講演資料などを持続的にアップデートした結果、2004年度には計57,000名余りが我が庁のホームページを訪問した。

第3節 海外進出企業の知識財産権保護

産業財産政策局 国際協力課 行政事務官 ジョン・ドンヒョック

1. 海外知識財産権保護の必要性

世界経済が世界貿易機構（WTO）体制に再編され、商品及びサービスに続いて知識財産権が主要な交易要素として位置づけられつつある。米国、ヨーロッパ、日本などの先進国は知識財産権を貿易と連携させ、海外投資指針として活用し、知識財産権の侵害がひどい国では通商圧力を行使することで自国企業の国際競争力及び企業利益を極大化している。過去我が国も例外ではなかった為、それら先進国から知識財産権の侵害と関連のある多くの通商圧力を受け、知識財産権の侵害国家という汚名を被りもした。

しかし、最近では我が企業の技術力が高くなるにつれ、中国などの開発途上国から我が企業の知識財産権の侵害事例が急激に増加しており、企業の国際競争力確保に障害要因として作用している。特に中小企業の場合、海外で知識財産権の侵害が発生する場合、知識財産権専門人力の不足と訴訟時の多くの費用を充当できない為、解決策を講じることなしに侵害を受けているのが実情である。

したがって、海外にある我が国の企業の国際的な信頼と製品に対する評判維持及び販売収益率の確保など、国際競争力向上の側面において海外での我が企業の知識財産権保護は重要な問題として現れつつある。

2. 海外知識財産権の侵害状況

海外に進出した我が企業の知識財産権の侵害事例が増加している理由は、それまでの間我が企業の技術水準が引き続き向上され、それにより、企業と商品に対する国際的イメージが高くなった結果と言える。我が企業の商品を模倣し、商品化する時に得られる不法的な利益の大きさがそれだけ大きくなったのである。

最近5年間（2000～2004）特許庁の実体調査により把握された海外の我が企業の知識財産権の被害件数は182件で、侵害事例を地域別に分けると、中国などアジア地域が全体の侵害件数の54.5%以上を占めており、最近には開発途上国で製造された模造品が米国、ヨーロッパなどの先進国に輸出され、流通される事例も報告されている。

＜表 VII-1-3＞ 地域別被侵害現状（2000～2004）

地域別	アジア	アフリカ	北米 オセアニア	中南米	ヨーロ ッパ	その他	計
件数	61	16	11	5	29	10	132

その中でも特に商標権に対する侵害が半分以上を占めており、会社のイメージや商品の品質、出所などを表示する商標権の保護管理に苦勞をしていることを間接的に示している。

＜表 VII-1-4＞ 権利別被侵害現状（2000～2004）

権利別	特許・実用新案	意匠	商標	その他	計
件数	48	14	86	10	158

* その他は営業秘密とドメインネーム、財産的な価値のある**無體財産**及びライセンス関連内容を含む

* 1件当たりの商標、デザインなどを同時に侵害した場合は複数で計算

海外知識財産権の侵害を受けた事例を調べてみると、62%が登録された権利に対する侵害であり、現地人の無断先出願登録及び未登録権利に対する模造品流通による被害が25%を占めている。このような数値から、知識財産に対する出願・登録を怠った場合、その侵害の頻度が大きくなると予想できる。

＜表 VII-1-5＞ 類型別被侵害現状（2000～2004）

類型別	現地人の無断先出願・登録（類似包含）	登録された権利に対する模造品（類似商標の付着など）の流出	未登録された権利に対する模造品の流通	その他	計
件数	20	82	17	13	132

* その他はドメインネーム、ライセンス及び告訴された場合を含む

しかし、上で把握された数値にもかかわらず、実際には企業の内部情報という理由から実体調査で明らかになっていない事例がより多いものと分析されており、問題の深刻性を表している。

3. 「海外知識財産権保護センター」の運営

特許庁では我が企業が知識財産権と関連し、海外で抱えている問題に対する相談、法律諮問及び通商交渉を通じた外交的支援などを提供する為、'97年から「海外知識財産権保護センター」を設置・運営している。

同センターの機能は海外での知識財産権の侵害事件に対する通報の受付または実体調査により把握された問題に対し、各種資料の提供及び弁理士、弁護士、教授などで構成された法律諮問団を通じて専門的な相談を支援する。

海外知識財産権保護センターに受け付けられた侵害事例の中、(株) ウンソンディベロップメントの場合、まつ毛の形を整える道具である‘アイカール’の模倣品が米国、日本などで収入・流通されることにより、関係部署の協調を得て両者間の貿易実務会談などで該当国に同事案の調査を要請した。また、諮問法律団を活用した無料法律諮問、各種資料などを提供した。

(株) ドンヤン製菓の「チョコパイ」商標紛争の場合、関係部署の協調を得て特許庁長名義の協調要請の書信を伝達するなどの対応措置を通し、ベトナム企業の商標登録の無効審判に対し、原告敗訴の判決を受けたことにより、商標権を維持した。

(株) 韓国人参公社の「ジョンゲンジャン」商標紛争の場合、中国系企業による商標の無断先登録に対し、中国工商行政管理総局の商標評審委員会から2001年10月に

勝訴判決を受け、既に商標権を回収し、再出願して商標権を登録した状態である。

また、靴クリームを生産業者である（株）マルピョ産業が同社の商標である「MALPYO」と関連し、ベトナムにおける商標権紛争（先登録商標取り消しの審判）で2003年3月勝訴判決を受け、商標権を回収した。

しかし、建物の外装材のプラスチックパネルを生産・輸出する（株）デミヨン産業の中国における商標権侵害事件の場合、2002年から今年の上半期まで商標高位級会談と現地にある我が国の公館の協力により、関係機関の訪問、経緯調査などを通じ、積極的に対応してきたが、同企業が短期的な収益のみに執着し、訴訟などの手続きの進行時期を逃がし、この事例が対応に失敗した事例と言える。

この他にも通報・受付された紛争事件の事案別に両者間貿易実務会談、経済共同委員会などを通じ、これに対する具体的な資料を提示し、該当国の関係当国の協調を要請している。

海外で我々の知識財産権を保護する問題は侵害が外国で発生するといった特殊な事情により、国内でより保護に苦勞をするのが事実である。外国の知識財産権制度及び現地情報の獲得が円滑でなく、それにより権利保護に費用を多く必要とする為である。

特許庁はこのような企業の負担を減らす為、「海外知識財産権保護の説明会」を開催し、情報に飢えている企業に情報を提供した。2004年度に、計3回にわたる説明会を開催したが、これからもそのような機会を更に拡大していく予定である。また、海外知識財産権紛争の効果的な事前予防の為、広報冊子とブローシャなどの事業を継続して推進していく計画であり、特許庁長会談時に現地の進出業者との歓談会などを通じ

て知識財産権保護の必要性及び対処要領などに対し、積極的な指導及び広報を行う予定である。

第2章 Global特許情報ネットワークの強化

第1節 情報化分野の国際役割増大及び多者協力の拡大

1. 特許ネット技術移転の為の多者協力の推進

情報企画官室 情報企画担当官室 電算事務官 李ビョンヨップ

イ. 必要性

今日世界各国の特許庁は急増する特許出願を効率的に処理し、出願人の便宜を図る為に、特許分野の電子政府の実現に努力している。特に、三大特許庁と言われる米国、日本及びヨーロッパの特許庁は自国特許行政の情報化のみならず、‘世界特許システム’を開発し、開発途上国を含む全世界の特許庁に普及しようとする計画を推進しているなど、特許行政の情報化分野で技術標準の国際的主導権を確保し、多者次元の支持基盤の確保及び開発途上国との戦略的同伴者関係を形成することで、国際社会で国益優先の多者関係形成の為の基盤を構築し、それと同時に民間S I企業の海外市場進出を支援するというところにその意義がある。

ロ. 推進経過及び成果

我が特許庁が開発・運営している電子政府システムの特許ネットシステムが、三大特許庁を含む世界各国特許庁のベンチマーキングの対象となるだけでなく、APECで地域内の開発途上国における特許庁に対する情報化協力事業の担当者に我が特許庁を選定したことに続き、知識財産権分野の国際規範の定立及び国際協力を担当している世界的財産権機構WIPOがPCT国際出願の電子的処理の為のシステム開発及び普及事業のパートナーとして韓国特許庁を選択するなど、我が特許庁の電子政府システムが世界の人々の注目を浴びている。APECは世界で初めてインターネットを通じた電子出願機能を実現した韓国特許庁の特許行政情報化水準を高く評価し、2002年度開発途上国の特許行政技術協力事業の主パートナーとして韓国を万丈一致で選定し、韓国特許庁に特別基金の提供を決定した。このようにして整備したAPEC特別基金を使用し、韓国特許庁はタイ、ペルー、パプア・ニューギニア、フィリピン及びベトナム特許庁に対し、情報化コンサルティングを成功裏に遂行し、APEC地域内の会員国から高い評価と共に特許行政の情報化分野でも先導的な国として浮上した。また、情報技術強国と言われるインドの特許庁でも我が特許庁に特許行政の情報化コンサルティングを要請し、今年の6月末韓国特許庁の専門家がインド特許庁を訪問し、情報化コンサルティングを実施した。それと同時にインド特許庁の専門家グループが韓国特許庁を訪問し、特許ネットシステムを直接見学し、特許ネットシステム開発及び運営に関する技術諮問を受ける予定である。’05年からWIPOの要請により、国際出願を受付できる国際出願情報システム（PCT-ROAD:PCT-Receiving Office Administration）の共同開発を完了し、イスラエル、エジプト、ベトナム、フィリピンなど、世界の特許庁にそれを普及させた。そのシステムは電子的に出願されたPCT国際出願を受け付け、処理するが、必要な核心事務処理機能が整備されたシステムでPCT電子出願の受付、書誌の生成、出願文書の出力、照会、修理官庁用原本及び記録原本生成などの機能を一つのパッケージとし

て構成し、そのシステムを設置するだけで、すぐにPCT国際出願の電子的処理が可能なシステムである。PCT-ROAD事業の成功を元に'05年度にWIPOと新しい共同事業を推進している。それはデジタルの形で知識財産権の教育コンテンツをWIPOと共同開発し、全世界の特許庁に普及する事業である。知識財産パノラマ（Intellectual Property Panorama）と言われるこのコンテンツは特許情報、技術取引、M&A、電子商取引、特許紛争など、計10の分野にわたった知識財産権の関連教育資料はアニメーション技法を活用してわかりやすく構成したもので、'05年末に開発を完了し、2006年度から全世界の特許庁に普及する予定である。

ハ. 今後の計画

韓国特許庁の情報化水準に対するAPEC、WIPOなどの国際機構はもちろん、海外特許庁からの好評の結果、スペイン特許庁、フランス特許庁など、先進特許庁も自国の基金を提供してまで我が特許庁との情報化共同協力事業の意思を打診し、ヨーロッパ特許庁の場合、自国システム（EPTOSシステム）とPCT-ROADシステムとの統合による世界特許システム構築を提案する等、これまでの三大特許庁主導で行われてきていた特許行政の情報化国際協力に変化が起こっている。すなわち、我が特許庁が情報化システムと知識財産権関連のデジタルコンテンツの普及などをWIPOとの協力及びAPEC特別基金の確保などを通じ、主導的に遂行することで、特許行政の情報化分野で韓国特許庁の役割が強化されつつあり、特許行政の情報化と関連し、世界標準の制・改正においても我々が皆を引っ張っていける与件が造成されつつある。また、そのような事業を通じ、我々の標準及び技術がWIPOシステム及びそれを導入した各国のシステムに自然に採択されるようにすることで、情報化の世界標準の定立で我々の役割を更に強化していく予定である。そのような計画をきちんと遂行し、我が特許庁が三大特許庁と

並んで知識財産権分野の国際規範及び情報化の世界標準定立を先導していく先導特許庁 (leading office) となろうと努力している。

2. 主要国の特許庁と情報化協力の強化

情報企画官室 情報企画担当官室 機械事務官 金イルギユ

イ. 必要性

現在知識財産の情報化分野は「世界特許システムの構築」という大きな目標を持って各国間の審査情報の相互活用とそれの為のシステム標準の制・改正業務が中心となっている。それを実現する為、米国、ヨーロッパ、日本など三極は「三極特許庁の技術会議」などを通じ、三極国間の審査情報公開システム構築の為の論議を続けており、WIPOでは今後統一化された情報化システムを構築する為のWIPO標準制・改正論議を活発に行っている。

そのような情報化分野の国際的発展方向を注視し、更には我が庁がグローバル特許情報化を先導する為には主要国との情報化協力の強化は必需的と言える。情報化の発展方向を実質的に左右する三大国家との協力強化を通じ、情報化戦略及び情報技術を相互交換し、情報化の主要イシューに対し、我が庁の立場を積極的に堅持する必要性があり、その他中位圏にある特許庁との協力強化を通じ、今後国際舞台で我が庁が主導できるよう、基盤を整備していくべきである。

ロ. 推進経過及び成果

1) 韓・中・日三カ国の特許庁間の情報化分野の協力強化

韓・中・日の三カ国は2004年10月大田で第2次三カ国情報化専門家グループ会議を開催した。その会議を通じ、三カ国は各庁の自動化システム状況及び開発計画に関する情報を交換し、審査情報の公開システム構築に関して議論し、特許情報の実用拡散に関し、相互協力することに合意した。また、三カ国のホームページが構築されたので、今後それを利用し、三カ国間の協力事業を推進していくと同時に主要国際的イシューの事項に対して議論し、共同で対応することで合意に至った。そのような努力はグローバル特許庁時代において東北アジア地域の特許庁間の実質的な協力の枠を整備したという点で重要な意義をもつと言える。

2) 韓・日特許庁間の情報化協力の強化

韓・日の両特許庁は2004年9月に大田で開催された第7次韓・日情報化の専門化会議で両庁間の情報化状況に対する情報交換、韓英及び日英の自動翻訳システム構築関連協議、両庁間の検索データベースの相互公館などを議論した。また、審査情報公開システムに関する論議として向上されたAIPN (Advanced Industrial Property Network) サービスに対する日本側からの紹介があった。またSOAPインターフェースを基盤とする審査情報公開システムの構築に関して議論した。

このような韓・日間の情報化協力を通じ、我が庁は優先権書類をオンラインで交換し、出願人の便宜を図り、両庁間の検索データを定期的に交換し、審査官の先行技術検索の正確度を高めており、相互優秀な情報技術に対するベンチマーキングを通じ、システム開発の効率性を高めている。

3) 韓・ヨーロッパ特許庁間の情報化協力の強化

韓・ヨーロッパの両特許庁は2004年11月に大田で韓・ヨーロッパ間の情報化専門家

会議を開催した。同会議で両庁は検索データの相互交換、優先権証明書類の電子的交換の推進、EPO内の韓国特許情報におけるヘルプデスクの準備、特許情報行事関する両者の協力関係構築などを合意した。同会議を通じ、両特許庁は特許データ、自動化、特許情報などの知識財産権の全分野にわたり、相互重要な協力パートナーとして認識を共有し、今後ヨーロッパ地域に韓国特許情報を普及できる背景を整備した。

ハ. 今後の計画

<表 VII-2-1> 主要国特許庁との今後の計画

区分	日程 (2005年)	主要論議課題
韓/オーストラリア	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 優先権書類の電子的交換を推進する予定 ○ 特許情報の相互活用及び拡散
韓/JPO	7月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審査情報公開システムの構築を論議 ○ 知財権主要 이슈への共同対応
韓/EPO	10月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 検索データの交換 ○ EPOにKRヘルプデスクを設置
韓/中国	10月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 韓・中電算専門家会議の開催 ○ 優先権証明書類の電子的交換の実施準備
韓/中/日	10月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 韓・中・日三国間の情報化戦略及び技術の共有

3. 知識財産権の情報化技術標準の制定参加

情報企画官室 情報企画担当官室 機械事務官 李ビョンジェ

イ. 必要性

知識財産権行政の情報化と審査負担を軽減させる為には情報化基盤の構築が必要となり、システム間の互換性を確保の為、WIPO技術標準の制度改革が活発に行われている。また、標準の変更は既存の情報システムに大きな影響を与えるほど、国家間の技術標準の主導権競争がより深化されている。

我が庁は先進地的財産権の情報化システムである特許ネットシステムの開発、運営経験を元に情報化標準会議（SDWG）活動を通じたWIPO標準の制・改正に能動的に参加すると同時に3極及び主要国の特許庁との両者協力を通じ、知識財産権の情報化国際標準の制・改正活動を強化し、特許ネットシステムの互換性及び安全性を確保しようとしている。

ロ. 推進経過及び成果

情報化分野WIPO情報化分野の国際標準化活動は情報化標準会議（SDWG）という論議の場が設けられており、その傘下に多数のタスクフォース（Taskforce）が組織され、年間e-forumを通じ、タスクリーダーの提案で、タスクメンバー間の論議を経て標準案の初案が作成できる。実質的な標準作業はタスクフォースを通じて行われ、SDWG会議では形式的な検討後、承認の手続きを経ることになる。したがって、我が国は主要タスクフォースに参加し、標準論議動向を持続的にモニタリングするだけでなく、我が国の意見を積極的に開陳しており、特に商標標準のタスクリーダーを任せ、商標分

野の標準作業を主導している。

1) 2004年情報化標準会議 (SDWG) の活動

我が庁はSDWG傘下「優先権証明書類の電子的交換」など5つの主要特許分野タスクフォース (Taskforce) に参加・活動している。特に標準制定作業が完成段階に至っている特許分野とは異なり、標準制定作業が始まったばかりの商標分野の最も重要で広範囲な標準制定業務を任された「商標標準タスクフォース」のリーダーとなり、商標標準の制定作業を主導している。また、このような活動を通し、我が国の標準を防御し、三極など主要国の標準動向をモニターリングする効果を得ている。

標準制定作業は一般的にタスクリーダーの主導で行われる。具体的にみると、まずSDWG会議で特定分野に対する標準制定の必要性を提案し、同意が得られれば、既存のタスクフォースにこの任務を遂行させるか、或いは支援国家に次期会議まで同標準制定作業を遂行する「事業計画書 (Project Brief)」を提出させている。事業計画書の内容がSDWG会議で承認されれば、そのタスクフォースは委任された範囲の標準作業をタスクフォースを通じ、遂行することになる。

タスクリーダーはe-forumを通し、標準案制定作業の為の全体日程を提案し、タスクメンバーとの協議を経て最終作業日程を確定する。決められた作業日程に従い、会員国の自動化状況把握の為のアンケート初案をe-forumに提示し、メンバーの検討意見に基づいてその内容を修正して最終的なアンケートを完成する。これは国際事務局に移管され、3ヶ国語に翻訳されWIPO会員国に配布される。その後、取りまとめられた会員国のアンケート結果を分析し、標準初案を作成する。これをe-forumに上程し、タスクメンバーの検討を経て標準最終案を作成する。この標準案を次期SDWG会議に上程し、同意が得られれば標準として公表される。

SDWG会議の際、タスクリーダーは標準制定作業に対する経過報告及び会員国の要求

及び質疑事項に答弁し、同期間に開催されるタスクフォース会議を主催する。この会議ではe-forumを通して提示された主要イシューに対して討論し、その結果を会議録として作成し、国際事務局に提出する。

- ー 現在、商標標準タスクフォースのリーダーを任されている我が国は会員国の自動化状況把握の為のアンケートをe-forum及びタスクフォース会議を通して確定した。

2) 韓・WIPOマドリード (Madrid) 電算化分野の協議

韓・WIPO間のテスト用資料交換及び電子文書交換に関する合意文の締結でマドリードシステムの開通時、WIPOとマドリード議定書上の商標の国際出願を電子的に交換する予定である。また、マドリードシステムの開通後、マドリード電算システム (MECA) 使用者会議に参加し、我が国の立場及び要求事項を積極的にアピールしていく方針である。

3) 韓・WIPO間のPCT電算化分野の協議

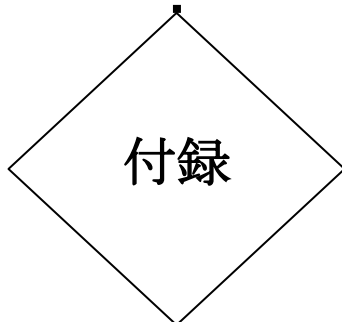
WIPOとPCT分野の情報化協力を通し、PCT明細書作成器 (PCT-SAFE-Editor) にハンゲル明細書作成機能を追加する為の共同テストを行い、優先権証明書類などをオンラインで交換しており、PCT出願書式に我が国の標準を提案し、PCT標準として採択されるように推進している。また、我が国がWIPOとオンライン文書交換を先導的に推進し、その基盤が標準として採択されるよう、関連PCT施行規則の改正作業に積極的に参加している。

ハ. 今後の計画

我が庁は持続的なSDWG活動を通し、商標標準の制定作業をリードすると同時に、特許ネットシステムの柔軟性及び互換性の確保の為、PCT標準改正作業に積極的に参加する計画である。

<表 VII-2-2> 情報化技術標準のための今後の計画

日時 (2005年)	推 進 内 容
1月	○ 6つのTaskforceの追加参加
2月 - 6月	○ 商標標準アンケートの協議及び確定
7月	○ WIPO 会員国にアンケート用紙を配布
9月	○ 第6次SDWG会議に参加 ○ 第9次MECA使用者会議に参加



付録

1. 歴代庁長
2. 機構の定員・予算現況
3. 2004年度知識財産政策主要日誌
4. 2004年主要報道内容及び庁長広報活動

【付録】

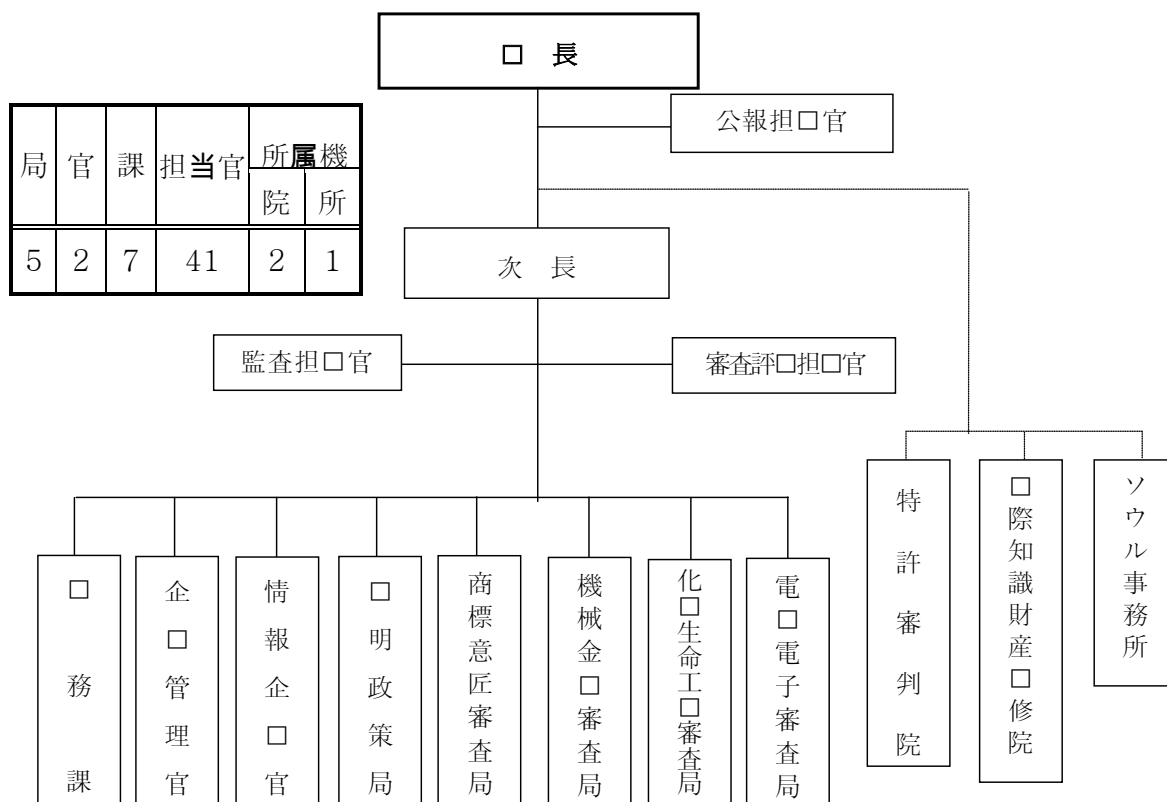
1. 歴代庁長

歴代	姓名(漢字)	在任期間	任命前 直前経歴
初代	ベ・サンウック (裴相穢)	'77.03.12～'77.12.22	業団地管理庁長
2代	アン・ヨン Chol (安永哲)	'77.12.23～'78.12.29	許庁次長
3代	イ・サンソプ (李相燮)	'78.12.30～'82.12.17	商工部重工業次官補
4代	ホン・ソンザ (洪性佐)	'82.12.28～'85.10.18	商工部第1次官補
5代	チャ・スミョン (車秀明)	'85.10.19～'88.03.04	商工部第1次官補
6代	パク・ホンシク (朴洪植)	'88.03.05～'90.03.19	特許庁次長
7代	キム・ Cholス (金喆壽)	'90.03.20～'91.09.18	商工部第1次官補
8代	キム・テジュン (金泰俊)	'91.09.20～'93.03.03	商工部第2次官報
9代	アン・グァング (安光谷)	'93.03.04～'95.12.25	商工部第2次官報
10代	ジェン・ヘジュウ (鄭海澗)	'95.12.26～'96.12.23	通商産業部次官補
11代	ハン・ドクス (韓惠洙)	'96.12.24～'97.03.06	通商産業部通商貿易室長
12代	チェ・ホンゴン (崔弘建)	'97.03.07～'98.03.08	通商産業部企画管理室長
13代	キム・スドン (金守東)	'98.03.09～'99.05.25	特許庁次長
14代	オ・ガンヒョン (吳剛鉉)	'99.05.26～'00.08.10	産業資源部次官補
15代	イン・ネギユウ (林來圭)	'00.08.11～'02.02.04	特許庁次長
16代	キム・クワンリン (金光琳)	'02.02.05～'03.03.02	国会予決委首席専門委員
17代	ハ・ドンマン (河東萬)	'03.03.03～'04.09.02	国務調整室経済調整官
18代	キム・ジョンガブ (金鍾甲)	'04.09.03～	産業資源部次官補

2. 機構・定員・予算現状

イ. 機構

(2004. 12. 31 基準)



ロ. 定員

(2004. 12. 31 基準)

区分	庁長	次長	院長	2級	2・3級	3級	3・4級	4級	4・5級	5級	6級	7級	技能職	計
本庁	1	1	-	-	6	1	13	36	107	680	114	54	81	1,094
所属機関	-	-	1	1	13	-	1	33	4	25	24	17	28	147
計	1	1	1	1	19	1	14	69	111	705	138	71	109	1,241

ハ. 予算現況

1) 歳入

(単位：百万ウォン)

区 分	2004 予算	2005 予算	増減	
				%
○財貨および用役販売収入	176,517	190,397	13,880	7.9
○前年度移越金	2,978	4,291	1,313	44.1
○その他収入	5,576	30,332	24,756	444.0
合 計	185,071	225,020	39,949	21.6

2) 歳出

(単位：百万ウォン)

区 分	2004 予算	2005 予算	増減	
				%
□ 主要事業費	102,791	108,721	5,930	5.8
○審査処理業務の効率性向上	18,490	19,029	539	2.9
○産業財産権の効率的な管理	7,842	9,495	1,653	21.1
○知識財産の創出拡大	23,194	25,085	1,891	8.2
○産業財産権行政の情報化	46,168	47,200	1,032	2.2
○その他(法定負担金など)	7,097	7,912	815	11.5
□ 基本事業費	13,158	13,492	317	2.4
□ 人件費	50,463	58,769	8,323	16.5
※純歳出規模 (予備費・財特預託除外)	166,412	180,982	14,570	8.8
□ 予備費	3,659	6,038	2,379	65.0
□ 財特会計預託金	15,000	38,000	23,000	153.3
合 計	185,071	225,020	39,949	21.6

3. 2004年度知識財産政策主要日誌

1月

- 1. 7 特許実務研究会「日本特許庁の BM 特許審査事例研究」開催
- 1. 8 「生命工学分野特許審査基準」2次改正内容配布
- 1.12 商品解説インターネットサービス実施
- 1.12 商標異議決定処理期間の短縮方法の施行
- 1.15 100大優秀特許製品の授賞式
- 1.16 ‘04年度特許・実用新案分野の法令改正に対する需要調査
- 1.16 発明会の新年祝い会（韓国知識財産センター）
- 1.16~17 全国学生創造力オリンピック開催
- 1.20 不正競争防止法の制定公布

2月

- 2.10 商標法、意匠法施行令及び施行規則及び審査基準改正の需要調査
- 2.11~13 ASEM 知財権セミナー参加
- 2.13 知識財産教育センター着工式
- 2.16 特許手数料など徴収規則改正、説明資料発刊
- 2.17~18 審判の争点事項及び関連判例などに対する資料調査研究発表会の開催
- 2.19 デジタル TV 特許研究会開催
- 2.20 弁理士実務修習
- 2.23~3.5 ベトナムの APEC ISP の技術コンサルティングを実施（ハノイ）
- 2.24 フラッシュメモリ技術動向及び展望に関するセミナー開催
- 2.24 代理人制度改善のための集中会議開催
- 2.24 先行技術専門調査機関選定委員会開催
- 2.26~27 韓日商標審査官会議開催
- 2.26 産業財産権紛争調停委員会開催

3月

- 3.2 個人情報保護強化のための登録原簿の住民登録番号公開制限を検討
- 3.2~4 WIPO アジア・太平洋地域商標等表示の保護効果及び国際的保護体系に関するワークショップへ参加
- 3.4 PDP の理解と最新技術動向に関するセミナー開催
- 3.10 特許（登録）証の再交付プロセスシステムの改善
- 3.12 知財権侵害関連関係部署対策会議へ参加
- 3.12 発明政策局特許行政革新ワークショップ開催
- 3.15 特許技術事業化協議会開催
- 3.16 ‘04 年度第 1 四半期特許技術賞選定協議会の開催
- 3.17 特許行政革新ワークショップ開催
- 3.17 電気電子審査局革新ワークショップ開催
- 3.23 特許行政革新ワークショップ開催
- 3.24 実用新案制度の改善関連アンケート調査書を発送
- 3.25 オンライン上の BM 特許保護法に関するセミナー開催
- 3.26 ‘04 年度第 1 四半期特許技術賞授賞式開催
- 3.26 製薬分野知財権説明会開催
- 3.26 職務発明補償制度の改善討論会
- 3.29~4.2 マドリッド審査官の WIPO 派遣教育及びマドリッドシステム関連セミナーへ参加
- 3.30 2004 年度地域特産品に関する商標・意匠権利化支援教育計画樹立・施行

4月

- 4.1 江陵地域知識センター開所式
- 4.2 第 5 回半導体配置設計公募展の出品作募集公告
- 4.6 2004 意匠審査資料 DB 構築事業に対する技術評価委員会開催
- 4.7 実用新案先登録制度に関する懇談会開催
- 4.9 マドリッド議定書施行 1 周年記念セミナー開催
- 4.14 女性発明優秀事例選定委員会開催
- 4.16 知財権保護政策実務者協議会へ参加
- 4.19 意匠審査基準整備関連外国資料の翻訳文発刊・配布
- 4.19~23 第 24 回 WIPO NICE 同盟実務会議へ参加
- 4.20 第 18 次 APEC/IPEG（知財権専門家グループ）会議へ参加

- 4.22 物質特許関連学術研究発注事業の事業者選定評価委員会開催
- 4.26~30 第12次WIPO商標法等常設委員会（SCT）定期会議へ参加
- 4.29 中小企業対象の小型モータ最近動向と技術革新セミナー開催
- 4.30 業種団体別特許技術協議会開催

5月

- 5.1 判例調査研究報告書に関する運営規定の制定（特許審判院訓令第7号）
- 5.1~5 第126次国際商標協会（INTA）の定期会議へ参加
- 5.6 ユビコム技術とアプリケーションに関する技術セミナー開催
- 5.10 第5次日韓共同先行技術調査事業のための日本審査官訪韓
- 5.11 実用新案先登録制度改善のための審査官討論会開催
- 5.12 第97回水曜アカデミー開催
- 5.12~14 大韓民国特許技術移転博覧会開催
- 5.13 特許文書韓英自動翻訳システム構築の業務協定調印式
- 5.13~14 WIPO 主管ヘイグ協定のジュネーブ法関連国際セミナーへ参加
- 5.17 意匠法改正案の国務会議上程
- 5.17 IT分野知識財産権説明会開催（韓国知識財産センター）
- 5.19 第39回発明の日行事の開催
- 5.21 金融部門BM特許説明会開催（全国銀行連合会館）
- 5.21 審判合議体の審判官指定に関する規定の制定（特許審判院訓令第8号）
- 5.21 「発明の月」記念発明特許家族体育大会開催
- 5.27 生物多様性保全のための伝統知識関連国際会議へ参加
- 5.28~30 大学生発明品展示会開催
- 5.31 政府業務評価「審査・審判評価小委員会」課題説明会開催

6月

- 6.2 審決され重要審判事件に関する報告指針の制定（特許審判院例規第4号）
- 6.2 5人審判合議体の運営に関する規定の制定（特許審判院例規第5号）
- 6.2 韓・中商標分野局長級及び実務者級会議開催
- 6.2 電気電子分野審査・審判官合同会議開催
- 6.2~5 5人審判合議体の運営に関する規定の制定（特許審判院例規第5号）
- 6.2~16 職務発明補償制度に関する運営実態調査

- 6. 4 PCT 品質向上推進団第 1 次会議開催
- 6. 7 登録関連発送通知文の改善検討
- 6. 8 特許投資組合関係機関会議開催
- 6. 9 第 98 回水曜アカデミー開催
- 6.11 ‘04 年度第 2 四半期特許技術賞選定協議会開催
- 6.14 日本バイオ関連技術の特許保護及び事業化現状調査
- 6.16 企業隘路調停審議会実務会議開催
- 6.18 第 25 次通信特許研究会開催
- 6.18 職務発明コンテスト及びフォーラム開催
- 6.21 国際商標審査関連各種通知書式の改正・追加及び法令集の修正本発刊
- 6.22 審査・審判官合同会議開催
- 6.23 第 41 回特許実務研究会開催
- 6.23 審判官評価に関する指針の制定（特許審判院例規第 6 号）
- 6.24 意匠審査資料の DB 構築事業実務者ワークショップ開催

7 月

- 7.1 技術評価訂正公告依頼及び確定登録依頼の自動化施行
- 7. 1 審決文簡素化に関する指針の制定（特許審判院例規第 7 号）
- 7. 2 バイオチップの最近技術動向に関するセミナー開催
- 7. 2 ‘04 年度第 2 四半期特許技術賞授賞式開催
- 7. 5 特許技術常設市場技術移転セミナー開催
- 7. 6 特許法院長等との懇談会開催
- 7. 8 特許庁・韓国生命工学研究院（KRIBB）間の業務協定調印式開催
- 7. 9 ‘04 年度政府業務評価の自体評価小委員会開催
- 7.14 政府革新国際博覧会展示会へ参加
- 7.15 新規審査官の特許法院特許訴訟進行過程見学
- 7.16 ‘04 年上半期 100 大優秀特許製品選定・発表
- 7.19 DVD 特許プール分析事業中間発表会開催
- 7.19 英文特許（登録）証発給計画及び改訂書式の用意
- 7.21 第 42 回特許実務研究会開催
- 7.21 第 17 回大韓民国学生発明展示会開館式及び授賞式
- 7.22 特許投資組合（2 号）結成総会の開催
- 7.26 中国特許庁（SIPO）代表団訪問関連の韓中特実制度専門家会議開催

8月

- 8.9 意匠異議決定文集（Know-how集）の発刊・配布
- 8.10 高輝度半導体の発効素子技術セミナー開催
- 8.11~12 第42回弁理士2次試験の施行
- 8.16 商標意義決定文作成方法の改善
- 8.16 英文特許（登録）証の発給のための改訂書式確定
- 8.20 2004年全国学生発明想像画及びキャラクター描画大会開催
- 8.21 第43回特許実務研究会開催
- 8.23 2004年度商標・意匠審査基準改正のための意見収斂実施
- 8.23~25 第3回全国大学発明クラブコンテスト開催
- 8.24 技術説明会の運営に関する規定の制定（特許審判院訓令第9号）
- 8.26 ‘04年ど第1四半期特許技術賞授賞式開催
- 8.31 審判部の設置・運営に関する規定の制定（特許審判院訓令第10号）

9月

- 9.3 半導体記憶素子技術セミナー開催
- 9.16 政府業務評価自体評価小委員会開催
- 9.16 第7次日韓電算専門家会議の開催結果報告
- 9.17 ‘04年度第3四半期特許技術賞対象者選定委員会開催
- 9.20 第2次韓中先行技術調査事業施行
- 9.20 女性発明アイデア公募大会開催
- 9.21 意匠審査システムの利用者マニュアル製作
- 9.21 タイプフェースの審査参照資料の体系化に関する研究発注
- 9.22 IT分野知識財産権説明会開催
- 9.23 実用新案先登録制度の公聴会開催
- 9.30 拒絶決定不服審判請求関連手数料算定基準の制定（特許審判院例規第11号）

10月

- 10.2~9 マドリッド国際商標登録システムに関するセミナーへ参加

- 10. 3 特許網・行政網単一化作業の完了及びサービス開始
- 10. 3 ホームページ再構築事業による改編ホームページの開通
- 10. 4 国際特許研修部内 STN 情報検索課程の新設
- 10. 7 ユビキタス研究会技術セミナー開催
- 10. 8 ‘04 年度第 3 四半期特許技術賞授賞式開催
- 10.11 知識財産権教育諮問委員会の構成
- 10.11~13 ‘04WIPO アジア・太平洋地域セミナー
- 10.12 次世代半導体設計技術関連セミナー開催
- 10.13 革新課題発掘のための弁理士との懇談会開催
- 10.17 国際特許研修部の特許庁還元準備 T/F 会議開催
- 10.18 意匠タイプフェース関連専門家ワークショップ開催
- 10.18 マドリッド国際商標出願審査ガイド翻訳の発刊・配布
- 10.19 特許情報カンファランス開催
- 10.19 2004 発明評価機関セミナー開催
- 10.22 デジタル TV 特許研究会開催
- 10.25~29 WIPO 商標法など常設委員会 (SCT) へ参加
- 10.27 特許・実用新案法改正諮問委員会開催
- 10.28 イーマーケットプレイスサービスの開始
- 10.30 電気電子分野審査官・弁理士懇談会開催

11 月

- 11. 1 WIPO 政府間委員会第 7 次会议へ参加
- 11. 1 中国特許庁特許審査支援センター代表団との会議開催
- 11. 3 第 100 回水曜アカデミー開催
- 11. 4 機械金属局ジュニアボード会議開催
- 11.5~6 AP-SoC 2004 及び第 5 回半導体配置設計公募展授賞式
- 11.9~10 第 4 次日韓意匠審査官会議開催
- 11.11 第 2 次意匠審査資料 DB 構築事業ワークショップ開催
- 11.11 先行技術検索大会開催
- 11.12 ヨーロッパ共同体商標制度説明会開催
- 11.12 電計放出素子 (FED) の最新技術動向セミナー開催
- 11.17 DVD 特許プール分析事業の結果発表会開催
- 11.19 商標・意匠制度中長期発展方向に対するワークショップ開催
- 11.19 韓・EPO 情報化専門家会議の開催結果

- 11.20 「判例を通じて見た化学関連分野の特許理論と実際」 発刊及び配布
- 11.24 ロカルノ分類と韓国分類の対照表の発刊
- 11.24 第 101 回水曜アカデミー開催

12 月

- 12. 6 意匠物品分類指針書発刊
- 12. 7 半導体設計財産保護・流通基盤造成事業の評価委員会開催
- 12. 8~10 2004PM 及び新技術動向調査発表会開催
- 12.10 審判官面談に関する指針の制定（特許審判院例規第 12 号）
- 12.10~14 2004 特許技術大展及びソウル国際発明展開催
- 12.12~19 「韓ードイツ、韓ースペイン商標・意匠分野専門家会議へ参加」
- 12.13 半導体分野の中小企業対象特許説明会の開催
- 12.14 意匠審査マニュアル発刊
- 12.14 ホームゲートウェイプロトコル分野の最新技術動向セミナー
- 12.14 商標・意匠制度改善研究会、セミナー及び懇談会開催
- 12.15 植物特許研究会の研究成果物資料集発刊及び配布
- 12.15 国家科学技術委員会運営委員会へ参加
- 12.15 第 102 回水曜アカデミー開催
- 12.16 カーボンナノチューブの最新技術動向セミナー
- 12.17 '04 年度第 4 四半期特許技術賞授賞式開催
- 12.17 機械金属局審査ノウハウ集コンテスト開催
- 12.18 弁理士 2 次試験合格者発表
- 12.20 商標・意匠審査事務取扱い規程（特許庁訓令第 382 号）の制定
- 12.20 商標・意匠法の改正による広報及び説明会開催
- 12.20~24 韓一中意匠分野専門家会議へ参加
- 12.21 国家科学技術委員会へ参加
- 12.22 特許実体法統一化研究会第 3 次会議開催
- 12.24 審決文に用いられる用語の純化方法に対する研究発注事業の最終報告書に対する評価会議の開催
- 12.27 法院に対する審判請求等通知に関する例規の制定（特許審判院例規第 13 号）
- 12.30 電気電子分野審査・審判官合同会議開催

4. 2004年主要報道内容及び庁長広報活動

政策広報担当官室 行政事務官 クォン・ヨンジュ

イ. 新聞、放送主要報道内容

日時	報道内容	報道媒体	担当部署
1. 9	PCT 国際出願、電子出願の際に 25 万ウォン減免	韓国経済、第一経済など	情報開発課
1. 14	インターネットを利用した遠隔検針システム技術及び特許出願動向	デジタルタイムス、大田毎日	電子課
1. 16	特許庁、「2004 全国学生創造力オリンピック」開催	ファイナンシャル、連合など	発明政策課
1. 19	特許庁、「特許行政革新ワークショップ」開催	電子新聞、デジタルタイムス	人力管理課
2. 9	韓・モンゴル特許庁長会談開催	韓国経済、ソウル新聞など	国際協力課
2. 16	特許庁、商品解説インターネット検索サービス実施	韓国経済、第一経済など	審査基準課
2. 18	特許庁、デザイン（意匠）審査、完全電算化実現	韓国経済、毎日経済など	意匠 1 課
2. 26	知識財産強国実現のための特許行政ビジョンの提示	朝鮮日報、毎日経済など	企画予算課

		ど	
2. 27	特許庁、「偽物」を協力に取り締まることに	東亜日報、中央日報など	産財課
3. 5	キャラクター商標が人気を集める	第一経済、連合ニュース	商標 3 課
3. 16	特許技術の事業化に 1,831 億ウォンを支援することに	ファイナンシャル、毎日経済など	発明政策課
3. 22	ユビキタス時代、電子タグを付けよう	韓国経済、電子新聞など	電子課
3. 31	韓国、米国内の特許出願第 4 位に上昇	朝鮮日報、中央日報など	国際協力課
4. 6	第 32 回ジュネーブ国際発明新技術及び新製品展示会での全員受賞	朝鮮日報、中央日報など	発明政策課
4. 19	特許庁、APEC 知財権会議の議長国遂行	ファイナンシャル、大田毎日など	国際協力課

日時	報道内容	報道媒体	担当部署
5. 4	特許庁、「2004 女性用品及び発明品博覧	韓国日報、毎日経済な	発明政策

	会」開催	ど	課
5. 4	特許庁、「第 10 回女性発明優秀事例発表会」開催	朝鮮日報、毎日経済	発明政策課
5. 6	特許庁、5 月「発明の月」に多様な発明行事を開催	中央日報、第一経済など	発明政策課
5. 10	特許庁、韓国電子通信研究院と韓英自動翻訳システム構築のための業務協力約定を締結	第一経済、電子新聞など	情報開発課
5. 11	2004 大韓民国特許技術移転博覧会開催	ファイナンシャル、電子新聞など	発明政策課
5. 19	第 39 回「発明の月」記念行事	朝鮮日報、東亜日報など	発明政策課
6. 1	特許証の再交付を即時発給体制に	マネートゥデイ、大田日報など	登録課
6. 11	韓国、米国内 300 大特許多登録企業に 10 業者が包含	中央日報、東亜日報など	国際協力課
6. 11	特許庁、「事例から学ぶ特許管理 10 大戦略」発表	マネートゥデイ、第一経済など	情報開発課
6. 19	特許庁、「2004 職務発明コンテスト」及び	中央日報、ソウル経済	発明政策

	「職務発明フォーラム」開催	など	課
6. 21	特許庁、特許技術常設市場「テーマ技術館の運営」	中央日報、韓国経済など	発明政策課
6. 29	発明夢木らの揺籃、発明工作教室にいらっしやい	第一経済、デジタルタイムス	発明政策課
7. 5	特許庁、「特許技術移転セミナー」開催	デジタルタイムス、貿易日報	発明政策課
7. 9	特許庁、韓国生命工学研究院と業務協力協定の締結	毎日経済、電子新聞など	遺伝工学課
7. 12	特許ネットのノウハウ、世界に知らせる	中央日報、韓国経済など	情報企画課
7. 16	ユビキタス関連の特許情報提供サイトの登場	ヘラルド経済、第一経済など	電子課
7. 19	特許庁！WIPO と共同で知財権サイバー講座を開設	毎日経済、デジタルタイムスなど	学事課
日時	報道内容	報道媒体	担当部署
7. 20	「第 17 回大韓民国学生発明展示会」開幕	朝鮮日報、第一経済など	発明政策課

8.19	西洋、神話商標出願の66%がグリスローマ神話	韓国経済、第一経済など	商標3課
8.26	第3回全国大学発明クラブコンテスト開催	ソウル経済、デジタルタイムスなど	発明政策課
9.16	特許庁、「第2回発明奨学生選抜」	毎日経済、中都日報	発明政策課
9.16	韓国特許庁、世界最初でWIPOとオンライン文書交換を始める	韓国経済、電子新聞など	情報開発課
9.22	韓国、国際特許出願世界第6位	韓国経済、第一経済など	国際協力課
9.25	金鐘甲特許庁長、第40次WIPO総会参席及びIMFセミナーでスピーチ	東亜日報、韓国日報など	国際協力課
10.5	特許庁の「特許ネット」、全世界特許システムに	毎日経済、韓国経済など	情報企画課
10.9	韓国の国際特許電子出願率、世界最高	大田日報、大田毎日など	国際協力課
10.22	特許庁、低開発国の知識財産閣僚会議開催	東亜日報、中央日報など	国際協力課

10.29	珍しい発明品が全部集まった	毎日経済、韓国経済など	発明政策課
11. 4	AP-SoC 2004 (アテーシステムオンチップ2004) 開催	デジタルタイムス、第一経済など	電気課
11.25	特許庁、24 時間 non-stop 電子出願サービスを支援	毎日経済、電子新聞など	情報開発課
11.26	第 2 回女性発明コンテスト開催	韓国経済、第一経済	発明政策課
12. 2	韓国特許権、シンガポールでも認められる	毎日経済、韓国経済など	国際協力課
12. 2	韓、中、日 3 国間の特許協力が加速化	中央日報、ファイナンシャルなど	国際協力課
日時	報道内容	報道媒体	担当部署
12.14	7 大学の 2,730 名、今年サイバー知財権受講単位を認定	連合ニュース、貿易日報など	情報企画課
12.16	科学技術者、R&D 事業の遂行時に特許情報の活用熱気が高まる	連合ニュース、NEWSWIRE	情報企画課
12.22	特許庁、政府部署で最初に在宅勤務を導入	ソウル新聞、毎日経済	情報開発

		など	課
12.27	公務員の職務発明補償金を大幅に増額	デジタルタイムス、ソウル経済など	発明政策課
12.29	国際特許出願の審査も品質経営概念を導入	第一経済、デジタルタイムス	審査調停課
12.29	特許庁、「職務成果契約制の全面」実施	デジタルタイムス、電子新聞など	革新人事課
12.30	弁理士英語試験を TOEIC などの民間試験に代替	ソウル新聞、グッドデイ新聞など	産財課
12.31	特許庁、今年の 10 大知財権国際ニュースを発表	ヘラルド経済、電子新聞	国際協力課

ロ. 庁長のマスコミインタビュー及び対談

日時	報道機関	場所	主題
1.5	京仁毎日	ソウル事務所	特許庁の力点推進事項
2.5	KBS	ソウル事務所	中国内韓国企業の知財権被害現況と特許庁の対応方案
2.19	YTN	事務室	‘04 特許行政の主要力点推進事項
4.9	中央デイリー&ヘラルドトリビューン紙	ソウル事務所	知財権保護のための特許庁の政策
4.14	CMB	事務室	参与政府 1 年間特許行政の成果及び 2004 年度特許行政の力点推進課題
4.16	政経ニュース	ソウル事務所	21 世紀知識財産強国としての跳躍のための 2004 年度の特許行政力点推進政策方向
5.10	KBS	発明人の殿堂	未来を作る創造精神－発明人の殿堂
5.11	K-TV	ソウル事務所	発明の月企面对談（発明韓国を夢見る）
5.13	ソウル経済	書面	特許審査期間短縮に主力し、2 年以内に 24 時間電子出願
5.14	中央日報	ソウル事務所	国際特許紛争に備えるように特許マップ 120 分野、間もなく完成
5.14	韓国経済	書面	中期国際特許訴訟費用の支援を推進
5.17	YTN	事務室	特許技術が競争力
5.19	YTN	スタジオ	発明の日、新技術強国を夢見る
5.20	ファイナンシャル	書面	知識財産教育センターの着工…発明・特許の拡散に主力
7.8	YTN	マルチメディアセンター	特許庁－韓国生命工学研究院と協約締結
9.7	韓国経済	ソウル事務所	特許行政革新のための力点推進事項
9.7	K-TV	ソウル事務所	特許行政革新のための力点推進事項
9.17	中央日報	ソウル事務所	特許行政革新のための力点推進事項

9.20	電子新聞	事務室	特許行政革新のための力点推進事項
9.23	ファイナンシャル	ソウル事務所	知識財産権の経済的重要性及び発展方案
10.12	マネートゥデイ	ソウル事務所	知識財産権の経済的重要性及び発展方案
10.19	来日新聞	事務室	知識財産権の経済的重要性及び発展方案
10.25	韓国経済	新羅ホテル	低開発国知識財産権閣僚会議関連
10.26	YTN	スタジオ	低開発国知識財産権閣僚会議関連
日時	報道機関	場所	主題
11.4	ソウル経済	ソウル事務所	企業特許の事業化を積極的に手伝う
11.8	毎日経済	ソウル事務所	特許審査の待機期間を 10 ヶ月に大きく減らす
11.9	サイオンタイムズ	ソウル事務所	R&D 活性化のために総体的に支援
11.10	YTN	事務室	特許審査、早まった
11.25	ソウル経済	ベクサン研究院	座談会（企業の革新技術流出、どうやって対応するか）
12.7	毎日経済	ソウル事務所	2004 新技術動向調査の結果発表会関連
12.8	韓国経済	ソウル事務所	韓国特許技術大展関連
12.23	K-TV	ソウル事務所	特許庁の革新推進関連
12.28	K-TV	ソウル事務所	特許庁、「職務成果契約制の全面」実施
12.28	YTN	事務室	特許庁、「職務成果契約制の全面」実施

ハ. 庁長寄稿

日時	報道機関	主 題
1. 2	月刊 イノビズ	知識財産の創出、保護、活用に全ての力量を結集しなければ
1. 15	韓国日報	知識基盤社会の礎石、「特許」
1. 15	ビジネスタイムズ	KIPO Role & Vision Engine to Be Front-Runner in New Global Paradigm
1. 21	大田毎日	知識財産審査、「迅速に」
4. 14	毎経 ECONOMY	経済望ましい循環の前提条件
5. 15	大田日報	特許インフラの拡充
5. 18	韓国経済	知識財産の保護が国家の未来を左右する
5. 19	文化日報	グローバル時代の特許戦略
6. 1	月刊 ミズエン	女性の領域を乗り越えて
8. 9	中都日報	21世紀アイデアを現実に
10.23	韓国経済	知識財産が国富創出の近道
10.25	中都日報	発明は人類発展の原動力
11.27	大田日報	国際特許紛争と技術競争力
11. 1	ソウル経済	行政も顧客感動時代
11.10		紅葉がくれる知恵
11.17		怠けに対する賛美
11.24		特許情報も活用しないと意味無い
12. 1		職務発明
12. 8		東医寶鑑は文化財ではない
12.15		乙酉年、黄金鶏を育てよう
12.22		第3のウェーブと在宅勤務
12.29		我々は皆予備発明家

ハ. 庁長記者懇談会

日時	報道機関	主 題
----	------	-----

2.25	大田庁舎出入記者団	特許行政の長期ビジョンと課題
9.21	大田庁舎出入記者団	特許政策推進方向
12.28	大田庁舎出入記者団	職務成果契約制の実施

2005知識財産白書

発行日: 2005年8月 日

発行人: 金鐘甲

発行処: 特許庁

〒 302-701

大田広域市西区屯山洞920番地

※ 2005知識財産白書に**関**して**気**になる事項があれば財政企画官室

(042-481-5040)で問い合わせするよう願います。